武蔵村山市
第五次長期総合計画

（令和３年度～令和１２年度）

令和３年３月
武蔵村山市

<市の木「榎」>

<市の花「茶の花」>

<市の鳥「メジロ」>

<市役所から富士山方向を望む>

目　次

第１編　基本構想

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の趣旨 …… 1
第２節　計画の構成と期間 …… 1

第２章　計画の背景と課題

第１節　本市の概況 …… 2
第２節　まちづくりの現状 …… 9
第３節　本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題 …… １２

第３章　まちづくりの目標

第１節　まちづくりの理念 …… １６
第２節　将来都市像 …… １７
第３節　人口フレーム …… １８
第４節　将来都市構造 …… ２０

第２編　前期基本計画

序　章　施策の体系 …… ２５

第１節　施策の体系 …… ２６

第２節　基本計画の見方 …… ２８

第１章　市民との協働による地域振興 …… ３１

第１節　コミュニティ …… ３３

1　地域コミュニティ …… ３３

2　交流 …… ３６

第２節　パートナーシップ …… ３９

1　情報共有 …… ３９

2　市民参加と協働 …… ４２

第２章　健康で明るく暮らせるまちづくり …… ４５

第１節　健康・医療 …… ４７

1　健康づくり …… ４７

2　医療・救急 …… ５１

3　社会保障制度 …… ５５

第２節　福祉 …… ６１

1　地域福祉 …… ６１

2　子ども・子育て支援 …… ６７

3　高齢者福祉 …… ７９

4　障害者福祉 …… ８４

5　生活支援 …… ８９

第３節　暮らし …… ９３

1　消費生活 …… ９３

2　雇用 …… ９６

第３章　安全で快適なまちづくり …… ９９

第１節　安全・安心 …… １０１

1　災害対策 …… １０１

2　消防体制 …… １１０

3　交通安全 …… １１３

4　防犯対策 …… １１７

第２節　都市基盤 …… １２０

1　都市づくり …… １２０

2　道路 …… １２５

3　住宅・宅地 …… １３０

4　下水道 …… １３４

5　廃棄物処理とリサイクル …… １３７

第３節　地域交通 …… １４０

1　モノレール推進 …… １４０

2　地域交通 …… １４３

第４章　誰もが学び活躍できるまちづくり……１４７
第１節　人権……１４９
１　人権・平和……１４９
２　男女共同参画……１５３
第２節　教育……１５７
１　学校教育……１５７
２　生涯学習……１６７
３　スポーツ・レクリエーション……１７２
第３節　文化……１７７
１　市民文化……１７７
２　伝統文化・文化財……１７９

第５章　地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり……１８５
第１節　産業……１８７
１　農業……１８７
２　商・工業……１９２
３　観光……１９８
第２節　景観……２０２
１　都市景観……２０２
２　水とみどりのネットワーク……２０４
第３節　環境……２０７
１　自然環境……２０７
２　公園・緑地……２１０
３　地球温暖化対策……２１４
４　公害対策・環境美化……２１６

第６章　計画の推進に向けて……２２１
第１節　行政運営……２２３
第２節　財政運営……２２９
第３節　広域行政……２３３

第７章　国土強靭化地域計画……２３５
第１節　国土強靭化地域計画……２３６
１　国土強靭化の概要……２３６
２　脆弱性評価……２３８
３　強靭化に向けた取組……２５１

資料編
１　SDGs で定める 169 のターゲット……２５９
２　長期総合計画審議会……２７２
３　第五次長期総合計画策定委員会……２８３
４　その他の市民参加……２９３

第１編　基本構想

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の趣旨

本市は「第四次長期総合計画（前期基本計画）」を平成 23 年 3 月に、「後期基本計画」を平成 28 年 3 月に策定し、将来都市像に掲げた「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会構造の変化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、新型コロナウイルス感染症への対応など、地域や行政が抱える課題は多岐にわたり、地方自治体にはより一層の柔軟な対応が求められています。

このような情勢を踏まえ、社会潮流の変化や複雑化・多様化する課題に的確に対応し、市民や事業者等との協働によるまちづくりを推進するため、今後 10 年間における行政運営の目標と基本的な方針、主要施策等を明らかにした「武蔵村山市第五次長期総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画から「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化地域計画」を「基本計画」に内包して策定しています。

第２節　計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 つで構成されます。

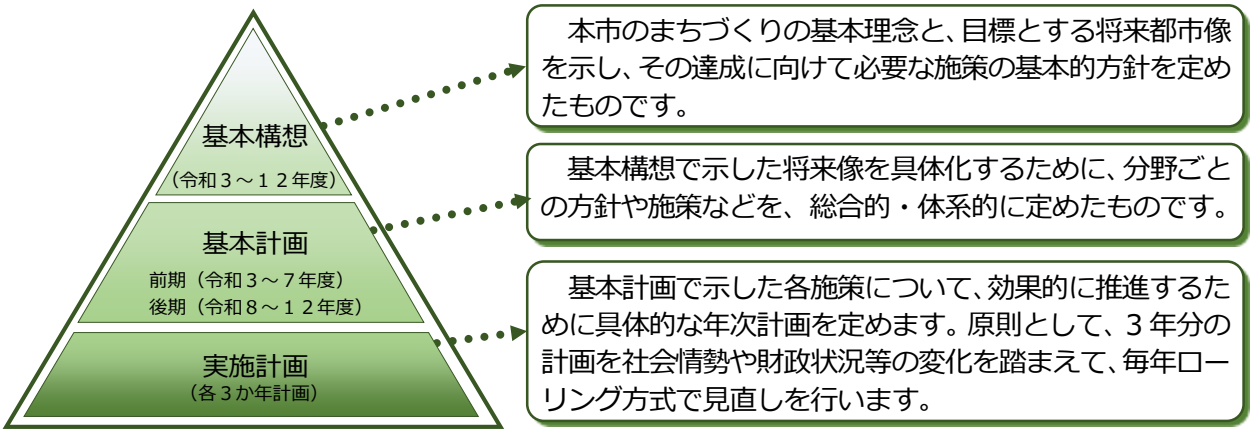

計画の期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間です。「基本計画」については、令和 7 年度までの 5 年間を前期とし、令和 8 年度からの 5 年間を後期とします。「実施計画」は具体的な 3 年分の計画を策定し、毎年ローリング方式で見直しを行います。

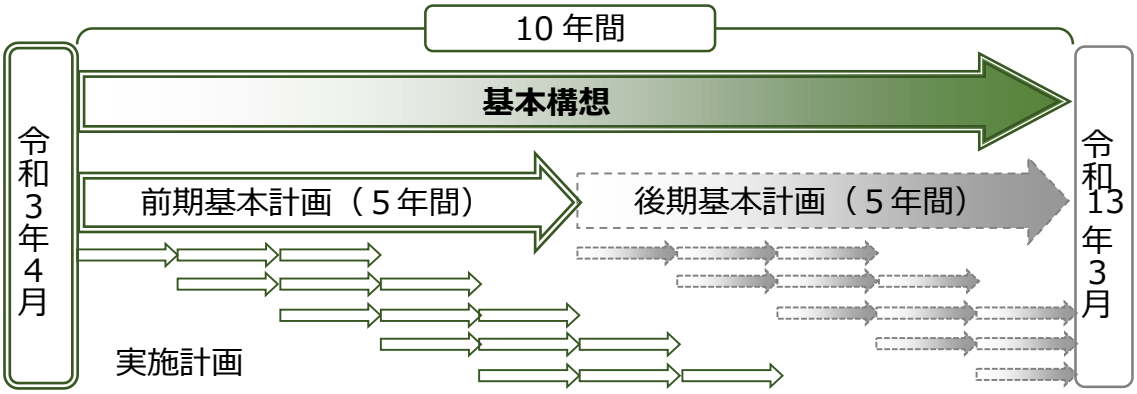

第２章　計画の背景と課題

第１節　本市の概況

1　位置・地勢

本市は、新宿副都心から約 30km 西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人が訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（野菜、茶、果樹園など）がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の 2 本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。

図１　武蔵村山市の位置

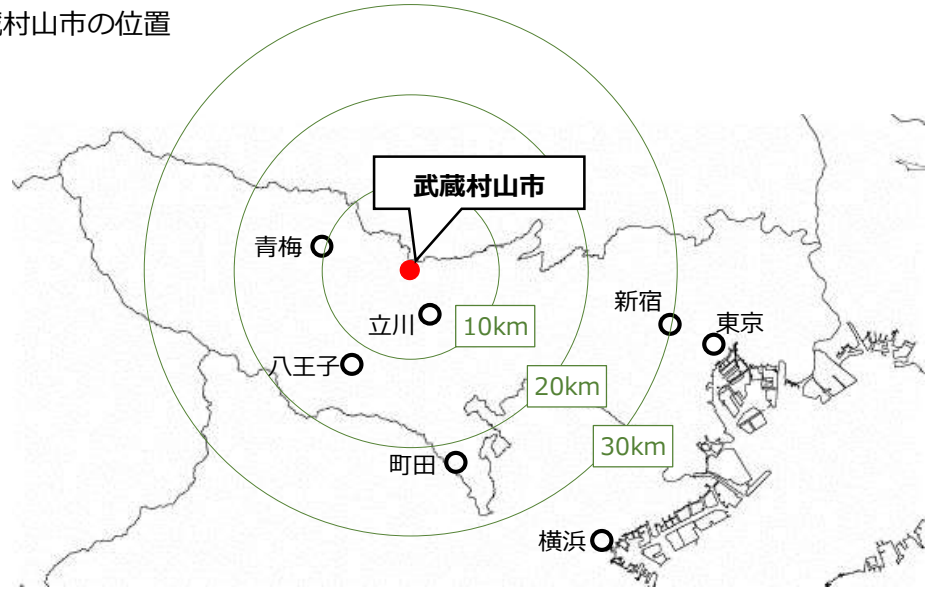

2　市の沿革

武蔵野台地の西辺に位置する狭山丘陵の周辺は、古くから村山郷と呼ばれており、地名の起こりは、狭山丘陵の峰々を指した「群山（むれやま）」がなまって「村山」になったといわれています。

平安時代末期には、武蔵七党の一つである武士団「村山党」がこの地に生まれ、鎌倉時代に書かれた「吾妻鏡」にその名が登場し、「村山」の名が文献に刻まれました。

江戸時代には、中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の 4 村が成立し、以後、幾多の変遷を経て各村は合併し、大正 6 年に一つの村となり、村山郷にちなんで「村山村」となりました。

その後、昭和 29 年に町制を施行し「村山町」となりました。

さらに、都内最大の都営村山団地の建設等により人口が急増し、この人口増加に伴って、昭和 45 年 11 月 3 日、市制施行により「武蔵村山市」が誕生しました。

市制施行後は、昭和 52 年に新市庁舎が完成し、昭和 55 年の市制施行 10 周年には武蔵村山市民憲章を制定しました。

また、この年には市民の足として欠かすことのできない市内循環バスの運行を開始しました。

さらに、昭和 59 年には非核平和都市宣言を行いました。

平成 2 年には市制施行 20 周年を機に、長野県栄村と姉妹都市提携を行い、平成 8 年には、市民との連携により「心から住んでよかったと思えるまちづくり」を推進するために、ふれあいまちづくり宣言を行いました。

そして、平成 14 年には市民憩いの施設である村山温泉「かたくりの湯」をオープンし、平成 26 年に、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営み「にぎわいと活力あるまちづくり」を推進するために、スポーツ都市宣言を行いました。

平成 29 年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定に伴い、モンゴル国のホストタウンとして登録され、同国ウランバートル市ハンオール区と相互交流が始まり、令和 2 年 11 月 3 日には市制施行 50 周年を迎えました。

3 人口

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和 40～45 年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成 14 年頃から再び増加傾向に転じており、令和 2 年 10 月 1 日現在の総人口は 71,988 人で、世帯数は 32,043 世帯となっています。

図２　総人口・世帯数の推移　（各年 10 月 1 日現在）

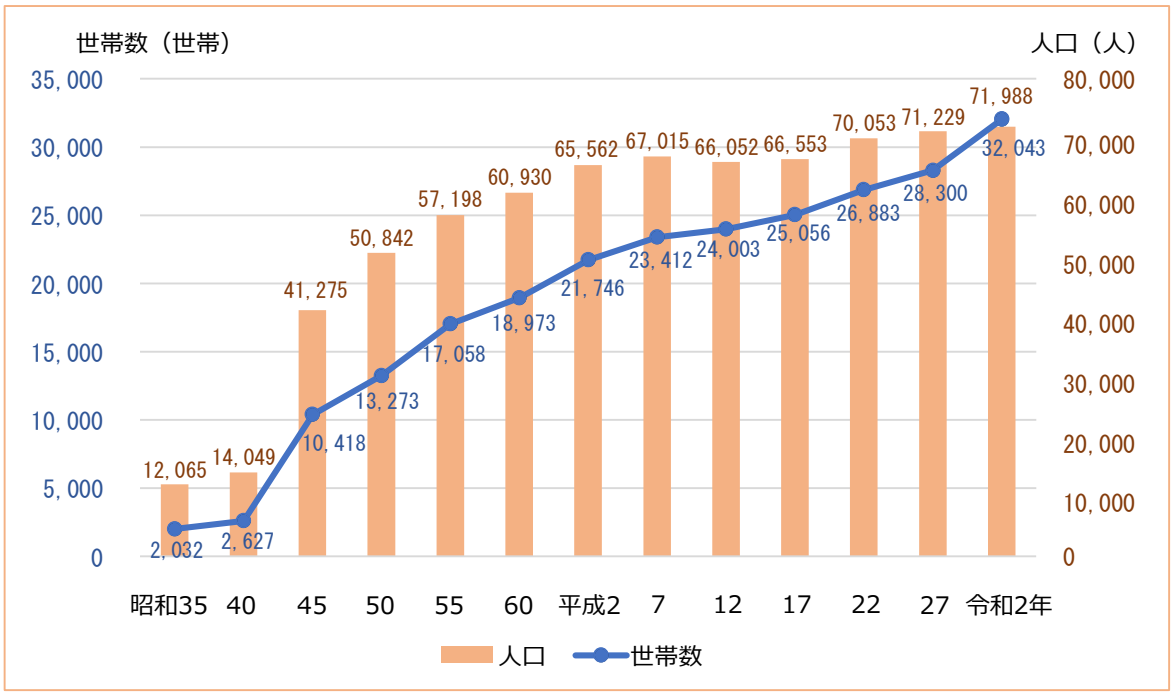

出典：平成 27 年までは国勢調査、令和 2 年は住民基本台帳

⑵ 年齢３区分別人口

年齢３区分別人口の推移を見ると、65 歳以上の老年人口が増加する一方で、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向を示しており、今後は更なる年少人口及び生産年齢人口の減少が予測され、少子高齢化が進行しています。

図３　年齢３区分別人口の推移　（各年 10 月１日現在）

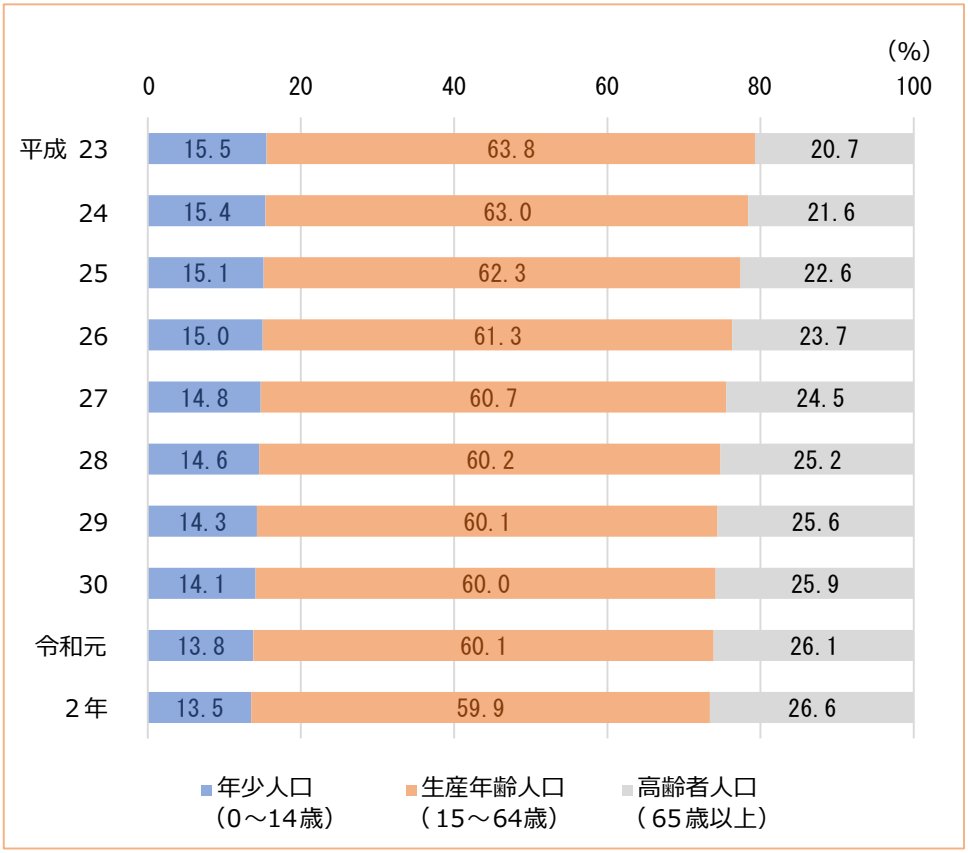

出典：住民基本台帳

⑶ 昼夜間人口

本市における昼夜間人口の推移を見ると、昼間における人口流出の傾向が見られます。年齢・性別ごとに見ると、昼間における生産年齢の男性の流出の割合が高く、ベッドタウン(*1)としての性格が顕著です。

図４　昼夜間人口比率の推移

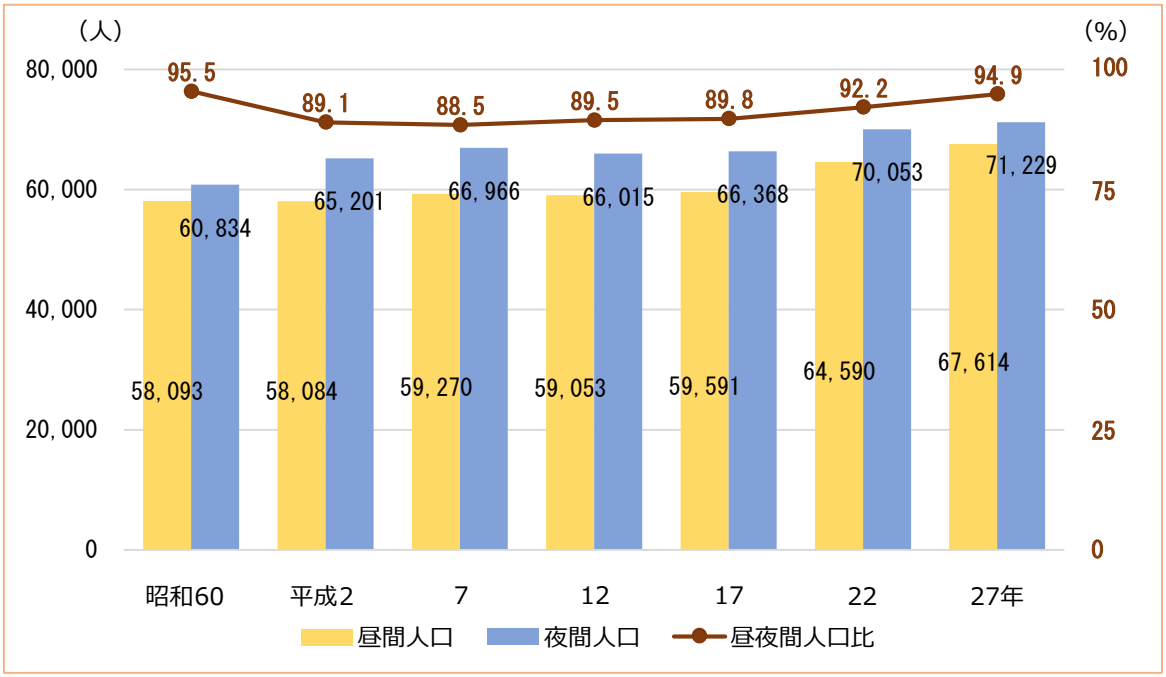

出典：国勢調査

図５　男女別年齢別昼夜間人口比率

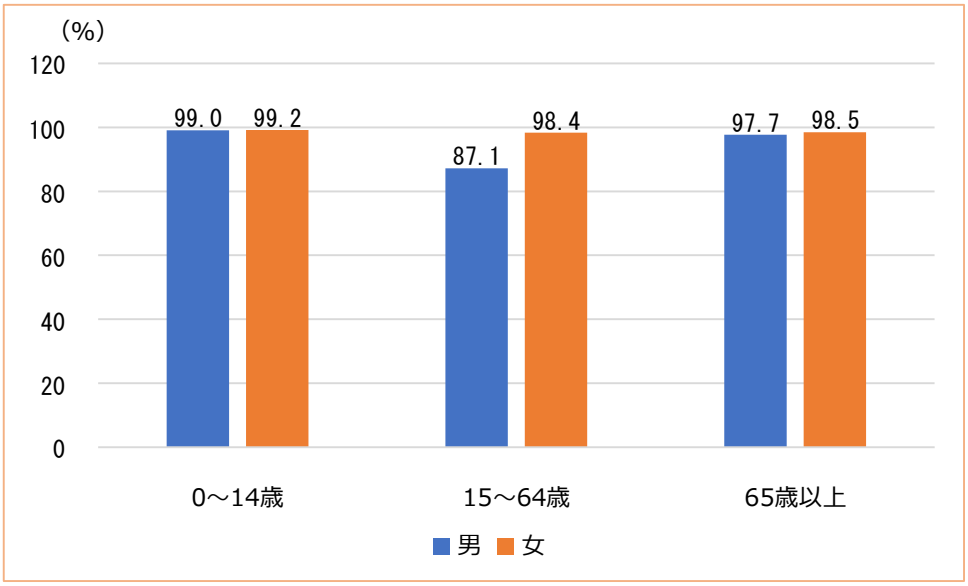

（注）夜間人口を 100%とした場合の昼間人口の割合

出典：平成 27 年国勢調査

(*1)ベッドタウン：都心へ通勤する者の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した都市

⑷ 産業別就業人口

本市の産業別就業者人口の近年の動向を見ると、第 1 次産業(*2)及び第 2 次産業(*3)の比率が減少傾向にあるのに対し、第 3 次産業(*4)の比率は増加傾向にあります。

図６　産業別就業人口

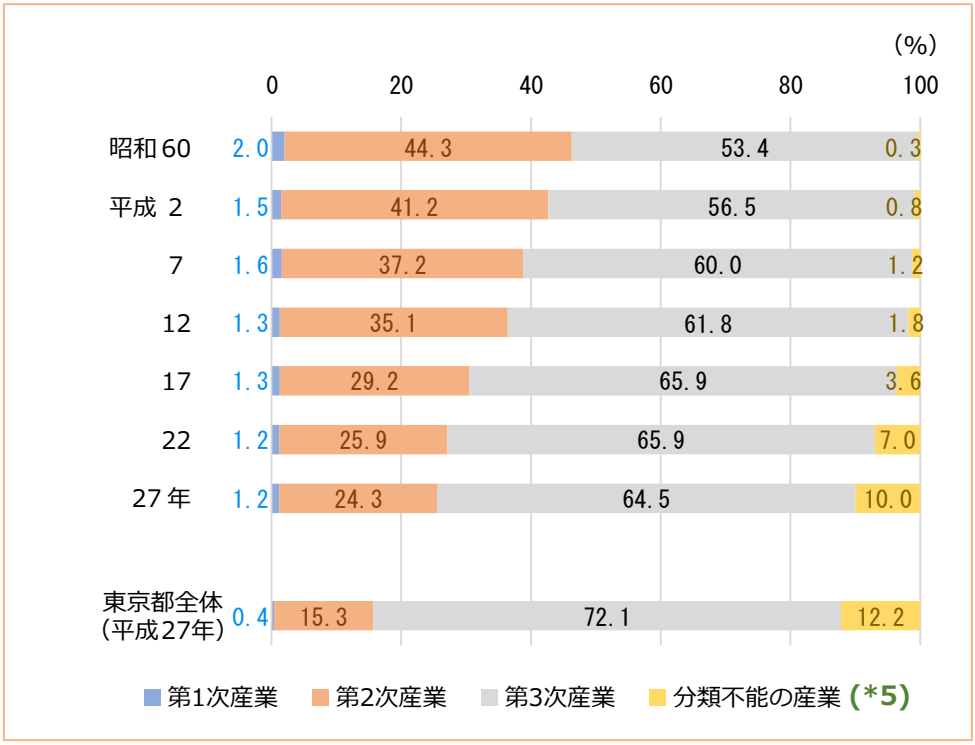

出典：国勢調査

(*2)第 1 次産業：農業、林業など
(*3)第 2 次産業：建設業、製造業など
(*4)第 3 次産業：卸・小売業、電気・ガス・水道、サービス業など
(*5)分類不能の産業：第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業のいずれにも分類できない産業で、調査票の記入不備などによって分類が不可能だったものなどを含む

4 財政

普通会計(*6)の歳入決算額は、令和元年度で約 290 億円となっています。

歳入の内訳を見ると、最も多いのが市税で約 104 億円となっており、次いで国庫支出金の約 61 億円、都支出金の約 46 億円となっています（図 7 参照）。

歳出額を性質別で見ると、最も多いのが扶助費であり、高齢化の進行などの社会構造の変化等により、令和元年度は約 109 億円となっています（図 8 参照）。

財政状況を表す財政力指数(*7)は、リーマンショックや東日本大震災等の影響により一時的に低下したものの、平成 25 年度以降は緩やかに上昇傾向で推移していました。しかし、平成 30 年度から再び低下し、令和元年度の指数は 0.827 となっています（図 9 参照）。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率(*8)については令和元年度で 95.3%となっており、新たな行財政需要などへ柔軟に対応しにくい状況にあります（図 10 参照）。

借入金に係る財政指標である実質公債費比率(*9)については、国が財政悪化の基準として定める早期健全化基準の 25%を大きく下回っており、財政の健全性を保っています（図 11 参照）。

図７　普通会計決算における歳入額の推移

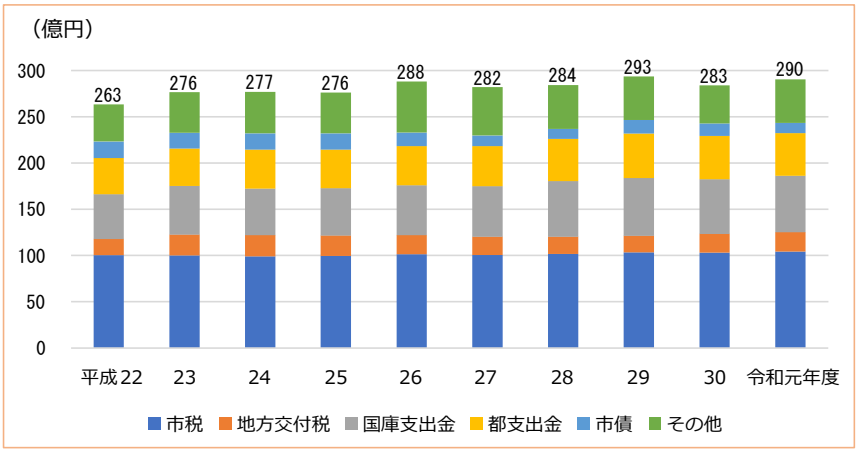

図８　普通会計決算における歳出額の推移

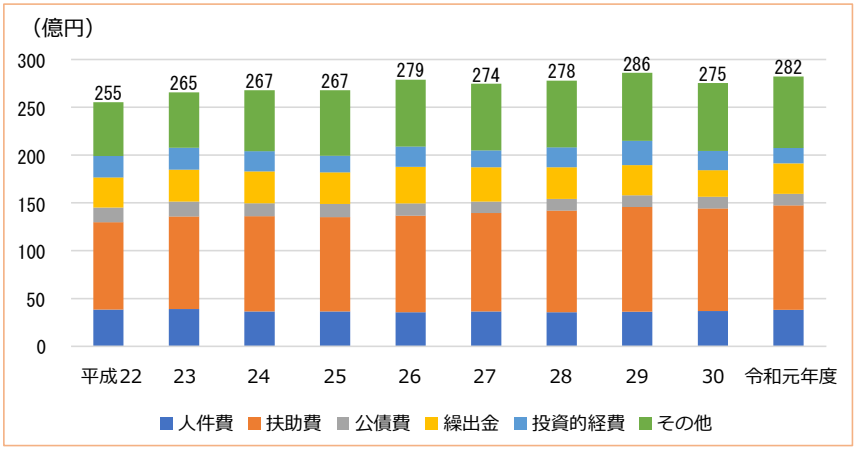

(*6)普通会計：総務省が定める基準によって、一般会計と特別会計の一部を合算し、重複する額等を控除した決算統計で使用される会計
(*7)財政力指数：財政力を表す指標で、過去 3 年間の平均値。1.0 を上回ると財政的に余裕があるとされ、地方交付税不交付団体となる。
(*8)経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた経常的一般財源（市税、地方譲与税など）が経常的一般財源全体に占める割合。この数値が高くなるほど、新たな行財政需要などに対応しにくくなるとされる。
(*9)実質公債費比率：地方公共団体がこれまでに借り入れた地方債の償還金が一般財源に占める割合。3 か年平均により表す。

図９　財政力指数の推移

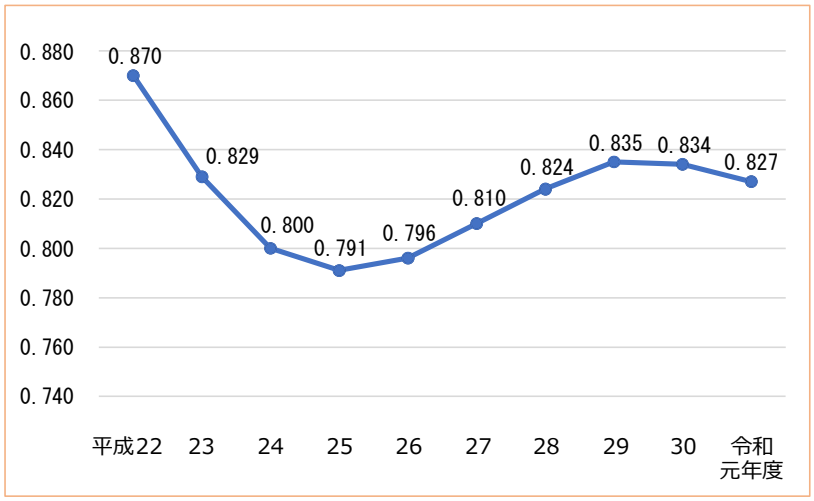

出典：普通会計決算状況調書

図 10　経常収支比率の推移

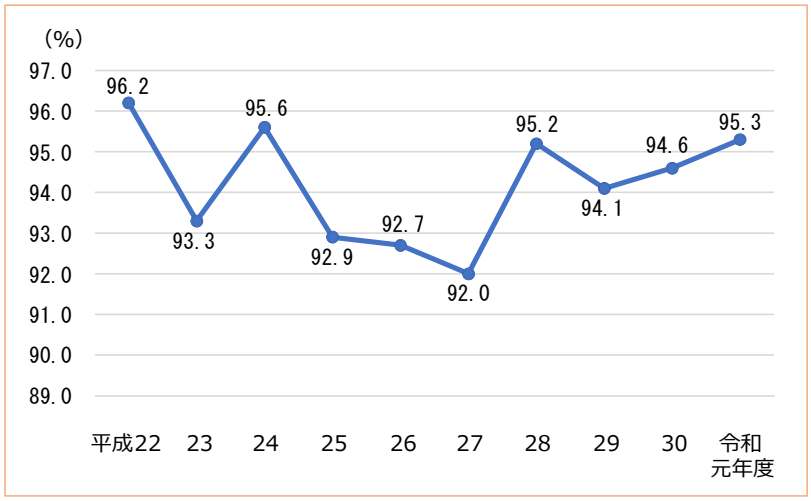

出典：普通会計決算状況調書

図 11　実質公債費比率の推移

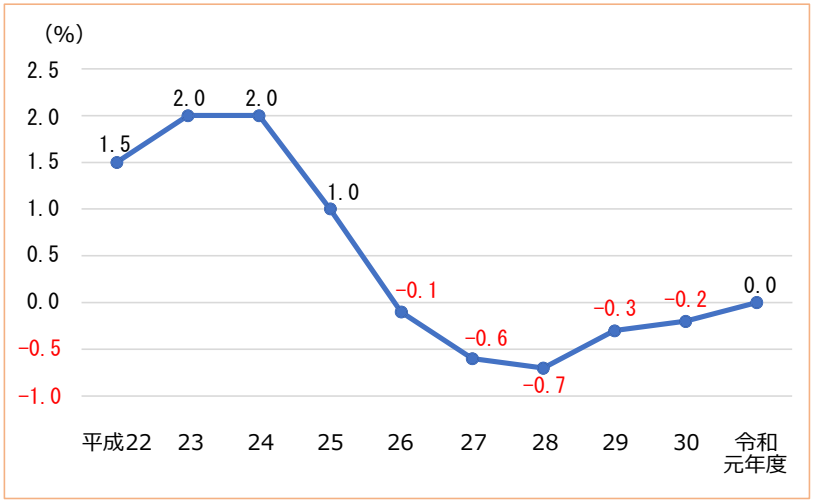

出典：普通会計決算状況調書

第２節　まちづくりの現状

「第四次長期総合計画」では、将来都市像「人と緑が織りなす　夢ひろがる　やさしいまち　むさしむらやま」の実現のため、次の６つの方針を定めて各種施策を展開してきました。

１ 市民が自ら考え行動するまちづくり

みんなで支え合う地域社会の形成に向けて、小学校区ごとに設置された地域みんなでまちづくり会議に市職員が参加し、市民と市の情報共有を図るとともに、企業や大学と包括連携協定を締結し、様々な分野で連携・協力を図るなど、市民や事業者等と市が協働によりまちづくりを進めてきました。

さらに、市の各種計画策定において市民の意見を取り入れるため、審議会や委員会などの設置に努め、公募委員の募集に当たっては、無作為抽出方式を採用するなど、市民参画の機会の提供に努めてきました。

また、ホームページの外国語翻訳サービスを充実するなど、増加する外国人にとっても住みやすいまちづくりを推進してきました。

市民と市が良きパートナーとして連携し、市民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、市民に分かりやすい情報の積極的な公表や、公共データのオープンデータ(*10)化などに努めてきました。

あわせて、市報のリニューアルやインターネットを活用した情報提供の充実など、戦略的な情報発信にも取り組んできました。

２ 安心していきいきと暮らせるまちづくり

危機管理体制の充実や医療・福祉の充実などにより、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてきました。

発生が危惧される首都直下地震等の大地震や、風水害の激甚化等に対応するため、減災施策や災害発生時の対応の強化に向けて「地域防災計画」の見直しを行うなど、防災体制のみならず、災害発生後のスムーズな復旧・復興活動を可能とするための取組を推進してきました。さらに、消防活動を充実するために防火水槽を計画的に整備するとともに、消防団の装備の充実などを図ってきました。

健康づくりについては、各種の健康診査や検診事業を実施し、病気の予防と早期発見に努めてきました。

医療・救急については、医師会等の関係機関と連携し休日・休日準夜診療を実施するなど、救急医療体制の充実に向けた取組等を推進してきました。

さらに、市民がスポーツを通じて豊かで健康的な生活を営むことによる、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指し、平成 26 年 10 月に武蔵村山市スポーツ都市宣言を行い、地域スポーツの振興に努め、スポーツ・レクリエーション施設の整備を行ってきました。

また、各種福祉計画に基づき、地域包括ケアシステムの体制整備、各種就労支援、子ども・子育て支援センターの設置、市民なやみごと相談窓口の運用などの福祉施策を実施してきました。

(*10)オープンデータ：特定のデータを、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、一定のルールのもとに公開されたデータ

3 誰もが自分らしく成長できるまちづくり

全ての市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性を発揮する地域社会づくりを進めてきました。

人権については、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題のほか、男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けて各種講座やイベントを通じて意識啓発に取り組んできました。

また、戦争を知らない世代に平和の尊さを伝えていくために、平和関連事業を実施するなど、平和意識の醸成に努めてきました。

学校教育については、市内の全小・中学校をコミュニティ・スクールとし、地域と連携した教育活動の充実に努めるとともに、基礎・基本の定着、主体的に学ぶ態度の醸成、小学校低学年での読書習慣の確立などに取り組み、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めてきました。

さらに、出前講座の実施や公民館講座の利用促進等により、生涯学習の機会を提供し、市民の主体的な学習活動の支援に努めてきました。

4 快適で暮らしやすいまちづくり

地域の活性化や魅力あるまちの創出を図るとともに、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面延伸を見据えた将来的な利用者の増加にもつながるまちづくりを推進してきました。多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道については、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」を策定し、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に努めるとともに、都市核地区土地区画整理事業を推進してきました。

また、まちづくり条例を制定し、まちづくりにおける市民参加の仕組み、開発事業の手続や基準等を定めるとともに、多摩都市モノレールの延伸後のまちづくりの方向性を明らかにするために、東大和市及び瑞穂町と共同で「モノレール沿線まちづくり構想」を策定するなど、本市の特性をいかした魅力的なまちづくりを推進してきました。

さらに、快適な都市基盤の充実を図るため、市道の拡幅などの道路整備や公園を適正に維持管理するとともに、市内循環バス（MM シャトル）の運行ルートの見直しや乗合タクシー（むらタク）の運行開始など、公共交通手段の充実に努めてきました。

環境に配慮した循環型社会の形成に向けては、4R(*11)の推進及び普及啓発を図り、環境にやさしいライフスタイルの実現に向けた活動を推進してきました。

狭山丘陵を中心としたみどりや残堀川、空堀川などの自然環境については、東京都と連携しながら、良好な景観の保全と創出に努めてきました。

(*11)4R：ごみの減量と再資源化に向けて推奨される、断る(リフューズ/Refuse)、減らす(リデュース/Reduce)、再利用する(リユース/Reuse)、再生利用する(リサイクル/Recycle)の４つの取組の頭文字 R

5 地域の資源を生かした特色あるまちづくり

景観や歴史、文化などの地域資源を生かした産業や観光の振興を図り、特色あるまちづくりを推進してきました。

農業については、魅力ある都市農業を推進するため、認定農業者の支援や地産地消の啓発などに努めてきました。

商・工業については、創業支援や地域ブランド認証事業などを実施するとともに、商店街活動の支援や異業種間交流を推進し、地域経済の活性化に向けた取組を実施してきました。

観光については、狭山丘陵の豊かな自然や地場産業をいかして、村山温泉「かたくりの湯」周辺に交流エリアの形成を図るなど、魅力的で個性豊かな観光まちづくりに取り組んできました。

また、令和２年には武蔵村山観光まちづくり協会が設立され、今後は同協会と連携して各種観光施策の充実を図ります。

景観については、建築物等の色彩や敷地内の緑化の基準等を定めた「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」を策定し、景観重点基準への適合に関する指導等を実施してきました。

文化については、市民会館利用者数の増加に努めたほか、文化活動団体の担い手の確保、文化施設の老朽化対策や、新たな歴史散策コースの設定等に取り組んできました。

6 計画の推進に向けて

行政運営については、老朽化した公共施設等の維持管理が大きな課題となっていたことから、公共施設の現状と将来の見通しを整理し、老朽化対策や公共施設の有効活用を実現するための基本方針等を取りまとめた、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、市民サービスの向上を目的として、指定管理者制度の活用などの民間活用の導入を推進してきました。

財政運営については、経費の削減や、統一的な基準による地方公会計制度の導入などの健全な財政運営に向けた取組を推進してきました。

あわせて、納税意識の啓発に努めるとともに、コンビニエンスストアでの納付の開始など、納付方法を拡充し安定した財源の確保に向けた取組を実施しました。

広域行政については、一部事務組合の運営体制強化や、図書館の相互利用の促進に向けた取組を進めてきました。

第３節　本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題

第四次長期総合計画の期間中にも少子高齢化の急速な進行や情報通信をはじめとした技術革新、国連サミットでの SDGs(*12)の採択、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたグローバル化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大など、社会潮流は大きく変化してきました。

今後のまちづくりに当たっては、市民や事業者等との協働や、限られた財源の有効活用に努め、様々な変化に柔軟に対応するとともに、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通の再編をはじめとして、少子・高齢化への対応、新型感染症に対する新しい日常や生活様式の実現、豊かな自然環境の保全などに的確に取り組む必要があります。

これまでのまちづくりの現状や社会潮流を踏まえ、今後の 10 年を展望した本市のまちづくりを推進するに当たって取り組むべき新たな課題は、次のとおりです。

1　本格的な人口減少と少子高齢社会の到来

今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、令和 35 年には 1 億人を割り込むと予測されています。

さらに、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減り続け、令和 17 年には平成 27 年と比較してそれぞれ 349 万人（約 27%）減、1,234 万人（約 16%）減と大きく減少する一方、老年人口（65 歳以上）のうち、75 歳以上の人口が 627 万人（約 138%）増で、約 1.4 倍に増加すると予測されています。

本市においても、老年人口は増加を続けており、少子高齢化への対策は喫緊の課題となっています。

このような状況に対応するために、高齢者が安心して生活できるとともに、若者が子どもを産み育て、ずっと住み続けたいと思える環境づくりが大切です。

そのためには、福祉や子育て、教育、災害発生時などの様々な場面で、誰もが活躍し、市民同士が支えあうことができる地域共生社会の実現に向けたまちづくりが必要です。

2　持続可能な環境づくりに向けた自然と都市の共存

地球環境を守り次の世代につなげていくためにも、再生可能エネルギー等の利用促進や徹底した省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組など、環境に配慮したまちづくりが求められています。

狭山丘陵をはじめとした、本市が持つ豊かな自然は、かけがえのない財産です。私たちの豊かな暮らしのためのみならず、次の世代のためにも、市民一人一人が、この財産を守るという意識を持って、大切に保全していくことが必要です。

また、近年各地で大きな被害が発生している、地震や台風をはじめとした自然災害に強いまちづくりのために、「国土強靱化地域計画」の策定及び推進が求められています。

一方で、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通ネットワークの再編は、快適な生活の実現には不可欠であり、将来都市構造に定める≪都市核≫と≪都市軸≫を中心として、都心近郊にふさわしい都市機能の充実が求められています。

豊かな自然環境と、便利で安全・安心に暮らすことができる都市環境が調和したまちづくりを展開し、将来にわたって住み続けたいと思える、持続可能な環境づくりが必要です。

(*12)SDGs(Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標（詳細は 15 ページ参照）

3 地域資源をいかした産業等の振興

近年は、SNS(*13)等の情報発信手段の増加に伴い、自治体がそれぞれの特色を前面に打ち出し、他の地域との差別化を図った産業や観光の振興が重要性を増しています。

狭山丘陵の豊かな自然や村山温泉「かたくりの湯」、都市近郊の立地をいかした都市型農業、市民祭りである「村山デエダラまつり」をはじめとした市民との協働によるイベント、独自性のある地域ブランドなどは、本市が誇る重要な地域資源です。

これらの貴重な地域資源を大切に守っていくとともに、地域全体でその重要性を再認識し、活性化を図るとともに、令和2年に設立した武蔵村山観光まちづくり協会と連携し、武蔵村山らしさをいかした個性のあるまちづくりを促進する必要があります。

4 高度情報化社会とグローバル化の進展

政府により目指すべき未来社会として Society5.0(*14)が提唱され、IoT(*15)や AI(*16)、RPA(*17)などを活用した技術は今後ますます発展していくことが予想され、医療、介護、防災等の様々な分野での活用が期待されています。これらの技術は、行財政運営へ効果的に導入することで、事業の効率化等による市民サービスの向上が期待できることから、積極的な活用が求められています。

また、情報技術の発展により、人や物資、情報等の国境を越えた交流が進み、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は見られるものの、訪日外国人観光客や外国人労働者は増加傾向にあり、グローバル化への対応が求められています。

本市においても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定に伴い、モンゴル国のホストタウンとして登録され、新たな国際交流が始まりました。

このことから、文化や生活の違いに対する理解を促進し、多文化共生社会(*18)へ対応するための国際的な視点を持ったまちづくりが必要です。

(*13)SNS(Social Networking Service)：インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス
(*14)Society5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会
(*15)IoT(Internet of Things)：コンピューターやスマートフォンに限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながること
(*16)AI(Artificial Intelligence)：人工的に作られた、人間のような知能
(*17)RPA(Robotic Process Automation)：人が行っていたデータの入力などを、人が実行するのと同じように自動的に入力する仕組み
(*18)多文化共生社会：国籍や民族等が異なる人々が、文化的な違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共にいきていく社会

5 価値観やライフスタイルの変化

時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、一人一人の自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

その中で、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や、誰もが地域とのつながりを持ち、互いに助け合う社会の実現に向けた取組が重要性を増しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新しい日常や生活様式の実践が求められており、今後の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

一方、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定などにより、スポーツへの関心も高まっており、スポーツを通じた健康・体力づくりに誰もが気軽に取り組める環境の充実も求められています。

また、性別、人種、宗教、年齢などにかかわらず、人の多様性を認め合う視点を持った取組が求められており、企業の雇用や地域コミュニティでの活動等において、様々な人が共生し、自分らしさを発揮しながら暮らすことができる社会づくりを進める必要があります。

6 厳しさを増す行財政運営

本市の経常収支比率は 90%以上で推移しており、今後も少子高齢化の進展による社会保障に係る扶助費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る費用負担増などが予測されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹をなす市税収入を中心とした一般財源の減少が懸念され、極めて厳しい財政環境となることが想定されます。

この厳しい市の財政見通しに対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するためには、歳入の確保に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出の削減等に努め、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう取り組むことが求められます。あわせて、審議会などの附属機関等への市民参画機会の充実を図るなど、市民のニーズを適切に把握し、効率的な市政運営を推進する必要があります。

7 SDGs の達成に向けた取組

地球環境や経済活動等の様々な事項に関して、我々人類の営みを持続可能なものとするため、平成 27 年 9 月に、国連総会において SDGs が全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

市では、SDGs についての地域における協力を目的として、公益社団法人立川青年会議所と「地域への SDGs の推進に関する協定」を締結しました。

今後は、SDGs の達成に向けて各施策に取り組んでいく必要があります。

(*12)SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)とは

SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された“2030 年に向けた国際的な社会開発目標”であり、**誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現**に向けて、17 のゴール、169 のターゲットを位置付け、232 の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しました。この指針は国連の SDGs サミットの開催ごとに改訂を行っています。

この指針の改定版（令和元年 12 月 20 日）において、国が目指すビジョンとして「すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳をもって生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない 2030 年の社会を目指す。」が掲げられ、日本が特に注力すべきものとして、以下の 8 つの優先課題が提示されています。

【８つの優先課題】

①あらゆる人々の活躍の推進	②健康・長寿の達成
③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備
⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会	⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
⑦平和と安全・安心社会の実現	⑧SDGs 実施推進の体制と手段

また、地方自治体に求められる取組として、様々な計画への SDGs の要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を活用した持続可能な社会の形成などが示されています。

武蔵村山市 SDGs ホームページ
https://city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1012429.html
スマートフォンからは、QR コードを読み取ってアクセスしてください。

「SDGs 実施指針改定版」（平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定 令和元年 12 月 20 日改定）から一部抜粋

第３章　まちづくりの目標

第１節　まちづくりの理念

1　みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり

地域の課題が山積し複雑化する中で、市民や事業者等と市が一体となって様々な課題に対応していくことが大切です。

また、地域と学校、家庭が協力して将来を担う子どもたちを育てるとともに、互いに助け合える環境を維持･形成するなど、誰もが健康で元気に活躍できるよう、みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくりを目指します。

2　安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり

本市の貴重な資源である狭山丘陵をはじめとする自然環境を保全しつつ、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通ネットワークの再編と、自然災害に強い都市基盤づくりによる都市機能の充実などにより、良好な住環境と都心近郊の生活利便性が共存する、安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

3　地域に根づく文化や産業と自然をいかした個性あるまちづくり

本市が持つ歴史や文化、都市型農業等の産業や、豊かな自然といった地域の特性を守り、将来にわたっていかしていくために、市民や地域の主体的な活動などを促進・支援し、個性あふれる魅力的なまちづくりを目指します。

4　計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響や、公共施設等の維持・更新などによって更に厳しくなることが予想される市の財政状況に対して、財源の効率的な運用及び各種事業の計画的な推進に努めるとともに、公共施設等の最適な配置等を図り、地域社会の実情に合った持続可能で効率的なまちづくりを進めます。

第２節　将来都市像

「第四次長期総合計画」では、「人と緑が織りなす　夢ひろがる　やさしいまち　むさしむらやま」を将来都市像に掲げ、狭山丘陵をはじめとした豊かな緑と人が共存する、みんなが夢を広げ、支え合うやさしいまちを目指して、各種施策に取り組んできました。

本計画では、「第四次長期総合計画」の将来都市像を踏まえ、これからのまちづくりを展開していくに当たって、本市が目指す新たな将来都市像を、次のとおり定めました。

人と人との絆をつむぐ

誰もが活躍できるまち

むさしむらやま

【全体イメージ】

みんなが手を取り互いに支えあい、それぞれの違いを理解し尊重することで、全ての人が幅広く自分の能力を発揮し、主役となれる、にぎやかで明るいまちを表現しています。

【個別イメージ】

～人と人との絆～

まちづくりの理念の「１　みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり」をもとに、市民や事業者等と市が一体となり、様々な課題の解決に取り組むことを表現しています。

～つむぐ～

まちづくりの理念の「３　地域に根づく文化や産業と自然をいかした個性あるまちづくり」をもとに、本市の伝統的工芸品である村山大島紬から着想を得た、「絆」というつながりを紡ぐことを表現した言葉です。

～誰もが活躍できるまち～

まちづくりの理念の「１　みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり」、「２　安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり」、「４　計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり」及びSDGsの要素をもとに、誰もが快適に暮らせる、健康で元気に活躍できるまちを表現しています。

第３節　人口フレーム

１　人口推計

本計画で定める各種施策を計画的に展開していくために、以下のとおり人口推計を行いました。

なお、人口の推計に当たっては、住民基本台帳による人口について、平成 27 年から 30 年までの各年 4 月 1 日を基準に、性別・年齢別・地区別で、コーホート法(*19)により人口推計を行ったトレンド推計に加え、以下の 3 つの人口増加に向けた取組とその設定を、それぞれ実現した場合及び 3 つの取組を全て実現した場合について算出しています。

取組①　出生率の向上・出生者数の増加

出生率の向上を図る施策に取り組み、令和 22 年には合計特殊出生率を 1.70 に引き上げ、その後も維持する。

取組②　若者の転出の抑制

多摩都市モノレールの延伸等による利便性の向上（延伸への期待を含む。）により、20 歳代前半の各年齢の転出超過について、早期に解消する。

取組③　子育て世帯の転入の促進

令和 3 年以降、子育て世帯（夫 32 歳、妻 30 歳、子 2 歳の 3 人家族を想定）が現在よりも毎年 10 世帯ずつ多く転入する。

なお、それぞれの取組における効果などを、長期的な観点で推計する必要があるため、ここでは令和 22 年までの推計を記載しています。

表１　各人口推計　　（基準日は各年 4 月 1 日）

	実数値		推計値（5 年ごと）				
	平成 30	令和 2	2	7	**12**	17	22 年
取組①～③の計	72,510	72,277	73,340	75,095	**76,612**	78,296	79,827
取組①出生率向上			73,269	74,652	75,701	76,852	77,836
取組②若者転出抑制			73,340	74,885	75,944	76,902	77,455
取組③子育て世帯転入			73,269	74,770	75,747	76,596	77,053
トレンド推計			73,269	74,607	75,395	76,045	76,297

(*19)コーホート法：同年（同期間）に出生した集団を指す「コーホート」ごとに、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法

図 12　各人口推計のグラフ

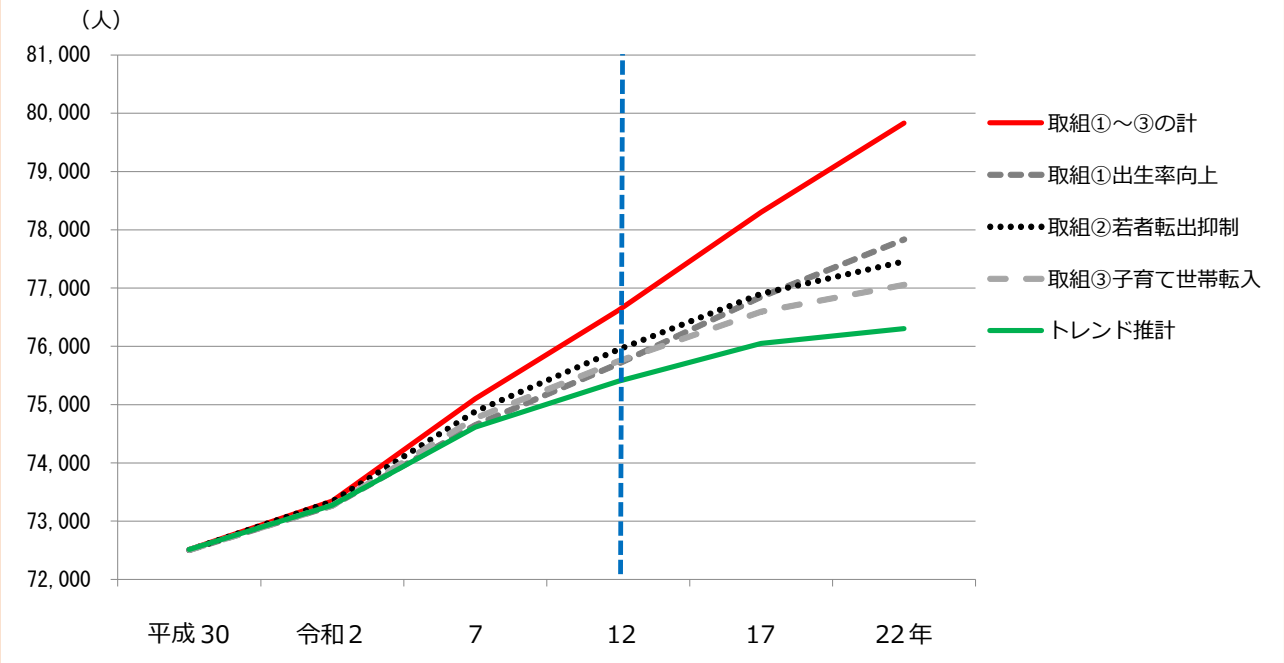

2　人口フレームの設定

人口フレームの設定に当たっては、計画終期である令和 12 年の人口推計における、3 つの取組を全て実現した場合の推計値である 76,612 人を基に、次のように設定します。

令和１２年（２０３０年）
人口　約７６，０００人

第４節　将来都市構造

将来都市像を実現するためには、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備及び計画的な土地利用の誘導を進めていく必要があります。

このため、都市機能の集積と環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特色をいかした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的かつ効果的にまちづくりを進めていきます。

【 核 】

《都市核》

多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が想定される、本町・榎地区の新青梅街道周辺から村山工場跡地の北地区付近までを広く都市核と位置付け、本市の顔となる魅力あふれる中心市街地として、商業、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能を集積します。

《サブ核》

多摩都市モノレールの延伸により、本市の玄関口となる緑が丘地区と中原・岸地区を東西のサブ核と位置付け、市民生活の拠点として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。

《みどりの核》

貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園などをみどりの核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実します。

《憩いの核》

野山北公園周辺を市内外からの人を集客する憩いの核として位置付け、交流施設や観光機能を充実します。

【 軸 】

《都市軸》

新青梅街道とその沿道空間を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化します。

また、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりと厚みをもったうるおいある沿道市街地を形成します。

《みどりの軸》

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ主要幹線道路沿道、残堀川のほか、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道（多摩湖自転車歩行者道）、残堀川自転車道、空堀川沿道などをみどりの軸と位置付けます。

《水の軸》

瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川を水の軸と位置付け、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進し、水とみどりのネットワークを形成します。

【 ゾーン 】

《住宅系市街地ゾーン》

市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。

《沿道市街地ゾーン》

新青梅街道沿道では、新青梅街道沿道地区まちづくり計画に基づき、適正かつ効果的な土地利用や都市機能の向上を図るため、商業・業務、住宅などを主体とした複合的な土地利用を誘導し、にぎわいと活力のある沿道市街地を形成します。

また、多摩都市モノレールの延伸とそれに伴う新駅の設置を見据えた沿道まちづくりを推進します。

《中心市街地ゾーン》

都市核地区土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業・業務、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能の集積を行い、にぎわいと活力のある中心市街地を形成します。

《複合市街地ゾーン》

残堀・伊奈平地区等の一部では、商業や工業、住宅など様々な機能を併せ持つ市街地環境を形成します。

《自然景観形成ゾーン》

狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全に努めます。

村山工場跡地南地区のゾーンは、みどり豊かな土地利用を誘導します。

《大規模農地ゾーン》

多摩開墾のゾーンは、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全に努めます。

図 13　将来都市構造図

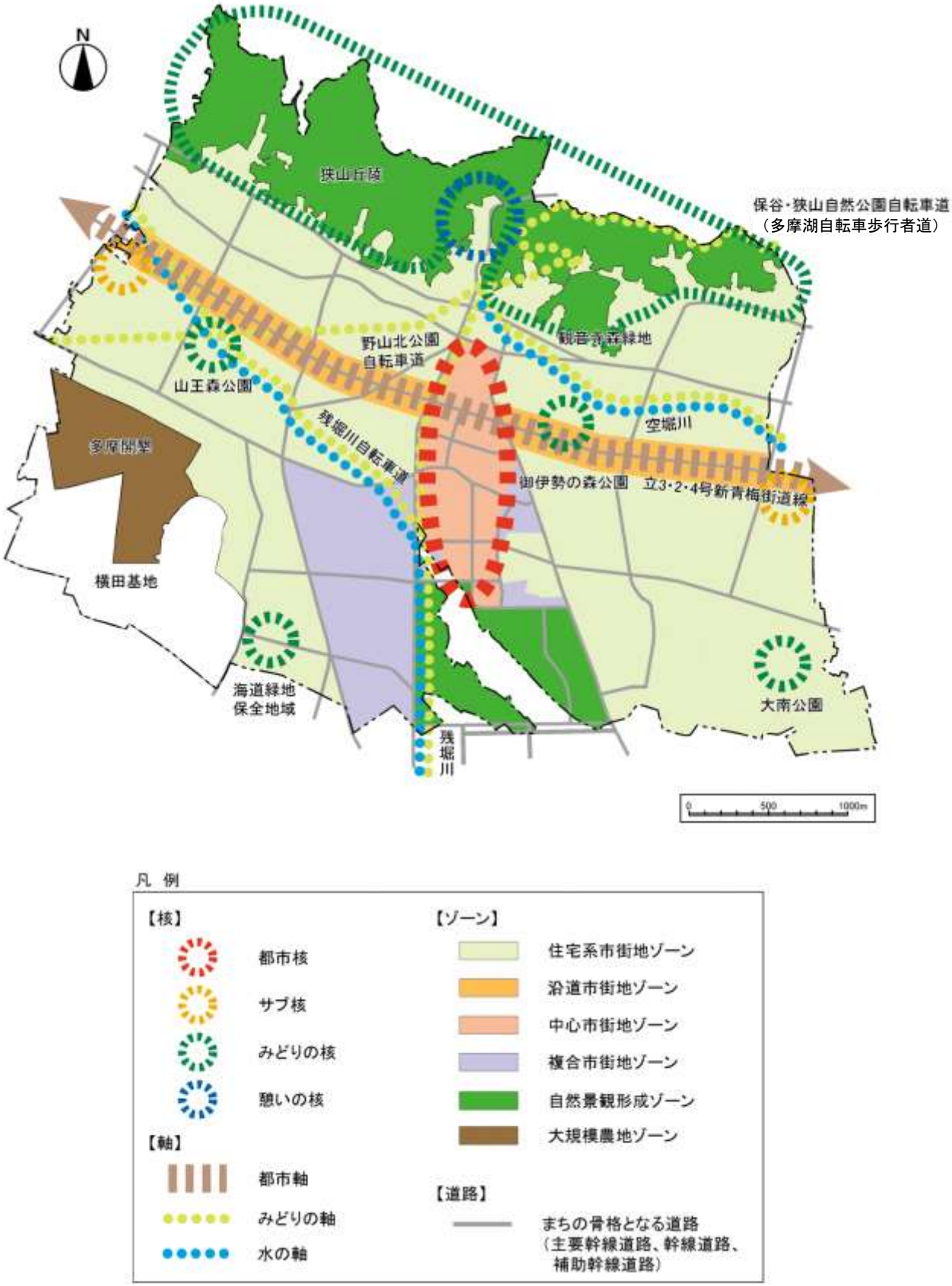
N
狭山丘陵
保谷・狭山自然公園自転車道
（多摩湖自転車歩行者道）
観音寺森緑地
野山北公園
自転車道
山王森公園
空堀川
多摩開墾
残堀川自転車道
御伊勢の森公園
立3・2・4号新青梅街道線
横田基地
海道緑地
保全地域
大南公園
残堀川
0
500
1000m
凡 例
【核】
都市核
サブ核
みどりの核
憩いの核
【軸】
都市軸
みどりの軸
水の軸
【ゾーン】
住宅系市街地ゾーン
沿道市街地ゾーン
中心市街地ゾーン
複合市街地ゾーン
自然景観形成ゾーン
大規模農地ゾーン
【道路】
まちの骨格となる道路
（主要幹線道路、幹線道路、
補助幹線道路）

第２編　前期基本計画

序章　施策の体系

第１節　施策の体系
第２節　基本計画の見方

第１節　施策の体系

「基本構想」で定めた将来都市像の実現のため、「前期基本計画」では施策の体系を次のとおり定め、各分野における施策に取り組みます。

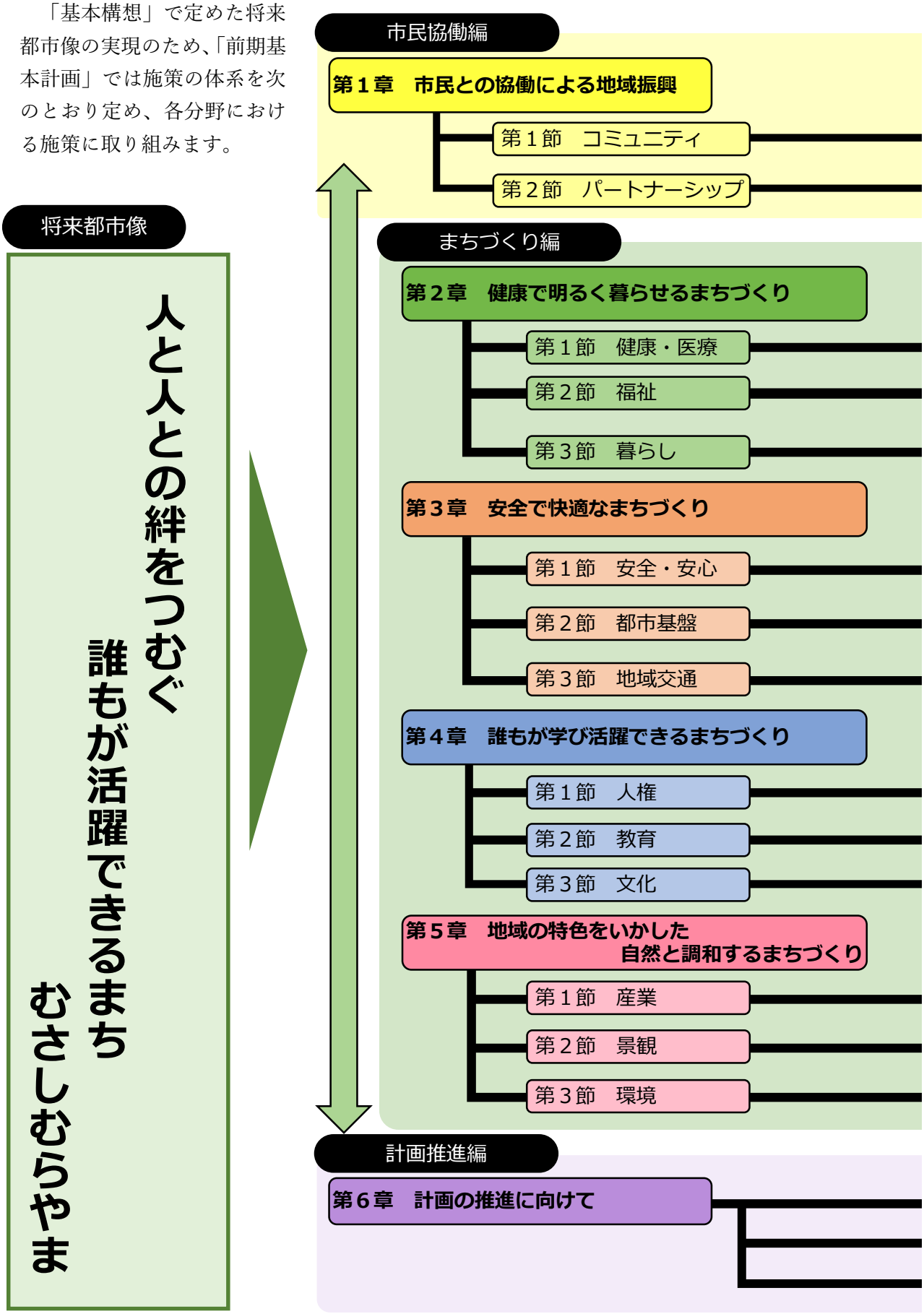

第7章　国土強靭化地域計画

1　地域コミュニティ、２　交流

1　情報共有、２　市民参加と協働

1　健康づくり、２　医療・救急、３　社会保障制度

1　地域福祉、２　子ども・子育て支援、３　高齢者福祉、
4　障害者福祉、５　生活支援

1　消費生活、２　雇用

1　災害対策、２　消防体制、３　交通安全、４　防犯対策

1　都市づくり、２　道路、３　住宅・宅地、４　下水道、
5　廃棄物処理とリサイクル

1　モノレール推進、２　地域交通

1　人権・平和、２　男女共同参画

1　学校教育、２　生涯学習、３　スポーツ・レクリエーション

1　市民文化、２　伝統文化・文化財

1　農業、２　商・工業、３　観光

1　都市景観、２　水とみどりのネットワーク

1　自然環境、２　公園・緑地、３　地球温暖化対策、
4　公害対策・環境美化

第１節　行政運営

第２節　財政運営

第３節　広域行政

第２節　基本計画の見方

各タイトルです。背景の色は、施策の体系に合わせ、章ごとに変えています。

近年の状勢や市の現在の取組、今後施策を推進していくに当たっての課題等です。

今後５年間を展望した各施策の目指す方向性です。

施策を推進するための具体的な施策群の関係性です。

第３節　広域行政

現状と課題

本市の市街地は北側の丘陵地を除いては、おおむね隣接市の市街地と連続・連担しており、交通機関や情報・通信手段の発達もあって、市民の日常生活や経済活動の範囲は、市の区域を越えて拡大しています。

今後、行政運営の効率化と市民サービスを更に充実させていくためには、広域的な連携により行政運営を行うなどの検討を進める必要があります。

本市では、平成 23 年 4 月から近隣自治体と図書館の相互利用を開始したほか、一部事務組合方式により、廃棄物、し尿処理、火葬事業などを関係団体と共同で行っていますが、今後は、地方分権の進展により、事務の共同処理などの一層の広域行政を推進する必要があります。

表 6－1　図書館相互利用の状況

区分			有効登録者数（人）	延貸冊数	備　考
武蔵村山市民	登録先	立川市	930	9,857	市外の図書館の利用状況
		昭島市	90	756	
		東大和市	1,458	19,231	
		瑞穂町	319	4,912	
	合計		2,797	34,756	
立川市民			64	5,415	市内の図書館の利用状況
昭島市民			13	1,820	
東大和市民			28	9,067	
瑞穂町民			13	923	
市外在住者合計			118	17,225	

(注)登録者数は令和２年４月１日現在、延貸出数は平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの点数

出典　図書館資料

基本方針

地方分権の進展に伴い、広域的な対応を迫られる事案が更に増加することが予想されるため、様々な分野において、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。

施策の体系・内容

３ 広域行政
- (1) 一部事務組合の運営体制の強化等
  - ・一部事務組合の運営体制の強化等
- (2) 近隣自治体との連携
  - ・近隣自治体との連携

基本方針に基づいて取り組む施策を、大項目としてまとめて表現しています。

取り組む施策の項目です。【新規】と記載されているものは本計画で新たに記載した項目です。

各項目で取り組む施策の主な内容です。

(1) 一部事務組合の運営体制の強化等

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
一部事務組合の運営体制の強化等	高度化・多様化する行政課題に対応するため、構成団体と連携して本市が加入する一部事務組合の運営体制の強化に努め、市民ニーズに配慮した適切な措置を講じます。 また、一部事務組合が市民の身近な存在となるようにPRに努めます。		
	○3市共同資源化事業の推進【再掲】	ごみ対策課	
	○強靱化一部事務組合の体制強化	関係各課	

具体的な施策の内容や名称です。
文頭に◎が付いている施策は、本計画で新たに記載した施策です。

(2) 近隣自治体との連携

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
近隣自治体との連携	市域を越えて広域的な取組を行っている廃棄物、し尿処理に加え、公共施設や通機関の整備・利用、観光、生涯学習、各種証明書発行などについて、コスト削減と利便性の向上を図るため、歴史的、経済的、社会的に密接な関係を有する自治体等との連携、協力関係の維持及び発展に努めるとともに、災害発生時の相互応援協定を締結している自治体との応援体制の構築に努めます。 また、地方分権の進展を踏まえ、事務の共同処理について検討を行います。		
	○事務の共同処理の検討 ○多摩・島しょ広域連携活動事業の推進	企画政策課	
	◎強靱化災害時相互応援協定締結自治体との連携訓練【再掲】	防災安全課	
	◎図書館の相互利用の周知・促進	図書館	
	○強靱化文教施設の相互利用の検討	文化振興課	
	◎強靱化関係自治体との連携【再掲】	道路下水道課	
	○強靱化東京電子自治体共同運営システムの運用【再掲】	行政経営課	

具体施策を所管する課の名称です。

具体施策が、SDGsのどのゴールの達成に資する施策かをアイコンで示しています。複数のゴールに関係する場合は、一番関連性の高いゴールのアイコンを表示しています。（各ゴールの詳細については次のページを参照してください。）

成果指標

指標1

図書館の市外利用者への貸出冊数

17,394冊 (R1)	➡	20,000冊 (R7)

施策の実施状況や、達成状況等を表す指標の、現況と目標です。

強靱化マークが付いている施策は、第7章で定める国土強靱化地域計画にも位置付けている施策です。
また、その項目に基づく全ての具体施策が国土強靱化地域計画に位置付けられる場合は、大項目に大きく強靱化マークを付けています。

SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴールについて

「基本構想」において課題として位置付けた「SDGs の達成に向けた取組」に対応するために、この「前期基本計画」では、SDGs の 17 のゴールのアイコンを各施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に資する取組であるかを示します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		**10.人や国の不平等をなくそう** 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		**11.住み続けられるまちづくりを** 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		**12.つくる責任つかう責任** 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		**13.気候変動に具体的な対策を** 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		**14.海の豊かさを守ろう** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		**15.陸の豊かさも守ろう** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		**16.平和と公正をすべての人に** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		**17.パートナーシップで目標を達成しよう** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		**・カラーホイール** 17 のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGs を象徴するアイコン

SDGs は、この 17 のゴールのほかに、169 のターゲットを定めています。

本計画における具体施策とゴールの関連付けに当たっては、このターゲットに定められている内容も参考に設定しています。

それぞれのターゲットについては資料編に記載しています。

第１章　市民との協働による地域振興

第１節　コミュニティ

１　地域コミュニティ

２　交流

第２節　パートナーシップ

１　情報共有

２　市民参加と協働

本章の概要

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、自助・共助・公助それぞれの場面において、一人一人が担う役割を理解し、力を発揮することができる、お互いが支え合う地域社会を形成するには、市民、事業者と市が協働によりまちづくりを進めていくことが重要です。市は市政を取り巻く現状や各施策への取組などの市政情報を市民、事業者にしっかりと伝えるとともに、地域が抱えている課題等について理解し、共通認識を持った上で、地域社会における課題の解決に向けて協働で取り組んでいくことがまちづくりの理想的な姿であると考えます。

防災や防犯、環境、福祉など様々な分野において、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、市民活動団体等が活動目的や内容によって結びついたテーマ型コミュニティの活動を推進するなど、市民一人一人が自分の役割を考え、理解し行動することができるまちづくりを進めていきます。

また、市政情報の共有と市民の市政への参加を図ることで、相互の情報共有に努め、市民との協働による地域振興を推進します。

第１節　コミュニティ

１　地域コミュニティ

自治会をはじめとした地域コミュニティの活動の活性化に努めるとともに、新たな地域コミュニティの在り方を検討します。

２　交流

市民同士の交流を促進するとともに、国際交流を推進し、国際化への対応を図ります。

第２節　パートナーシップ

１　情報共有

市政情報等を積極的に発信するとともに、市民が知りたい情報を容易に得ることができるよう、情報共有の仕組みを整備します。

２　市民参加と協働

各種計画の策定や施策の評価など、様々な場面での市民参加を図り、協働によるまちづくりに取り組みます。

第１節　コミュニティ

１　地域コミュニティ

現状と課題

市民のコミュニティ活動や交流、地域における助け合い等で重要な役割を担っている自治会は、市民の価値観やライフスタイルの多様化により加入率の減少が続き、令和２年４月現在 27.2%となっています（図 1-1 参照）。平成 30 年に実施した市民意識調査では、特に若い世代の加入率が低いことから、既加入世帯の負担が増加し、長く自治会の活動を支えてきた世代の脱退につながる例も見受けられました。

このような状況の中、本市では、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成を目的に、地域みんなでまちづくり会議の設立を促進してきました。この地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、開催方法等を一新し、参加者の増加を図るなど、地域住民と地域を支える様々な団体等との連携により、複雑化・多様化する地域の課題を解決していくための取組を推進しています。

今後も、市民や事業者等と連携して地域の課題を解決していくためには、自治会を中心とした地域コミュニティや、社会的活動等を行う団体を支援し、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

図１－１　自治会の加入率　　（各年４月１日現在）

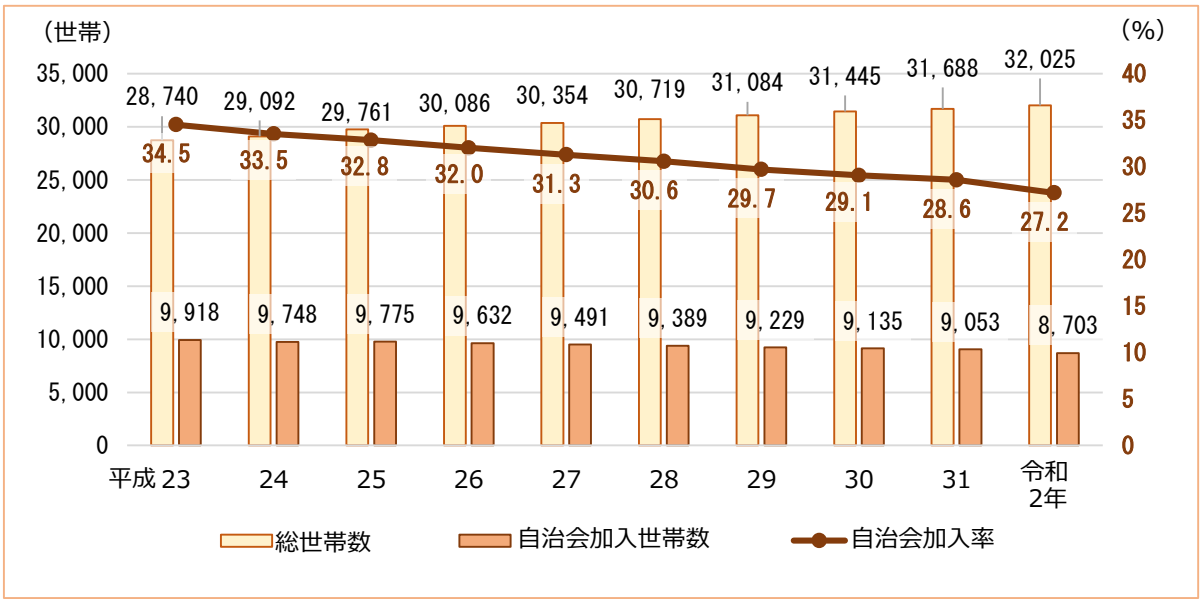

出典　協働推進課資料

基本方針

コミュニティ組織の活性化は地域の課題の解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や、市民・社会活動団体の支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

施策の体系・内容

- 1　地域コミュニティ
  - ⑴ コミュニティ活動の支援
    - ①コミュニティ意識の醸成
    - ②自治会活動の支援
    - ③組織間の連携促進
    - ④地域コミュニティの活性化
  - ⑵ コミュニティ施設の整備・充実
    - ①施設の整備助成の推進
    - ②施設の適正な管理

⑴ コミュニティ活動の支援

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①コミュニティ意識の醸成	市民の自主的な地域貢献を促すため、自治会活動や各種ボランティアの情報を広報紙、ホームページ、SNS 等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。 また、コミュニティづくりを推進するため、幅広い世代の職員が地域へ積極的に出向くとともに、緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの機能の強化や、事業の充実に努めます。		
	○広報紙等によるボランティア活動の情報提供 ○強靱化ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実	協働推進課	
②自治会活動の支援	自治会に対して、各種補助金等を交付するとともに、活動に関する相談や助言などの支援を行い、活動の活性化を図ります。 また、毎年６月を自治会加入促進月間と位置付け、自治会活動紹介パネル展などを実施し、活動の周知と加入促進を図ります。 あわせて、自治会の認可地縁団体(*20)への移行を支援します		
	○強靱化自治会活動に対する補助等の支援 ○強靱化自治会加入促進事業の充実 ◎自治会の認可地縁団体への移行支援	協働推進課	

(*20)認可地縁団体：地方自治法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、自治会などの広く地域社会の維持・形成を目的とした団体

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③組織間の連携促進	自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体等との連携を促進し、コミュニティ組織としての機能の充実に努めます。		
	○自治会連合会の連携促進 ○連合組織への加入促進	協働推進課	
④地域コミュニティの活性化	自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、地域みんなでまちづくり会議の充実を図るほか、更なる地域コミュニティの活性化策の検討を行います。 また、地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、若手職員を派遣します。		
	○強靱化地域コミュニティの活性化策の検討 ◎地域みんなでまちづくり会議への若手職員の派遣	協働推進課	

⑵ コミュニティ施設の整備・充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①施設の整備助成の推進	コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の整備を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設、修繕などに際し、支援を行います。		
	○強靱化地区集会所等の整備	協働推進課 文化振興課	
	○自治会集会所建設費等補助の推進	協働推進課	
②施設の適正な管理	地区集会所等の適正な管理を行うとともに、学校施設等の地域への開放・利用を推進し、生涯学習やコミュニティ活動の支援を行います。		
	○強靱化緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの適正な管理運営	協働推進課	
	○強靱化地区集会所等の適正な管理 ○学校施設の地域開放	文化振興課 スポーツ振興課	

成果指標

指標 1
自治会加入率

27.2% (R2) ➡ 30.0% (R7)

指標 2
認可地縁団体数

11 団体 (R1) ➡ 13 団体 (R7)

2 交流

現状と課題

本市は、平成 2 年に長野県栄村と姉妹都市提携を締結し、その後、教育、文化、スポーツ等の様々な分野で交流事業を実施しています。

また、平成 8 年に「武蔵村山市ふれあいまちづくり宣言」を行い、誰もが家庭、地域、自然とのふれあいを大切にすることを基本的な柱として、市民との連携により、心から住んでよかったと思えるまちづくりを推進しています。

村山温泉「かたくりの湯」については、大規模改修工事を経て平成 30 年 3 月にリニューアルオープンしました。市外からの来場者も含めて多くの人が利用しており、大切な交流の場となっています。

外国人住民数については、本市では東日本大震災を機に一時的に減少が見られましたが、近年は増加傾向にあります。(図 1-2 参照)。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、本市は平成 29 年にモンゴル国のホストタウン(*21)となり、同国ウランバートル市ハンオール区と相互交流が始まりました。

市民主体の国際交流の活性化を図るためにも、多種多様な文化への理解を深め、国際交流活動への積極的な参加を促進し、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

今後も、市民相互の交流や姉妹都市をはじめとする都市間交流を促進するとともに、海外自治体との国際交流、小・中学校における国際理解のための教育を実施するなど、国際化への対応を促進していく必要があります。

図 1－2　外国人住民数の推移　　（各年 12 月 31 日現在）

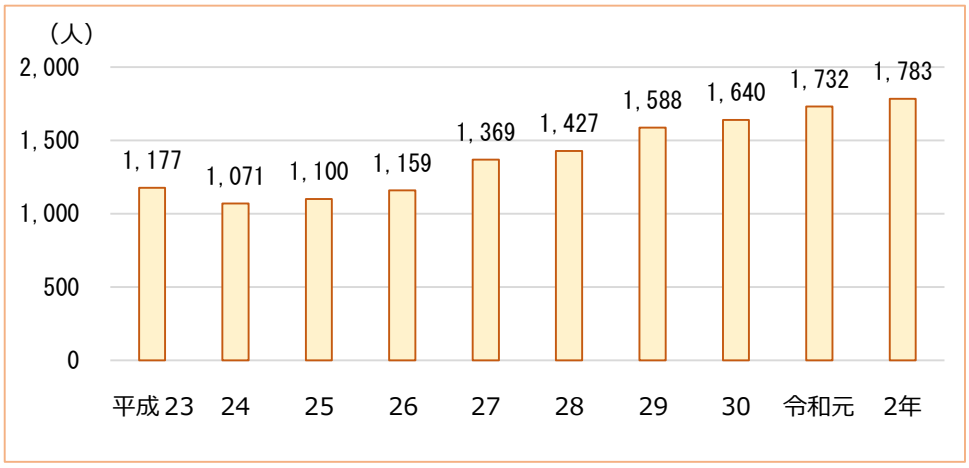

出典　市民課資料

(*21)ホストタウン：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、参加国・地域との人的・文化的・経済的な交流を図る地方公共団体

基本方針

市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深めるとともに、市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

施策の体系・内容

- 2 交流
  - ⑴ 市民相互の交流の促進
    - ①地域交流の促進
    - ②都市間交流の促進
  - ⑵ 国際交流の推進
    - ①国際理解の推進
    - ②国際化に対応した環境整備

⑴ 市民相互の交流の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①地域交流の促進	市民相互及び世代間の交流が希薄となっているため、あらゆる機会を捉えて、人的交流の促進を図ります。 また、若い世代の地域社会への関わりが希薄になっていることから、地域活動に参加できる仕組みづくりの検討を進めます。		
	○強靱化地域コミュニティの活性化策の検討【再掲】 ○自治会などに対する各種支援の実施	協働推進課	
②都市間交流の促進	教育・文化、スポーツなどを通した市民レベルでの国内都市間の交流を支援するため、姉妹都市である長野県栄村との交流を深めるとともに、市民参加を促進し、広報誌、ホームページ、SNS 等を利用した相互情報の普及を図ります。 また、村山デエダラまつりを通じて青森県むつ市と、ひまわりガーデン武蔵村山を通じて清瀬市との交流を図ります。		
	○姉妹都市交流事業	協働推進課 スポーツ振興課	
	○青森県むつ市及び清瀬市との相互交流	産業観光課	

⑵ 国際交流の推進

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①国際理解の推進	国籍・文化・性別の枠を超えた交流の基礎となる国際理解教育を、学校教育や生涯学習などの様々な場面で推進します。 また、国際化社会への対応を図り、国際理解を推進するため、国際交流事業の検討を行います。 さらに、地域の外国人コミュニティと、自治会等の交流を促進し、市民の国際交流の活性化に努めます。		
	○国際交流事業の検討 ○横田基地高校生英語ツアーの実施 ◎強靱化市民と外国人コミュニティとの交流促進	協働推進課	
	○外国青年英語教育の推進	教育指導課	
②国際化に対応した環境整備	外国人が地域の中で安心して暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを推進するため、外国語翻訳に対応したホームページの運用やタブレット端末の設置、多文化共生推進事業協力員(*22)の育成をすることで、外国人に対応していきます。 また、行政情報のほか、医療、防災等の日常生活に必要な情報を外国語でも提供するなど、増加する外国人居住者等も住みやすい環境づくりに努めます。		
	○強靱化外国語翻訳に対応したホームページの運用	秘書広報課	
	○日本語学習などを行う市民活動団体への支援 ◎強靱化市役所窓口に外国語翻訳に対応したタブレットを設置 ◎強靱化多文化共生推進事業協力員制度の充実	協働推進課	
	◎ごみ分別アプリの外国語に対応した運用	ごみ対策課	
	◎子ども・子育て応援ナビの外国語に対応した運用 ◎外国語版母子手帳の配布	子ども子育て支援課	
	○強靱化公共施設表示の外国語併記 ○強靱化公共施設案内パンフレットへの外国語併記	関係各課	

成果指標

指標 1
ホームページの外国語翻訳回数

月平均 110.4 回 (R1) → 月平均 140 回 (R7)

指標 2
多文化共生推進事業協力員数

7 人 (R1) → 10 人 (R7)

(*22)多文化共生推進事業協力員：日本語を話すことができない外国人が来庁した際に、通訳や翻訳等を行う市職員

第２節　パートナーシップ

１　情報共有

現状と課題

市政への市民参加及び協働を推進するに当たっては、市民、事業者と市との様々な情報の共有が不可欠です。

本市では、公文書の開示、広報紙、ホームページ及び SNS などを通じて、各種情報を市民に分かりやすく公表し、市民との情報共有を推進しています（表 1-1 参照）。

今後も、市が保有する市政情報を市民の共有財産として有効に活用されるよう市政情報を分かりやすいものにするとともに、市民が市政について的確な認識及び評価に基づく判断ができるよう市政情報を適切に管理し、積極的に公表する必要があります。

表１－１　公文書の開示請求及び開示請求に対する決定状況　　（各年度３月 31 日現在）

年　度	開示請求件数	開示請求に対する決定件数				主な請求内容
		開示	一部開示	非開示	却下	
平成 27	28	9	16	3	0	契約関連書類、学校教育関連書類等
28	27	7	17	3	0	
29	39	17	17	5	0	
30	24	6	18	0	0	
令和元年度	25	5	16	4	0	

出典　文書法制課資料

基本方針

市民、事業者と市が良きパートナーとして連携し、市民主体の自立的なまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するための仕組みを整えます。

施策の体系・内容

- １　情報共有
  - ⑴ 広報・広聴活動の充実
    - ①広報活動の充実
    - ②広聴活動の充実
  - ⑵ 情報公開等の推進
    - ①情報公開の推進
    - ②ICT(*23)等を活用した情報提供の推進

(*23)ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology の略）を指す。インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

⑴ 広報・広聴活動の充実

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①広報活動の充実	広報紙、ホームページ、SNS 等を活用して、市民と市をつなぐ分かりやすく親しみやすい市政情報を発信します。 あわせて、ホームページにおける情報公開や市民参加、電子申請等のシステム構築を推進するとともに、アクセシビリティ(*24)やユーザビリティ(*25)に配慮した誰もが利用しやすい形での情報提供に努めます。 また、新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティ(*26)の効果的活用に努め、本市の特性をいかした特色ある広報活動を展開するとともに、市の魅力の効果的かつ戦略的な発信を図ります。		
	○強靱化広報紙、ホームページ、SNS 等による広報活動の充実 ○強靱化 SNS 等による広報手段の充実 ◎伝わりやすい情報発信研修の実施	秘書広報課	
②広聴活動の充実	市民の市政に対する期待や要望が多様化する中、これらを的確に把握し、幅広く市政に反映させるため、市民意識調査、タウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実に努めるとともに、対応する体制を確保します。 あわせて、ホームページ等を活用した情報交換、意見公募手続（パブリックコメント）、アンケート調査の実施、市政についての意見・要望の受付など、ICT を活用した市民、事業者及び市の相互の情報共有を推進します。		
	○市民と市長のタウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実 ○強靱化ホームページ等を活用した広聴活動	秘書広報課	
	○各種審議会等の市民参加の促進 ○市民意識調査の実施	関係各課	

(*24)アクセシビリティ：様々な能力や環境、状況にかかわらず、情報の入手やサービスの利用のしやすさ
(*25)ユーザビリティ：複雑な操作を必要としない、簡単で迷わないような操作のしやすさ
(*26)パブリシティ：プレスリリースやインタビュー等への対応を通じて、各種メディアに活動内容を取り上げてもらい周知を図ること

⑵ 情報公開等の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①情報公開の推進	情報公開は市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、情報公開制度による公文書の開示をはじめ、各種情報を積極的に分かりやすく公表・提供します。 また、市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進を図ります。 さらに、行政の透明性・信頼性の向上、市民参加等の観点から公共データのオープンデータ化を推進します。		
	○公文書の開示、情報公開及び情報提供施策の推進	関係各課	
	○強靱化オープンデータ化の推進	行政経営課	
	○ホームページでの公文書の目録検索システムの導入検討	文書法制課	
②【新規】ICT等を活用した情報提供の推進	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。 また、スマートフォンアプリ等を活用して、市民が必要とする情報を、効果的に提供できるよう努めます。		
	○強靱化情報提供サービスの配信内容の充実	秘書広報課 防災安全課 教育指導課	
	◎ごみ分別アプリを活用した情報発信	ごみ対策課	
	◎子ども・子育て応援ナビを活用した情報発信	子ども子育て支援課	

成果指標

指標 1
市ホームページアクセス数
341,995 件/年(R1) ➡ 500,000 件/年(R7)

指標 2
市公式フェイスブックページ「いいね！」件数
885 件(R1) ➡ 1,250 件(R7)

指標 3
市公式ツイッター「フォロワー」件数
3,170 件(R1) ➡ 4,500 件(R7)

指標 4
情報提供サービス登録者数(犯罪情報、災害情報、市政情報)
4,561 人(R1) ➡ 6,000 人(R7)

2 市民参加と協働

現状と課題

市民の意思を市政に反映させるため、施策の計画から実施、評価に至る各過程において市民が主体的に関わる市民参加が重要となっています。

また、様々な社会的活動を積極的に行うボランティアや NPO 法人(*27)をはじめとする市民活動団体には、地域の課題解決に向けた協働の担い手としての役割が期待されています（表 1-2 参照）。

本市では、市政情報の発信・提供を進めるとともに、市の各種計画の策定においても審議会や委員会などを設置し、市民参画の機会の提供に努めています。

あわせて、協働事業提案制度を運用し市民と市の協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、市民参加・協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、広聴、広報紙、ホームページ、SNS 等においても、市民参加や情報の共有に取り組む必要があります。

表 1－2　市内の NPO 法人　（令和 2 年 4 月 1 日現在）

活動内容	団体数
福祉・保健・医療	16 団体
社会教育	3 団体
学術・文化・芸術・スポーツ	1 団体
合　　計	20 団体

出典　協働推進課資料

基本方針

計画の策定や施策の評価などの様々な過程において市民の参加を図り、市政に市民の意思を反映させるとともに、協働によるまちづくりの仕組みを整えます。

施策の体系・内容

- 2 市民参加と協働
  - ⑴ 市民参加の機会の拡充
    - ①審議会等への参加機会の拡充
    - ②意見公募手続制度の統一的な運用
  - ⑵ 市民と市の協働体制の整備
    - ①協働体制の充実
    - ②市民協働によるイベントの開催
    - ③市民の発想をいかす市政運営
  - ⑶ 地域連携の推進
    - 地域連携の推進

(*27)NPO 法人：特定非営利活動促進法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、ボランティアなどの不特定多数の利益に寄与する活動を目的とした団体

(1) 市民参加の機会の拡充

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①審議会等への参加機会の拡充	また、幅広い世代からの意見を求めるため、年齢層の均等化、参加者の流動化の仕組みについて検討を行います。 審議会等における公募枠の拡大や無作為抽出の活用などにより、計画段階からの市民参加を推進し、市民の意見を施策や事業に反映させるよう努めます。		
	○各種審議会等の市民参加の促進【再掲】 ○無作為抽出を活用した市民参加の推進	行政経営課	
	○審議会等における公募枠の拡大	関係各課	
②意見公募手続制度の統一的な運用	意思決定過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手続制度を統一的に運用し、市政への参画機会の拡充を図ります。		
	○意見公募手続制度の統一的な運用	行政経営課	

(2) 市民と市の協働体制の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①協働体制の充実	暮らしやすい地域社会の形成を目指して、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題等の解決のため、市民との協働によるまちづくりを推進します。		
	○市民協働を理解するための啓発活動の推進 ○市民協働推進会議の開催 ○協働事業提案制度の運用 ○強靱化ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実	協働推進課	
②市民協働によるイベントの開催	活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、実行委員会形式の市民参加や市民協働のイベントの開催に努めます。		
	○村山デエダラまつり等の開催	関係各課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
③市民の発想をいかす市政運営	市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案や提言を市政運営にいかし、市民との協働によるまちづくりを推進します。		
	○市民提案制度の見直し	行政経営課	16

⑶ 地域連携の推進

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
地域連携の推進	大学等と連携協力し、経済・産業・文化等の様々な分野における連携を推進します。		
	○強靱化大学等との連携推進	協働推進課	17

成果指標

指標 1
協働事業提案制度の提案団体数

累計 10 団体 (H27～R1) ➡ 累計 15 団体 (R3～R7)

指標 2
各種審議会等における公募委員の割合

4.7% (R1) ➡ 25.0% (R7)

<村山デエダラまつり>

<市民が参画した審議会の様子>

第２章　健康で明るく暮らせるまちづくり

第１節　健康・医療

1　健康づくり

2　医療・救急

3　社会保障制度

第２節　福祉

1　地域福祉

2　子ども・子育て支援

3　高齢者福祉

4　障害者福祉

5　生活支援

第３節　暮らし

1　消費生活

2　雇用

本章の概要

本格的な高齢社会の中、健康寿命という考え方が浸透し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症予防への関心も高くなっています。

このことから、様々な人が健康でいきいきと生活し、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境の実現を目指し、医療や福祉の充実などにより、地域と一体となって誰もが健康で明るく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

第１節　健康・医療

1　健康づくり

市民の自主的な健康づくりを啓発・支援し、心身の健康の保持及び増進に資する取組を推進します。

2　医療・救急

地域医療体制の整備や救急体制の充実に取り組むとともに、新型感染症への対応に取り組みます。

3　社会保障制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度の適切な運用に努めるとともに、国民年金制度の普及啓発等を推進します。

第２節　福祉

1　地域福祉

民生・児童委員等の活動を支援するとともに、様々な課題を抱える人に総合的に対応し、解決の支援に努めます。

2　子ども・子育て支援

妊産婦と 18 歳までの全ての子ども及びその家庭を切れ目なく継続的に支援し、地域ぐるみの支援環境を整えるとともに、青少年の健全育成を図ります。

3　高齢者福祉

介護予防の推進や、社会参加機会の充実を図り、高齢者が豊かな生活を送れるまちづくりに取り組みます。

4　障害者福祉

障害者支援施策を推進し、障害のある人とない人が地域でともに暮らせる社会づくりに取り組みます。

5　生活支援

生活困窮者が相談しやすい環境を整備するとともに、各種支援を総合的に実施し、困窮状態からの脱却の支援に努めます。

第３節　暮らし

1　消費生活

市民が安全で豊かな生活が送れるよう、消費生活に関する情報提供や、各種啓発の充実に努めます。

2　雇用

雇用機会の充実や各種就労支援に取り組むとともに、労働環境の改善を図ります。

第１節　健康・医療

１　健康づくり

現状と課題

本格的な高齢社会の中、健康寿命という考え方が浸透し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症予防への関心も高くなっています。

平成 30 年の本市における主要死因別死亡者数は、第 1 位が悪性新生物(*28)、第 2 位が心疾患、第 3 位が脳血管疾患となっており、悪性新生物による死亡者数の割合は、全体の約 31.0%となっています（表 2-1 参照）。

医療技術の進歩により平均寿命は更に延びる傾向にある一方で、運動不足による体力の低下、栄養摂取の偏り、喫煙・飲酒等に起因する生活習慣病（がん・心臓病・脳卒中等）が増加しています。このような状況の中、本市では子どもから高齢者までを対象とした健康診査等、各種の保健関連事業を実施し、病気の予防と早期発見に向けた取組を行っています。

あわせて、健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、自分の健康は自分で守るという意識を高め、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援することが重要であることから、総合体育館や保健相談センター等を拠点として、各種教室や健康相談等を開催しています。

今後も、市民の心身の健康の保持、増進に向けた取組を推進する必要があります。

表２－１　平成 30 年主要死因別死亡者数・死亡割合

死　因	死亡者数（人）	総数に対する割合（%）	死　因	死亡者数（人）	総数に対する割合（%）
悪性新生物	219	31.0	慢性閉塞性肺疾患	9	1.3
糖尿病	11	1.6	肝疾患	12	1.7
心疾患(高血圧性を除く)	100	14.2	腎不全	15	2.1
高血圧性疾患	3	0.4	老衰	42	6.0
脳血管疾患	47	6.7	不慮の事故	15	2.1
大動脈瘤及び解離	12	1.7	自殺	16	2.2
肺炎	45	6.4	その他	159	22.6
総死亡者数（人）					705

出典　多摩立川保健所資料

基本方針

疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

(*28)悪性新生物：増殖・転移などの悪性を示す腫瘍。がんなど

施策の体系・内容

- 1　健康づくり
  - ⑴ 保健事業の充実
    - ①保健サービスの充実
    - ②献血事業の推進
  - ⑵ 健康づくり意識の高揚
    - 健康づくり意識の高揚
  - ⑶ 健康づくり事業の充実
    - ①健康相談の実施
    - ②市民ニーズに基づく健康教育
  - ⑷ 食育の推進
    - 食育の推進
  - ⑸ 心の健康づくり
    - ①上手な休養を取るための知識の普及啓発
    - ②相談体制の充実
    - ③自殺防止対策の取組

⑴ 保健事業の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①保健サービスの充実	疾病の予防や早期発見を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査、がん検診等のサービスの充実に努めます。 他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の拡充を図ります。 また、乳幼児の発達の遅れや疾病、障害の早期発見、健全な発育、育成を図るため、健康診査や育児相談等を実施し、きめ細かな保健サービスの充実に取り組みます。		
	○各種健康診査・相談事業の実施 ○健康教室の実施	健康推進課	
	○妊産婦・乳幼児（歯科）健康診査や育児相談等の実施 ○妊産婦・新生児家庭（こんにちは赤ちゃん）訪問の実施	子ども子育て支援課	
②献血事業の推進	日本赤十字社等と連携し、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。		
	○献血車による献血事業の実施	健康推進課	

⑵ 健康づくり意識の高揚

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
健康づくり意識の高揚	広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など、健康づくり意識の高揚を図るとともに、食中毒や薬物乱用防止などの健康被害のリスクを避けるため、正確な知識の普及に努めます。 また、健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、広報紙、ホームページ、SNS 等を活用して保健事業予定表等の周知を行うなど、情報提供の充実に取り組みます。		
	○強靱化広報紙、ホームページ、SNS 等による情報提供	健康推進課	

⑶ 健康づくり事業の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①健康相談の実施	健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康づくりの支援を図ります。		
	○強靱化保健師・栄養士・歯科衛生士による健康相談の実施	健康推進課 子ども子育て支援課	
②市民ニーズに基づく健康教育	各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。		
	○各種健康教室の実施【再掲】 ○健康運動の実施	健康推進課	

⑷ 食育の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
食育の推進	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。 また、（仮称）武蔵村山市防災食育センターを整備し、食育の環境を整備します。		
	○食育に関する事業の推進 ○関係機関等とのネットワークの充実	健康推進課 子ども子育て支援課 学校給食課	
	○強靱化（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備	学校給食課	

⑸ 心の健康づくり

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①上手な休養を取るための知識の普及啓発	働き盛りの世代を主な対象として、心を休め、質の良い睡眠をとる方法など、ライフステージに合わせた上手な休養の取り方に関する知識の普及啓発に努めます。		
	○広報紙、ホームページ、SNS 等による普及啓発	健康推進課	
②相談体制の充実	家庭・地域などにおける心の健康づくり等に関しての相談体制の充実を図ります。		
	○健康相談の実施	健康推進課	
③自殺防止対策の取組	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパー(*29)の養成を促進します。		
	○ゲートキーパーの養成	健康推進課	

成果指標

指標 1
各種がん検診の受診者数

6,922 人/年 (R1) ➡ 8,000 人/年 (R7)

指標 2
健康教室の参加者数

164 人/年 (R1) ➡ 304 人/年 (R7)

指標 3
ゲートキーパーの養成数（累計）

266 人 (R1 まで) ➡ 430 人 (R7 まで)

(*29)ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る等）を図ることができる人

2 医療・救急

現状と課題

本市内の医療施設は、平成 30 年 10 月 1 日現在で、一般病院が 4 か所、診療所が 25 か所あり、延べ 112 の診療科目（歯科を除く）で運営されています（表 2-2 参照）。

救急車の出動回数は、令和元年は 4,008 回を数え、救護人員も 3,740 人となっています（図 2-1 参照）。

救急体制については、消防団女性部が応急手当指導員の資格をいかし、市民に対して応急救護に関する知識と技術の普及を行っています。今後は消防団の多様な人材を活用し、応急救護を指導できる人材を増やしていく必要があります。

また、休日・休日準夜の内科・小児科の救急患者の対応については、市医師会に委託して保健相談センターにおいて休日・休日準夜診療を実施しているほか、武蔵村山病院において小児初期救急準夜診療及び小児二次救急診療を行っています。

あわせて、市内の当番歯科医療機関において休日歯科診療を実施しています。

今後も、市民が身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるようかかりつけ医及びかかりつけ歯科医づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備に努める必要があります。

一方、新型コロナウイルス感染症については、世界各地で感染が拡大しており、日本国内でも収束の見通しは立っていない状況です。新型コロナウイルスに限らず、新たな感染症等が発生した場合に備え、平成 27 年 3 月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、状況に応じた措置対応に努め、今後の動向を注視するとともに、国や東京都と連携し、市としての対応能力を高める必要があります。

表 2－2　診療科目別病院・診療所数（歯科を除く）　（平成 30 年 10 月 1 日現在）

診療科目	病院・診療所数	診療科目	病院・診療所数
内科	25	整形外科	7
呼吸器内科	4	小児外科	-
消化器・胃腸内科	6	産婦人科	1
循環器内科	4	産科	-
小児科	15	婦人科	2
精神科	1	眼科	6
アレルギー科	3	耳鼻いんこう科	2
神経内科	3	皮膚科	9
リウマチ科	2	泌尿器科	5
外科	5	リハビリテーション科	6
脳神経外科	-	放射線科	3
消化器・胃腸外科	1	麻酔科	2
総数			112

出典　東京都福祉保健局資料

図２－１　救急車出動状況の推移　　（各年１月から 12 月まで）

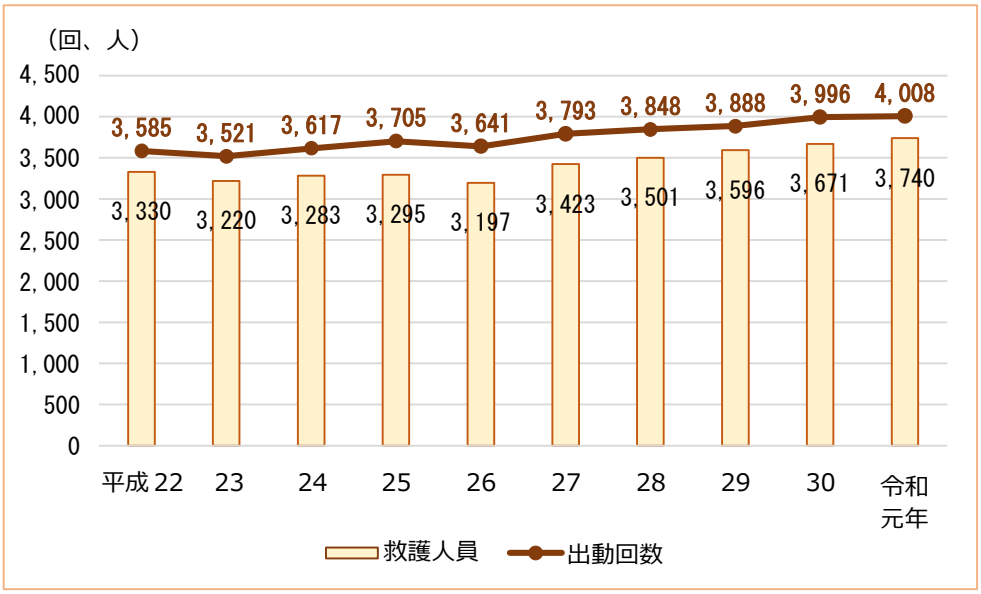

出典　北多摩西部消防署資料

基本方針

誰もが身近な地域で気軽に健康相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。

また、国や東京都と連携し、新型コロナウイルス等の新感染症に対する適切な対応に努めます。

施策の体系・内容

- 2　医療・救急
  - ⑴　地域医療体制の整備
    - ①人材の育成
    - ②医療機関相互の連携強化
    - ③プライマリケア(*30)の推進
  - ⑵　救急体制の充実
    - ①搬送体制の充実
    - ②救急医療の推進
  - ⑶　感染症予防対策の充実
    - ①感染症予防対策の充実
    - ②新感染症対策
    - ③国立感染症研究所の安全な施設運営の要望

(*30)プライマリケア：病気の診察や治療だけでなく、応急処置や専門機関への紹介などが行われる、患者が最初に接する医療の段階

⑴ 地域医療体制の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①人材の育成	保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門的人材の資質向上に努めます。		
	○強靱化保健師、栄養士、歯科衛生士等の資質向上の推進	健康推進課 子ども子育て支援課	
②医療機関相互の連携強化	地域医療連携の充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。		
	○強靱化医師会等関係機関との連携	健康推進課 子ども子育て支援課	
③プライマリケアの推進	かかりつけ医及びかかりつけ歯科医づくりの推進に努めるとともに、医師会等関係機関の協力を得て、総合的・継続的な診療の充実を図ります。		
	○強靱化総合医(*31)の充実、推進	健康推進課 子ども子育て支援課	

⑵ 救急体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①搬送体制の充実	災害時等に多発する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実を要請するとともに、消防団において応急手当普及員を養成し、指導できる人材を増やすことで、市民への救命救急技術の普及に努めます。		
	○強靱化救急搬送体制の充実要請	健康推進課	
	○強靱化消防団による救急救命技術の普及 ◎強靱化消防団員の応急手当普及員の養成	防災安全課	
②救急医療の推進	診療時間外（夜間・休日）の急病で、緊急の医療を必要とする患者に対応するため、医師会や救急医療機関と連携し、第一次救急医療を推進するとともに、交通事故等によるけが、入院や緊急手術が必要な重症患者への対応に努めます。		
	○強靱化救急医療機関との連携 ○休日・休日準夜診療事業の実施 ◎休日歯科診療の実施	健康推進課	

(*31)総合医：患者の特定の臓器等に着目するのではなく、全体的な健康の問題に対して治療等を行う医師

⑶ 感染症予防対策の充実

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①感染症予防対策の充実	感染症予防のための各種予防接種等を実施するとともに、子ども・子育て応援ナビを運用し、接種率の向上を図ります。 また、新型コロナウイルス等の新感染症について、正しい知識の普及啓発と医療体制の充実を図ります。		
	○予防接種事業の拡充 ○子ども・子育て応援ナビを活用した予防接種の情報提供 ○強靱化感染症についての啓発活動 ○強靱化新感染症に対応する医療体制の充実	健康推進課	
②新感染症対策	平成 27 年 3 月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、国や東京都と連携し、状況に応じた措置対応に努め、感染症予防対策を講じながらも、市民生活に直結する事業の執行に影響が生じないよう、優先すべき事業を定め必要な人員を確保します。		
	◎強靱化新型コロナウイルス感染症への対応	健康推進課 関係各課	
③国立感染症研究所の安全な施設運営の要望	国立感染症研究所村山庁舎の BSL-4 施設(*32)については、万全の安全対策や当該施設の市外適地への移転について引き続き要望します。 また、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の構成員として市職員を派遣し、施設運営等についての確認を行い、情報共有を図ります。		
	○強靱化万全の安全対策と施設移転の要望 ○強靱化関係機関との情報共有・連絡体制の確立	企画政策課	

成果指標

指標 1		
応急手当普及員資格取得者数		
7 人 (R1)	→	25 人 (R7)

指標 2		
予防接種、結核検診の実施者数		
20,488 人/年 (R1)	→	24,000 人/年 (R7)

(*32)BSL-4 施設：BSL はバイオセーフティレベル（Bio Safety Level）の略。ウイルスなどの病原体を扱う施設のうち、世界保健機関（WHO）が定めるレベル 4 に属する、エボラウイルスやラッサウイルスなどを取り扱うことができる施設

3 社会保障制度

現状と課題

《国民健康保険》

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。

平成 30 年度に行われた国民健康保険制度改革により、国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都となり、制度の安定化が図られましたが、高齢化の進展や医療の高度化等によって、被保険者一人当たりの医療費が年々増加していく傾向にあることや、税負担能力の比較的低い層を抱える構造であることなどにより、その事業運営は大変厳しく、毎年度一般会計からの多額の繰入れによって収支の均衡を保っている状況にあります。

今後も、一層厳しい事業運営を迫られることが予想されており、国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していく必要があることから、「国保財政健全化計画」に基づき、一般会計からの法定外繰入金（決算補填目的）を解消するため、適宜適切に国民健康保険税率の見直しに取り組むとともに有効な収納確保策を実施し、収納率の向上を図る必要があります。

また、特定健康診査の受診率の向上に資する取組やレセプト(*33)及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、生活習慣病等の早期発見と重症化の予防を図るとともに、医療費の適正化を推進する必要があります。

図 2－2　国民健康保険加入者割合の推移　（各年度 3 月 31 日現在）

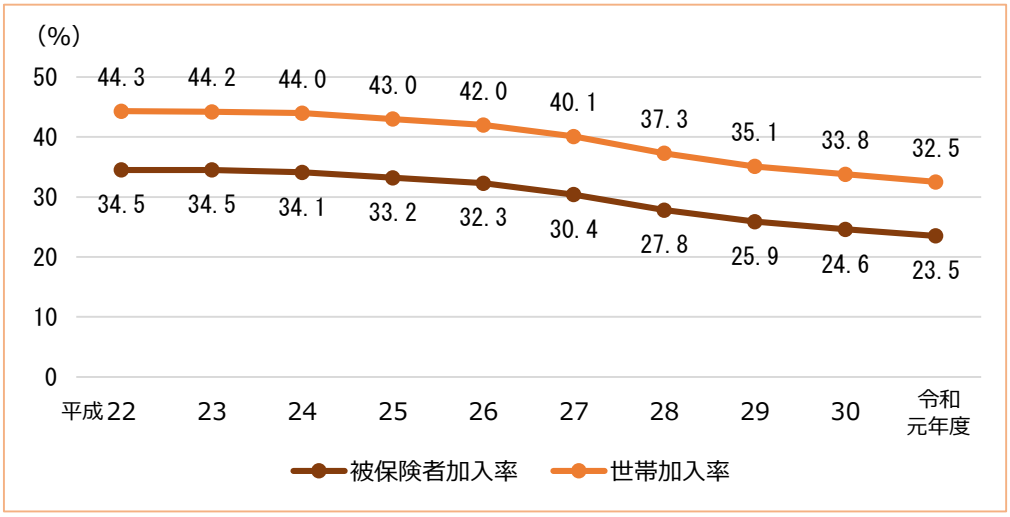

出典　保険年金課資料

(*33)レセプト：保険医療機関が 1 か月の診療行為をまとめた診療（調剤）報酬明細書

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則 75 歳以上を対象に平成 20 年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内全ての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度が運営されています。

今後も、多くの高齢者が健康を維持できるよう、本制度の円滑な事務処理を推進するとともに、健康診査の受診率を向上させる必要があります。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に運用するための検討を行い、事業を実施していく必要があります。

《国民年金》

国民年金の運営は、世代と世代の支え合いという相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによって賄われています。

国民年金制度は、更なる高齢化の進展が確実な中で、老後の生活の基本的部分を支えるものとして重要な制度であることから、市民が安心して生活を続けられるよう、特に若年者層への制度の周知をより一層推進していく必要があります。

また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者については、関係機関と連携を図りながら、保険料の免除や納付猶予制度の周知及び一層の充実を図っていく必要があります。

図 2－3　国民年金加入者の推移　（各年度 3 月 31 日現在）

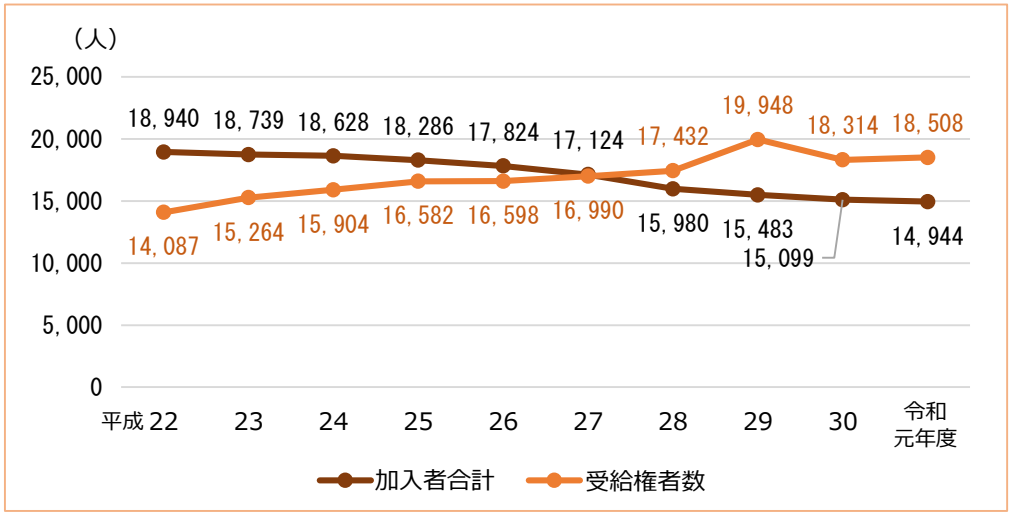

出典　保険年金課資料

基本方針

国民健康保険制度については、レセプト及び特定健康診査結果データの分析を行い、その健康課題に対応した保健事業を実施することで、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課をすることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に取り組みます。

後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。

国民年金制度については、制度に対する理解と未加入者の加入促進に取り組み、制度の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

施策の体系・内容

- 3 社会保障制度
  - ⑴ 国民健康保険
    - ①国民健康保険税の適正賦課
    - ②国民健康保険税収納率の向上
    - ③資格・給付の適正化
    - ④医療費の適正化
    - ⑤制度の充実要請
    - ⑥制度改正への対応
  - ⑵ 後期高齢者医療制度
    - ①制度の周知
    - ②広域連合との適正な情報連携
    - ③健康診査の実施
    - ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
  - ⑶ 国民年金
    - ①制度の普及啓発
    - ②相談業務の充実
    - ③未加入者の加入促進
    - ④保険料納付の促進
    - ⑤保険料免除及び学生納付特例制度の活用

⑴ 国民健康保険

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①国民健康保険税の適正賦課	「国保財政健全化計画」に基づき、計画的に国民健康保険税率の見直しを行います。 また、負担の公平化の観点に基づいた国民健康保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。		
	○適正な国民健康保険税の賦課	保険年金課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②国民健康保険税収納率の向上	収納対策の強化の一環として、納付書付催告書の導入について検討を行います。 また、文書催告や自動電話催告システムを効率的に活用し、滞納事案の早期解決に努め、国民健康保険税収入の確保を図ります。 納税者の口座振替に係る手続の負担を軽減するため、マルチペイメントネットワーク(*34)を活用した口座振替受付サービスの周知、活用を推進します。 納付方法の多様化については、納税者の利便性及び収納率の向上を図るため、スマートフォン決済アプリによる納付や、クレジットカードによる納付等の導入について検討を行います。		
	○収納対策の強化 ○口座振替の推進	収納課	
	○コンビニエンスストア収納の運用 ○納付方法の多様化の検討	収納課 会計課	
③資格・給付の適正化	資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、オンライン資格確認の導入により、資格及び医療機関からの保険給付費の請求の適正化を図ります。 また、レセプト点検において AI 及び RPA を活用し、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めます。		
	○レセプト点検事務の充実 ○広報紙、パンフレット等による制度の周知	保険年金課	
④医療費の適正化	特定健康診査の受診率等の向上に資する取組や、レセプト及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施し、生活習慣病等の早期発見や重症化の予防に努めるとともに、医療費の適正化を図ります。		
	○特定健康診査、特定保健指導の実施 ○特定健康診査の受診勧奨の実施 ○保健事業の実施及び充実 （糖尿病性腎症重症化予防、健診異常値受診勧奨、生活習慣病治療中断者受診勧奨、受診行動適正化保健指導等） ○差額通知送付、パンフレット等の配布による後発医薬品の利用促進 ○医療費通知の送付 ○人間ドック等費用の一部助成	保険年金課 健康推進課	

(*34)マルチペイメントネットワーク：自治体や企業等の収納機関と金融機関を結び、利用者が ATM や電話、パソコン等の様々な手段で支払い手続を行うことができるネットワーク

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤制度の充実要請	国や東京都に対して、国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請するとともに、多子世帯への国民健康保険税の減免制度等を設けるよう働きかけます。		
	○関係機関への要請	保険年金課	
⑥制度改正への対応	制度改正の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じることのないよう準備を進め、適切な情報提供を行います。		
	○制度改正への準備 ○市民への情報提供	保険年金課	

⑵ 後期高齢者医療制度

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①制度の周知	後期高齢者医療制度について、広報紙等で周知するとともに、相談業務の充実に努めます。		
	○制度の周知 ○相談業務の充実	保険年金課	
②広域連合との適正な情報連携	後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。		
	○広域連合との情報連携の強化	保険年金課	
③健康診査の実施	高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。 また、疾病の予防推進及び早期発見につなげるため、人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。		
	○健康診査の実施 ○健康診査受診率の向上 ○人間ドック等費用の一部助成【再掲】	保険年金課 健康推進課	
④【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するための検討を行い、効果的かつ効率的な事業の実施に努めます。		
	◎事業の検討、実施	保険年金課 高齢福祉課 健康推進課	

⑶ 国民年金

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①制度の普及啓発	国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、普及啓発に努めます。		
	○国民年金制度の普及啓発	保険年金課	16
②相談業務の充実	国民年金制度への正しい理解を促進し、適正な年金給付が受けられるよう相談業務の充実に努め、日本年金機構との緊密な連携の下、受給権の確保に努めます。		
	○相談業務の充実	保険年金課	16
③未加入者の加入促進	日本年金機構との連携を密にし、未加入者の把握に努め、加入を促進します。		
	○国民年金制度の普及啓発【再掲】	保険年金課	16
④保険料納付の促進	市民の年金受給権確保のため、保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。		
	○保険料納付の促進	保険年金課	16
⑤保険料免除及び学生納付特例制度の活用	保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。		
	○保険料免除制度等の周知	保険年金課	1

成果指標

指標 1
特定健康診査受診率

45.2%（R2） → 60.0%（R7）

指標 2
後発医薬品の利用率

83.8%（R2） → 85.0%以上（R7）

指標 3
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

未実施（R2） → 実施（R7）

第２節　福祉

１　地域福祉

現状と課題

核家族化、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来など地域社会の変容に伴い、経済的な困窮や配偶者等からの暴力・虐待、孤立化・孤独化など、地域における生活課題や福祉課題は複雑化・多様化し、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しています。これらの課題全てに公的な福祉サービスのみで対応することは困難な状況となっています。

一方で、事業者をはじめ、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会やボランティア団体など、福祉向上のために地域を基盤とした活動を行う既存の社会資源や担い手は、当該団体等の加入者の減少や高齢化によって活動の継続が困難になるなどの課題を抱えており、地域住民をはじめとした新たな担い手の創出が喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、市民の地域での暮らしを支えるためには、複合的な課題を抱え支援を必要とする人が、一つの窓口でワンストップに相談できるような環境の整備などの公的な福祉サービスの充実が求められています。

あわせて、地域の多様な主体が、自分たちができる事を考え共通の目標に向かって課題を解決するため、地域福祉コーディネーターを活用した、公的機関や制度によらない地域における助け合いの仕組みづくりを推進するなど、それぞれが協働する中で課題を解決する力を再構築する地域の在り方が求められています。

これを受けて、各福祉分野の計画を包括し、横断的に連携を図る役割を担う「地域福祉計画」を策定し各種施策に取り組んでいます。

今後も、懸念されている本格的な人口減少や高齢化の進展や、社会経済情勢の変化の中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、近隣の人々との信頼関係に基づく協力や相互扶助に支えられながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と事業者と市が協働することによって助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。

図２－４　福祉施設位置図

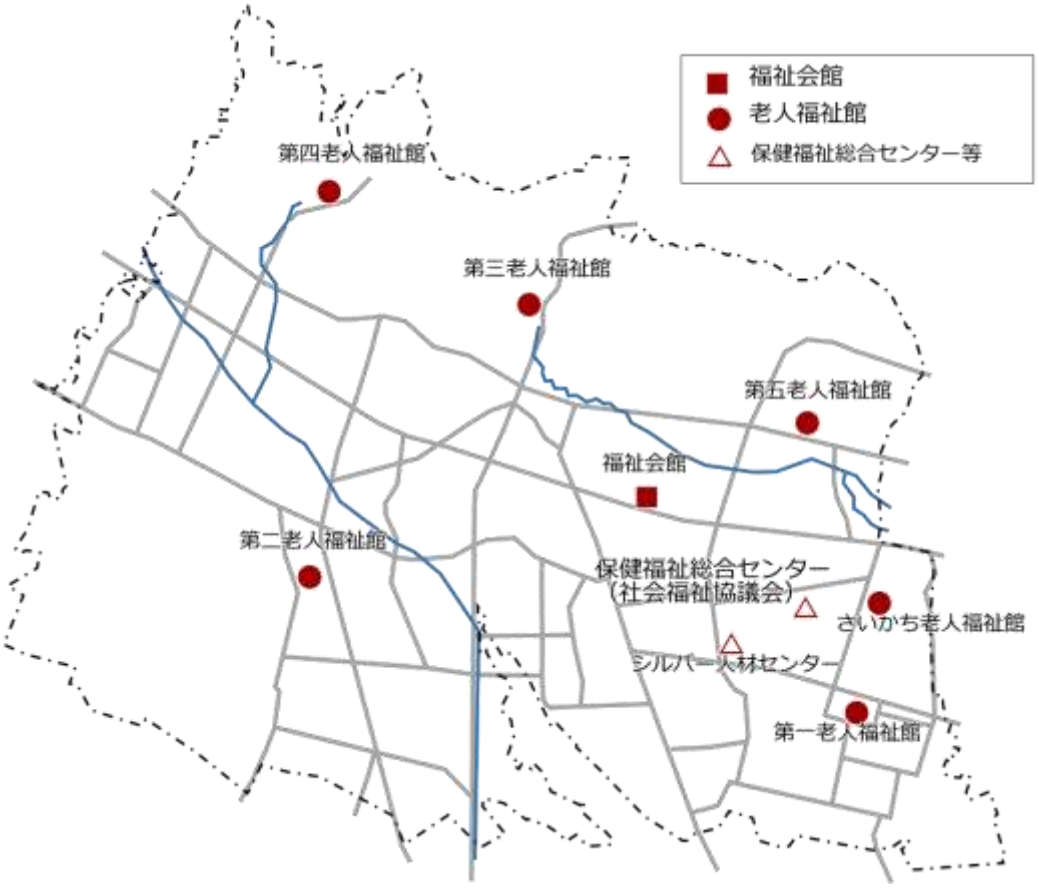

出典　福祉総務課資料

<福祉会館>

基本方針

地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱える人や、地域で孤立している人を支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

施策の体系・内容

- 1 地域福祉
  - ⑴ 地域ぐるみの福祉の推進
    - ①福祉の担い手の育成
    - ②民生・児童委員活動への支援
    - ③地域福祉活動の推進
  - ⑵ 相談体制の充実
    - ①市民なやみごと相談窓口の運用
    - ②福祉総合相談窓口の活用
    - ③あらゆる暴力の被害者への支援等
  - ⑶ 権利擁護体制の推進
    - 権利擁護体制の推進
  - ⑷ 福祉のまちづくりの推進
    - 福祉のまちづくりの推進
  - ⑸ 支援のための制度の周知等
    - ①成年後見制度の周知・運用
    - ②サービス評価制度の周知･促進

⑴ 地域ぐるみの福祉の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①福祉の担い手の育成	ボランティア・市民活動センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種団体等と連携し、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの人材育成や資質の向上を図ります。 また、民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。		
	○介護職員初任者研修の実施 ○介護支援ボランティアの育成	高齢福祉課	
	○強靱化ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実【再掲】	協働推進課	
②民生・児童委員活動への支援	民生・児童委員活動を更に充実させるため、支援の必要な方や地域の実情を把握するために必要な情報の共有に努めるとともに、地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しについて検討を進めます。		
	○強靱化民生・児童委員の担当区域の見直し ◎強靱化独居高齢者名簿等の民生・児童委員活動に必要な情報の提供	福祉総務課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
③地域福祉活動の推進	地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した福祉活動を推進します。		
	○強靱化社会福祉協議会への支援	福祉総務課	

⑵ 相談体制の充実

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①市民なやみごと相談窓口の運用	生活困窮者を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応可能な、市民なやみごと相談窓口において、市民の抱える課題の解決に向けた支援を行い、離職者等には就労支援及び就労支援事業によって就労の機会を提供します。		
	○総合相談業務の充実 ○生活困窮者支援のための庁内体制の確立及び関係機関とのネットワークの構築 ◎就労支援事業と家計改善事業の一体的な実施	福祉総務課	
②福祉総合相談窓口の活用	社会福祉協議会内に設置した福祉サービスの利用に関する相談、苦情対応などを行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。		
	○福祉総合相談窓口の利用促進	福祉総務課	
③あらゆる暴力の被害者への支援等	あらゆる暴力の実態等に関する理解を深めるため、相談窓口において周知カードやパンフレットを作成・配布するとともに、広報紙やホームページ、SNS などの多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。 また、相談や関係窓口で対応する職員が、それぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。 さらに、子どものいる家庭などでは、直接の暴力行為でなくても心理的虐待となりうることを周知します。		
	◎DV(*35)相談窓口周知グッズの配布	福祉総務課	
	○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進 ○相談業務の充実	協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課	
	○庁内連携組織の設置	福祉総務課 関係各課	

(*35)DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。主に、配偶者や恋人などの親密な関係にある者又はあった者から振るわれる暴力

⑶ 権利擁護体制の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
権利擁護体制の推進	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について研究を進めます。		
	○権利擁護事業の充実	福祉総務課	

⑷ 福祉のまちづくりの推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
福祉のまちづくりの推進	全ての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保や道路、公園等の公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。		
	○強靱化ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりの推進	関係各課	

⑸ 支援のための制度の周知等

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①成年後見制度の周知・運用	認知症患者や知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成等の利用支援を行います。		
	○成年後見制度の周知 ○成年後見制度利用支援事業の運用	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課	
②サービス評価制度の周知・促進	福祉サービス事業者の第三者評価制度の周知に努めます。 また、福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。		
	○福祉サービス第三者評価制度の周知 ○福祉サービス第三者評価への助成	高齢福祉課 障害福祉課 子ども青少年課	

成果指標

指標 1

福祉サービス第三者評価助成事業の実施

実施中 (R1)	→	充実 (R7)

2 子ども・子育て支援

現状と課題

少子化・核家族化の進展、ライフスタイル・家族観の多様化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、青少年が心豊かに成長するための環境も失われつつあります。子どもは未来の担い手であり、一人の人間として心も体も成長し、豊かな人間関係の中で様々な体験や学習を通して自立していけるよう、子育て環境の整備を進めていくことが、社会全体の課題となっています。

また、職場や地域において一層の女性の活躍が期待されると同時に、より安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境の整備が求められています。

そして、子どもへの暴力などの痛ましい事件を背景に、子どもが権利の主体として尊重され人権が守られるよう、体罰によらない子育て等の推進が求められています。

さらに、インターネット等の情報技術の発達やスマートフォンの普及等により、有用な情報が簡単に手に入る一方で、有害な情報に触れる機会の増加などによって、青少年が犯罪に関わってしまう例が見られます。

近年は、引きこもり、ニート等と呼ばれる様々な課題を抱える若者の増加も問題となっています。

このような状況の中、本市においても令和2年3月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の支援や教育環境の整備等を総合的に推進しています。

保育所については、令和2年4月1日現在で13園あり、入所児童数は1,894人、入所待機児童数は54人となっています（図2-6、表2-3参照）。

幼稚園については、令和2年5月1日現在で私立幼稚園が4園あり、在園児数は807人となっています（図2-7参照）。

学童クラブについては、令和2年4月1日現在で13か所に設置しており、定員は710人、令和元年度末現在の入所者数は553人となっています（図2-8、表2-4参照）。

児童館については、令和2年4月1日現在で6か所に設置しており、健全な遊びの提供、健康増進及び情操を豊かにするための事業などを通じて、児童の健全育成に努めています。

加えて、令和2年4月に、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援することを目的に、子ども家庭支援センターに母子保健の拠点を一体化した、子ども・子育て支援センター（子ども家庭総合支援拠点）を設置しました。

令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、幼児期の教育・保育の重要性は更に増しています。このため、子育てや子どもの発達に関する不安・悩みの相談、保育所の整備及び定員枠の拡大などの多様な保育サービスの展開と、地域ぐるみの子育て支援、子育てに関する経済的負担の軽減などについて適切に対応する必要があります。

あわせて、社会環境の健全化を図りつつ、青少年の健全な育成を支援する体制を整備・充実するために、地域住民や関係機関が連携して健全な青少年の育成に取り組んでいくことが重要です。

図２－５　保育所及び幼稚園位置図

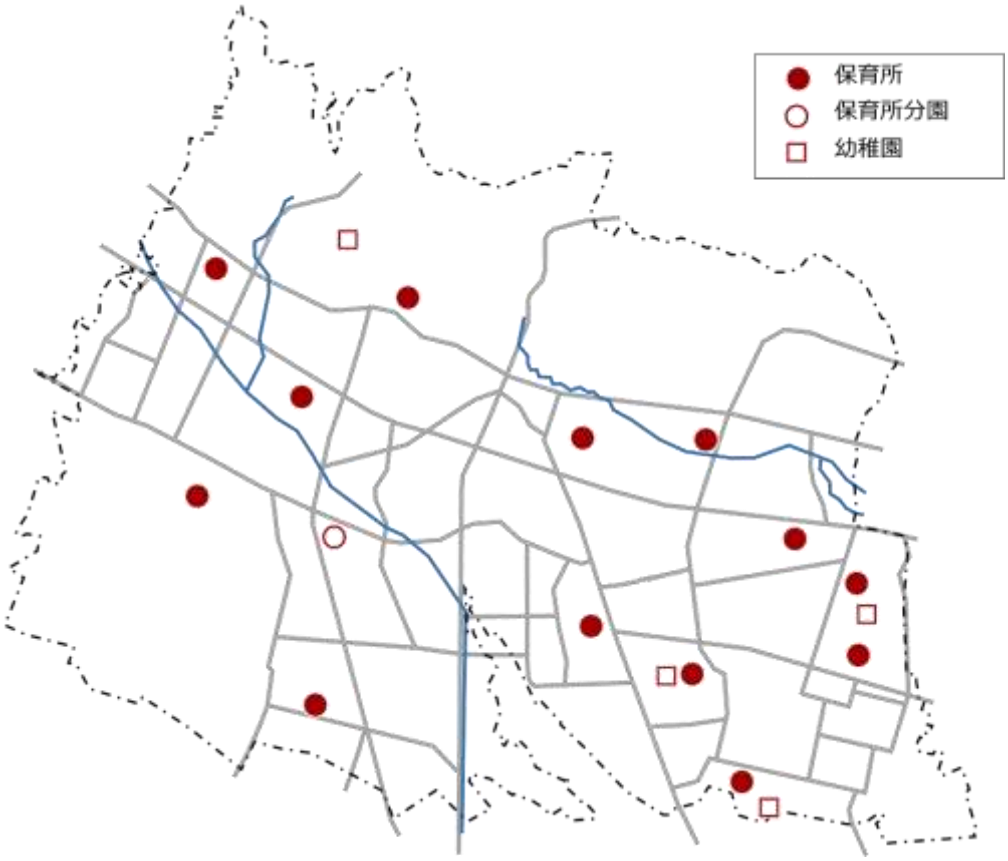

出典　子ども青少年課資料

図２－６　保育所入所児童数の推移　（各年４月１日現在）

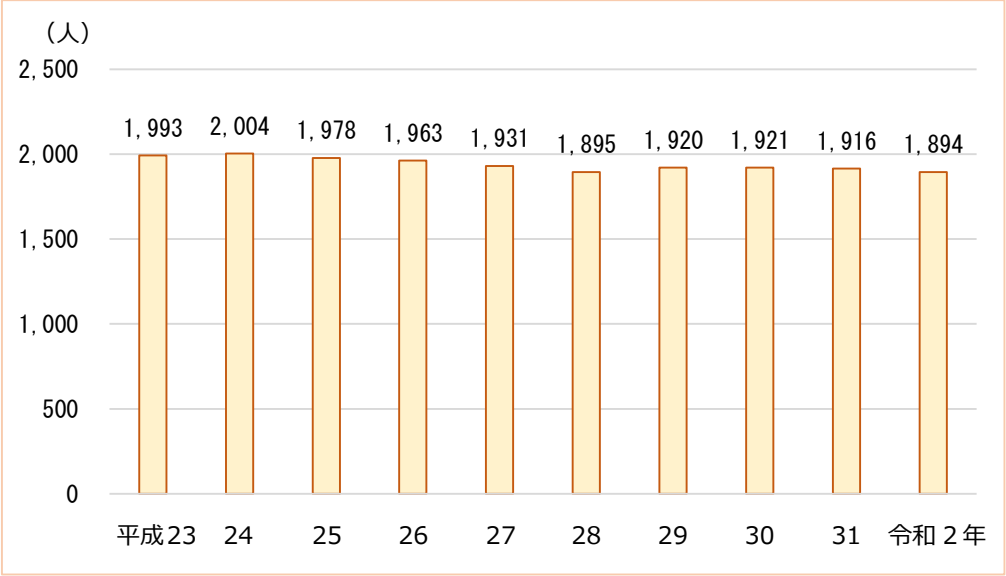

出典　子ども青少年課資料

表２－３　入所待機児童数の推移　（各年４月１日現在、単位：人）

	平成 28	29	30	31	令和２年
入所待機児童数（旧定義）	11	27	57	47	54

(注)旧定義とは、定員不足などにより、希望の保育所に入所できない児童の人数

出典　子ども青少年課資料

図２－７　幼稚園在園児数の推移　（各年５月１日現在）

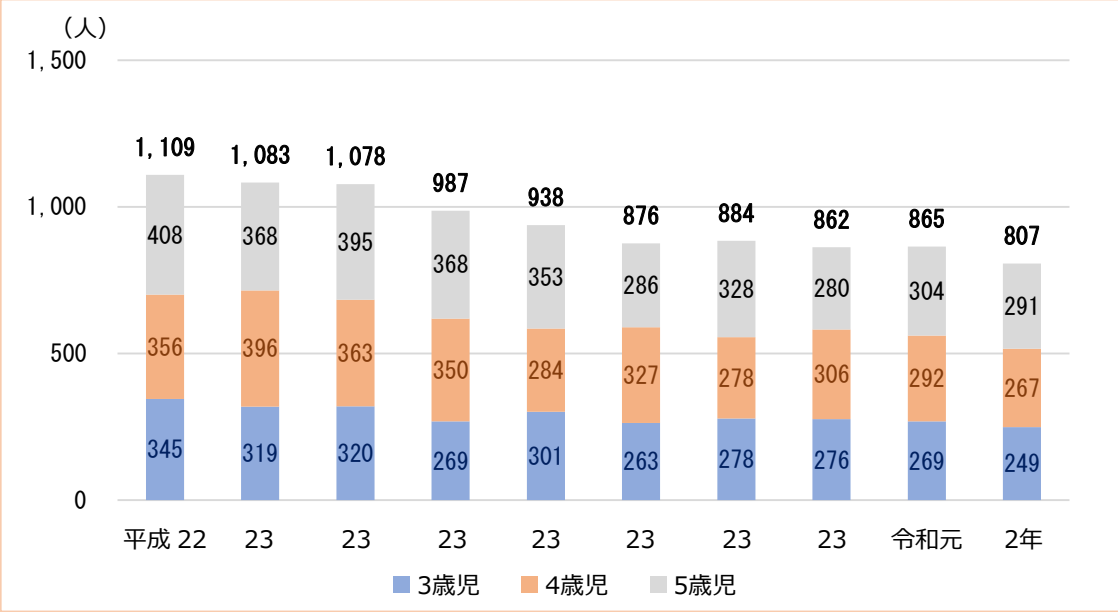

出典　子ども青少年課資料

図２－８　学童クラブ位置図

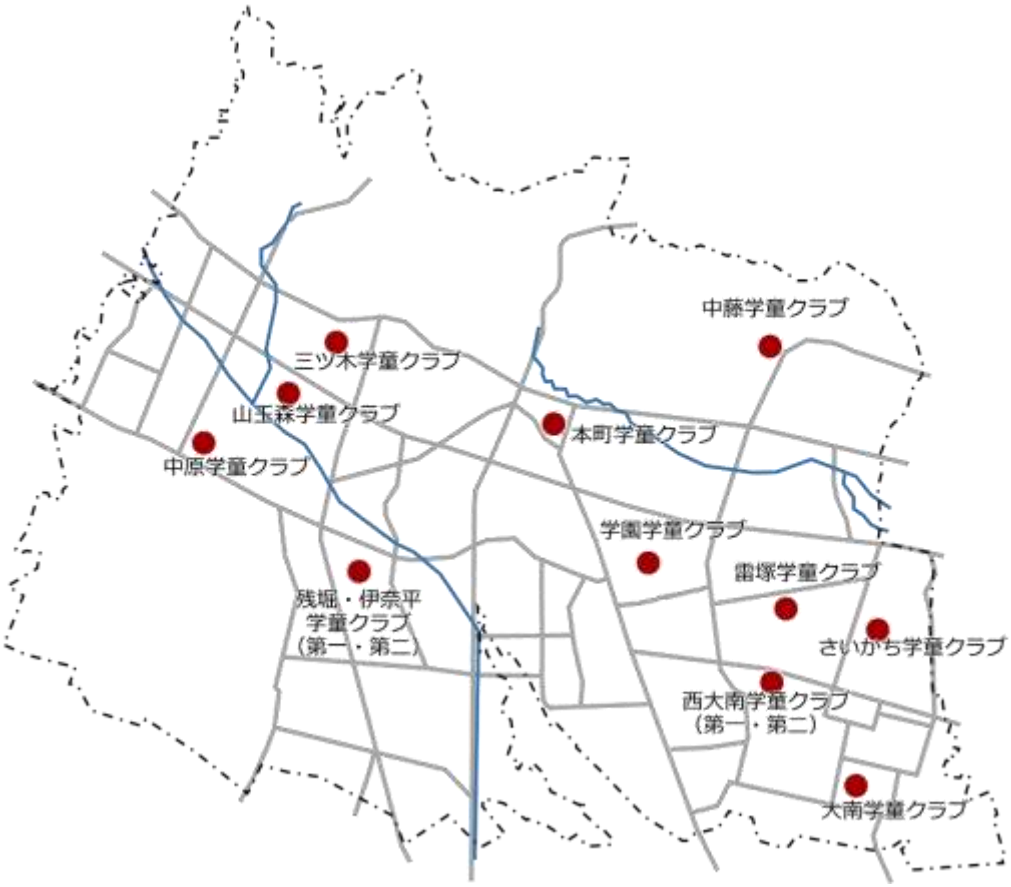

出典　子ども青少年課資料

表２－４　学童クラブの利用状況　（令和元年度実績）

施　設　名	定　員（人）	年度末入所者数（人）	支援日数（日）	１日平均人数（人）
さいかち学童クラブ	50	24	292	18
雷塚学童クラブ	50	55	292	32
大南学童クラブ	50	44	292	30
山王森学童クラブ	50	29	292	28
中藤学童クラブ	70	68	292	47
残堀・伊奈平学童クラブ第一	55	21	292	18
残堀・伊奈平学童クラブ第二	45	47	292	35
三ツ木学童クラブ	60	39	292	25
西大南学童クラブ第一	45	27	292	20
西大南学童クラブ第二	45	42	292	27
中原学童クラブ	70	57	292	40
学園学童クラブ	50	34	292	24
本町学童クラブ	70	66	292	43
合　計	710	553	3,796	387

出典　子ども青少年課資料

表２－５　放課後子供教室の利用状況　（令和元年度実績）

実　施　場　所	述べ利用者数（人）	実施日数（日）	１日平均人数（人）
第一小学校	3,427	172	19.9
第二小学校	5,129	172	29.8
小中一貫校村山学園第四小学校	2,707	174	15.6
小中一貫校大南学園第七小学校	5,935	171	34.7
第八小学校	7,438	173	43.0
第九小学校	1,831	169	10.8
雷塚小学校	3,673	171	21.5
合　計	30,140	1,202	175.3

出典　文化振興課資料

基本方針

保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。

また、子ども・子育て支援センターを通じて、全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。

施策の体系・内容

- 2 子ども・子育て支援
  - ⑴ 子育て家庭の支援
    - ①子育て支援サービスの充実
    - ②情報提供及び相談体制の充実
    - ③子育て支援のネットワークづくり
    - ④経済的支援の充実
    - ⑤保育所等の運営、施設整備の充実
    - ⑥外国人世帯の支援
  - ⑵ 幼児教育の充実
    - ①幼稚園教育の推進
    - ②私立幼稚園への支援
    - ③保護者の経済的負担軽減
  - ⑶ 家庭教育の充実
    - 家庭教育の充実
  - ⑷ 子どもの居場所の確保
    - ①児童館の充実
    - ②子ども食堂の推進
    - ③学童クラブの充実
    - ④新・放課後子ども総合プラン事業の推進
  - ⑸ ひとり親家庭等の支援
    - ①子どもの権利擁護
    - ②ひとり親家庭の支援
    - ③生活困難を抱える家庭の支援
  - ⑹ 青少年の健全育成
    - ①青少年活動の推進
    - ②社会環境の浄化
    - ③指導・相談・支援体制の充実

⑴ 子育て家庭の支援

<table>
<tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>具 体 施 策</th><th>所 管 課</th><th>SDGs</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①子育て支援サービスの充実</td><td colspan="3">これまで子ども家庭支援センターで行っていた事業に母子保健事業を一体化し、子ども・子育て支援センター（子ども家庭総合支援拠点）として、18 歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援します。
全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。
また、就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズに対応するため、保育所の定員枠の拡大、休日保育、延長保育、一時預かり、ベビーシッター利用支援事業など多様な保育サービスの量と質の充実に努めます。
障害のある児童の入所を促進するため、各保育所における受入対策を支援するとともに、配慮を要する児童については、相談員が保育所職員等に専門的見地から助言などを行います。
子ども家庭支援センター及び市内 4 か所の地域子育て支援拠点を活用して各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなどの保護者同士の交流を促進します。
あわせて、仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターを拠点として子育て支援の充実に努めます。</td></tr>
<tr><td>○子ども・子育て支援センターの運営
○子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」の運営
○妊娠届出時の面接の実施
○とうきょうママパパ応援事業の実施
○子ども家庭支援センター事業の推進
○地域子育て支援拠点事業の推進
○病児保育の実施
○子どもショートステイ事業の実施
○育児支援ヘルパー派遣事業の実施
○ファミリー・サポート・センター事業の実施</td><td>子ども子育て支援課</td><td rowspan="2"> </td></tr>
<tr><td>○認可保育所による通常保育の実施
○延長保育の充実
○一時預かり事業の充実
○休日保育の充実
○巡回指導・相談事業の実施
○保育コンシェルジュの設置
◎ベビーシッター利用支援事業の実施
○児童館の地域子育て支援拠点化の推進</td><td>子ども青少年課</td></tr>
</table>

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②情報提供及び相談体制の充実	スマートフォンで気軽に子育て支援サービスや子育て事業、予防接種スケジュール等の確認ができ、多言語にも対応した子ども・子育て応援ナビの利用促進を図ります。 また、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供等を行います。		
	○子ども・子育て応援ナビの利用促進	健康推進課 子ども子育て支援課	
	○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】	子ども子育て支援課	
	○保育コンシェルジュの設置【再掲】	子ども青少年課	
③子育て支援のネットワークづくり	子ども家庭支援センター、子どもカフェ及び地域子育て支援拠点を活用して、乳幼児とその保護者等が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。		
	○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】 ○子どもカフェ事業の実施 ○地域子育て支援拠点事業の推進【再掲】	子ども子育て支援課	
④経済的支援の充実	国や東京都との連携により、手当の支給や子どもの医療費の助成を推進します。 また、多子世帯や認可外保育施設を利用する保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、保育料の助成を行います。		
	○手当の支給 ○乳幼児及び学齢児童の医療費助成 ○認可外保育施設利用者負担の軽減 ○保育所等利用多子世帯負担の軽減 ○管外保育所利用者負担の軽減	子ども青少年課	

＜児童館親子ひろば事業＞

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤保育所等の運営、施設整備の充実	保育の場の選択肢を増やすため、認定こども園や地域型保育の事業者に施設型給付費等の支給を行います。 あわせて、民間保育所における入所児童の処遇向上を図るため、運営費などの助成を行います。 社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めるとともに、認証保育所の保育水準の維持向上を図るため、運営費などの助成を行います。 さらに、保育士を確保するため、保育士の資格取得を支援し、保育従事職員の働きやすい環境の整備に努めます。 また、専門的な知見や豊富な実践経験を有する支援者を配置し、保育の質の向上に努めます。 つみき保育園については、運営方法等について検討を行います。		
	○施設型給付費等の支給 ○民間保育所運営費の補助 ◎民間保育所運営費の医療的ケア児支援加算補助 ○民間保育所の施設整備助成 ◎地域型保育事業等の実施 ○認証保育所運営費の補助 ○保育従事職員の資格取得・宿舎借上支援 ◎幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置 ○つみき保育園の運営方法等の検討	子ども青少年課	
⑥【新規】外国人世帯の支援	国際化の進展に伴い、外国人世帯に関係する子どもの増加が見込まれることから、教育・保育等のサービスを円滑に利用できるよう外国語対応等に努めます。		
	◎保育所等入所申請書類等の外国語様式の作成	子ども青少年課	
	○子ども・子育て応援ナビの利用促進【再掲】	健康推進課 子ども子育て支援課	

⑵ 幼児教育の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①幼稚園教育の推進	幼稚園や認定こども園に施設型給付費の支給を行います。 また、教育時間の前後や長期休業期間における幼稚園の園児等の一時預かり事業を実施します。		
	○施設型給付費の支給 ○一時預かり事業の実施	子ども青少年課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②私立幼稚園への支援	配慮を要する園児については、相談員が幼稚園職員等に専門的見地から助言などを行います。		
	○巡回指導・相談事業の実施【再掲】 ◎幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置【再掲】	子ども青少年課	
③保護者の経済的負担軽減	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、補助金の交付を行います。		
	○保護者の負担軽減の推進（園児保護者負担軽減補助金）	子ども青少年課	

⑶ 家庭教育の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
家庭教育の充実	保護者と子どもの基本的な信頼関係の形成を促進するため、講演会、講座等の家庭教育講座を開催し、家庭教育の支援を行います。		
	○家庭教育講座の実施	文化振興課	

⑷ 子どもの居場所の確保

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①児童館の充実	子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の周知に努め利用拡大を図るとともに、事業内容の充実に取り組みます。 また、主に午前中の利用者が比較的少ない時間帯を利用し、乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、居場所づくりと子育て世代の負担軽減等を推進します。		
	○児童館事業の充実 ○強靱化児童館の管理・整備 ○児童館の地域子育て支援拠点化の推進【再掲】	子ども青少年課	
②【新規】子ども食堂の推進	民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。		
	◎子ども食堂の推進	子ども子育て支援課	
③学童クラブの充実	学童クラブ事業の充実に努め、障害のある児童も学童クラブに参加できる体制の構築を図ります。		
	○学童クラブ事業の充実	子ども青少年課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
④新・放課後子ども総合プラン事業の推進	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実や地域住民との交流活動の促進等に取り組みます。 また、学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努めます。		
	○放課後子供教室の充実	文化振興課	
	○一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営	文化振興課 子ども青少年課	

⑸ ひとり親家庭等の支援

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①【新規】子どもの権利擁護	子どもの人権が守られるよう、子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防、早期の発見・対策、アフターケア等の支援を実施し、きめ細かな対応に努めます。		
	○母子等自立支援・婦人相談員による相談の実施	子ども子育て支援課 福祉総務課	
②ひとり親家庭の支援	保護者の疾病時等の家事などを援助するため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。		
	○ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	子ども子育て支援課	
③生活困難を抱える家庭の支援	国や東京都との連携により、児童扶養手当等を支給するとともに、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。 あわせて、母子・父子福祉資金や女性福祉資金の貸付けを行います。		
	○手当の支給【再掲】 ○ひとり親家庭等医療費の助成	子ども青少年課	
	○母子・父子及び女性福祉資金貸付の推進	子ども子育て支援課	

⑹ 青少年の健全育成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①青少年活動の推進	青少年団体の活動の活性化を図るため、青少年対策地区委員会と協力して、子ども会等の青少年団体を支援するとともに、指導者の育成や団体相互の交流を推進します。 また、青少年が自然に親しみながら、主体性を身に付ける場としての屋外体験学習施設の活用に努めます。		
	○青少年育成団体への支援 ○青少年健全育成基本方針の推進 ○屋外体験活動の充実 ○強靱化青少年リーダーの養成	子ども青少年課 文化振興課	
②社会環境の浄化	青少年を取り巻く社会環境をより良いものとするため、国や東京都の施策と連動しつつ、青少年補導連絡会を中心に、有害図書の排除活動や薬物乱用防止啓発活動など、家庭・地域・学校・行政が連携して青少年にとって有害と思われる環境の浄化に取り組み、明るい環境づくりに努めます。 また、地域ぐるみで青少年を見守る体制と環境づくりのため、青少年対策地区活動と連携し、社会環境浄化への市民の意識醸成を行います。		
	○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進 ○青少年健全育成協力店指定制度の充実	子ども青少年課	
③指導・相談・支援体制の充実	青少年の非行を防止するため、学校や青少年補導連絡会等の関係機関が一体となった街頭指導や相談事業など、支援体制の充実に努めます。		
	○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進【再掲】	子ども青少年課	
	○適応指導教室、教育相談室の充実 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(*36)等の配置	教育指導課	
	○市民なやみごと相談窓口の充実	福祉総務課	

(*36)スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー：児童・生徒が抱える様々な問題に対し、本人や保護者、教員と協力しながら解決を図る専門職。スクールカウンセラーは心の問題などの解決に向けて心理面でのサポートを行うのに対し、スクールソーシャルワーカーは様々な問題に対して福祉制度の利用等の環境面でサポートを行う。

成果指標

指標 1
妊娠届出者に対する面接率

100% (R1)	→	維持 (R7)

指標 2
認可保育所の入所待機児童数

54 人 (R2)	→	0 人 (R7)

指標 3
延長保育の実施保育所数

11 か所 (R1)	→	13 か所 (R7)

指標 4
病児保育の延べ利用人数

396 人 (R1)	→	500 人 (R7)

指標 5
ショートステイの延べ利用日数

148 日 (R1)	→	150 日 (R7)

指標 6
子ども食堂の実施数

3 か所 (R1)	→	5 か所 (R7)

指標 7
ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用件数

364 件 (R2 年 1 月まで)	→	500 件 (R7)

指標 8
育児支援ヘルパー派遣事業利用世帯数

7 世帯 (R1)	→	10 世帯 (R7)

指標 9
児童館親子ひろば利用者数

1,355 人 (R1)	→	1,600 人 (R7)

指標 10
学童クラブ保留児数

16 人 (R1)	→	8 人 (R7)

指標 11
一体型の運営を行う学童クラブ及び放課後子ども教室の設置数

5 か所 (R1)	→	6 か所 (R7)

3 高齢者福祉

現状と課題

本市の高齢化率は、令和２年１月１日現在で、26.2%となっています。高齢者が市の人口の４分の１以上を占めており、更に上昇する傾向にあります（図 2-9 参照）。

核家族化についても進展しており、中でも高齢者の一人暮らし世帯や、二人以上の高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。本市では、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯が６割を超えています。

令和元年 10 月末現在の要支援・要介護認定者（図 2-10 参照）は 2,903 人で、同年８月における介護給付サービスの利用者（要介護 1～5）は 2,136 人、予防給付サービスの利用者（要支援 1,2）は 353 人で合計 2,489 人となっています。

高齢化に伴って要介護や認知症の高齢者が増加する中、核家族化の進展により在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。

また、増加傾向にある介護需要に対応するため、現在も実施している事業者による介護人材の確保に向けた取組の支援を強化する必要があります。

このような状況を踏まえ、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう様々な介護予防事業を推進しています。

今後も、高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなどの地域資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策の充実に努めるとともに、市と地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携して、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを持続することができるよう、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組み（地域包括ケアシステム）を充実させる必要があります。

さらに、市民一人一人が、高齢期になっても健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないよう、地域と連携した生きがい活動や社会参加の促進と、介護予防等に取り組む必要があります。

図２－９　高齢者（65 歳以上）人口比率の推移　　（各年１月１日現在）

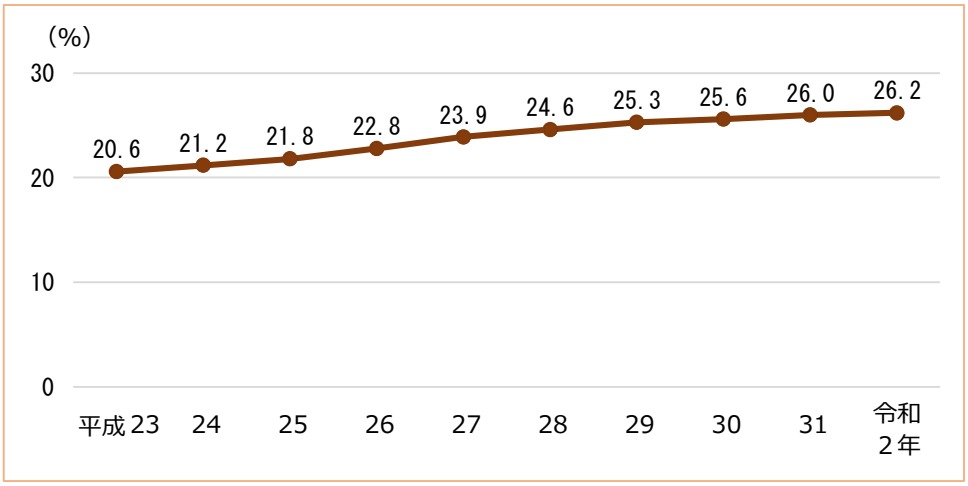

出典　高齢福祉課資料

図２－10　要介護認定者数の推移　（各年 10 月 31 日現在）

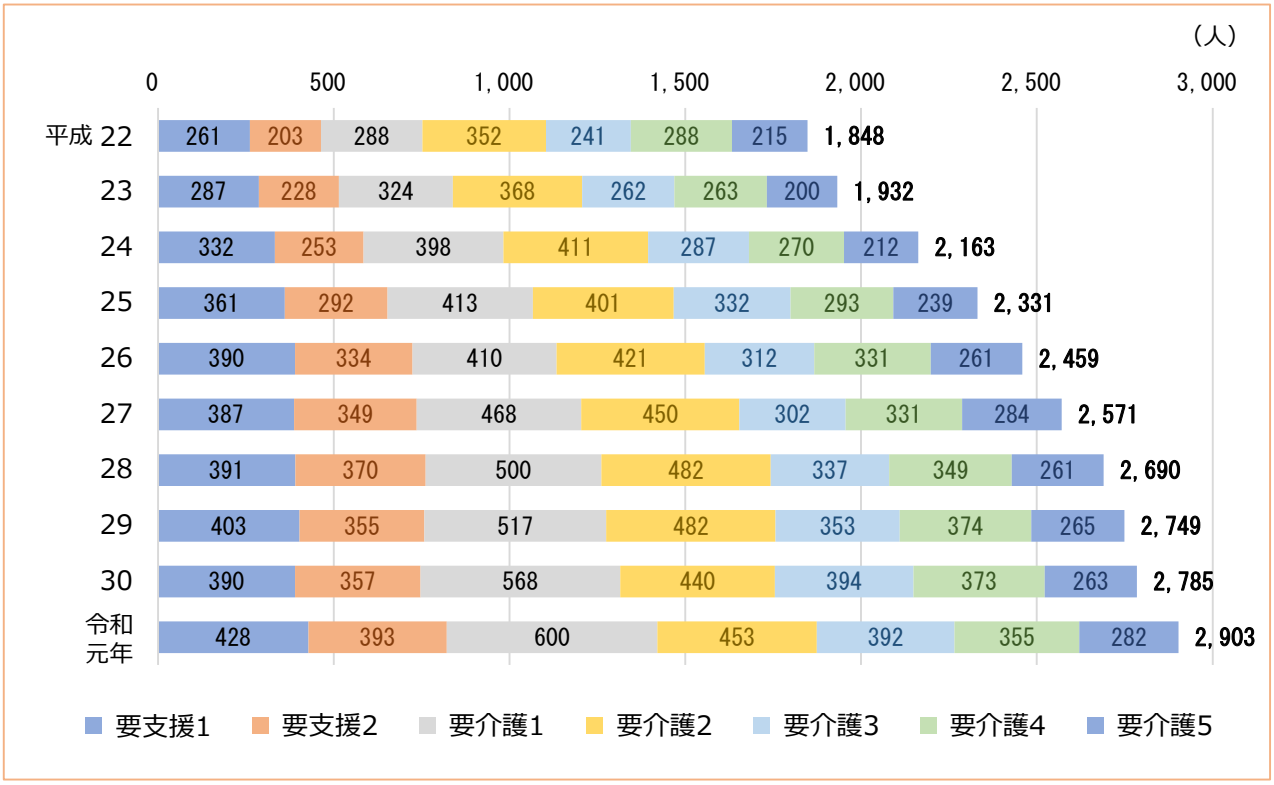

出典　高齢福祉課資料

基本方針

高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、高齢者が元気で生きがいを持った生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

<お互いさまサロンでの体操の様子>

施策の体系・内容

- 3 高齢者福祉
  - ⑴ 介護保険サービスの充実
    - ①介護保険事業の推進
    - ②高齢者福祉施設の整備
    - ③地域包括ケアシステムの体制整備
    - ④公正・迅速な介護認定
  - ⑵ 高齢者福祉サービスの充実
    - ①生活の安定と居住環境等の整備
    - ②権利擁護の推進
    - ③介護予防・認知症対策の充実
    - ④敬老事業の推進
  - ⑶ 社会参加と就労促進
    - ①社会参加の促進
    - ②老人クラブへの支援
    - ③シルバー人材センターとの連携

⑴ 介護保険サービスの充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①介護保険事業の推進	全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく豊かな生活を送れるよう、相談窓口の整備や在宅等での生活の支援に努めます。		
	○各種介護保険サービスの提供 ◎高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進	高齢福祉課	
②高齢者福祉施設の整備	在宅での介護が困難な高齢者が、身近な施設を利用できるよう特別養護老人ホーム等の入居希望者の状況把握に努めるとともに、民間活力を導入しながら、老人福祉施設の整備を促進します。 また、社会的援護を必要とする高齢者の増加に伴い、地域の中で生活ができるよう地域密着型サービスの充実を図ります。		
	○老人福祉施設の整備助成	高齢福祉課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③地域包括ケアシステムの体制整備	高齢者が住み慣れた地域での生活を持続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。 また、生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域ニーズの把握や既存資源を活用したサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。		
	○地域ケア会議の開催 ○在宅医療・介護連携支援センターの運営 ○生活支援コーディネーター機能の充実	高齢福祉課	
④公正・迅速な介護認定	介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営し、公正・迅速な判定が行われるよう努めます。		
	○介護認定審査会の運営	高齢福祉課	

⑵ 高齢者福祉サービスの充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①生活の安定と居住環境等の整備	高齢者の積極的な地域活動等への参加を促進するため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進します。 また、生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた、高齢者向け賃貸住宅（シルバーピア）の適正な運営に努めます。		
	○強靱化高齢者の特性に配慮した公共施設の整備 ○都営村山団地シルバーピアの運営	高齢福祉課 関係各課	
②権利擁護の推進	認知症高齢者、要支援・要介護者等が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。		
	○権利擁護事業の利用促進	福祉総務課	
③介護予防・認知症対策の充実	高齢者が抱える閉じこもりや鬱、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。 また、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、地域での支え合いの体制づくりを推進します。		
	○各種介護予防事業の実施 ○認知症ケアパスの作成及び普及啓発 ○認知症初期集中支援チームの運営	高齢福祉課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
④敬老事業の推進	敬老会の開催や長寿の祝贈呈等を通して、敬老事業を推進します。		
	○敬老会の実施 ○敬老金や満百歳祝の謹呈	高齢福祉課	

⑶ 社会参加と就労促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①社会参加の促進	地域の身近な通いの場であるお互いさまサロンや、福祉会館、老人福祉館等を拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実を図ります。 また、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしづくりに努めます。		
	◎お互いさまサロンの充実 ○介護支援ボランティア事業の推進 ◎地域包括ケアボランティア活動団体支援事業の推進	高齢福祉課	
	○強靱化福祉会館や老人福祉館の管理・整備	福祉総務課	
②老人クラブへの支援	高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどを図ることができるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。		
	○老人クラブ活動の支援	高齢福祉課	
③シルバー人材センターとの連携	高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就労分野の拡大を図るなど、シルバー人材センターと連携し活動の充実に努めます。		
	○シルバー人材センター活動の支援	福祉総務課	

成果指標

指標 1
お互いさまサロンの設置数

50 か所 (R1) ➡ 70 か所 (R7)

4 障害者福祉

現状と課題

本市における身体障害者手帳の所持者は、令和元年 10 月 1 日現在で、2,333 人となっており、平成 27 年度から 54 人減少しています。障害別では肢体不自由が 1,192 人と半数を超えて最も多く、障害程度別では 1 級が 35.7%、続いて 4 級が 23.3%を占めています。知的障害者（愛の手帳所持者）は 585 人で、平成 27 年度から 7 人増加しており、障害程度では 4 度が最も多く 55.0%を占めています。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は 635 人で、平成 27 年度から 98 人増加しており、障害程度では 2 級が最も多く 55.3%を占めています（表 2-6、図 2-11 参照）。

近年、障害者福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障害のある人のニーズが大きく変化しています。

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、その基本理念に基づき、障害のある人に対する支援や福祉サービスの提供体制の確保などの障害者施策の充実が図られ、サービス費用が増大しています。

また、平成 25 年 6 月には障害者差別解消法が制定され、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し社会参加を制約している社会的障壁を取り除き、障害者差別解消に向けた具体的な取組やノーマライゼーション(*37)の理念の下、自助・共助・公助を基本として障害のある人もない人もみんなで支え合い、同じように普通の生活ができる社会の実現に向けた取組が求められています。

今後も、障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりや支え合い、ともに生きるまちづくりの実現を目指して、更なる施策の充実を図る必要があります。

表 2－6　障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）　（各年 10 月 1 日現在、単位：人）

年　次	身体障害者合計	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害	知的障害者（手帳所持者）合計	精神障害者（手帳所持者）合計
平成 27	2,387	145	220	29	1,309	684	578	537
28	2,357	139	226	21	1,265	706	544	556
29	2,344	142	226	22	1,243	711	559	573
30	2,334	149	225	25	1,215	720	567	623
令和元年	2,333	150	228	25	1,192	738	585	635

出典　障害福祉課資料

(*37)ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念

図２－11　障害者（児）程度割合　（令和元年 10 月 1 日現在）

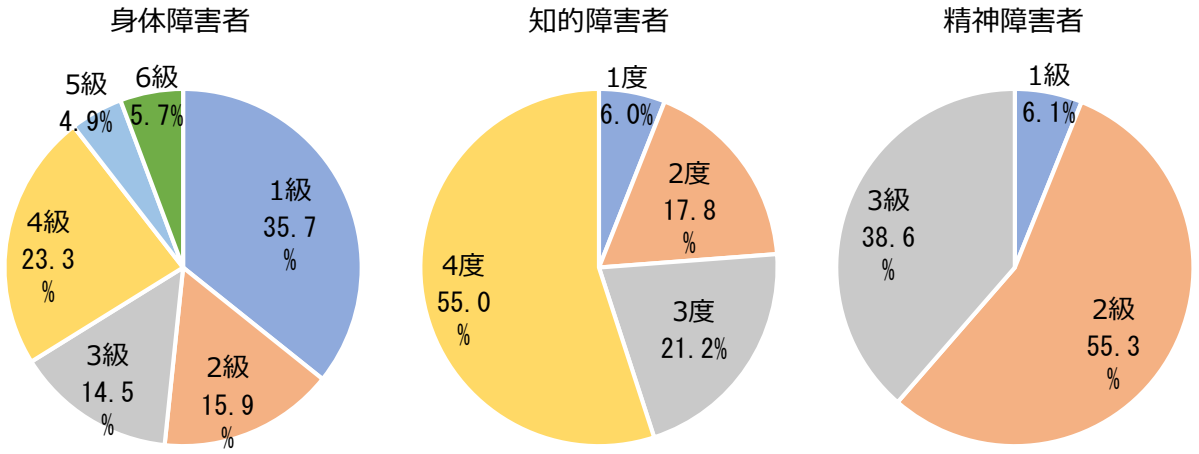

出典　障害福祉課資料

基本方針

障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

施策の体系・内容

- 4 障害者福祉
  - ⑴ 日常生活のための支援
    - ①自立支援給付等の実施
    - ②日中活動の場の充実
  - ⑵ 自立した社会生活のための支援
    - ①地域生活支援事業の実施
    - ②地域生活への移行促進
    - ③地域での居住の場の確保
    - ④権利擁護の推進
  - ⑶ 社会的適応能力の養成
    - 児童発達支援事業所ちいろば教室の充実
  - ⑷ 社会参加と交流の促進
    - ①就労支援の充実
    - ②生活環境の整備
    - ③交流の促進

⑴ 日常生活のための支援

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①自立支援給付等の実施	在宅での支援が必要な人に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、ヘルパーによる居宅介護や短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。 施設での支援が必要な人に対しては、障害種別や程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を図りつつグループホームの利用支援に努めます。 就労、自立を希望する人に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターを通じての支援に努めます。		
	○介護給付費の支給 ○訓練等給付費の支給 ○自立支援医療費の支給 ○障害児通所給付費等の支給	障害福祉課	
②日中活動の場の充実	障害のある人に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型などの訓練等給付費の支給、支援を行います。		
	○訓練等給付費の支給【再掲】	障害福祉課	

⑵ 自立した社会生活のための支援

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①地域生活支援事業の実施	障害のある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努めます。		
	○地域活動支援センターの利用支援 ○基幹相談支援センターの設置の検討	障害福祉課	
②地域生活への移行促進	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や退院可能とされる精神障害者に対して、グループホームの入所支援等、地域生活への移行促進に努めます。		
	○退院促進コーディネートの推進	障害福祉課	
③地域での居住の場の確保	障害のある人の生活援助を行う、身体障害者、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。		
	○グループホームの整備促進	障害福祉課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
④権利擁護の推進	障害のある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。 また、地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応に努めます。		
	○権利擁護事業の利用促進【再掲】 ○虐待防止施策の推進	障害福祉課	

⑶ 社会的適応能力の養成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
【新規】児童発達支援事業所ちいろば教室の充実	児童福祉法に基づく事業運営に取り組みます。サービスの提供に当たっては個別支援計画を作成し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適応できるよう適切な児童発達支援等の充実に努めます。		
	◎児童発達支援事業所ちいろば教室の運営 ◎自主事業の充実	子ども青少年課	

⑷ 社会参加と交流の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①就労支援の充実	障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるように就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進に努めます。 また、障害のある人が収入を増加することができるよう、施策の検討を進めます。		
	○障害者就労支援センターの運営	障害福祉課	
②生活環境の整備	障害のある人の特性に配慮した道路、公園、公共的な建物や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある人の社会参加に向けた環境等の整備に努めます。		
	○強靱化住宅改善に対する助成制度の周知	障害福祉課	
	○強靱化ユニバーサルデザイン(*38)を考慮した公共施設の整備	関係各課	

(*38)ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や性別・年齢・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築や設備等のデザイン

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
③交流の促進	市や地域の行事をはじめ、障害のある人を対象としたスポーツ教室や特別支援学校と市内小・中学校の交流等を通じ、障害のある人もない人も、社会の一員として相互に尊重し支え合いながら、ともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。		
	○スポーツ教室の開催	スポーツ振興課	
	○特別支援学校と市内小・中学校の交流	教育指導課	

成果指標

指標 1
地域生活移行者数

1 人 (R1)	→	8 人以上 (R7)

指標 2
一般就労移行者数

46 人/年 (R1)	→	55 人/年 (R7)

指標 3
就労移行支援利用者数

26 人/年 (R1)	→	32 人/年 (R7)

指標 4
児童発達支援事業所ちいろば教室の登録者数

7 人 (R1)	→	10 人 (R7)

5 生活支援

現状と課題

生活保護制度は、昭和 25 年に施行されて以来の大改正が平成 26 年に行われ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えは維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳格な対処、医療扶助の適正化などの内容について改正がされています。

また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が始まり、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を重層的に支えるセーフティネットが構築されました。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、東京都は「子どもの貧困対策計画」を策定しました。

本市における生活保護の状況は、平成 25 年の 1,226 世帯 1,889 人をピークに減少傾向にありましたが、依然として高止まりの傾向が見られます（図 2-12 参照）。

一方、生活保護に対しては、制度を利用することにためらいを覚え、生活が苦しくとも生活保護を申請しない生活困窮者が潜在的に存在するとされています。

このような状況の中、本市では市民が抱える複合的な課題に対し、円滑な対応と相談者の負担軽減を図るため、ワンストップ型の相談窓口として市民なやみごと相談窓口を設置し、相談体制の充実や離職者等に対する就労支援に取り組んでいます。

今後も、国や社会経済情勢の動きを注視し、関係機関との連携により、生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた更なる支援体制を充実させるとともに、令和 2 年に策定した「子どもの未来応援プラン」に基づき、支援が必要な子どもたちが取り残されないよう努める必要があります。

図 2－12　生活保護の推移　（各年 1 月 1 日現在）

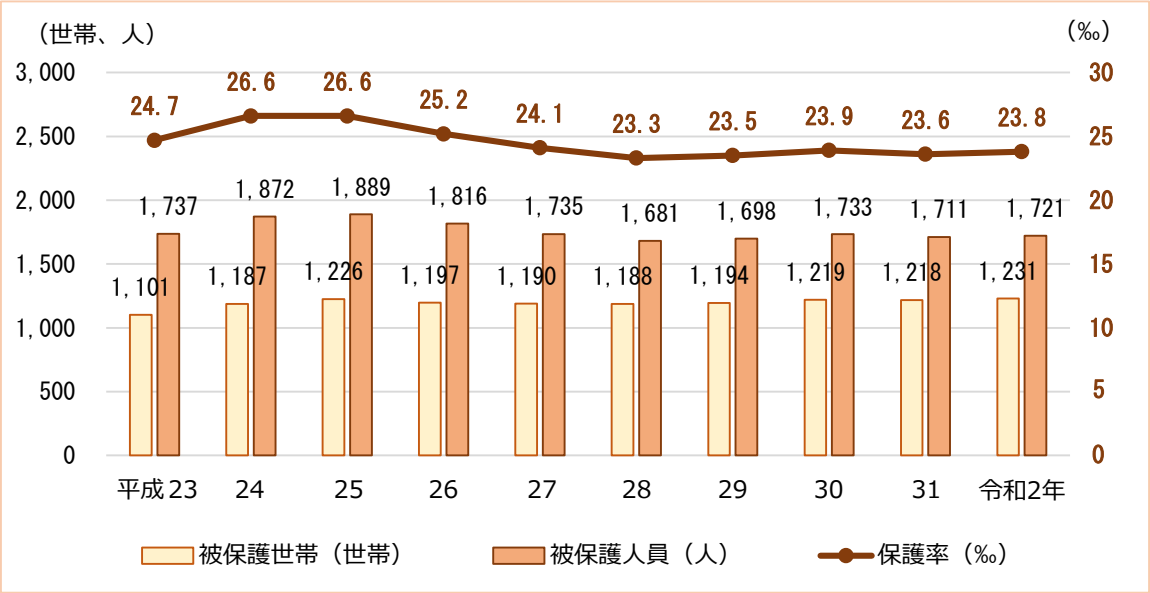

出典　生活福祉課資料

基本方針

生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図り、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。

また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援が、必要とする全ての子どもに届くよう総合的に取り組みます。

施策の体系・内容

- 5 生活支援
  - ⑴ 生活保護の適正な実施 ― 生活保護の適正な実施
  - ⑵ 生活保護費（医療扶助）の抑制 ― 生活保護費（医療扶助）の抑制
  - ⑶ 相談体制の充実 ― 相談体制の充実
  - ⑷ 自立支援の充実
    - ①一般就労に向けた支援
    - ②就労準備支援
  - ⑸ 子どもの貧困対策の推進 ― 子どもの貧困対策の推進

⑴ 生活保護の適正な実施

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
生活保護の適正な実施	生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、適正な保護の実施と不正受給の防止等を図るため、ケースワーカーによる戸別訪問及び日常生活支援を更に充実します。		
	○生活保護業務データシステムを活用した効率的な訪問の実施	生活福祉課	

⑵ 生活保護費（医療扶助）の抑制

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
生活保護費（医療扶助）の抑制	後発医薬品の使用促進や被保護者健康管理支援事業の実施等により、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。		
	◎被保護者健康管理支援事業 ○レセプト管理システムを活用した医療費抑制 ○後発医薬品の利用促進	生活福祉課	

⑶ 相談体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
相談体制の充実	生活保護受給者及び生活困窮者の様々な相談に対して、問題解決の支援を図ります。		
	○相談体制の充実	生活福祉課	
	○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】	福祉総務課	

⑷ 自立支援の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①一般就労に向けた支援	生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の能力や就労阻害要因等の状況を把握し、就労が可能な人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携しながら就労の支援・促進に努めます。		
	○生活保護受給者及び生活困窮者への就労の支援	生活福祉課 福祉総務課	
②就労準備支援	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているといった様々な理由により、直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫した支援を行います。		
	○就労準備支援プログラムに基づく日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援 ○ひきこもり等の就労阻害要因を抱える者の自立支援	生活福祉課 福祉総務課	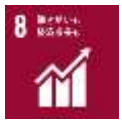

⑸ 子どもの貧困対策の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困に関する課題に対応するため「子どもの未来応援プラン」に基づき、実態の把握や各種対策等に取り組みます。		
	◎「子どもの未来応援プラン」の推進	福祉総務課 関係各課	

成果指標

指標 1

就労支援を受けた
生活保護受給者の就労件数

57 件/年 (R1)	➡	68 件/年 (R7)

指標 2

将来の夢が「ある」と回答した
児童・生徒の割合

※5 年に 1 度の実施

小 5：77.1% 中 2：57.9% (H30)	➡	小 5：80% 中 2：62% (R6)

(注)「子どもの未来応援プラン」の策定に伴う意識調査の結果

第３節　暮らし

１　消費生活

現状と課題

社会経済情勢の変化や情報化社会の進展により消費生活が豊かになる一方で、消費をめぐるトラブルは複雑・多様化しています。

特に、インターネットや携帯電話を利用した架空請求や、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が増加しています。

そのため、消費者相談の実施や消費生活展の開催等を通じて、情報提供や被害防止に向けた啓発を充実する必要があります（表 2-7 参照）。

表２－７　消費生活相談の実施内容　（令和２年４月１日現在）

相 談 名	実施回数	相 談 員	対　象	内　容
消費生活相談	週４回	消費生活専門相談員	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売、通信販売、不正な請求、購入製品の欠陥による事故等、消費生活全般に関する相談

出典　協働推進課資料

基本方針

市民が安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報提供や相談体制の充実、詐欺などの被害防止に向けた啓発等の取組を推進するとともに、多重債務等の消費に係る問題を抱えた方への支援に努めます。

施策の体系・内容

- １ 消費生活
  - ⑴ 相談･情報提供活動の充実
    - ①消費者相談の充実
    - ②消費生活情報の収集・提供
  - ⑵ 消費者意識の啓発
    - ①消費者団体の育成
    - ②ライフステージに応じた消費者教育の推進
  - ⑶ 多重債務者への支援
    - 多重債務者への支援

⑴ 相談・情報提供活動の充実

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①消費者相談の充実	個人のプライバシーに配慮しながら、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化し、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実を図ります。		
	○全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した消費者相談の実施	協働推進課	
②消費生活情報の収集・提供	商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集、提供体制を強化します。		
	○広報紙、ホームページ等での相談実例の情報提供	協働推進課	

⑵ 消費者意識の啓発

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①消費者団体の育成	消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。		
	○消費者団体の支援	協働推進課	
②ライフステージに応じた消費者教育の推進	対象者の年齢や特性に応じて消費者教育講座を開催するなど、ライフステージに応じた消費者教育の推進に努めます。特に、若者や高齢者の消費者被害を防止するため、地域と連携して見守り活動を実施します。		
	○消費者教育講座等の実施 ○消費生活展の推進	協働推進課	
	○地域による見守りネットワークの推進	協働推進課 高齢福祉課	

⑶ 多重債務者への支援

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
多重債務者への支援	関係機関と連携し、生活困難な状況にある多重債務者に対する相談等を実施します。		
	○消費者相談の実施	協働推進課	
	○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】 ◎東京都生活再生相談窓口等の関係機関との連携の強化 ◎家計改善事業の充実	福祉総務課	

成果指標

指標 1

消費者教育講座の参加者数

66 人/年 (R1) → 100 人/年 (R7)

2 雇用

現状と課題

令和元年度までは雇用・所得環境の改善が続く中で各種施策の効果もあり、国内経済は回復基調が見られましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内経済は極めて厳しい状況が続いており、今後は完全失業率などが上昇すると見込まれています（図 2-13 参照）。

また、就職者全体に占める非正規雇用者の割合は 4 割弱となっており、求人と求職ニーズの不一致による雇用のミスマッチが生じているなどの課題もあります。

本市においても、生活環境等の変化により多様な働き方を求める求職者に対し、状況に応じた様々な雇用機会の確保を図りつつ、就労に必要な知識や技術の習得、求職活動の支援を充実していく必要があります。

図２－13　東京都の就業率・完全失業率の推移　（各年平均）

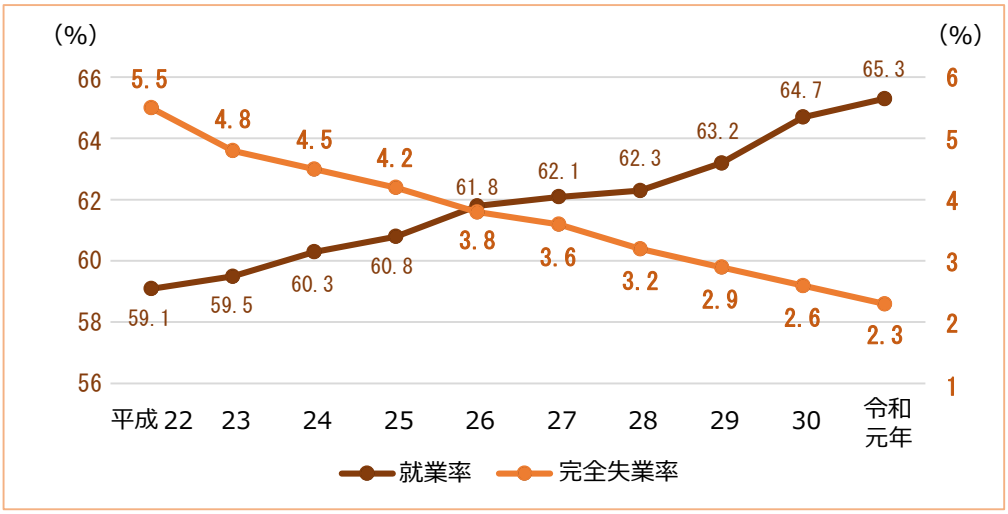

出典　東京都総務局資料

基本方針

一人一人の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充、就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進及び求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対しては安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。

施策の体系・内容

- 2 雇用
  - ⑴ 雇用の促進
    - 雇用の促進
  - ⑵ 就労のための学習機会の充実
    - 就労のための学習機会の充実
  - ⑶ 勤労者福祉の充実
    - ①福利厚生の充実
    - ②派遣労働者やパート職等への支援

⑴ 雇用の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
雇用の促進	ハローワークと連携した求人情報の提供や相談会などの開催により、雇用の促進を図ります。 また、雇用の確保に向けて、企業誘致条例に基づく企業の誘致に努めます。 さらに、高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。		
	○求人情報の提供 ○相談会の開催	産業観光課	
	○シルバー人材センター活動の支援【再掲】 ○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】 ◎就労支援事業の充実	福祉総務課	
	○障害者就労支援センターの運営【再掲】	障害福祉課	

⑵ 就労のための学習機会の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
就労のための学習機会の充実	職業訓練機関等との連携により求職者の知識や技術の習得を促進し、就労機会の拡大を支援するとともに、多様化する雇用環境に関する情報の提供や労働制度の周知に努めます。 また、女性の自分らしい働き方へのチャレンジを総合的に支援するため、セミナー等を開催することにより、女性の活躍推進の機運を高めます。		
	○職務能力向上、就労継続支援の実施 ○雇用環境・労働制度に関する情報の提供 ○相談会の開催【再掲】	産業観光課	
	○ウィメンズチャレンジプロジェクト(*39)の実施	協働推進課	

⑶ 勤労者福祉の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①福利厚生の充実	中小企業の従業員への福利厚生の充実を図るため、中小企業退職金共済制度等の周知と利用促進に努めます。 また、民間の福利厚生施設と公的施設との相互利用について検討し、余暇活動の充実と健康増進を図ります。		
	○中小企業退職金共済制度等の周知	産業観光課	

(*39)ウィメンズチャレンジプロジェクト：結婚、出産、介護等で、一度離職した女性の再就職など、女性の就労を支援する事業

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
②派遣労働者やパート職等への支援	正社員・職員以外の派遣労働者やパートやアルバイト職で働く市民の雇用環境の充実、待遇改善及び安定雇用へ向けて、関係機関とともに企業などへの啓発活動に努めます。		
	○待遇改善、安定雇用に向けた企業等への啓発活動	産業観光課	

成果指標

指標 1
ウィメンズチャレンジプロジェクトのセミナー参加者数

705 人 (H30) → 750 人 (R7)

指標 2
企業誘致制度を活用した企業誘致による新規就労者数

0 人 (R1) → 10 人 (R7)

第３章　安全で快適なまちづくり

第１節　安全・安心
1　災害対策
2　消防体制
3　交通安全
4　防犯対策
第２節　都市基盤
1　都市づくり
2　道路
3　住宅・宅地
4　下水道
5　廃棄物処理とリサイクル
第３節　地域交通
1　モノレール推進
2　地域交通

本章の概要

発生が懸念される首都直下地震をはじめとした大地震や、近年多発している異常気象などを原因とする風水害による被害の軽減を図るとともに、災害対応の体制の充実に努めます。

また、土地利用の状況や自然環境等の地域特性を踏まえながら、安心して住み続けることができるよう、生活環境が整備された安全で快適なまちづくりを進めていきます。

第１節　安全・安心

１　災害対策

災害発生時の体制強化を図るとともに、減災についての普及啓発に努めます。

２　消防体制

消防団の活動環境の改善等に努め、火災等への対応強化を図ります。

３　交通安全

交通安全意識の高揚と、安全な交通環境づくりに努めます。

４　防犯対策

地域と一体となって、市民が安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

第２節　都市基盤

１　都市づくり

自然環境との調和を図りながら、良好な市街地環境の形成に取り組みます。

２　道路

誰もが利用しやすい歩行者空間の確保を図るとともに、生活道路の充実等に努めます。

３　住宅・宅地

災害に強い良好な住環境や住まいの確保に努めるとともに、地域の特性をいかしたまちづくりを推進します。

４　下水道

健全な公共下水道の維持管理に努めるとともに、雨水管きょを計画的に整備します。

５　廃棄物処理とリサイクル

ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

第３節　地域交通

１　モノレール推進

多摩都市モノレールの早期延伸に向けて、導入空間の整備に取り組むとともに、様々な促進活動や要望活動を行います。

２　地域交通

市内循環バス及び乗合タクシーについて、効果的な運行に努めます。

第１節　安全・安心

1　災害対策

現状と課題

我が国では、平成 23 年に発生し大きな爪痕を残した東日本大震災以降も、平成 28 年熊本地震、平成 30 年大阪北部地震及び北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生しているほか、平成 24 年九州北部豪雨、平成 27 年関東・東北豪雨、平成 30 年西日本豪雨など、台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害による被害が毎年のようにみられることから、防災施策の重要性はより一層高まっています。

本市においても、令和元年台風第 19 号では、災害対策本部を設置し災害対応に当たりました。震災、風水害などの様々な災害に、迅速に対応できる体制づくりが必要です。

このことから「武蔵村山市地域防災計画」を「東京都地域防災計画等」との整合性を図りながら、より現状に対応した内容に見直す必要があります。

市内には避難場所が 37 か所、避難所が 27 か所、二次避難所（福祉避難所）(*40)が 7 か所指定され、災害対策用備蓄倉庫は 19 基設置されています（図 3-1、表 3-1 参照）。さらに、自主防災組織として、自治会を母体とする 32 団体、5,854 世帯が組織化を図り、活動している状況にあります（表 3-2 参照）。

地震に対する備えに加え、近年頻発する台風等による風水害にも十分対応できるよう、各種災害に対応した対策を講じる必要があることから、地域防災計画の見直しに合わせ、女性や高齢者、障害者、乳幼児など配慮を要する人々の視点を取り入れた避難所管理運営マニュアルなどの策定を進め、具体的な対応に地域の住民の意見を取り入れることにより、防災に対する市民意識の高揚を図っていく必要があります。あわせて、ペットに関する防災知識の普及啓発や、避難所でのペットの取扱いなども検討する必要があります。

さらに、今後は国や都の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を避難所運営に反映させていく必要があります。

また、災害対応や復興においては、共助の役割を担う自主防災組織などの地域の団体をはじめとした、市民の自主的な行動が不可欠となります。引き続き、自主防災組織の充実強化を図り、自主防災組織の結成推進が課題となっています。

(*40)二次避難所（福祉避難所）：特別な設備や介護が必要等の理由で、通常の避難所での生活が困難な避難者を受け入れる避難所

図３－１　消防施設等位置図

（注）図中に記載の番号は表 3-1 避難場所・避難所一覧のNo.

出典　防災安全課資料

<災害対策用備蓄倉庫>

表 3－1　避難場所・避難所一覧　　（令和２年４月１日現在）

No.	施設名	避難場所	避難所	No.	施設名	避難場所	避難所
1	第一小学校	□		29	総合運動公園運動場（第二）	●	
2	第二小学校	□		30	野山北公園運動場	●	
3	第三小学校	□		31	カマキリ公園	●	
4	小中一貫校大南学園 第七小学校	□		32	市民総合センター	□	
5	第八小学校	□		33	総合体育館	□	
6	第九小学校	□		34	総合運動公園運動場（第三）	●	
7	第十小学校	□		35	プリンスの丘公園	●	
8	雷塚小学校	□		36	横田児童遊園	●	
9	第一中学校	□		37	新大南運動広場	●	
10	第三中学校	□		38	雷塚地区会館		○
11	小中一貫校大南学園 第四中学校	□		39	中藤地区会館		○
12	第五中学校	□		40	三ツ木地区会館		○
13	小中一貫校村山学園	□		41	大南地区会館		○
14	山王森公園	●		42	残堀・伊奈平地区会館		○
15	雷塚公園	●		43	福祉会館		○
16	オカネ塚公園	●		44	第二老人福祉館		○
17	大南公園	●		45	第三老人福祉館		○
18	伊奈平公園	●		46	第四老人福祉館		○
19	経塚向公園	●		47	第五老人福祉館		○
20	中原公園	●		48	山王森児童館		○
21	大南東公園	●		49	緑が丘ふれあいセンター		○
22	三ツ藤南公園	●		50	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑		◎
23	小山内運動広場	●		51	社会福祉法人武蔵村山正徳会サンシャインホーム		◎
24	シドメ久保運動広場	●		52	東京都立村山特別支援学校		◎
25	三ツ木地域運動場	●		53	社会福祉法人あすはの会障害者支援施設福生第二学園		◎
26	原山地域運動場	●		54	医療法人財団立川中央病院 介護老人保健施設 アルカディア		◎
27	残堀・伊奈平地域運動場	●		55	社会福祉法人恭篤会 むさし村山苑		◎
28	総合運動公園運動場（第一）	●		56	社会福祉法人あいの樹		◎

出典　防災安全課資料

（注）　図 3－1 及び表 3－1 については概要を記載しています。最寄りの避難場所・避難所の位置や利用方法を確認する際などは、市で配布している最新の防災マップ・ハザードマップを確認してください。

表３－２　市内の自主防災組織一覧　　（令和２年４月１日現在）

	名　称	結成年月	構成世帯数
1	２Ｂ自治会自主防災会	昭和59年８月	157
2	向山自治会自主防災会	昭和60年４月	45
3	伊奈平自治会自主防災会	平成７年９月	367
4	学園自治会自主防災会	平成９年４月	204
5	三ツ藤自治会自主防災会	平成10年１月	305
6	緑が丘第７自治会自主防災会	平成11年５月	219
7	日の出自治会自主防災会	平成11年７月	144
8	大南自治会自主防災会	平成12年７月	355
9	宿自治会自主防災会	平成16年３月	183
10	中村第一自治会自主防災会	平成16年８月	100
11	中村第二自治会自主防災会	平成16年８月	72
12	中村第三自治会自主防災会	平成16年８月	66
13	岸自治会自主防災会	平成17年９月	217
14	萩ノ尾自治会自主防災会	平成18年４月	163
15	上水台自治会自主防災会	平成19年10月	220
16	峰自治会自主防災会	平成19年12月	193
17	谷津自治会自主防災会	平成20年11月	166
18	大南五丁目自治会自主防災会	平成20年12月	36
19	緑が丘第９自治会自主防災会	平成21年６月	170
20	１１１２自治会自主防災会	平成21年10月	120
21	しののめ自治会自主防災会	平成22年３月	62
22	８Ｂ自治会自主防災会	平成22年12月	190
23	鍛冶ヶ谷戸地区自主防災会	平成23年９月	123
24	１１０１自治会自主防災会	平成23年10月	264
25	中原自治会自主防火防災会	平成24年９月	234
26	雷塚自治会自主防災隊	平成25年４月	196
27	緑が丘第６自治会自主防災会	平成25年７月	378
28	むさしの宿舎自主防災会	平成26年８月	255
29	神明地区自主防災会	平成26年10月	200
30	横田自治会自主防災会	平成30年６月	104
31	マイホームランド玉川上水自治会自主防災会	平成30年９月	207
32	原山自治会自主防災会	平成30年11月	139
	合　計（32団体）		5,854

出典　防災安全課資料

基本方針

地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。

施策の体系・内容

- 1 災害対策
  - ⑴ 防災体制の充実・強化
    - ①緊急連絡体制の強化
    - ②防災訓練の充実等
    - ③防災資器材・設備の充実
    - ④情報連絡体制の充実
    - ⑤災害時医療救護体制の充実
    - ⑥相互応援体制の確立
    - ⑦避難行動要支援者支援体制の確立
    - ⑧災害廃棄物処理体制の構築
  - ⑵ 防災まちづくりの推進
    - ①ライフライン事業者との連携
    - ②避難道路の安全確保等
    - ③不燃化及び木造住宅耐震化の促進
    - ④避難場所・避難所の機能充実
    - ⑤浸水対策の推進
    - ⑥（仮称）防災食育センターの整備
  - ⑶ 防災意識の高揚
    - ①自主防災組織の育成・強化
    - ②防災思想の普及
    - ③防災訓練の充実
  - ⑷ 治水事業の推進
    - 治水事業の推進

(1) 強靭化防災体制の充実・強化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①緊急連絡体制の強化	災害時における関係機関との連絡、職員の出動、災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。		
	○災害時における緊急連絡体制の強化	防災安全課	
②防災訓練の充実等	地震災害や風水害など、様々な災害を想定した防災訓練を実施します。 災害時における市民一人一人の防災行動力の向上を図るため、実践・体験型訓練を実施するとともに、災害対策本部の運用を強化するため、災害図上訓練を実施します。		
	○総合防災訓練の充実 ○災害図上訓練の実施	防災安全課	
③防災資器材・設備の充実	様々な災害に対応するために、必要な防災資器材の充実を図ります。 公共施設内の備蓄倉庫に、乳幼児や高齢者、男女等の様々なニーズに配慮した、アレルギー対応食を含む災害時食料や生活必需品等を配備します。 また、過去の災害の教訓を基に、断水時の消防水利確保のための防火水槽等消防水利の整備・充実に努めます。		
	○災害対策用備蓄物資の計画的な購入 ○消防水利（防火水槽等）の整備	防災安全課	
④情報連絡体制の充実	災害時の市民への情報連絡体制については、従来から活用している防災行政無線、ホームページや SNS、緊急速報メール(*41)、協定を締結している団体等への情報発信の要請など、様々な手段を活用した情報発信に努めます。 また、災害時に市民自身が情報を収集できるよう、日頃から災害時の情報入手手段の広報周知を実施するほか、防災行政無線の難聴区域の解消、新たな情報発信手段の検討など、情報連絡体制の充実・強化に努めます。 さらに、避難所開設時等に、本部との情報連絡体制を確立するため、無線による通信体制を整備します。		
	○ホームページ、SNS、メール配信等における情報提供	秘書広報課	
	○防災行政無線システム設備等の充実及び更新 ○SNS を活用した情報収集・発信	防災安全課	
	○公衆無線 LAN アクセスポイントの整備	関係各課	

(*41)緊急速報メール：本市域をカバーしている基地局のエリア内にある、対応した機能を持つ全ての携帯電話に緊急メッセージを送信するシステム

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤災害時医療救護体制の充実	医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会などとの連絡体制を確立し、災害時医療救護活動拠点や緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置、運用に関しての検討を進めます。		
	○関係機関との連携強化 ○災害医療コーディネーターの設置	健康推進課 防災安全課 環境課	
⑥相互応援体制の確立	東京都、周辺自治体及び関係防災機関等との応援・協力体制を確立します。 被災者の収容など、災害時における応援協定等による応急救援体制の確立を推進するとともに、既に締結している団体等とは、有事の際でも円滑な応援活動が行えるよう、連絡体制の強化を図ります。 また、災害時における効果的なボランティア活動の在り方を検討します。社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターを中心として、ボランティアコーディネーターの育成や感染症対策を含むボランティア受入体制等を考慮した、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂に取り組みます。		
	○災害ボランティア登録制度の普及	協働推進課 防災安全課	
	◎各協定締結団体等との連絡体制強化 ◎災害時相互応援協定締結自治体との連携訓練	防災安全課	
	○災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施	協働推進課	
⑦避難行動要支援者支援体制の確立	避難行動要支援者の避難行動支援プラン（個別計画）を作成することにより、災害発生時において迅速・適切な避難行動が行えるよう、避難支援体制を確立します。		
	○避難行動要支援者の個別計画の作成及び見直し	福祉総務課	
⑧【新規】災害廃棄物処理体制の構築	自然災害に伴い発生する災害廃棄物について円滑な処理を図るため、災害廃棄物処理計画に基づき平常時の備えに努め、具体的な処理体制を確立します。		
	◎関係機関との連携強化 ◎災害時の廃棄物処理体制の確立	ごみ対策課	

⑵ 強靭化防災まちづくりの推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①ライフライン事業者との連携	水道、ガス、電気、通信などのライフラインの事業者と連携を図るため、各種訓練への参加や、緊急時の連絡体制を確立します。		
	○各種防災訓練へのライフライン事業者の参加促進 ○緊急連絡体制の構築	防災安全課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②避難道路の安全確保等	避難場所まで安全に避難できるよう、避難道路の安全性の向上に努めるほか、市道の拡幅、改修等の整備に努めます。さらに、避難時の安全な誘導を確保するため、主要市道を中心に緊急活動重要路線としての道路整備に努めます。		
	○避難道路の整備 ○緊急活動重要路線の整備（主要市道第 12 号線の拡幅整備）	道路下水道課	
③不燃化及び木造住宅耐震化の促進	火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の促進や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。 また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図ります。ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど震災に強いまちづくりを進めます。		
	○「第二次耐震改修促進計画」の推進	都市計画課	
	○木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進	産業観光課	
	○生け垣設置の奨励	環境課	
④避難場所・避難所の機能充実	避難場所、避難所及び二次避難所の市民への周知徹底を図るとともに、避難所となる施設の環境整備、資器材及び備蓄物資の充実に努めます。 また、停電に対応した資器材等を計画的に購入し、備蓄します。		
	○災害対策用備蓄物資の計画的な購入【再掲】	防災安全課	
	◎防災協力農地の普及啓発	産業観光課 防災安全課	
	◎避難所でのペットの取扱いに関する検討	環境課 防災安全課	
	○公衆無線 LAN アクセスポイントの整備【再掲】	関係各課	
⑤浸水対策の推進	都市型水害（局地的集中豪雨）への対策として、雨水浸透施設などの整備を推進します。 また、公共下水道（雨水）の整備を推進します。		
	○道路等への雨水浸透施設の設置 ○河川等のしゅんせつ ○公共下水道（雨水）の整備	道路下水道課	
⑥【新規】（仮称）防災食育センターの整備	災害時には避難所生活者等に応急給食を実施するための機能を備え、平常時にはその機能を有効活用して小学校給食を調理する機能を併せ持つ（仮称）武蔵村山市防災食育センターを整備します。		
	◎（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備【再掲】	学校給食課	

(3) 強靭化防災意識の高揚

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①自主防災組織の育成・強化	「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感や、災害時における市民・事業者と市が一体となった地域ぐるみの防災機能・意識を向上させるため、防災資器材等の助成強化、防災施設での防災体験訓練を実施するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。		
	○自主防災組織の結成促進と育成強化	防災安全課	
②防災思想の普及	自主防災組織及び消防団に対して、防災に関する一定の知識・技術を有する防災士の資格取得費を助成し、養成を図るとともに、防災施設での防災体験訓練の実施、講演等の開催など様々な機会を捉えて防災知識・思想の普及啓発に努めます。		
	○防災教育・防災訓練の充実 ○防災士資格取得助成事業	防災安全課	
③防災訓練の充実	近年頻発化する台風等の風水害に対応するため、市の災害対策本部機能や市民の避難行動力の向上を目的とした訓練を実施します。 過去の災害の教訓を踏まえ、市民主体による実践・体験型防災訓練、防災講演等を実施・充実し、防災意識の高揚を図ります。		
	○総合防災訓練の充実【再掲】 ○災害図上訓練の実施【再掲】	防災安全課	

(4) 強靭化治水事業の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
治水事業の推進	治水対策の充実を図るため、空堀川の計画的な整備を東京都に要請するとともに、その他の河川・水路等については、順次改修・整備に努めます。		
	○空堀川の整備促進の要請	都市計画課	
	○河川・水路等の改修等	道路下水道課	

成果指標

指標 1

木造住宅耐震診断の助成件数

0 件/年 (R1) → 10 件/年 (R7)

指標 2

自主防災組織の結成数

32 団体 (R1) → 37 団体 (R7)

2 消防体制

現状と課題

本市の常備消防については、広域体制で東京消防庁により運営されています。

火災は、令和元年には 32 件発生しています（図 3-2 参照）。

消防団は、団長、副団長以下 8 個分団及び女性部で構成され、火災発生時の消火活動や消防署隊の後方支援、防火・防災の広報活動、警戒活動等を行っています。

大規模災害の発生が懸念され消防団の役割が多様化する中、消防団員数は減少傾向にあり、団員の確保と知識や技術の向上が喫緊の課題となっています。

多様な人材の消防団への入団を図るためにも、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組に加え、活動を限定して対応してもらう機能別消防団員の導入を検討し、活動環境の整備や処遇・装備の改善等を進める必要があります。

今後も、市民の生命及び財産の安全を確保するために、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に努める必要があります。

図 3－2　火災発生件数の推移　（各年 12 月 31 日現在）

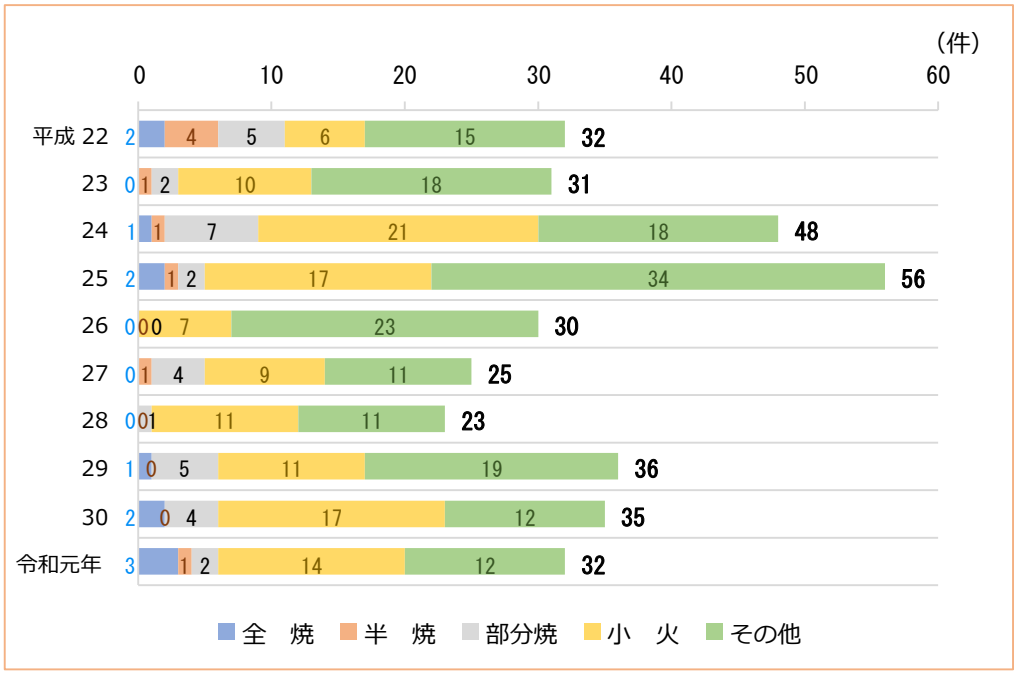

(注)「その他」は、ごみや樹木などの建物以外の火災

出典　北多摩西部消防署資料

基本方針

市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。

また、消防団に求められる役割の多様化に対応するために、活動環境などの改善を図ります。

施策の体系・内容

- 2 消防体制
  - ⑴ 火災の未然防止
    - 火災の未然防止
  - ⑵ 消防体制の充実
    - ①常備消防の強化
    - ②非常備消防の充実
    - ③消防施設の整備・充実

⑴ 強靭化火災の未然防止

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
火災の未然防止	家庭での防火意識の高揚を図るため、防火知識・思想の普及や広報活動の推進に努めます。 また、北多摩西部消防署と連携を図りながら、消防団による火災多発期の予防警戒を引き続き実施します。		
	○SNS 等を活用した火災予防のための広報の充実 ○火災予防警戒の実施	防災安全課	

⑵ 強靭化消防体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①常備消防の強化	中高層建築物の増加や有毒発煙材の使用など新たな課題に対処し、災害時の消火・救急活動をより的確なものとするよう、東京都に対し災害時の消火・救助救急活動に有効な装備の充実と災害に対応した常備消防力の増強を要請します。		
	○常備消防の増強要請	防災安全課	
②非常備消防の充実	地域防災の中核を担う消防団員の確保が喫緊の課題であることから、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組に加え、活動環境の整備や処遇の改善等に努めます。 また、多様な人材の活用の観点から、団員入団促進の方策を検討します。		
	○各種訓練の実施及びポンプ車操法大会の開催 ○消防団員の募集及び広報の充実、処遇改善の検討 ◎機能別消防団員導入の検討 ◎計画的な資器材等の整備	防災安全課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
③消防施設の整備・充実	防火水槽、消火栓の増設及び維持管理に努めるとともに、消防車の計画的な更新を行います。		
	○消防水利（防火水槽等）の整備【再掲】 ○消火栓の取替、移設等 ○消防ポンプ自動車の整備・更新 ○消防団分団車庫の管理・整備	防災安全課	

成果指標

指標 1

消防団員数（定数 210 人）

191 人 (R1) ➡ 210 人 (R7)

指標 2

震災時の消防水利（防火水槽）のメッシュ充足数

231/303 (R1) ➡ 237/303 (R7)

<消防団出初式>

3 交通安全

現状と課題

近年、高齢者が関与する事故件数が増加傾向にあり、本市でも全体の 3 割強を占めていることから、高齢者層への安全意識の高揚と普及をより一層図る必要があります。

本市内の交通人身事故は、令和元年については 254 件発生しており、死傷者数は 301 人となっています（表 3-3 参照）。

また、交通事故の総件数は減少傾向にあるものの、本市では自転車が関係する交通事故の割合が年齢を問わず高くなっています。背景としては、鉄道等の駅までの移動手段として自転車を利用する機会が多いことが考えられ、自転車に関する道路交通法の改正の周知と合わせて、利用者への安全意識の普及啓発が求められています。

さらに、子どもが犠牲となる重大交通事故も多く発生していることから、未就学児や小中学生に対して、年齢等に応じた段階的な交通安全教育を推進していくとともに、保護者や学校等の教育関係機関と連携を図って、地域の交通安全思想の高揚に取り組む必要があります。

今後も市内の交通事故発生件数の減少につながる活動を、関係機関と連携をとりながら効果的に推進していくとともに、交通安全施設の整備による道路環境の改善に努める必要があります。

表 3－3　交通事故発生件数の推移　（各年 1 月～12 月）

年　次	死　亡		重　傷		軽　傷		合　計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成 22	0	0	3	3	410	500	413	503
23	1	1	4	4	416	471	421	476
24	2	2	5	5	380	452	387	459
25	1	1	3	3	357	436	361	440
26	1	1	2	2	284	324	287	327
27	1	1	1	1	289	343	291	345
28	1	1	0	0	267	322	268	323
29	0	0	5	5	277	331	282	336
30	1	1	4	5	289	352	294	358
令和元年	0	0	2	2	252	299	254	301

出典　東京都資料

図 3－3　交通事故年代別死傷者数の推移　　（各年 1 月から 12 月まで）

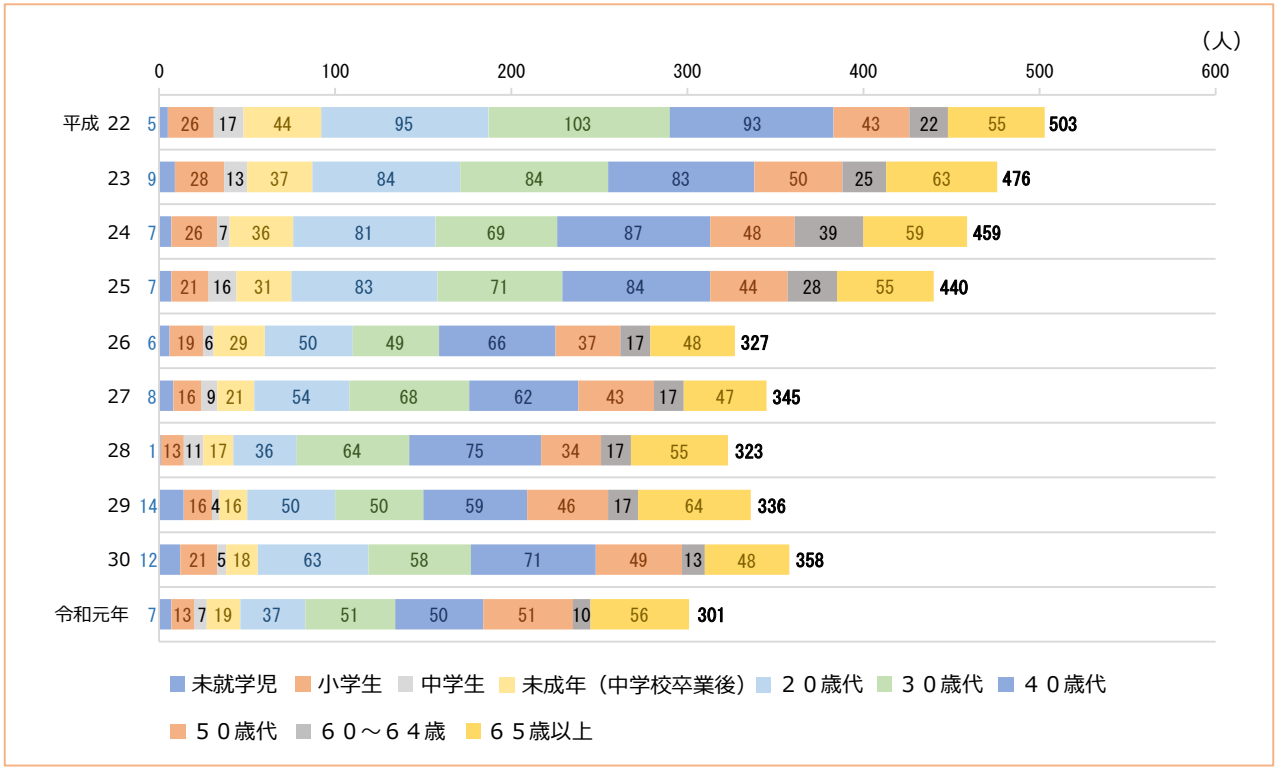

出典　警視庁資料

基本方針

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

施策の体系・内容

- 3 交通安全
  - (1) 交通安全思想の普及啓発
    - 交通安全思想の普及啓発
  - (2) 交通安全施設・環境の整備
    - ①交通安全施設の整備・充実
    - ②交通規制等の強化
    - ③自転車利用環境の整備
  - (3) 被害者の救済
    - ①交通災害共済制度の加入促進
    - ②交通事故相談の充実

⑴ 交通安全思想の普及啓発

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
交通安全思想の普及啓発	関係機関の協力の下、各年齢層に応じた交通安全教室を行うとともに、夏期交通防犯映画会の充実を図ります。 また、近年高齢者による交通事故が頻発していることから、高齢者関係団体と連携を強化し、高齢者を対象とした事業の充実を図ります。 関係機関と連携して、春・秋の交通安全運動の内容を強化し、市民参加をより一層促進することにより、交通安全思想の普及に努めます。		
	○夏期交通防犯映画会の充実 ○交通安全市民のつどいの開催 ○自動車運転者講習会の開催 ○中学校での体験型交通安全教室（スケアード・ストレート(*42)）の開催 ○自転車シミュレーター等を活用した高齢者向けの交通安全教室の開催	防災安全課	

⑵ 交通安全施設・環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①交通安全施設の整備・充実	安全で円滑な交通環境を確保するため、市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの各種交通安全施設の計画的な整備・充実に努めます。 さらに、通学路合同点検等によって抽出された危険箇所について、カラー舗装や車止め等の交通安全施設の整備を推進します。 また、高齢者や障害のある人などの交通弱者の安全を確保するため、ユニバーサルデザインの導入、市道上の支障物の撤去等、生活道路の安全対策の充実を図ります。		
	○**強靱化**交通安全施設の整備 ○**強靱化**市道上の支障物撤去 ○**強靱化**道路照明灯の整備	道路下水道課	
	◎キッズ・ゾーンの設定の推進	子ども青少年課	
②交通規制等の強化	生活道路での安全な交通環境を確保するため、地域の特性に応じた交通規制等に関わる信号機、道路標識の設置等について、関係機関に要請します。		
	○信号機等の設置要請	防災安全課	

(*42)スケアード・ストレート：スタントマンが実際の車両等を使用して、交通事故の状況を目の前で再現・実演し、交通事故への警戒を促す取組

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
③自転車利用環境の整備	自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。 近隣の鉄道駅等への利便性を高めるため、関係自治体との協議を継続的に実施し、利用しやすい環境整備を推進します。		
	○自転車駐車場等の整理・維持管理 ◎関係自治体との連携	道路下水道課	

⑶ 被害者の救済

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①交通災害共済制度の加入促進	万が一、市民が交通事故に遭ってしまった場合の経済的負担を軽減するため、交通災害共済制度の周知と加入促進に努めます。		
	○交通災害共済制度の周知・加入促進	防災安全課	
②交通事故相談の充実	交通事故被害者の救済対策のため、相談体制や関係機関との連携の強化に努めます。		
	○交通事故相談の実施	秘書広報課	

成果指標

指標 1
夏期交通防犯映画会協力団体数

13 団体 (R1) → 18 団体 (R7)

指標 2
高齢者を対象とする交通安全啓発事業数

2 事業 (R1) → 4 事業 (R7)

4 防犯対策

現状と課題

本市は、東大和警察署の管轄にあり、交番が 3 か所（緑が丘・三ツ木・中藤）、駐在所が 1 か所（残堀）あります。

本市における犯罪認知件数は、令和元年は 458 件であり、ここ数年減少傾向にあります。これは、市内における防犯活動が効果的に機能しているとともに、関係機関との連携や情報共有がなされている結果であると考えられます。

しかし、社会問題となっている特殊詐欺の被害については、本市においても毎年被害が確認されており、手口が巧妙化、複雑化する中で、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現には特殊詐欺対策が課題の一つとなっています。

図 3－4　犯罪認知件数の推移　（各年 1 月から 12 月まで）

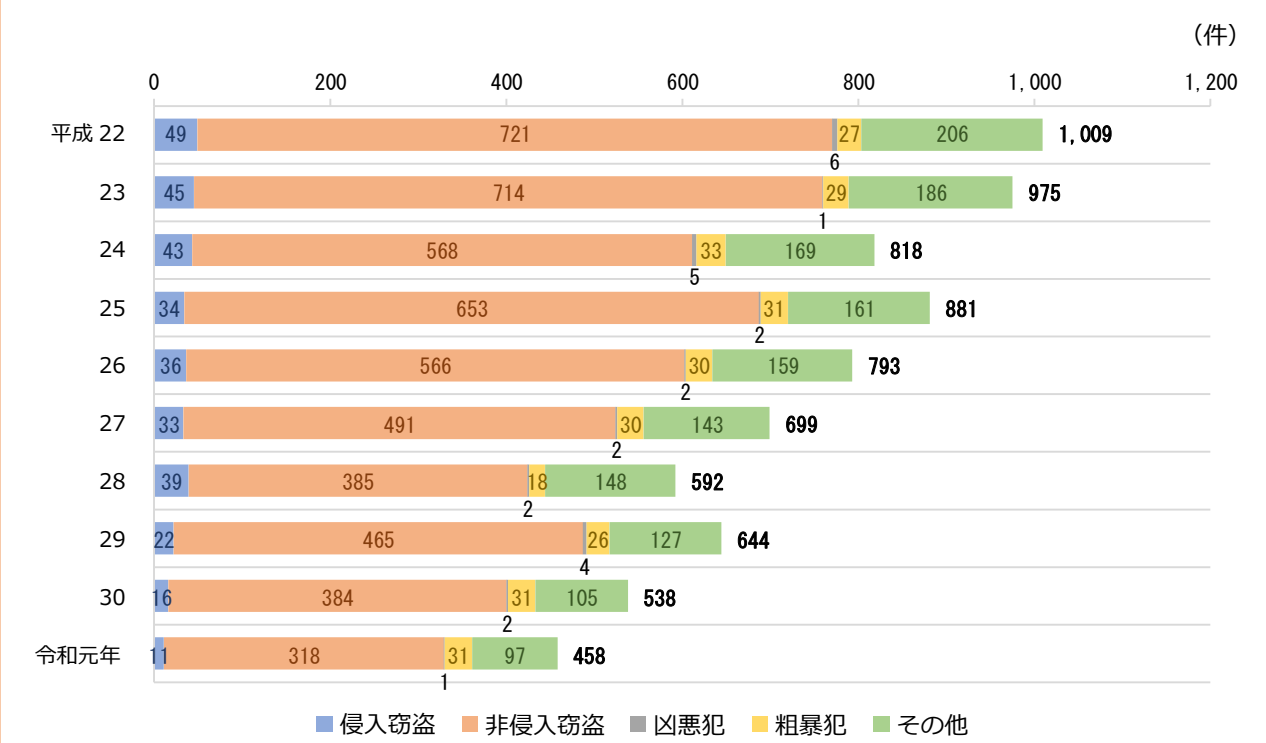

出典　警視庁資料

基本方針

警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい安全な地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

施策の体系・内容

- 4 防犯対策
  - ⑴ 地域防犯活動の推進
    - ①防犯活動団体への支援
    - ②防犯、環境浄化運動の推進
  - ⑵ 防犯環境の整備
    - 防犯環境の整備

⑴ 地域防犯活動の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①防犯活動団体への支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下に活動している防犯協会や自主防犯組織に対し、防犯パトロール活動を促進するため、防犯用品をはじめとした資器材の助成制度等を運用し、地域、学校、職場、家庭等における防犯活動の支援を行います。 また、広報紙やホームページの活用、啓発看板の設置、防犯講習会の開催等を通じ、防犯意識の高揚を図ります。		
	○**強靱化**防犯パトロール活動の促進 ○**強靱化**防犯協会への支援 ○**強靱化**自主防犯組織への支援	防災安全課	
	○子ども安全ボランティアへの支援	教育総務課	
②防犯、環境浄化運動の推進	市民の安全・安心の確保を図るため、民間交番の運営と青色防犯パトロールを推進します。 また、有害な路上広告物の撤去など、青少年の非行防止に向けた環境浄化運動を推進します。		
	○**強靱化**民間交番の運営 ○**強靱化**青色防犯パトロールの実施	防災安全課	
	○違反広告物撤去の推進	道路下水道課	

<青色パトロールカー>

⑵ 防犯環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
防犯環境の整備	道路、住宅地及び公園等における LED 防犯灯などの防犯設備の整備・維持管理に取り組みます。 また、電子メールや SNS 等を利用した防犯情報の提供や連絡体制の強化を図るとともに、必要に応じた通学路への防犯カメラの設置に努め、学校等における安全確保を図ります。 本市でも、近年社会問題となっている特殊詐欺の被害が確認されています。そのため、啓発等の事業を実施し、特殊詐欺被害の防止に努めます。 さらに、近年、防災、防犯、衛生面等から社会問題となっている空き家等に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の実態調査及び「空家等対策計画」を策定し、空き家等の対策を推進します。		
	○強靱化 LED 防犯灯の整備・維持管理	道路下水道課	
	◎自動通話録音機(*43)の無償貸与事業の実施	防災安全課	
	◎強靱化 SNS 等を活用した防犯情報の提供	教育指導課	
	◎強靱化通学路への防犯カメラの設置	教育総務課	
	◎強靱化公園の防犯カメラの維持管理	環境課	
	○強靱化空き家等実態把握調査の実施 ◎強靱化「空家等対策計画」の策定	都市計画課 課税課	

成果指標

指標 1
自主防犯組織の結成団体数

13 団体 (R1)	→	20 団体 (R7)

指標 2
犯罪認知件数

458 件/年 (R1)	→	412 件/年 (R7)

指標 3
子ども安全ボランティアの登録者数

300 人 (R1)	→	400 人 (R7)

指標 4
自動通話録音機の無償貸与台数

0 台 (R1)	→	250 台 (R7)

(*43)自動通話録音機：家庭の固定電話に設置し、かかってきた電話に自動的に録音する旨のメッセージを流した後に、内容を録音し、特殊詐欺の被害防止を図る装置

第２節　都市基盤

１　都市づくり

現状と課題

多摩都市モノレールの導入想定路線である新青梅街道の沿道については、拡幅整備の実施とあわせて、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に向けて、平成 26 年 3 月に策定した「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づき、モノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進しています。

市の中心核としてふさわしい、魅力あふれるやすらぎのまちを目指して、本町一丁目及び榎三丁目地域の一部では、平成 13 年 1 月に立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の事業認可を受け、平成 18 年度から区画道路等の整備が進行中です（図 3-5 参照）。

また、隣接する村山工場跡地については、地区計画制度により都市基盤施設の整備を図るとともに、地域の活力やにぎわいの創出に資する土地利用を誘導し、多様な機能が集積する市の中心市街地としてふさわしいまちづくりを進めています。

榎二丁目地区では村山工場跡地や都市核地区の周辺整備などを考慮しつつ、安心・安全な交通ネットワーク等の充実を図り、交通・防災機能などを強化し、秩序ある市街地の形成に向けたまちづくりを進めています。

その他の地区についても、適正な土地利用を推進し、地区の特性に応じた計画的な整備を行う必要があります。

横田基地の軍民共同使用については、これまで市民意識調査や経済波及効果などの調査を行い、その推進に努めてきましたが、今後も国等の動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。

図３－５　都市核地区土地区画整理事業概要

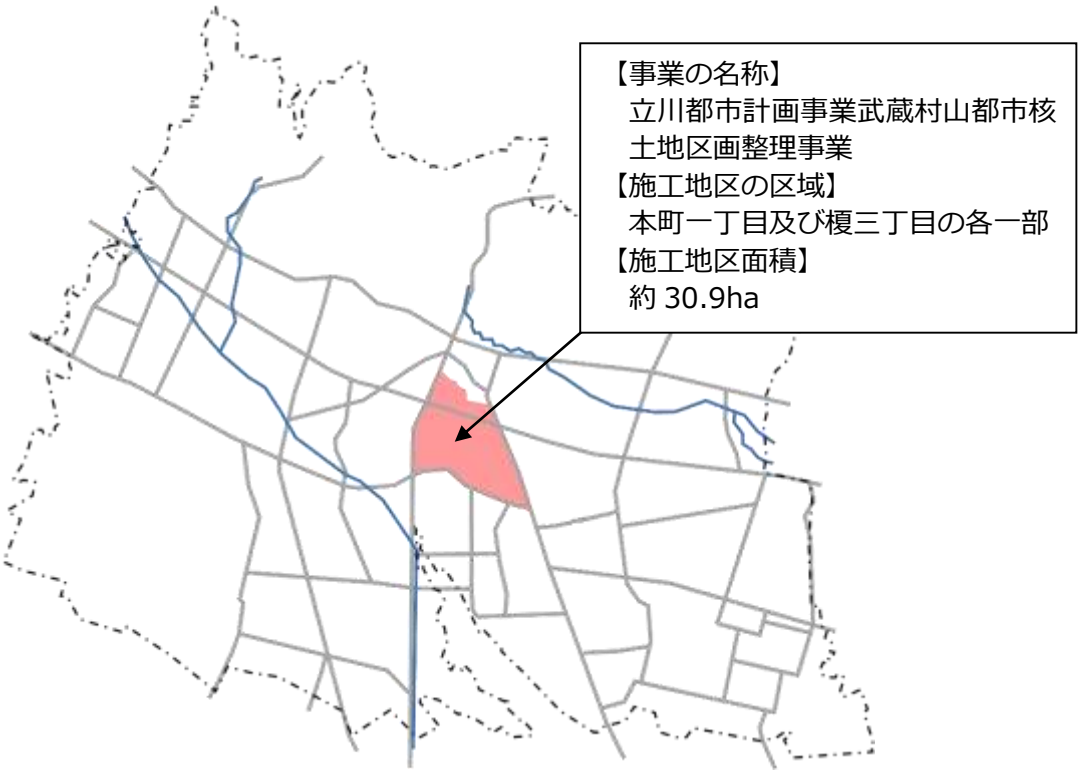

出典　区画整理課資料

基本方針

新青梅街道沿道については、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりと厚みをもったうるおいある沿道市街地の形成を図ります。

本町・榎地区については、本市の都市核として、土地区画整理事業等により市の拠点にふさわしい都市機能を集積し、道路、公園などの都市基盤を整備します。

また、緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。

その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

なお、これらのまちづくりを推進するために、まちづくり条例を活用します。

施策の体系・内容

- 1 都市づくり
  - ⑴ 新青梅街道沿道まちづくり
    - 新青梅街道沿道まちづくり
  - ⑵ 都市核・サブ核の整備
    - ①都市核（本町・榎地区）の計画的整備
    - ②サブ核（東部地区）の計画的整備
    - ③サブ核（西部地区）の計画的整備検討
  - ⑶ 地域のまちづくり
    - ①協働のまちづくり
    - ②横田基地の軍民共同使用推進
  - ⑷ 適正な土地利用の推進
    - ①都市的土地利用の推進
    - ②自然的土地利用の保全・活用
    - ③土地利用の規制・誘導
    - ④公共用地の確保

⑴ 新青梅街道沿道まちづくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
新青梅街道沿道まちづくり	都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づく建築行為等に係る指導を行うとともに、拡幅整備の進捗等にあわせて、用途地域等の変更及び地区計画の策定を行い、沿道の特性に応じたモノレール沿線にふさわしい計画的な土地利用の誘導を図ります。 また、沿道への事業所の誘導を促進するため、企業誘致制度の拡充に向けた検討を行います。		
	○強靱化「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用 ○強靱化用途地域等の変更及び地区計画の策定	都市計画課	
	○企業誘致制度の拡充の検討	産業観光課	

⑵ 強靱化都市核・サブ核の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①都市核（本町・榎地区）の計画的整備	本町・榎地区においては、「まちづくり基本方針（改定）」に基づき、市の顔・シンボルとしてふさわしい、行政・医療・商業・業務等の多様な都市機能の集積や高度な土地利用、市街地の防災機能の向上を図り、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。		
	○都市核地区土地区画整理事業の推進	区画整理課	
	○村山工場跡地整備の推進 ○「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】	都市計画課	
②サブ核（東部地区）の計画的整備	緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、都営村山団地後期計画事業の計画的な実施を東京都に要請するとともに、多摩都市モノレールの延伸を見据え、市民生活を支援する商業・サービス機能などの集積について検討します。		
	○都営村山団地後期計画事業の促進 ◎関連施設用地の機能検討 ○「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】	都市計画課	
③サブ核（西部地区）の計画的整備検討	中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、多摩都市モノレールの延伸等にあわせ、地区の特性に応じた整備を検討します。		
	○西部地区整備の検討 ○「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】	都市計画課	

⑶ 地域のまちづくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①協働のまちづくり	まちづくりにおいては、市民、事業者及び市の三者が目標を共有し、それぞれの役割の下にまちづくり計画などを定め、協働のまちづくりを推進します。		
	○強靱化まちづくり条例の運用	都市計画課	
②横田基地の軍民共同使用推進	横田基地の整理・縮小・全面返還に向けた過程の一つとして軍民共同使用を推進することは、多摩都市モノレールの早期延伸の実現や、人の交流や物流の拡大による基地周辺地域の活性化に資することから、国等の動向を的確に把握し、新たな展開に適切に対応します。 また、軍民共同使用に際しては、周辺地域への騒音等の影響を最小限にとどめるため、国や関係機関等に対し、騒音対策の実施を要請します。		
	○横田基地の軍民共同使用に関する情報収集等	企画政策課	

⑷ 強靱化適正な土地利用の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①都市的土地利用の推進	市民生活の利便性や良好な住環境の保全、向上等を図るため、面的整備手法の活用等により、住宅地、商業地や工業地など、それぞれの土地利用の促進を図り、用途の適正化、土地の有効利用による良好な市街地の形成に努めます。 村山工場跡地内では、地区計画制度等により計画的な都市基盤整備を推進します。 また、榎地区（榎一丁目の一部及び榎二丁目）についても村山工場跡地等の整備を考慮した交通ネットワークの充実をはじめ計画的なまちづくりを進めます。		
	○村山工場跡地整備の推進【再掲】 ○榎地区まちづくりの推進	都市計画課	
	◎地籍調査事業の推進	道路下水道課	
②自然的土地利用の保全・活用	市民の憩いや潤いの場としての、豊かな自然環境を残す狭山丘陵、農地や河川などについては、みどりや環境の保全と有効活用を図ります。		
	○「第二次みどりの基本計画」の推進	環境課	
③土地利用の規制・誘導	一定規模のまとまった土地の利用転換が行われる際には、多摩都市モノレールの延伸を見据えた新たな土地活用を検討し、地区計画等を活用した活力と秩序ある土地利用を誘導します。		
	○地区計画制度等の活用 ○まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
④公共用地の確保	市民の利便性や快適性を高めるための道路、公園等の公共事業用地や都市基盤整備に必要な用地については、計画的かつ長期的な展望に立って確保に努めます。		
	○都市計画道路等事業用地の確保	都市計画課	

成果指標

指標 1

都市核地区土地区画整理事業の進捗率

70.0% (R1)	→	100% (R6)

<新青梅街道>

2 道路

現状と課題

道路は、文化的な都市生活や機能的な都市活動を行うための重要な都市基盤施設としての役割を持つほか、災害発生時における避難路や延焼の遮断など多面的な機能があります。

本市の道路ネットワークは、令和２年４月１日現在、都道６路線（延長約 19km）、市道 1,262 路線（延長約 253km）で形成されています（表 3-4 参照）。

市道については、幅員 4m 未満の狭あい道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保する上で改良が求められており、幹線道路である都道でも、近年の交通量の増大に対応しきれない状況となっています（表 3-5、図 3-6 参照）。

望ましい道路ネットワークを形成するために必要な都市基盤施設として都市計画道路があり、昭和 36 年に 10 路線、以後２路線を加えて、延長 25,808m が都市計画決定されており、平成 31 年４月１日現在で全体の 51.1%が供用されています（図 3-7、表 3-6 参照）。

表３－４　道路の整備状況　（令和２年４月１日現在）

区　分	路線数	延長（m）	面積（㎡）	舗装率（%）	
				舗装延長	舗装面積
都　道	6	18,971	279,103	100	100
市　道	1,262	253,406	1,282,766	72	85
合　計	1,268	272,377	1,561,869		

(注)都道は平成 31 年４月１日現在の数値　　出典　道路下水道課資料

表３－５　幅員別道路延長及び面積の推移　（各年４月１日現在、単位：延長 m・面積㎡）

路面区分	平成 28		29		30		31		令和２年	
	延　長	面　積	延　長	面　積	延　長	面　積	延　長	面　積	延　長	面　積
１０ｍ　以上	26,255	348,129	26,257	348,367	26,321	349,038	26,321	348,986	26,441	350,761
9m～10m 未満	2,415	22,245	2,415	22,244	2,415	22,244	2,415	22,244	2,412	22,217
6m～9m 未満	31,417	209,759	31,714	211,596	32,706	218,204	32,847	219,101	32,874	219,238
5m～6m 未満	27,534	147,346	27,659	148,016	28,162	150,600	28,452	152,148	28,695	153,482
4m～5m 未満	39,380	175,447	39,450	175,826	39,490	176,071	39,629	176,641	39,645	176,641
3m～4m 未満	57,505	214,168	57,145	212,705	56,963	211,852	56,737	210,949	56,666	210,780
2m～3m 未満	33,111	89,929	33,046	89,708	33,046	89,736	32,923	89,399	32,850	89,202
２ｍ　未　満	34,274	61,403	34,281	61,409	34,237	61,327	34,105	61,062	33,864	60,495
合　計	251,891	1,268,426	251,967	1,269,871	253,340	1,279,072	253,429	1,280,530	253,447	1,282,816

出典　道路下水道課資料

図３－６　狭あい道路（幅員 4m 未満）の延長及び面積の推移　　（各年４月１日現在）

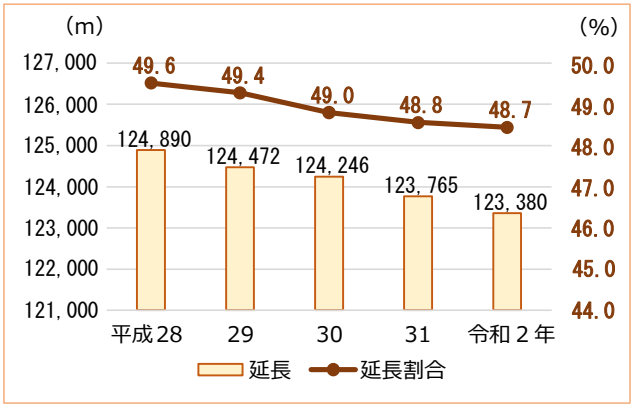

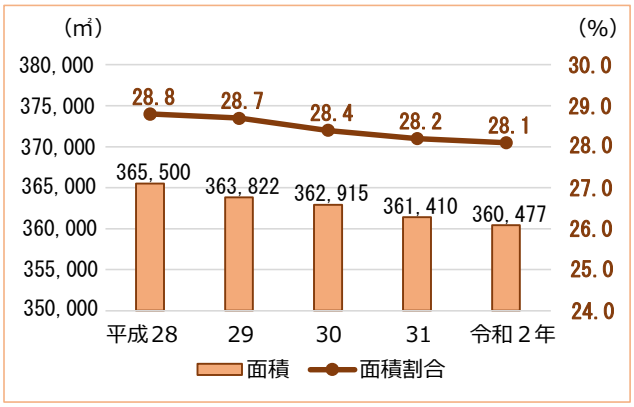

出典　道路下水道課資料

図３－７　都市計画道路網図　　（令和２年４月１日現在）

出典　都市計画課資料

表 3－6　都市計画道路の整備状況　（令和 2 年 4 月 1 日現在）

路　線　名	計画幅員 (m)	計画延長決定 (m)	完成延長 (m)	完成率 (%)
立 3・2・4 号　新青梅街道線	30	4,619	0	0.0
立 3・4・9 号　八王子村山線	16～18	2,630	2,630	100.0
立 3・4・17 号　桜　街　道　線	12～16	1,770	1,770	100.0
立 3・4・39 号　武蔵砂川駅榎線	12～16	2,772	658	23.7
立 3・4・40 号　松　中　残　堀　線	16	2,860	676	23.6
立 3・5・19 号　武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立 3・5・20 号　東大和武蔵村山線	12	4,077	1,497	36.7
立 3・5・36 号　オ　カ　ネ　塚　線	16	820	820	100.0
立 3・5・37 号　中　砂　新　道　線	12	530	530	100.0
立 3・5・41 号　薬　師　通　り　線	12	1,380	1,380	100.0
立 7・4・2 号　榎　本　町　線	16～18	340	0	0.0
立 7・5・3 号　榎　東　西　線	14	620	0	0.0
全　1　2　路　線　合　計		25,808	13,351	51.7

(注)完成延長は供用開始済み延長を指す。　出典　都市計画課資料

基本方針

交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

施策の体系・内容

- 2 道路
  - (1) 幹線道路等の整備
    - ①都市計画道路の整備
    - ②都道の整備促進
    - ③地区内幹線道路の整備
    - ④補助幹線道路の整備
  - (2) 生活道路の整備
    - 生活道路の整備
  - (3) 道路環境の整備
    - ①安全で快適な歩行・自転車空間の形成
    - ②適切な道路管理の推進

(1) 強靭化幹線道路等の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①都市計画道路の整備	交通量の増大や都市活動、経済活動の進展等に対応し、市街地における道路ネットワークの骨格となる都市計画道路については、事業の効果的・効率的な実施に配慮しながら早期整備に努めます。 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」で優先整備路線に定められた路線の整備に努めます。		
	○武蔵砂川駅榎線整備の推進 ○東大和武蔵村山線整備の推進 ○松中残堀線整備の促進	都市計画課	
	○榎本町線及び榎東西線整備の推進	区画整理課	
②都道の整備促進	朝夕の交通渋滞を緩和し、安全で円滑な通行を確保するため、「第 3 次交差点すいすいプラン」による交差点の早期整備、狭小の歩道拡幅や歩道が未整備である都道の整備等を、引き続き東京都に要請します。 また、多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の早期拡幅整備を、引き続き東京都に要請します。		
	○第 3 次交差点すいすいプランの促進 ○新青梅街道拡幅整備の促進	都市計画課	
③地区内幹線道路の整備	都市核地区及び榎地区の幹線道路等の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。		
	○榎地区まちづくりの推進【再掲】	都市計画課	
	○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課	
④補助幹線道路の整備	幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。		
	○主要市道の整備 ○補助幹線道路の整備	都市計画課 道路下水道課	

(2) 強靭化生活道路の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
生活道路の整備	市民の安全で快適な通行を確保するため、幹線道路との有機的な結びつきに配慮しながら、生活道路の体系的な整備計画を策定し整備を推進するとともに、隅切りの整備を含めた交差点の改良など、交通環境の変化に対応した道路の整備に努めます。		
	○主要市道及び一般市道の整備 ○市道隅切り等の整備 ○コミュニティ道路の研究 ○「狭あい道路拡幅整備計画」の策定	道路下水道課	

⑶ 強靭化道路環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①安全で快適な歩行・自転車空間の形成	道路の舗装、改良に当たっては、舗装の機能性の向上、歩道の確保、街路樹の植栽などにより、安全でゆとりのある歩行空間の整備を推進します。 既存の歩道については、ユニバーサルデザイン化をはじめとした、高齢者や障害のある人などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。		
	○歩道改良整備の検討 ○自転車空間の整備の推進	道路下水道課 交通企画・モノレール推進課	
②適切な道路管理の推進	良好な道路機能を維持するため、道路パトロールの実施や道路台帳の整備などにより、適切な維持管理に努めます。		
	○道路の適正な維持管理 ◎法定点検の実施	道路下水道課	

成果指標

指標 1
狭あい道路の割合（延長）

48.7%（R2） → 45.0%以下（R7）

指標 2
主要市道第 12 号線拡幅整備事業の進捗

実施中（R2） → 完了（R7）

3 住宅・宅地

現状と課題

本市中部の榎地区周辺においては、村山工場跡地の大規模な土地利用転換が行われ、近接する榎三丁目、本町一丁目の各一部では、「都市核地区土地区画整理事業」を施行しています。

本市の住宅の傾向は、種類別住宅では一戸建てが 61.7%、構造別住宅では防火木造と木造を合わせると 64.1%、所有別では持家が 64.4%と、都心近郊のベッドタウンとしての特徴が表れています（図 3-8 参照）。戸建てを中心とした住宅地の開発が現在も進行しており、一部地域では都市基盤が未整備なまま宅地化が進行し、スプロール化(*44)の問題が生じています。

市東部の緑が丘地区には、都内最大級の都営住宅である都営村山団地があり、現在老朽化に伴う建替事業が進行中です（表 3-7 参照）。

他方、高齢化や人口の都市部への集中などにより、空き家等が社会問題化しており、適切な管理がされていないものも見られるため、本市においても空き家等及びその跡地の有効活用の検討を進める必要があります。

また、東日本大震災以降も各地で多発する大規模地震を受けて、旧耐震基準による住宅の安全性の確保が急務となっており、地震による被害から市民の生命と財産を守るため、震災に強いまちづくりを進める必要があります。

さらに、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住まいの確保も課題となっています。

これらのことを踏まえ、今後も災害に強い良好な住環境や住まいを確保するため、地域の特性をいかしたまちづくりを推進していく必要があります。

図 3－8　住宅の現状　（平成 30 年 10 月 1 日現在）

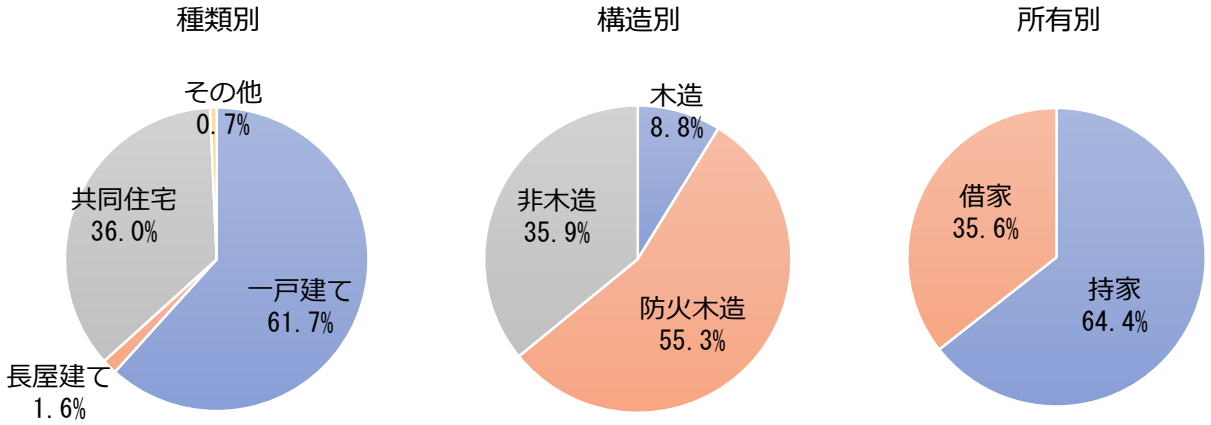

出典　平成 30 年住宅・土地統計調査

(*44)スプロール化：郊外に向かって小規模な宅地開発が進み、計画的な街路形成やインフラの整備等がされていない状態

表 3－7　都営住宅の概要　（令和 2 年 1 月 1 日現在）

名称	敷地面積(ha)	総戸数	建替事業期		階	区分	棟数	戸数
都営 村山団地	48.4	4,968			5 階建	10 戸建	4	40
						20　〃	1	20
						24　〃	2	48
						25　〃	1	25
						28　〃	4	112
						30　〃	5	150
						40　〃	16	640
						50　〃	7	350
						60　〃	1	60
			中期	第 1 期			1	260
				第 2 期			6	468
				第 3 期			9	878
				第 4 期-1			2	166
				第 4 期-2			5	642
				第 4 期-3①			2	230
				第 4 期-3②			2	244
			後期	第 1 期-1			4	400
				第 1 期-2			2	235

（注）戸数は、建物の住戸数であり居住者の入居戸数ではない。

出典　東京都住宅政策本部資料

表 3－8　市営住宅の概要　（令和 2 年 10 月 1 日現在）

名　称	敷地面積(ha)	戸　数	階	建　設　年
市営中央住宅	0.19	12	2 階建	平成元年
市営三ツ木住宅	0.20	10	2 階建	昭和 63 年

出典　都市計画課資料

基本方針

住宅・宅地については、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。

施策の体系・内容

- 3 住宅・宅地
  - ⑴ 宅地の整備
    - ①良好な住宅地の誘導
    - ②民間宅地開発の適切な誘導
  - ⑵ 公的住宅の整備
    - 公的住宅の整備
  - ⑶ 住環境の整備
    - ①良好な住環境の確保
    - ②高齢者や障害のある人の住まいの確保
    - ③建築物の不燃化・耐震化の誘導

⑴ 強靭化宅地の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①良好な住宅地の誘導	良好な住宅地の形成を図るため、市の重要な拠点である「都市核地区」における土地区画整理事業を推進します。		
	○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課	
②民間宅地開発の適切な誘導	まちづくり条例等に基づき、民間宅地開発の適切な規制・誘導に努め、住みよい生活環境の保全を図り、良質な宅地の供給を推進します。 また、歩きやすい歩道づくりとして、無電柱化を推進します。		
	○まちづくり条例の運用【再掲】 ◎無電柱化の推進	都市計画課 道路下水道課	

⑵ 強靭化公的住宅の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
公的住宅の整備	市営住宅については、長寿命化計画に基づき適切な維持管理に努めます。 都営村山団地については、良好な住環境と居住水準の向上を目指した施設整備と、多摩都市モノレールの延伸を見据えた有効な土地利用の在り方について、東京都と協議し、村山団地の活性化を図ります。		
	○市営住宅の維持管理 ○都営村山団地建替事業に関する協議等	都市計画課	

⑶ 住環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①良好な住環境の確保	良好な住環境を確保するため、地域住民の理解と協力の下、地区に応じた土地利用を誘導します。 また、まちづくり条例等に基づき、地域特性をいかした良好な街並みの形成を図ります。 市内に所在する空き家や空き地等の実態把握に努め、適切な管理方法や有効活用について検討を行います。		
	○強靱化地区計画制度等の活用【再掲】 ○強靱化まちづくり条例の運用【再掲】 ○強靱化空家等対策の推進	都市計画課	
	◎強靱化管理が適正でない空き地の実態把握	環境課	
	○強靱化空き家等実態把握調査の実施【再掲】 ◎強靱化「空家等対策計画」の策定【再掲】	都市計画課 課税課	
②高齢者や障害のある人の住まいの確保	高齢者が安心して住み続けることのできる住まいや、障害のある人が地域での自立した生活を進めることのできる住まいの確保に努めます。		
	○都営村山団地シルバーピアの運営【再掲】	高齢福祉課	
	○強靱化グループホームの整備促進【再掲】	障害福祉課	
③建築物の不燃化・耐震化の誘導	火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の誘導や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。 また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化の促進を図ります。 ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。		
	○強靱化「第二次耐震改修促進計画」の推進【再掲】	都市計画課	
	○強靱化木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進【再掲】	産業観光課	
	○強靱化生け垣設置の奨励【再掲】	環境課	

成果指標

指標 1		
障害者グループホームの入所者数		
6 人/年 (H30)	➡	7 人/年 (R7)

指標 2		
木造住宅耐震診断の助成件数		
0 件/年 (R1)	➡	10 件/年 (R7)

4　下水道

現状と課題

下水道関連の施設は、し尿や生活雑排水を処理することで、清潔で快適な住みよい環境を確保し、水質の浄化を図るための重要な都市基盤です。

本市の汚水は、市域を東西に二分して処理しており、西部地区は昭和 49 年度に多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連公共下水道として、東部地区は昭和 54 年度に荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連公共下水道としてそれぞれ事業認可を受け、施設の整備を推進しています。

令和 2 年 4 月 1 日現在で、公共下水道（汚水）の認可面積に対する整備割合は 97.5%であり、市街地での整備はほぼ完了しています（表 3-9 参照）。

近年は、局地的な集中豪雨が突発的に発生する傾向にあることから、令和元年度に残堀川右岸排水区の基本設計を実施するとともに、空堀川流域については雨水全体計画を策定し、整備の検討を進めています。

また、本市の南東部が含まれる空堀川広域排水区については、立川市、東大和市及び本市にまたがる空堀川流域雨水幹線の整備について、東京都が事業に着手しました。

下水道管きょについては、震災時における交通機能等の確保のため、道路下に埋設されている管きょの耐震化の推進が求められていますが、本市においては平成 26 年度に耐震診断を行った結果、重要な幹線等は耐震性能を有していることが確認されています。

下水道整備開始（昭和 49 年度）から 45 年以上が経過し、施設の老朽化が進み更新時期を迎えるため、平成 30 年度に策定した「武蔵村山市下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、計画的な改築等を推進する必要があります。

さらに、下水道事業への公営企業会計の導入に伴い、適切な運用に努める必要があります。

表 3－9　公共下水道（汚水）の整備状況　（令和 2 年 4 月 1 日現在）

行政区域面積（ha）	認可面積（ha）	整備面積（ha）	認可面積に対する整備割合（%）
1,537	1,189	1,159	97.5

出典　道路下水道課資料

図３－９　下水道流域図

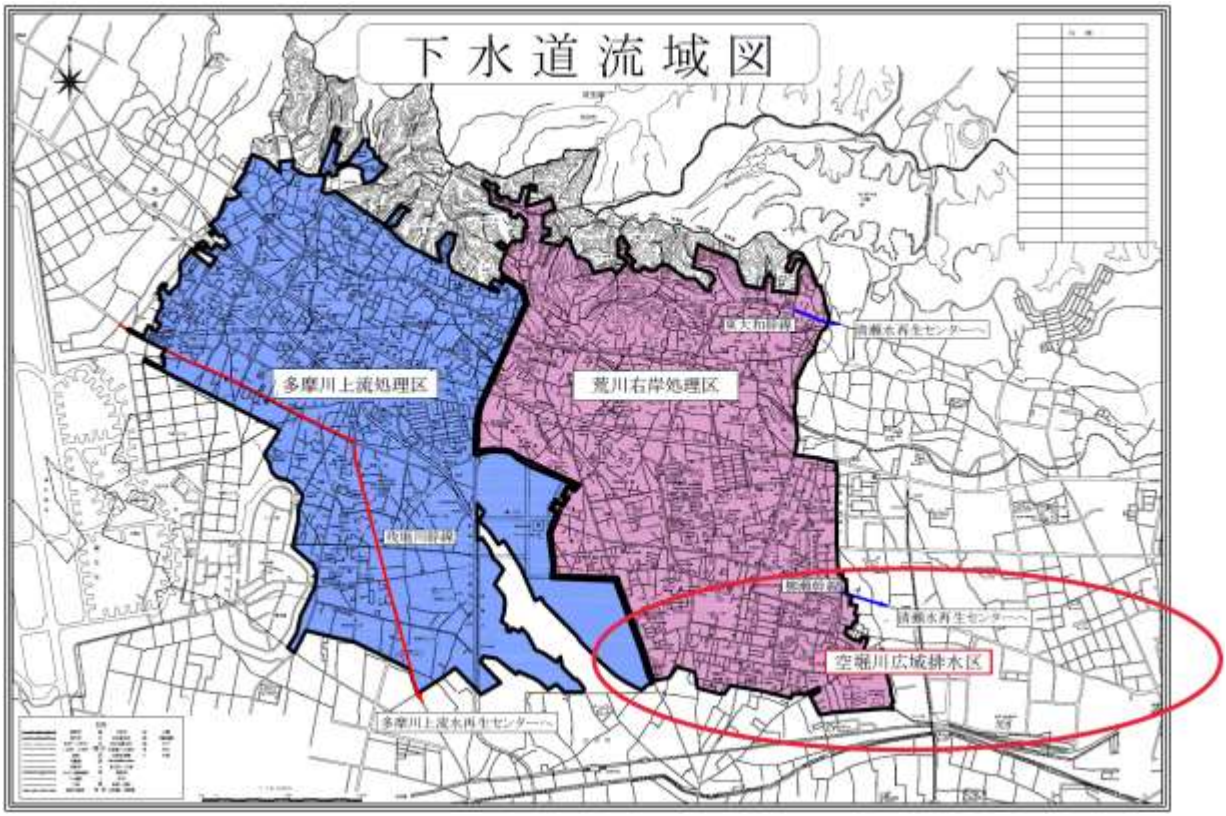

出典　道路下水道課資料

基本方針

公共下水道については、老朽化に関する調査及び調査結果に基づく改築を計画的に実施し、効率的かつ健全な維持管理を行います。

また、雨水排水施設については、近年集中豪雨による浸水被害が多発していることから、雨水管きょの整備を計画的に進めます。

施策の体系・内容

- 4　下水道
  - ⑴　下水道整備の推進
    - ①施設の整備
    - ②施設の維持管理
    - ③雨水対策の推進
  - ⑵　経営の安定化
    - 経営の安定化

(1) 強靭化下水道整備の推進

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①施設の整備	今後の宅地開発などの状況を踏まえ、必要に応じて未整備箇所への管きょの整備を推進します。		
	○管きょ等の整備	道路下水道課	
②施設の維持管理	管きょの現況調査、補修、清掃等の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。 また「下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、管きょ調査及び調査結果を踏まえた改築等を実施し、適切かつ効率的な維持管理を行います。		
	◎下水道ストックマネジメント事業の推進 ○管きょの現況調査・補修・清掃	道路下水道課	
③雨水対策の推進	抜本的な雨水対策を図るため、空堀川右岸広域排水区において東京都が整備を進めている空堀川流域雨水幹線について、東京都及び関係市と連携し、整備を促進します。 また、他の排水区についても、公共下水道（雨水）の整備を推進します。		
	○公共下水道（雨水）の整備【再掲】 ◎空堀川流域雨水幹線の整備促進	道路下水道課	

(2) 経営の安定化

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
経営の安定化	将来にわたって持続可能な経営を確保するため、「経営の見える化」を図り、経営課題の抽出を行い、経営状況や資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。		
	◎経営戦略の推進 ○下水道使用料の検討	道路下水道課	

成果指標

指標 1

下水道管きょの点検調査実施率

0% (R1)	→	25% (R7)

5 廃棄物処理とリサイクル

現状と課題

本市におけるごみの収集量は、近年は減少傾向にあったものの、令和元年度は 17,704 トンであり、増加に転じています（表 3-10 参照）。増加した要因としては、都営村山団地の建て替えに伴う転居等による排出増が考えられます。

リサイクル事業については、民間施設で廃棄物資源分別事業を行っており、令和元年度の回収率は 95.8%と高い値になっています（表 3-11 参照）。

収集したごみは、小平・村山・大和衛生組合又は廃棄物資源分別事業を実施している民間施設に搬入しています。

また、収集したし尿等については、湖南衛生組合のし尿処理場に搬入して処理しています。

小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみのうち、燃やせるごみは焼却をした上で、焼却灰を東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入し、エコセメント化による再資源化を、燃やせないごみは、小平・村山・大和衛生組合での破砕後、民間処理施設に搬入し、再資源化を行っています。

小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設については、老朽化に伴う施設更新を順次、進めています。（仮称）新ごみ焼却施設の建設時には、近隣の処理施設に広域支援を依頼する予定であり、依頼先の施設周辺住民の理解を得るためにも、更なるごみ減量を推進する必要があります。

SDGs においても、廃棄物の発生を大幅に削減することが示されるなど、ごみの減量・発生抑制は、今や国際的にも大きな課題となっています。

今後も、ごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4R の観点からごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めていく必要があります。

表 3－10　ごみ収集量の推移

年度	収集量（t）					
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源になるもの		粗大ごみ	総数
			可燃性資源物	不燃性資源物		
平成 22	12,671	1,072	2,625	1,912	290	18,570
23	12,515	1,091	2,615	1,873	323	18,417
24	12,713	1,148	2,783	1,917	333	18,894
25	12,429	1,060	2,815	1,921	283	18,508
26	12,293	1,045	2,668	1,913	312	18,231
27	12,171	899	2,649	1,927	284	17,930
28	11,938	904	2,511	1,917	310	17,580
29	11,857	890	2,379	1,901	310	17,337
30	11,820	922	2,342	1,908	340	17,332
令和元年度	11,962	1,011	2,373	1,926	432	17,704

出典　ごみ対策課資料

表３－11　廃棄物資源分別事業による資源回収状況の推移

年度	搬入量（t）	資源回収量（t）			回収率（%）
		可燃性資源物	不燃性資源物	合計	
平成 22	4,604	2,625	1,837	4,462	96.9
23	4,558	2,615	1,797	4,412	96.8
24	4,764	2,783	1,806	4,589	96.3
25	4,797	2,815	1,803	4,618	96.3
26	4,640	2,668	1,795	4,463	96.2
27	4,630	2,649	1,798	4,447	96.0
28	4,484	2,511	1,785	4,296	95.8
29	4,339	2,379	1,790	4,169	96.1
30	4,316	2,342	1,806	4,148	96.1
令和元年度	4,385	2,373	1,830	4,203	95.8

出典　ごみ対策課資料

図３－10　市民一人当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移

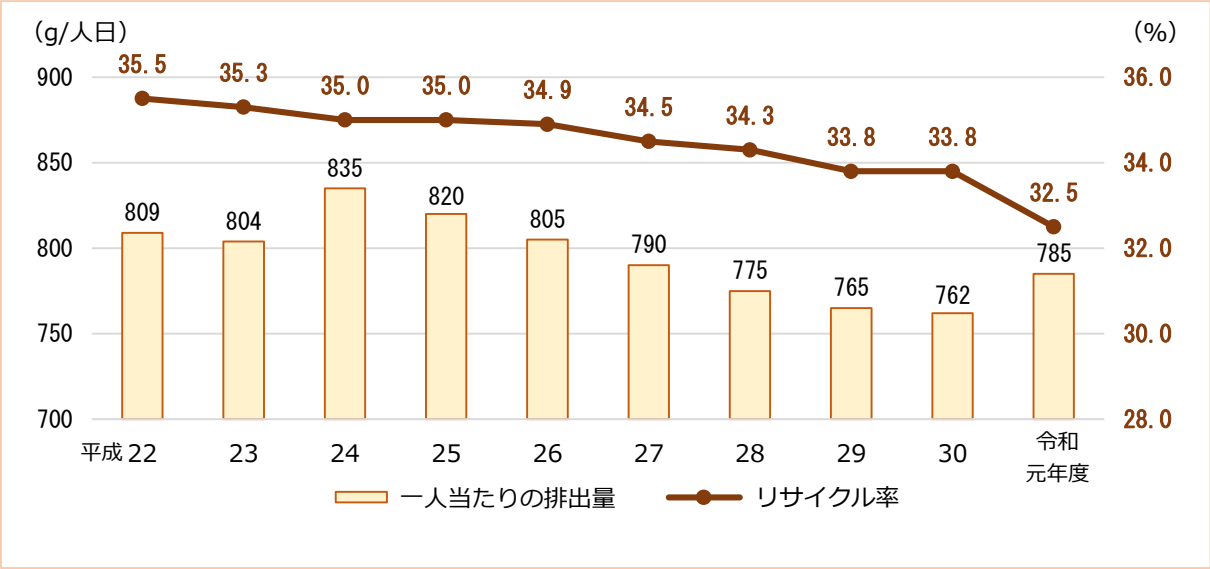

出典　ごみ対策課資料

基本方針

市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

施策の体系・内容

- 5 廃棄物処理とリサイクル
  - (1) ごみの減量とリサイクル ― ごみの減量とリサイクル
  - (2) し尿の安定処理 ― し尿の安定処理

⑴ ごみの減量とリサイクル

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
ごみの減量とリサイクル	ごみを出す一人一人が主体的に減量、リサイクルに取り組むことができるよう、情報提供に努めるとともに、事業者等への働きかけを行い、市民や事業者との協働による循環型社会形成の推進に努めます。 また、これまで実施してきた食品ロス対策や啓発活動を継続するとともに、良好な環境の次世代への継承等の観点から、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を進めます。		
	○ごみ分別アプリの運用 ○家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入 ◎食品ロス削減の推進 ◎事業者への働きかけ ○資源回収奨励金制度の推進 ○グリーン購入の推進 ○廃棄物資源分別事業の推進 ○3 市共同資源化事業の推進 ○ごみの減量・リサイクルの推進に向けた情報提供	ごみ対策課	

⑵ し尿の安定処理

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
し尿の安定処理	湖南衛生組合のし尿処理施設の適正な維持管理に努め、し尿の安定的な処理を行います。		
	○し尿の安定処理の実施	ごみ対策課	

成果指標

指標 1
ごみの発生抑制
（市民一人当たりの排出量）

785g/人日（R1） → 660g/人日（R7）

（注）（総排出量÷年度末人口÷年間日数）で算出

指標 2
ごみのリサイクル率

32.5%（R1） → 37.6%（R7）

（注）（総資源化量÷総排出量×100）で算出。なお、総資源化量はエコセメントを含む。

第３節　地域交通

１　モノレール推進

現状と課題

国は、平成 28 年 4 月に交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を公表し、この答申では、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面延伸が「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき。」と位置付けられました。

その後、東京都において、平成 30 年度に「鉄道新線建設等準備基金」が創設されたほか、令和 2 年度に箱根ケ崎方面延伸について現況調査及び基本設計等の予算が計上されるなど、実現に向けて大きな進展が見られたところです。

市としても、延伸後も見据え、引き続き多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、モノレールの乗降客を確保するためのまちづくりや、乗降客を想定した公共施設などの整備についても検討する必要があります。

図 3－11　多摩都市モノレールの延伸想定図

出典　交通企画・モノレール推進課資料

基本方針

多摩都市モノレールについては、将来の需要創出につながるまちづくりも重要であることから、平成 30 年 12 月に東大和市及び瑞穂町と共同で策定した「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえたまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。

また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。

施策の体系・内容

1 モノレール推進	⑴ 多摩都市モノレール延伸の促進	多摩都市モノレール延伸の促進

⑴ 多摩都市モノレール延伸の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
多摩都市モノレール延伸の促進	多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面延伸について、「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえ、将来の需要創出にもつながる沿線のまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備等にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。 また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。		
	○強靱化「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえた多摩都市モノレールの延伸に関する調査及び検討 ○市民組織への支援 ○市民組織と連携した促進活動の実施 ○各種イベント等の実施 ○募金等の基金への積立 ○モノレール延伸関連物品の作成・販売	交通企画・モノレール推進課	
	○強靱化「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】 ◎強靱化地区計画制度を用いた沿道まちづくりの推進	都市計画課	
	○強靱化都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課	

成果指標

指標 1

多摩都市モノレールの延伸に係る事業の推進

推進 (R2)	→	推進 (R7)

<令和２年度多摩都市モノレールフォトコンテスト入賞作品の一部>

2 地域交通

現状と課題

公共交通は通勤・通学など日常生活に欠かせない存在ですが、本市には軌道交通がなく、市民は定時性の確保が難しい路線バスや自動車等の利用を余儀なくされています。市民意識調査においては、推進していくべき都市基盤整備として「モノレールの早期延伸」が他の項目と比較して突出して高くなっており、男女別、年齢別、地域別の集計でも「モノレールの早期延伸」が全て1位を占めています。

一方、バス交通等については、多摩都市モノレール市内延伸の実現まで引き続き市内の主要な交通手段となり、延伸後においても地域交通として重要な役割を担うことから、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス（MM シャトル）及び乗合タクシー（むらタク）の効果的な運行を継続的に検討する必要があります。

表 3－12　市内循環バス運行ルート概略　（令和２年４月１日現在）

ルート名	通勤時	日中時
上北台ルート	上北台駅～市役所～（かたくりの湯）～三ツ木地区会館	上北台駅～市役所～かたくりの湯～総合体育館
玉川上水ルート	玉川上水～大南公園～シルバー人材センター～市役所	玉川上水駅～大南公園～イオンモール～市役所～かたくりの湯
武蔵砂川ルート	武蔵砂川駅～（イオンモール）～三ツ藤住宅～春名塚	－
西　ル　ー　ト	－	村山医療センター～武蔵村山病院～イオンモール～総合体育館

出典　交通企画・モノレール推進課資料

基本方針

バス交通等については、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス（MM シャトル）及び乗合タクシー（むらタク）の効果的な運行に努めます。

施策の体系・内容

- 2 地域交通
  - ⑴ 地域交通の充実
    - ①バス路線網等の確保・充実
    - ②市内循環バスの効果的な運行
    - ③バスの利用環境の整備
    - ④乗合タクシーの効果的な運行
    - ⑤自転車活用の総合的な推進

(1) 地域交通の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①バス路線網等の確保・充実	多様化する交通需要や幹線道路の整備状況にあわせ、新規路線の運行、既存路線の運行の充実や運行本数の増強等を関係事業者に要請するとともに、バス事業者やタクシー事業者等と連携し、交通利便性の向上に努めます。		
	○強靱化バス事業者等との調整 ○強靱化都営バス路線維持経費の負担	交通企画・モノレール推進課	
②市内循環バスの効果的な運行	まちづくりの整備状況や利用者の声を勘案しながら、関係機関と連携し効果的な運行の改善を図ります。		
	○強靱化バス路線等の検討 ○運行経費の補助	交通企画・モノレール推進課	
③バスの利用環境の整備	高齢者や障害のある人をはじめとして、誰もが安心して乗り降りできるよう、ノンステップバスの導入促進などを関係機関に要請します。 また、市内循環バスについては、走行距離等を踏まえ老朽化した車両の買替えに伴う経費の補助を行い、利用者の利便性の向上等を図ります。		
	○強靱化市内循環バス車両の買替えの推進	交通企画・モノレール推進課	
④乗合タクシーの効果的な運行	対象地域の交通需要や利用者の声などを勘案しながら、効果的な運行の改善を図ります。		
	○運行改善に向けた検討	交通企画・モノレール推進課	
⑤自転車活用の総合的な推進	自転車の利用環境における課題の抽出を行い、自転車の利用促進に向けた検討を行います。		
	○強靱化自転車利用促進に向けた検討	交通企画・モノレール推進課	

成果指標

指標 1
市内循環バス 1 便当たりの年平均輸送人員

5 人 (R1) → 6 人 (R7)

指標 2
乗合タクシーの利用者数

3,498 人 (R1) → 4,500 人 (R7)

<市内循環バス（ＭＭシャトル）>

<乗合タクシー（むらタク）>

第４章　誰もが学び活躍できるまちづくり

第１節　人権

1　人権・平和

2　男女共同参画

第２節　教育

1　学校教育

2　生涯学習

3　スポーツ・レクリエーション

第３節　文化

1　市民文化

2　伝統文化・文化財

本章の概要

全ての市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性を発揮する地域社会づくりを進めるとともに、生きる力や豊かな心、健康な身体を育み、自己の充実と生活の向上の実現を目指して、学ぶ機会の充実に努めます。

また、様々な人が学習やスポーツに親しむことができる環境を整備し、誰もが学び活躍することができるまちづくりに努めます。

第１節　人権

１　人権・平和

一人一人の個性や能力等が尊重され、それを発揮することができる社会の実現を目指し、様々な施策に取り組みます。

また、平和意識の醸成に努め平和に関する資料等の整理・保存に努めます。

２　男女共同参画

誰もが性別や年齢などに捉われず、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指し、啓発事業などを推進します。

第２節　教育

１　学校教育

生きる力を育む教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携強化に努め、地域が一体となった教育の環境づくりに取り組みます。

２　生涯学習

生活の充実や向上を実現するために、市民一人一人が生涯にわたって学習することができる機会の拡充に努めます。

３　スポーツ・レクリエーション

誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに接し親しめる環境を整備し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

第３節　文化

１　市民文化

市民団体等に発表の場を提供するなど、芸術活動等の振興に努め、市民が芸術や文化に触れる機会の確保に努めます。

２　伝統文化・文化財

市民の大切な財産である文化財の保護・保存に努めるとともに、地域の伝統的な文化を次の世代に継承していくための機会の提供に取り組みます。

第１節　人権

１　人権・平和

現状と課題

《人権》

人権は、日本国憲法によって保障された侵すことのできない国民の基本的権利です。

しかし、今日もなお男女や国籍、人種差別などの人権侵害の存在が見受けられます。

また、家庭内などにおけるあらゆる暴力や虐待、障害者への差別、SNS 等を悪用した誹謗中傷、各種ハラスメントの顕在化など、人権問題が多様化しています。SDGs においても、ジェンダー平等の実現や、不平等の是正などが定められています。

本市では、これらの差別や偏見を解消するための相談事業や啓発活動、学校教育等を実施しており、今後も引き続き人権の尊重に関わる事業の展開を図り、市民への周知に努める必要があります。

表４－１　人権相談等の実施内容　（令和２年４月１日現在）

相談名	相談日時	相談員	内容
こころの保健室	月１回	男性相談員（偶数月） 女性相談員（奇数月）	職場関係、子育て、離婚問題、性自認の悩み等についての相談
法律相談	月３回	弁護士	結婚、離婚、扶養、戸籍、相続、遺言、損害賠償、訴訟その他法律全般についての相談
人権相談	月２回	人権擁護委員	人権侵害、家族関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養など身近な人権問題についての相談
女性弁護士による法律相談	月２回	女性弁護士	結婚、離婚、DV、相続、ご近所トラブル等についての相談

出典　秘書広報課・協働推進課資料

《平和》

本市は、昭和 59 年 8 月に「武蔵村山市非核平和都市宣言」を行い、その理念の下に平和事業を行ってきました。平成 27 年度には、市民の平和な生活を守り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を推進するため、平和首長会議に加盟しました。

また、戦時中、市内には東京陸軍少年飛行兵学校や村山陸軍病院等の軍事施設があったことから、平成 28 年に東京陸軍少年飛行兵学校の跡地の一角に歴史民俗資料館分館を開館し、戦争関連資料や当時の様子を伝える記録などを常設展示しています。

戦後 75 年以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める時代となりましたが、世界に目を向けると人類の平和を脅かしかねない地域紛争などが絶えません。人類の最大の願いである恒久平和のため、戦争の悲惨さを、身をもって体験した世代と戦争を知らない世代とが力を合わせ、歴史を風化させることなく平和の尊さを語り継いでいく必要があります。

◆武蔵村山市非核平和都市宣言

昭和 59 年 8 月 6 日

平和を希求する心は私たち人類の共通の願いであります

しかし地球上には全世界の人類と文明を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在しております

そしてこれらを保有している国々の間では依然として核軍備の激しい競争が行われ人類は核戦争の恐怖と脅威にさらされているところであります

私たちは世界で唯一の核被爆体験を持つ国民として核兵器がいかに悲惨なものであるかを全世界に訴え人類の永遠の存在のため核兵器の廃絶を求めていかなければなりません

平和を愛し平和を守る市民とともにここに非核平和都市を宣言します

基本方針

一人一人の個性、能力、価値観が尊重され、それを発揮することができる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。

また、武蔵村山市非核平和都市宣言を基本理念に、関連事業の実施や歴史民俗資料館分館での常設展示等を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。

施策の体系・内容

- 1 人権・平和
  - ⑴ 人権意識の高揚
    - ①人権意識の高揚
    - ②人権教育の推進
  - ⑵ 人権相談の充実
    - 人権相談の充実
  - ⑶ 権利擁護機関との連携強化
    - 権利擁護機関との連携強化
  - ⑷ 平和意識の醸成
    - 平和意識の醸成

<平和学習バスツアー>

⑴ 人権意識の高揚

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①人権意識の高揚	人権尊重の理念を広く社会に定着させるため、多摩西人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、市民が人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権に関する啓発活動を推進します。		
	○児童、生徒を対象とした人権作文、人権メッセージ等の実施 ○人権講演会及び人権パネル展の実施	秘書広報課	
	○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進【再掲】	協働推進課 子ども子育て支援課	
	○性的少数者に関する理解の促進	協働推進課	
②【新規】人権教育の推進	あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導します。 また、ダイバーシティ教育(*45)を通じて、多様性への理解を促進します。		
	○人権教育の推進	教育指導課	

⑵ 人権相談の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
人権相談の充実	人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護するため、人権擁護委員との連携等による人権相談の充実を図ります。 また、女性が相談しやすい体制を整備するため、男女共同参画センター「ゆーあい」において女性弁護士による法律相談を実施します。		
	○法律相談の実施 ○人権相談の実施	秘書広報課	
	○女性弁護士による法律相談の実施 ○こころの保健室の実施	協働推進課	

(*45)ダイバーシティ教育：性別、年齢、障害の有無、国籍及び宗教など、価値観は多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促す教育

⑶ 権利擁護機関との連携強化

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
権利擁護機関との連携強化	人権の侵害に対して適切な対応が図れるよう、学校、人権擁護委員、東大和警察署、保健所及び社会福祉協議会等の各関係機関との連携強化を図ります。		
	◎学校における人権教室の実施	秘書広報課	
	○関係機関との連携強化	関係各課	

⑷ 平和意識の醸成

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
平和意識の醸成	平和の意義を確認し平和意識の高揚を図るため、平和に関する講演会等を開催します。 また、歴史を風化させることなく、平和について考えその尊さを語り継いでいくため、平和に関する図書の展示・貸出しを行うとともに、歴史民俗資料館分館において、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努め、常設展示を実施します。		
	○平和の集いの実施 ○平和学習バスツアーの実施 ○原爆写真・東京大空襲パネル展の実施	秘書広報課	
	◎平和に関する図書の展示・貸出し	図書館	
	○強靱化文化財保護の推進 ◎歴史民俗資料館分館の管理・運営	文化振興課	

成果指標

指標 1

性の多様性に関する理解の促進事業

— (R1)	➡	実施 (R7 までに)

2 男女共同参画

現状と課題

男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）等の施行により、男女共同参画に関する国の法制度は徐々に充実してきました。

一方で、職場をはじめ様々な分野において女性の社会進出が進み、これに対応した環境整備の重要性が認識されるようになったものの、性別による固定的な役割分担意識、不安定な雇用状況や長時間労働、少子高齢社会の進展等により、依然として育児・介護は女性の役割と考えている人が多い傾向にあります。

こうした中、本市においても令和 2 年 3 月に「第四次男女共同参画計画－ゆーあいプラン－」を策定し、全ての市民が性別や年齢、国籍等に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観、多様性等が尊重される男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女共同参画事業の推進に当たっては、緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センター「ゆーあい」を推進拠点として、情報及び学習機会の提供、図書の貸出し、講座やイベントの開催、相談事業等を行うとともに、庁内各部署及び関係機関、団体等と「ゆーあい」ネットワークを構築し、より実効性を高めた事業を実施しています。

また「男女共同参画計画」の効果的な推進と市民の参画を促進するため、男女共同参画推進市民委員会を設置し、計画の推進状況や今後の在り方について検討しています。

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが仕事・地域・家庭生活の調和が図られ、働く場面で活躍したいという気持ちを持ち、個性と能力を十分に発揮でき尊厳を保たれるまちを実現する必要があります。

表 4－2　市の各委員会等における女性委員の参画状況　（令和元年度実績）

区分	総委員数（人）	女性委員数（人）	割合（%）
行政委員会（地方自治法第 180 条の 5 参照）	27	3	11.1
附属機関等（地方自治法第 138 条の 4・第 202 条の 3 参照）	432	101	23.4
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	704	267	37.9
合　計	1,163	371	31.9

出典　協働推進課資料

基本方針

誰もが性別や年齢、国籍等に捉われず自分らしくいきいきと暮らし、個性と能力を十分発揮でき、尊厳が保たれるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の体系・内容

2 男女共同参画	⑴ 男女平等意識の形成	男女平等意識の形成
	⑵ 男女共同参画の推進	男女共同参画の推進
	⑶ 女性の自立支援と働きやすい環境づくり	女性の自立支援と働きやすい環境づくり
	⑷ 女性の健康と母性の保護	女性の健康と母性の保護

⑴ 男女平等意識の形成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
男女平等意識の形成	男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画フォーラム等の啓発事業や情報誌の発行などに取り組み男女共同参画を推進するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育・学習を充実させるため、講座を実施するなど、学習機会の拡大を図ります。 また、市職員の男女平等意識の定着を促し、市民及び市内事業所の模範となるように努めます。		
	○男女共同参画フォーラムの実施 ○情報誌「YOU・I」の発行 ○男女共同参画センター「ゆーあい」の活動の推進 ○あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進	協働推進課	
	○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進【再掲】	協働推進課 子ども子育て支援課	
	○男性市職員の育児・介護休業取得の促進	職員課	

⑵ 男女共同参画の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
男女共同参画の推進	市の政策や方針決定の場への共同参画を推進するため、参画機会の拡大に向けた環境を整備し、各種審議会等への女性の積極的な参画を進めます。 また、男性中心型の労働慣行の変革のために、ワーク・ライフ・バランス(*46)の推進に取り組みます。		
	○各種審議会等への女性の参画の促進 ○市民、事業所及び庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	協働推進課 行政経営課 関係各課	

(*46)ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和を意味し、やりがい等を持ちながら働くとともに、家庭等においても多様な生き方が選択実現できる状態

⑶ 女性の自立支援と働きやすい環境づくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
女性の自立支援と働きやすい環境づくり	働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指すとともに、女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携を図り、各種相談や情報提供・支援等の充実に努めます。 また、地域で活躍する女性のネットワークを構築し、企業、地域及び社会への女性の参画を促進します。 男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう保育内容の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業などを通して、働く男女の子育て支援に努めます。		
	○就労に関する相談や支援の実施 ○ウィメンズチャレンジプロジェクトの実施【再掲】	協働推進課	
	○ファミリー・サポート・センターの事業の実施【再掲】 ○子どもショートステイ事業の実施【再掲】 ○病児保育の実施【再掲】	子ども子育て支援課	
	○延長保育の充実【再掲】 ◎休日保育の充実【再掲】 ◎ベビーシッター利用支援事業の実施【再掲】	子ども青少年課	

⑷ 女性の健康と母性の保護

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
女性の健康と母性の保護	リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(*47)の観点から、女性だけでなく男性も母性を理解することの促進を図るため、妊娠、出産、家族計画など母性機能を守る上での知識の普及・情報提供、妊産婦の健康診査など母子保健サービスの充実を図ります。 また、働く女性が受診しやすい検診の在り方について検討を行います。		
	○各種母子保健事業の実施 ○妊産婦相談の充実 ○がん検診の実施	子ども子育て支援課 健康推進課	

(*47)リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：妊娠や出産に関して、責任を持った上で自由に決断・決定することができる権利及びそれに関係する情報と手段を持つ権利等

成果指標

指標 1
審議会等への女性の参画率

31.9% (R1)	➡	40.0% (R7)

指標 2
男性市職員の育児休業取得率

10.5% (H27～R1 の平均)	➡	15% (R3～R7 の平均)

指標 3
ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定件数

― (R1)	➡	累計 5 件 (R3～R7)

指標 4
ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用件数【再掲】

364 件 (R2 年 1 月まで)	➡	500 件 (R7)

＜男女共同参画センターゆーあい
（緑が丘ふれあいセンター内）＞

第２節　教育

１　学校教育

現状と課題

本市には、市立小学校 9 校、市立中学校 5 校があります。そのうち第四小学校と第二中学校は、多摩地域初の施設完全一体型小中一貫校である「小中一貫校村山学園」として、平成 22 年 4 月に開校しました。村山学園を発信校として、全校で小中一貫教育を推進しており、平成 28 年 4 月に、第七小学校と第四中学校が施設隣接型「小中一貫校大南学園」として開校しました。

令和 2 年 5 月 1 日現在、小学校の児童数は 4,058 人、中学校の生徒数は 2,188 人で、近年は僅かずつ減少傾向にあります（表 4-3、4-4、図 4-1 参照）。

このような状況の中、本市では平成 29 年 3 月に策定した「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第二次教育振興基本計画」の共通の基本理念である「人と人との絆で　未来を拓く　学び支え合うまち　武蔵村山」のもと、生きる力を育む教育の推進、学校・家庭・地域の連携強化、教育の質の向上と教育環境の整備、自己実現を目指す生涯学習の推進及び教育財産の有効活用の推進等に取り組んでいます。

また、「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する支援体制の充実を図り、特別支援教育を推進しています。

本市における大部分の学校施設は建築後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

さらに、各設備に関しても、給排水設備、受変電設備及びプール等は、耐用年数を過ぎており、度々不具合が発生している状況です。その際には迅速に修繕等を実施してきましたが、計画的かつ大規模な改修工事が不可欠となっている状況です。「学校施設長寿命化計画」を踏まえ、効率的な運営・管理、施設の充実、安全性の向上等に努め、心身ともに健全な学校教育を推進するとともに、建替え等の時期について早期の検討が必要です。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のためだけではなく、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要であり、本市では安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食の安定的な実施に努めています。更なる学校給食の充実に向けて、災害時の応急給食機能を活用して平常時の学校給食に対応する機能を備えた（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備に取り組みます。

表４－３　小学校の学級数一覧　（令和２年５月１日現在）

学校名	１学年	２学年	３学年	４学年	５学年	６学年	合　計
第一小学校	2	2	2	2	2	2	12(6)
第二小学校	2	2	2	2	2	2	12
第三小学校	2	2	2	2	3	2	13
小中一貫校村山学園 第四小学校	2	2	2	2	2	2	12
小中一貫校大南学園 第七小学校	4	3	3	3	3	3	19
第八小学校	4	4	4	3	3	4	22
第九小学校	2	2	2	2	1	2	11
第十小学校	3	3	3	3	3	3	18
雷塚小学校	2	2	2	2	2	2	12(7)

(注)合計の（　）は特別支援学級の数であり、外数

出典　教育総務課資料

表４－４　中学校の学級数一覧　　（令和２年５月１日現在）

学校名	１学年	２学年	３学年	合　計
第　一　中　学　校	6	5	5	16(4)
小中一貫校村山学園 第　二　中　学　校	2	2	2	6(8)
第　三　中　学　校	4	3	4	11
小中一貫校大南学園 第　四　中　学　校	4	4	4	12
第　五　中　学　校	6	5	5	16

(注)合計の（　）は特別支援学級の数であり、外数

出典　教育総務課資料

図４－１　児童・生徒数の推移　　（各年５月１日現在）

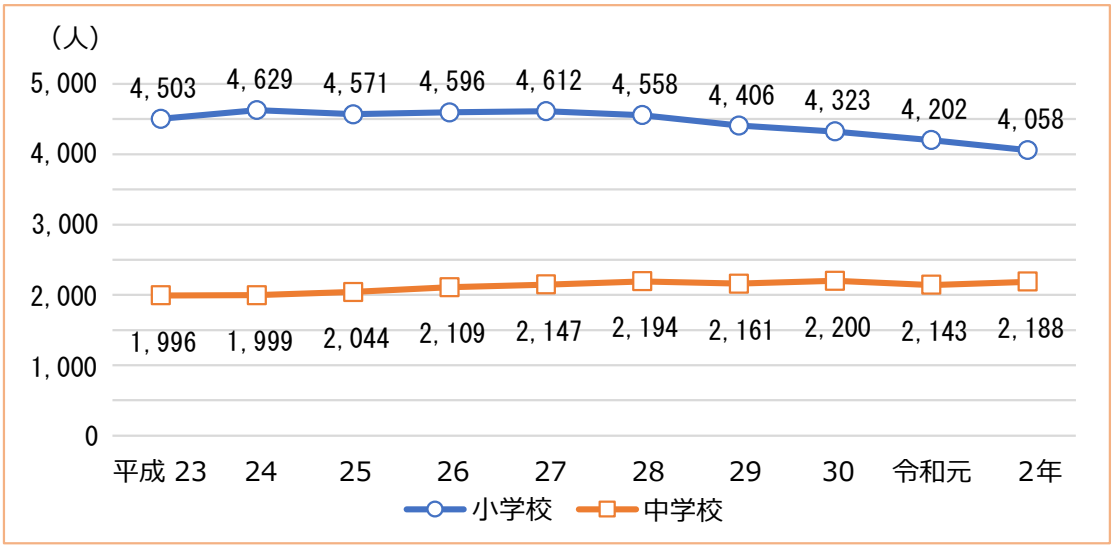

(注)令和２年は速報値

出典：東京都資料

<小学校での防災キャンプ>

図４－２　学校教育施設位置図

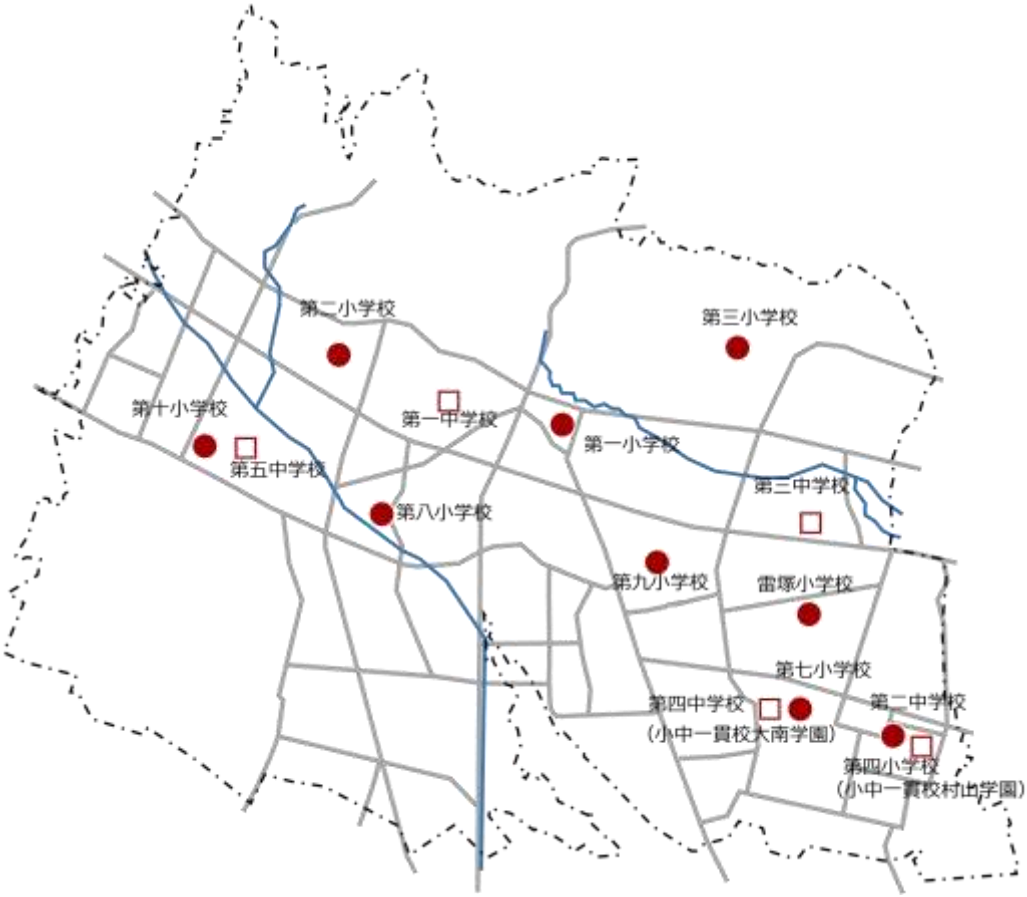

出典：教育総務課資料

基本方針

学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう、教育の質の向上と教育環境の整備に取り組みます。

また、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第二次教育振興基本計画」が令和３年度に終期を迎えるため、次期の大綱及び基本計画を策定します。

校舎等の教育財産については、計画的な維持・管理に努め、安全性の向上に努めます。

さらに、（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備を進め、学校給食を通じた食育を推進します。

施策の体系・内容

- 1 学校教育
  - ⑴ 教育環境の整備
    - ①特色ある学校づくり
    - ②小中一貫教育の推進
    - ③弾力的通学区制と学校選択制の展開
    - ④特別支援教育の推進
    - ⑤健康･安全教育の充実と安全確保の推進
    - ⑥学校給食の充実
    - ⑦キャリア教育･進路指導の推進
    - ⑧適応指導・教育相談の充実
    - ⑨教職員の資質向上
  - ⑵ 社会の変化に対応した教育の推進
    - ①学力向上策の推進
    - ②心の教育の充実
    - ③健康･体力の保持増進策の検討
    - ④国際理解教育の推進
    - ⑤情報教育の充実
    - ⑥環境教育の推進
    - ⑦体験学習の充実
    - ⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実
    - ⑨読書活動の推進
  - ⑶ 教育施設・設備の充実
    - ①学校施設・設備の整備
    - ②教育センター活動の推進
    - ③教育機器・教材の充実

(1) 教育環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①特色ある学校づくり	平成 29 年 3 月に改訂された学習指導要領に基づき、特色ある学校づくりを進めるため、地域の自然・歴史や文化等を題材とした創意工夫のある、地域に根ざした開かれた教育を展開します。		
	○特色ある学校づくりの推進	教育指導課	
②小中一貫教育の推進	学校運営協議会との更なる連携を図り、地域に密着した教育活動の充実を図るとともに、小・中学校の教職員が連携した学習指導を実施し、児童・生徒の学力向上・体力向上及び健全育成を図ります。		
	○小中一貫校の教育充実 ○施設の形態に応じた特色ある教育の充実 ○小中一貫教育についての保護者・地域への情報発信	教育指導課	
③弾力的通学区制と学校選択制の展開	「武蔵村山市立学校の指定に関する規則」に基づき、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。 また、中学校の学校選択制については、引き続き保護者等の意見を参考としながら実施していきます。		
	○学校選択制の実施	教育総務課	
④特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域と関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。 あわせて、インクルーシブ教育(*48)の推進と、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加の実現に向け、多様で柔軟な教育課程の中で、可能な限り、交流及び共同学習を推進します。		
	○特別支援教育校内体制の整備 ○特別支援教育コーディネーターの要請及び教育研修の実施 ◎自閉症・情緒障害学級の整備 ◎校内における ICT 環境の整備 ◎特別支援教育関係会議の WEB 化の推進 ◎「第五次特別支援教育推進計画」の推進	教育指導課	
	○教育・福祉・家庭が連携した支援体制の推進 ○乳幼児期における支援体制の推進	教育指導課 関係各課	

(*48)インクルーシブ教育：障害のある児童・生徒が他の児童・生徒と同じように、平等に教育を受けることができる権利を確保できる教育制度

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤健康・安全教育の充実と安全確保の推進	学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談の実施、保健指導の充実等により、児童・生徒の心と体の健康管理に努めます。 また、薬物乱用や犯罪などの危険から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成等、地域や関係機関と連携した安全教育を推進するとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、スクールガード・リーダーの巡回点検などを通して、児童・生徒の安全確保を図ります。 さらに、地域ぐるみの学校安全講習会を実施し、危機管理意識の向上や管理体制の充実・整備の推進に努めます。		
	○強靱化セーフティ教室の開催 ○強靱化地域安全マップの作成	教育指導課	
	○定期健康診断及び就学時健康診断の実施 ○スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導 ○強靱化地域ぐるみの学校安全講習会の開催	教育総務課	
⑥学校給食の充実	（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備を推進するとともに、学校給食調理等業務を民間に委託します。 また、食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て地場食材を積極的に導入し、安全・安心な給食の提供を行います。		
	○強靱化（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備【再掲】 ○小・中学校の学校給食調理等業務の委託	学校給食課	
	○学校給食を通じた食育の推進	学校給食課 教育指導課	
⑦キャリア教育・進路指導の推進	職場見学、職場体験等を活用して、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択することができるよう、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。		
	○中学校における職場体験学習の実施 ◎キャリア・パスポートの活用	教育指導課	
⑧適応指導・教育相談の充実	児童・生徒や保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。 また、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例等に対応します。		
	○適応指導教室、教育相談室の充実【再掲】 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置【再掲】	教育指導課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑨教職員の資質向上	「授業改善推進プラン」を活用するなど、教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員研修・研究機能を整備します。		
	○各種教職員研修の実施 ○一校一研究による校内研究の奨励 ○「授業改善推進プラン」の作成・活用	教育指導課	

⑵ 社会の変化に対応した教育の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①学力向上策の推進	児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、「市立学校の学力向上策」及び「児童・生徒の学力向上に向けて」に基づき授業改善を図るとともに、家庭や地域との連携を図ります。		
	○学力・学習意識調査の実施 ○「授業改善推進プラン」の作成・活用【再掲】 ○学力向上推進委員会の運営 ○教育ボランティアの拡充 ○学校司書の配置	教育指導課	
	◎地域未来塾の実施	文化振興課	
②心の教育の充実	学校・家庭・地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。 また、保育所・幼稚園と小・中学校及び公民館や図書館などが情報交換などによって連携を強め、一貫した心の教育の在り方について検討し、その実践に努めます。		
	○道徳授業地区公開講座の実施 ○人権教育の推進【再掲】	教育指導課	
③健康・体力の保持増進策の検討	児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校と家庭が連携した体力向上策及び食育の推進を図ります。		
	○体力向上策の推進 ○部活動支援事業の実施	教育指導課	
	○食育の推進	健康推進課 学校給食課 教育指導課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
④国際理解教育の推進	様々な分野で国際化が進展する中、児童・生徒が外国の文化や社会を理解し、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、JET－ALT（外国青年招致事業による外国語指導助手）による英語教育や、総合的な学習の時間での取組などを強化し、国際理解教育を推進します。 また、帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒が、日本での生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。		
	○JET－ALT の配置 ○小学校英語活動支援員の配置 ○帰国子女等指導助手の配置	教育指導課	
⑤情報教育の充実	高度情報化社会に柔軟な対応ができる児童・生徒を育てるため、GIGA スクール構想(*49)の実現のために整備したタブレット端末をはじめとする情報機器や視聴覚ソフトを最大限に活用し、効果的な学習指導に努めます。 さらに、インターネット等を利用した学校間交流などを推進します。 また、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、情報機器等の正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図ります。		
	○ICT 教育の推進	教育総務課 教育指導課	
⑥環境教育の推進	地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題等の都市・生活型公害など、様々な環境問題に対して興味・関心を持ち、理解を深める教育を展開します。		
	○環境教育の実施 ○稲作体験の実施	教育指導課	
⑦体験学習の充実	地域の自然や歴史、文化等に直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を充実します。		
	○稲作体験の実施【再掲】 ○職場体験学習の実施【再掲】 ○教育ボランティアの活用 ○移動教室の実施	教育指導課	
⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	保護者や地域の願いを受け止め、共に子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール、学校評価制度等を活用して意見を反映させるとともに、学校公開、学校ホームページ、SNS 等を活用し、教育活動や学校経営方針の積極的な公開・公表に努めます。 また、中学校の部活動に地域住民を外部指導員として配置し、部活動の活性化を図ります。		
	○学校関係者評価の実施 ○一斉学校公開の実施 ○コミュニティ・スクールの活用 ○部活動指導員・部活動外部支援員の配置	教育指導課	

(*49)GIGA スクール構想：児童・生徒一人一人に 1 台の情報機器と通信環境を一体的に整備し、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を構築する構想

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑨読書活動の推進	学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性などを育み、人間力の基礎となる「言語能力」の育成を図ります。		
	○学校司書の配置【再掲】	教育指導課	

⑶ 教育施設・設備の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①学校施設・設備の整備	児童・生徒が安全に充実した学校生活が送れるように、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 また、地震等災害時の避難施設として有効に活用できるように施設の充実を図るとともに、学校施設の非構造部材の耐震化を推進し、多くの方が安心して施設を利用できるように設備の充実を図ります。		
	○強靭化学校施設改修の実施（トイレ環境整備、校舎屋上防水、校舎建具、屋内運動場外装・床・屋根等） ○強靭化学校設備改修の実施（放送設備、消火設備等）	教育総務課	
②教育センター活動の推進	教職員の資質の向上、家庭や児童・生徒の悩みに対応するため、研修室、適応指導教室、教育相談室等の教育センターの機能充実を図るとともに、教育に関する情報の収集・提供などを行います。		
	○教育センターの機能充実	教育指導課	
③教育機器・教材の充実	タブレット端末やデジタル教材等の情報機器や、視聴覚機器の導入・更新など、新しい教育内容や指導方法の変化に応じた情報教育の一層の推進を図ります。		
	○学校備品の購入等	教育総務課	
	○教育用情報機器等の活用 ○指導書、副読本の購入等	教育指導課	

成果指標

指標 1
高校進学に際して
第一志望校へ合格する割合

83.2% (R1)	➡	85.0% (R7)

指標 2
中学校 3 年生の
英語検定受験率

40.6% (R2)	➡	60.0% (R7)

指標 3
市立小・中学校のトイレ環境
整備の達成割合

89.0% (R1)	➡	100% (R7)

指標 4
市立小・中学校における自閉症・
情緒障害特別支援学級の整備

検討 (R2)	➡	整備 (R7)

指標 5
学校給食における地元産の
野菜・果物等の使用量
（児童・生徒 1 人当たり/年）

5kg (R1)	➡	維持 (R7)

指標 6
学校給食における地元産野菜・
果物等の使用品目数

19 品目 (R1)	➡	22 品目 (R7)

＜水田学習＞

2 生涯学習

現状と課題

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では市民の価値観の変化・多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。

今後も市民の様々なニーズに応えるため、日常生活における地域課題の解決に必要な資料の提供や情報収集などレファレンスサービス(*50)の充実に努め、市民の知的・文化的活動を支援する必要があります。

図４－３　生涯学習施設位置図

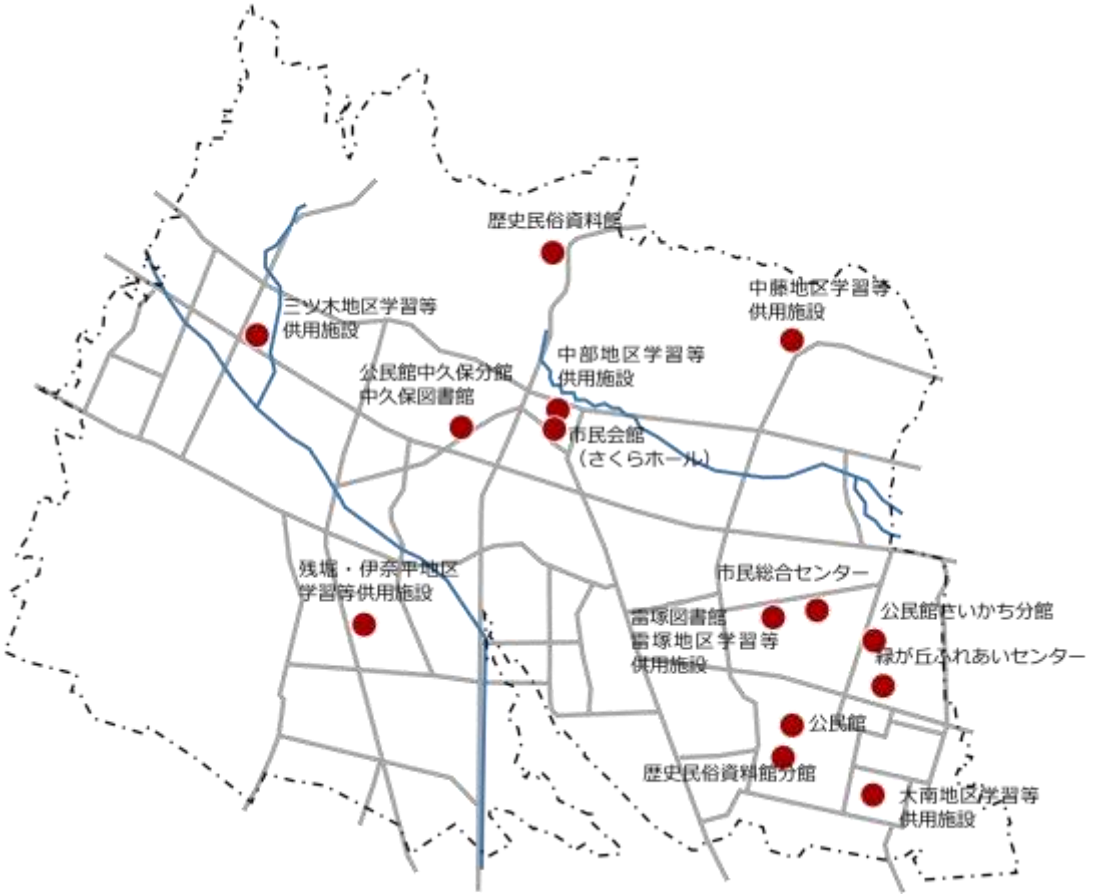

出典　文化振興課・図書館資料

(*50)レファレンスサービス：図書館員が、図書館の利用者が必要とする情報や資料を探す手助けをする業務

表４－５　生涯学習施設等一覧　（令和２年４月１日現在）

名　称		施　設　内　容
公民館		
公民館中久保分館		
公民館さいかち分館		
市民会館（さくらホール）		
歴史民俗資料館		
歴史民俗資料館分館		
緑が丘ふれあいセンター		コミュニティセンター、男女共同参画センター（ゆーあい）、老人福祉館
市民総合センター		保健福祉総合センター、教育センター、子ども・子育て支援センター
図書館	雷塚図書館	
	中久保図書館	
学習等供用施設	雷塚	地区会館
	中藤	地区会館、地区図書館、地区児童館
	中部	地区会館
	三ツ木	地区会館、地区図書館
	大南	地区会館、地区図書館、地区児童館
	残堀・伊奈平	地区会館、地区図書館、地区児童館

出典　文化振興課・図書館資料

表 ４－６　社会教育関係施設利用状況　（令和元年度実績）

施設名	開館日数	主催事業		一般団体		その他		合計	
	日	回	人	回	人	回	人	回	人
公民館	343	189	2,747	860	9,312	2	35	1,051	12,094
公民館中久保分館	341	2	20	182	1,823	32	380	216	2,223
公民館さいかち分館	56	1	11	28	381	2	100	31	492
雷塚地区会館	341	-	-	791	10,069	142	846	933	10,915
さいかち地区会館	261	-	-	68	376	-	-	68	376
中藤地区会館	342	3	4	666	6,839	53	867	722	7,710
中部地区会館	334	190	2,335	263	4,550	3,920	40,349	4,373	47,234
三ツ木地区会館	343	1	5	1,134	13,387	95	1,092	1,230	14,484
大南地区会館	341	35	552	987	9,985	36	379 (492)	1,058	10,916 (492)
残堀・伊奈平地区会館	343	4	21	1,415	13,246	39	484	1,458	13,751
生涯学習活動室	321	21	226	1,111	16,151	324	7,833	1,456	24,210
合計		446	5,921	7,505	86,119	4,645	52,365 (492)	12,596	144,405 (492)

(注)さいかち地区会館は令和元年 12 月で閉館、() 内は談話室使用人数であり、外数

出典　教育総務課・文化振興課資料

基本方針

市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

施策の体系・内容

- 2 生涯学習
  - ⑴ 学習情報・学習機会の充実
    - ①学習プログラムの拡充
    - ②学習グループ・団体に対する支援
    - ③公共施設予約システムの運用
    - ④子ども読書活動等の推進
  - ⑵ 推進体制の充実
    - ①生涯学習の推進
    - ②指導者の育成と人材の活用
  - ⑶ 生涯学習施設・設備の整備
    - 生涯学習施設・設備の整備

⑴ 学習情報・学習機会の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①学習プログラムの拡充	「出前講座むさしむらやま塾」の講座内容を充実し、制度の更なる利用促進に努めるとともに、男女共同参画社会の実現や環境、福祉、教育等の現代的な課題や、芸術、文化、まちづくり等の地域的な課題など、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、芸術・文化的な講座については、市民との共同開催を図ります。		
	○出前講座の充実 ○公民館事業の充実	文化振興課	
	◎図書館ホームページの運用	図書館	
	○各種講座の充実	関係各課	
②学習グループ・団体に対する支援	自主的な学習活動を行う市民グループや団体と連携し、学習内容や運営、指導者、活動場所の周知等を図ります。 また、活動成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催について、教育・文化・福祉・産業・観光など関係機関や施設との連携により開催します。		
	○学習相談窓口の整備 ◎自主的な学習活動を行う市民団体の積極的な周知 ○生涯学習フェスティバルの開催	文化振興課 関係各課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③公共施設予約システムの運用	各種団体の生涯学習活動情報を提供するとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる公共施設予約システムを運用し、市民の生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。		
	○公共施設予約システムの運用 ○利便性向上のためのキャッシュレスやタブレット端末導入の検討	文化振興課 関係各課	
④子ども読書活動等の推進	子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。 また、文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を進めます。		
	○おはなしの会の充実 ○資料相談・読書相談の拡充 ◎子ども向け電子図書の検討	図書館	

⑵ 推進体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①生涯学習の推進	郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、学習機会の場の提供及び団体に関する的確な情報の提供により、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動の支援を行います。 また、市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実に努めます。		
	○市民の学習活動や社会参加活動の支援	文化振興課	
	○郷土・行政資料の充実	図書館	
②指導者の育成と人材の活用	市民が培った知識や技術等を地域社会にいかすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。 さらに、学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。		
	○強靱化各分野における指導者の育成 ○強靱化青少年リーダーの養成【再掲】 ○公民館講座等での人材活用	文化振興課	

⑶ 生涯学習施設・設備の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
生涯学習施設・設備の整備	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、（仮称）生涯学習センターの設置について検討を進めます。 また、各施設が一層利用しやすくなるように、施設を予約するための公共施設予約システムの操作性、利便性を高め、利用者の負担軽減を進めます。 さらに、教育・観光・産業分野との連携の下、青少年が地域の自然と接し、様々な体験を通して学習活動ができる場づくりの検討を進めます。		
	○強靱化市民会館の整備 ○強靱化学習等供用施設の整備	文化振興課	
	○強靱化（仮称）生涯学習センター整備の検討	企画政策課 文化振興課 図書館	
	○強靱化図書館の管理・整備 ○学校図書館との連携	図書館	

成果指標

指標 1
出前講座の講座数
67 講座（R1） → 70 講座（R7）

指標 2
郷土・行政資料の所蔵数
2,927 冊（R1） → 4,000 冊（R7）

指標 3
おはなしの会の開催回数
108 回／年（R1） → 144 回／年（R7）

指標 4
公民館講座の定員に対する受講割合
79.5%（R1） → 90.0%（R7）

3 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

本市は、市民が生涯を通じてスポーツを愛し親しむことで、健康で豊かな心とからだを育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成 26 年 10 月 5 日に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行いました。

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながることから、市民のニーズは高く多様化する傾向にあります。

今後は、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに接し、楽しむことができる環境を整備するとともに、これまで運動をする機会が少なかった市民に、スポーツ事業等への参加を促進することで楽しみを持ってもらい、生活の充実度の向上を図る必要があります。

また、生涯にわたってスポーツとの関わりを持つことができる環境を整えるためには、地域と連携した取組が肝要です。そのために、住民が主体的に運営する武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ（よってかっしぇクラブ）の充実を図る必要があります。

図４－４　スポーツ施設位置図

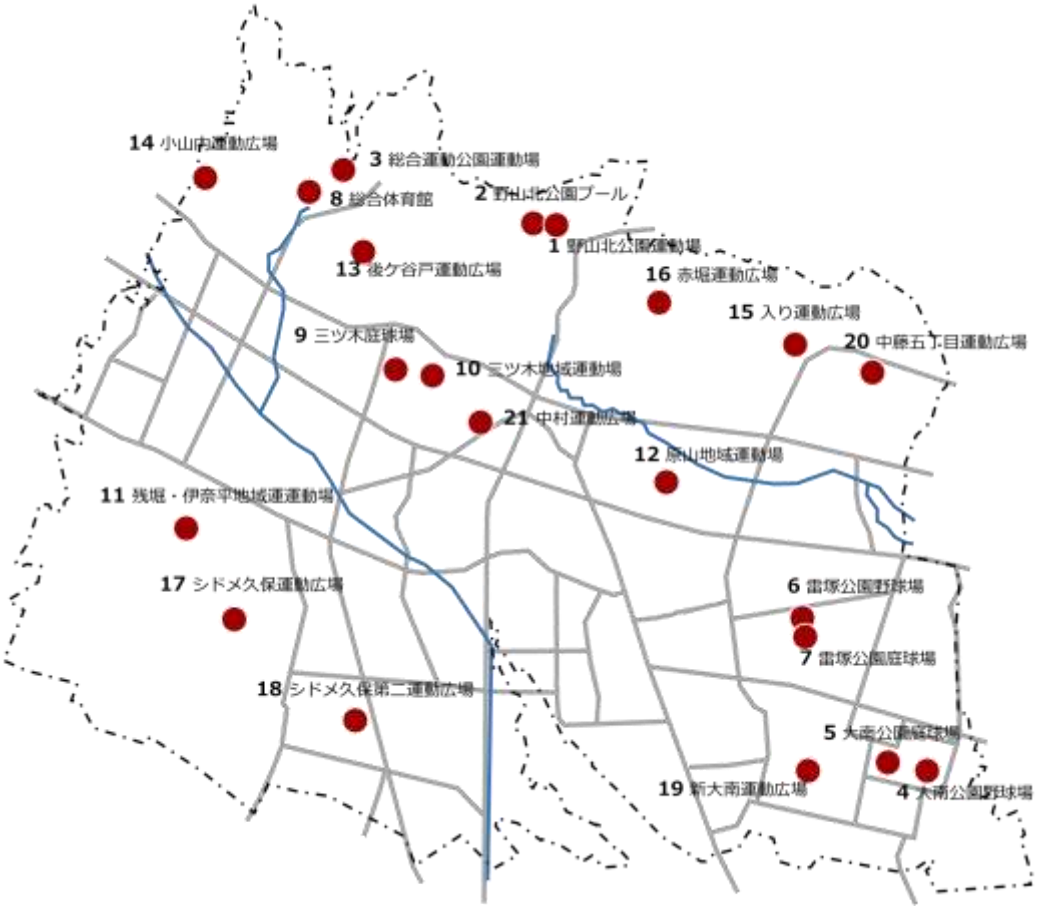

（注）図中に記載の番号は表４－７　スポーツ施設等一覧のNo.

出典　環境課・スポーツ振興課資料

表４－７　スポーツ施設等一覧　（令和２年４月１日現在）

No.	名　称	面積(㎡)	競技施設	備　考
1	野山北公園運動場	6,656.00	・運動場	
2	野山北公園プール	3,425.17	・プール(25m、幼児用)	
3	総合運動公園運動場	42,691.58	・第１運動場：硬式・軟式野球、ソフトボール ・第２運動場：陸上競技、サッカー等 ・第３運動場：少年野球等	
4	大南公園野球場	7,161.43	・野球場(ナイター施設)	
5	大南公園庭球場	2,117.67	・庭球場(３面)	
6	雷塚公園野球場	7,817.65	・野球場	
7	雷塚公園庭球場	2,138.85	・庭球場(３面)	
8	総合体育館	3,437.70	・第一体育室：バスケットボール、バレーボール、バドミントン等 ・第二体育室：空手道、剣道、軽体操等 ・第三体育室：柔道、合気道、軽体操等 ・会議室：各種会議等 ・トレーニング室 ・卓球スペース ・ランニング走路 ・幼児体育室	総合運動公園内
9	三ツ木庭球場	2,384.37	・庭球場(２面)	
10	三ツ木地域運動場	4,865.57		
11	残堀・伊奈平地域運動場	3,004.98		
12	原山地域運動場	3,980.86		
13	後ヶ谷戸運動広場	1,276.61		
14	小山内運動広場	2,058.64		
15	入り運動広場	1,203.15		
16	赤堀運動広場	995.00		
17	シドメ久保運動広場	2,053.23		
18	シドメ久保第二運動広場	570.23		
19	新大南運動広場	1,065.02		
20	中藤五丁目運動広場	676.00		
21	中村運動広場	1,418.60		

出典　環境課・スポーツ振興課資料

◆武蔵村山市スポーツ都市宣言

平成 26 年 10 月 5 日

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活力に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。
1 スポーツを実践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。
1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。
1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。
1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活力に満ちたまちをつくりましょう。

◆スポーツ都市宣言ロゴマーク

基本方針

市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

施策の体系・内容

- 3 スポーツ・レクリエーション
  - ⑴ スポーツ・レクリエーション活動の充実
    - ①地域スポーツの振興
    - ②スポーツ事業の運営
    - ③スポーツ団体等との連携
  - ⑵ スポーツ・レクリエーション施設の整備
    - ①総合運動公園の整備
    - ②スポーツ施設の整備・充実
    - ③校庭・屋内運動場開放の推進

⑴ スポーツ・レクリエーション活動の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①地域スポーツの振興	地域の特性や、市民の要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の活性化に向け、地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽に楽しめる地域コミュニティの場を展開し、安定したスポーツ活動と交流が行えるよう、スポーツ文化の構築に努めます。 また、スポーツ活動の充実と基盤形成のために、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携、協力を更に推進します。 さらに、総合体育館を中核とする総合運動公園、野球場等の体育施設の効率的な活用に努めるとともに、公共施設予約システムの運用による利便性の向上を図ります。		
	○総合型地域スポーツクラブの運営支援 ○スポーツ推進委員・スポーツ協力員との連携	スポーツ振興課	
	○公共施設予約システムの運用【再掲】	文化振興課 スポーツ振興課 関係各課	
②スポーツ事業の運営	市民の要望等を踏まえて、各世代が広く参加できる環境や機会の充実を図り、きめ細かな事業運営に努めます。		
	○各種大会・教室の運営	スポーツ振興課	
③スポーツ団体等との連携	体育協会を中心としたスポーツやレクリエーション団体の運営強化を支援するとともに、スポーツ指導者の人材確保や育成に努めるなど、体育協会等と密接に連携しながらスポーツ振興を推進します。		
	○体育協会等との連携 ○スポーツ少年団の運営支援	スポーツ振興課	

⑵ スポーツ・レクリエーション施設の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①総合運動公園の整備	競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。		
	○強靱化野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討	都市計画課 スポーツ振興課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
②スポーツ施設の整備・充実	日常生活圏でスポーツと親しめる場や環境を確保するため、地域運動場等の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。		
	○強靱化野山北公園プールの整備	スポーツ振興課	
	○強靱化地域運動場・運動広場の整備・充実	環境課	
③校庭・屋内運動場開放の推進	学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に広く開放し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、必要な設備の充実に努めます。		
	○校庭・屋内運動場の開放	スポーツ振興課	

成果指標

指標 1
スポーツ少年団登録団体数

3 団体 (R1) → 6 団体 (R7)

指標 2
総合型地域スポーツクラブ会員数

164 人 (R1) → 380 人 (R7)

<市民駅伝競走大会>

第３節　文化

1　市民文化

現状と課題

平成 20 年度から、市民会館（さくらホール）の管理・運営については指定管理者制度を導入しており、指定管理者独自の発想をいかしながら、市民の文化の創造と活動のための拠点の充実に努めています。

今後も、市民ニーズの多様化に応えるため、幅広く文化や芸術活動等の振興に努めるとともに、市民団体等の発表の場を提供し、活動の活性化を図る必要があります。

基本方針

地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が芸術や文化に触れる機会を確保します。

施策の体系・内容

- 1 文化
  - ⑴ 芸術・文化の振興
    - ①参加機会や場の拡充
    - ②関係団体・人材の育成
    - ③公民館事業の充実
  - ⑵ 芸術・文化施設の整備
    - 芸術・文化施設の整備

⑴ 芸術・文化の振興

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①参加機会や場の拡充	各種文化講座の開設や学習情報の提供などを推進し、市民が主体的に芸術・文化に触れる機会や場の確保に努めます。		
	○市民文化祭の支援	文化振興課	
②関係団体・人材の育成	文化活動の推進のため、各種文化団体の育成や指導者の養成を支援するとともに、団体間、指導者間の連携を促進します。		
	○強靭化自主団体への支援	文化振興課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
③公民館事業の充実	芸術・文化活動を一層活発化するため、市民や関係機関等と連携して、公民館事業の充実を図ります。 さらに、ホームページや SNS 等の活用により事業の周知に努めます。		
	○公民館事業の充実【再掲】	文化振興課	

⑵ 芸術・文化施設の整備

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
芸術・文化施設の整備	市民会館は、平成 20 年度から指定管理者による管理を行っており、指定管理者の新たな発想による適切な維持管理や利便性の向上など、利用者に喜ばれる施設運営の支援を行います。		
	○**強靱化**市民会館の整備【再掲】	文化振興課	

成果指標

指標 1

市民会館利用者数

177,200 人/年 (R1) ➡ 205,000 人/年 (R7)

2 伝統文化・文化財

現状と課題

本市には、縄文時代の遺跡である吉祥山遺跡をはじめとする遺跡等や、古くから残る文化財があり、指定文化財も数多く、市民の財産として保護・保存を図っています（図 4-5、表 4-8 参照）。

また、歴史民俗資料館を拠点として文化財に関する調査・研究や講座・教室事業等を行うとともに、保護・保存と合わせて、展示などの活用に努めています。

しかし、都市開発の進行や高齢化の進展とともに、これらの貴重な文化財が失われつつあり、市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくために、引き続き伝統文化・文化財等を保存・継承していく必要があります。

今後も、伝統文化や文化財に対する市民の関心と理解を高め、歴史・伝統に触れる機会の提供を図り、文化財の保護思想の普及を図っていく必要があります。

図４－５　文化財等の分布状況

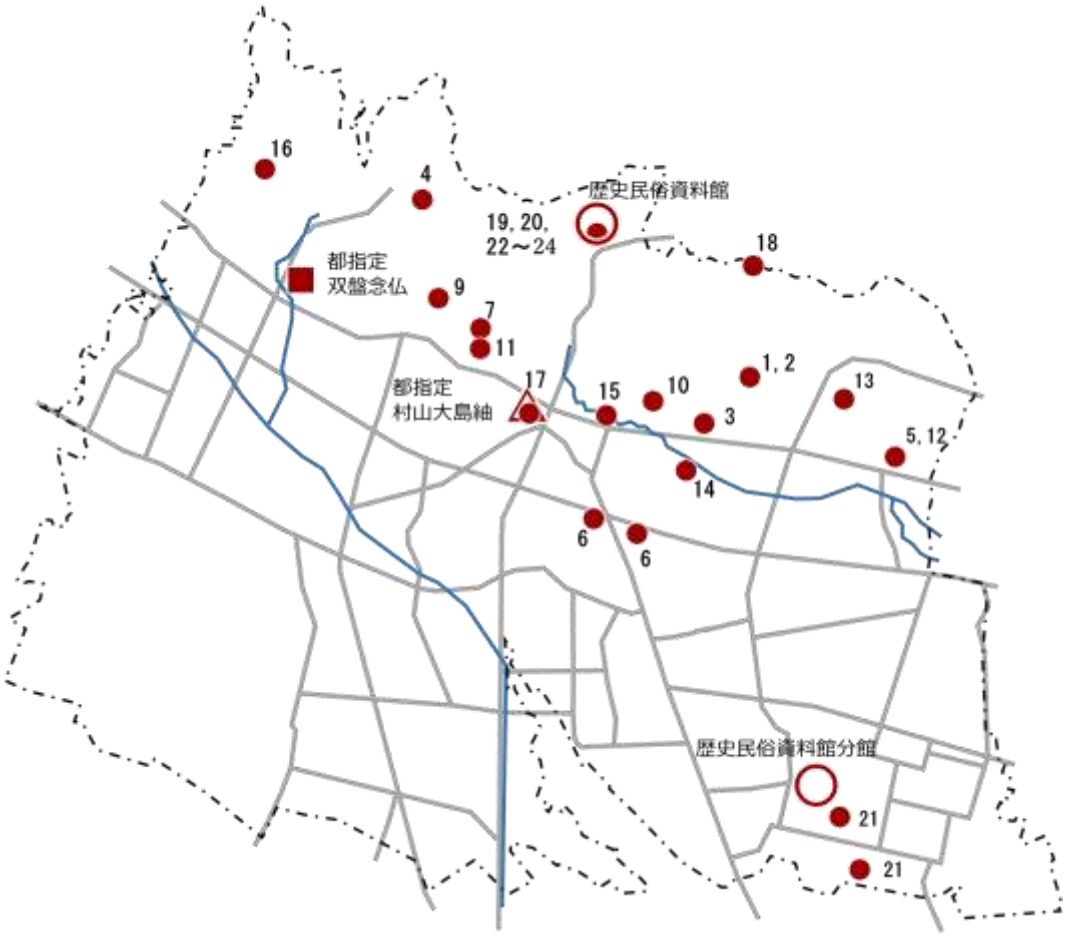

（注）図中に記載の番号は表 4-8 文化財一覧のNo.

出典　文化振興課資料

表４－８　文化財一覧　　（令和２年１月１日現在）

指定種類	No.	名　称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月
都　指　定 無形文化財	△	村山大島紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和 42 年　3 月
都指定無形 民俗文化財	■	双盤念仏 （薬師念仏鉦はり）	三ツ木三丁目	薬師念仏鉦はり 保存会	平成　3 年　3 月
市　指　定 有形文化財	1	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和 51 年　4 月
	2	眞福寺格天井花鳥画			平成 15 年　6 月
	3	指田日記	本町五丁目	個人所有	昭和 51 年　4 月
市指定有形 民俗文化財	4	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和 51 年　4 月
	5	大日堂庚申塔	神明三丁目	個人所有	
市指定史跡	6	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市	
市指定旧跡	7	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺	
市指定無形 民俗文化財	9	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様 祇園ばやし保存会	
	10	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会	
	11	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会	
市指定有形 民俗文化財	12	神明ヶ谷戸大日堂の 大日如来像	神明三丁目	個人所有	平成　7 年 12 月
	13	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺	
	14	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	個人所有	
市　指　定 有形文化財	15	萩の尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂	
市指定無形 民俗文化財	16	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺	
市　指　定 有形文化財	17	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合	平成 13 年 12 月
市指定無形 民俗文化財	18	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講 谷津講社	
市　指　定 有形文化財	19	屋敷山遺跡出土 人面装飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成 15 年　6 月
	20	屋敷山遺跡出土 中世常滑窯大甕			
市指定旧跡	21	東京陸軍 少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市	平成 19 年　7 月
				禅昌寺	
市　指　定 有形文化財	22	乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成 27 年　7 月
	23	内野佐兵衛家文書			
	24	渡辺源蔵家文書			

（注）No.8 は「薬師念仏鉦はり」の東京都指定に伴い市指定を解除し欠番

出典　文化振興課資料

基本方針

市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

施策の体系・内容

- 2 伝統文化・文化財
  - ⑴ 文化財の調査・研究
    - 文化財の調査・研究
  - ⑵ 文化財の保護・活用
    - ①文化財の保護の推進
    - ②文化財の活用
    - ③関係団体・人材の育成
    - ④市民会館・公民館事業の充実
  - ⑶ 歴史民俗資料館の整備・充実
    - 歴史民俗資料館の整備・充実

⑴ 強靱化文化財の調査・研究

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
文化財の調査・研究	市内に所在する各種文化財等の調査を実施し、その種別など文化財としての位置付けを明らかにしていきます。 また、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。		
	○文化財に関する調査・研究	文化振興課	

⑵ 文化財の保護・活用

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①文化財の保護の推進	収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、文化財保護審議会などの意見を尊重し、文化財の保護及び活用を図り、各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。		
	○強靱化文化財に関する調査・研究【再掲】 ○強靱化文化財保護の推進【再掲】 ○収蔵資料の公開、展示	文化振興課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や、東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などの軍事施設を紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。		
	◎歴史散策コースの普及・啓発	文化振興課	
③関係団体・人材の育成	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、設立された市民団体等との連携や交流の促進に努めます。		
	○強靱化歴史講座等の実施	文化振興課	
④市民会館・公民館事業の充実	伝統的な芸術、文化などの講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。また、これらの講座については、市民との共同開催を図ります。		
	○市民会館事業の充実 ○公民館事業の充実【再掲】	文化振興課	

(3) 強靱化歴史民俗資料館の整備・充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
歴史民俗資料館の整備・充実	歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、市民の財産として文化財の適正な収集・管理及び文化財の保護、保存に努めます。		
	○歴史民俗資料館・分館の適切な維持管理	文化振興課	

成果指標

指標 1
歴史民俗資料館利用者数

7,931 人 (R1) → 12,000 人 (R7)

指標 2
歴史散策コースマップ販売冊数

70 冊 (R1) → 150 冊 (R7)

<双盤念仏（薬師念仏鉦はり）>

<横中馬獅子舞>

<里山民家（都立野山北・六道山公園内）>

第５章　地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり

第１節　産業

1　農業

2　商・工業

3　観光

第２節　景観

1　都市景観

2　水とみどりのネットワーク

第３節　環境

1　自然環境

2　公園・緑地

3　地球温暖化対策

4　公害対策・環境美化

本章の概要

都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

また、市内産業の魅力を市外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を引き続き行っていくとともに、産業の活性化を図ります。

さらに、本市の貴重な財産である狭山丘陵の緑を保全するとともに、市民との協働によるイベントなどにより、本市が有する景観や歴史・文化といった資源をいかした地域振興を図り、特色をいかした自然と調和したまちづくりを展開していきます。

第１節　産業

１　農業

地産地消の推進や、農業経営の近代化などに取り組み、魅力ある農業経営の確立を目指すとともに、都市農地の保全に努めます。

２　商・工業

起業や創業への支援や、企業誘致を推進し、市内産業の活性化を図るとともに、各種支援を実施し、既存の商・工業の体質強化に努めます。

３　観光

市外からの来訪者による新たなにぎわいの創出に向けて、市民や観光まちづくり協会と連携し、観光事業等を実施します。

第２節　景観

１　都市景観

市街地と狭山丘陵の自然が調和した、魅力的な景観づくりを推進します。

２　水とみどりのネットワーク

治水上の安全確保や生態系等に配慮しつつ、美しい水辺環境の形成を図ります。

第３節　環境

１　自然環境

狭山丘陵や河川、生産緑地等の保全を図るとともに、生物の多様性にも配慮した施策に取り組みます。

２　公園・緑地

地域に愛される公園・緑地を目指して、計画的な整備を推進するとともに、維持・管理における市民参加を促進します。

３　地球温暖化対策

低炭素社会の実現を目指し、省資源・省エネルギー活動を促進します。

４　公害対策・環境美化

美しいまちを守るため、公害の未然防止に努めるとともに、不法投棄やごみのポイ捨てを防止するための啓発活動等に取り組みます。

第１節　産業

１　農業

現状と課題

本市の農業は、東京という大都市近郊における都市農業としての性格を持ち、生鮮食料品の供給機能のみならず、みどり豊かな環境の保全や防災のための空間としても大きな役割を担っています。

市内には、残堀・中原地区に多摩開墾と呼ばれる広大な市街化調整区域内に農地が約 55ha あり、優良農地として保全されていますが、生産基盤の整備は不十分な状況にあります。

生産緑地は近年減少傾向が続いており、令和 2 年 3 月 31 日の時点で約 88ha まで減少しています（表 5-4 参照）。

市内農産物はホウレン草や小松菜が多く、野菜のほかには特産品の東京狭山茶やみかんも多く生産されています（表 5-5 参照）。近年は量販店や直売所等への出荷も増え、市場へ出荷するための同一品目の大量生産から、多品目生産へ移行する傾向にあります。

平成 27 年 4 月には、都市農業振興基本法が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

今後も、市街化区域における地域環境に配慮した農業振興の支援や、生産緑地の保全とその追加指定を継続するとともに、安心して農業が続けられるよう、関係機関や団体と連携し、生産環境の整備、農地の維持、生産性の向上等に向けての施策を検討していく必要があります。

また、多摩開墾の農地については、横田飛行場の軍民共同使用の進展状況を注視し、必要に応じてその在り方を検討する必要があります。

表 5－1　基幹的農業従事者数の推移

年　次	基幹的農業従事者数（販売農家）（人）
平成 12	341
17	300
22	279
27	253
令和 2 年	208

（注）令和 2 年は速報値で個人経営体の従事者数

出典　農林業センサス・世界農林業センサス

表 5－2　経営耕地面積の推移

年　次	経営耕地面積（総農家）（a）
平成 12	21,039
17	18,699
22	17,405
27	15,527
令和 2 年	10,400

（注）令和 2 年は農業経営体経営耕地面積の速報値を、ha から a に換算

出典　農林業センサス・世界農林業センサス

表５－３　市民農園・体験型市民農園の状況　（令和２年３月 31 日現在）

名　称	場　所	区　画　数	１区画面積（㎡）
喜び農園（5 か所）	大南 2-19-5	120	12
	学園 4-34-1、4	65	12
	大南 2-84-2	32	12
	大南 2-88-1	30	12
	大南 2-91-1、2	30	12
体験型市民農園（2 か所）	本町 2-66-2	70	30
	中央 2-144	50	30
合計		397	

出典　産業観光課・高齢福祉課資料

表５－４　市内生産緑地の推移　（各年度３月 31 日現在）

年　度	地　区　数	指定面積（ha）
平成 26	346	98.81
27	341	97.19
28	333	94.50
29	328	92.72
30	325	90.42
令和元年度	322	88.19

出典　都市計画課資料

表５－５　主要作物の作付面積上位５品目　（令和元年度）

品　目	作付面積（a）
ホウレン草	1,267.3
小松菜	1,211.1
茶	1,036.1
馬鈴薯	600.8
大根	593.0

出典　産業観光課資料

基本方針

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業の保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

施策の体系・内容

- 1 農業
  - ⑴ 農地の保全と生産基盤の整備
    - ①農地の保全と有効活用
    - ②農業基盤の整備
  - ⑵ 魅力ある農業経営の推進
    - ①農業の担い手の確保・育成
    - ②活力ある農業経営体の育成
    - ③農業生産の振興
  - ⑶ 時代のニーズに対応する農業の創造
    - ①消費志向の変化に対応した作物への転換奨励
    - ②農のあるまちづくり
    - ③地産地消の推進

⑴ 農地の保全と生産基盤の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①農地の保全と有効活用	農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し保全に努めます。 都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。 また、市街化調整区域内農地においては、農業委員会と連携し遊休農地の利用促進に取り組みます。		
	○強靱化都市農地保全支援プロジェクトの推進 ○市街化調整区域内農地の利用促進	産業観光課	
	◎強靱化防災協力農地の普及啓発【再掲】	産業観光課 防災安全課	
	○強靱化生産緑地の保全	都市計画課	
②農業基盤の整備	農業の振興や生産性の向上のため、土地改良などの農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。		
	○強靱化土地改良による農業生産基盤の整備	産業観光課	
	○強靱化市街化調整区域内の道路整備	道路下水道課	

⑵ 魅力ある農業経営の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①農業の担い手の確保・育成	農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。 また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。		
	○援農ボランティアの育成	産業観光課	
②活力ある農業経営体の育成	農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。 また、家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。		
	○強靱化認定農業者の育成・支援 ○強靱化都市農業活性化支援事業の推進 ○農業経営における女性の参画推進	産業観光課	
③農業生産の振興	本市の地域特性をいかし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農業協同組合等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。 また、合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を検討・実施します。		
	○強靱化認定農業者の育成・支援【再掲】 ○強靱化関係団体に対する支援 ○「産業振興ビジョン」の策定	産業観光課	

⑶ 時代のニーズに対応する農業の創造

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①消費志向の変化に対応した作物への転換奨励	安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。		
	○安全な農作物の供給促進	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②農のあるまちづくり	都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。 また、農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。		
	○体験型市民農園の推進 ○観光農園等の周知	産業観光課	
	○稲作体験の実施【再掲】	教育指導課	
③地産地消の推進	地元農産物の品目や出荷量を拡大し、学校給食等での利用を促進するとともに、直売所の設置支援や周知を行い、広報紙、ホームページ、SNS 等を活用した情報の発信を図ります。		
	○地産地消について広報紙等での周知 ◎強靱化直売所設置への支援	産業観光課	

成果指標

指標 1
経営耕地面積

10,400a (R2 速報値)	→	維持 (R7)

（注）現況値は、農林業センサスの農業経営体経営耕地面積の速報値を、ha から a に換算したもの

指標 2
新規就農者数の累計

1 人 (R1)	→	7 人 (R7)

指標 3
認定農業者数

41 経営体 (R2)	→	46 経営体 (R7)

指標 4
体験型市民農園設置数

2 か所 (R2)	→	3 か所 (R7)

指標 5
援農ボランティア登録者数

16 人 (R2)	→	30 人 (R7)

2 商・工業

現状と課題

《商業》

平成 28 年の統計では、本市の事業所数は 517 事業所、従業者数は 4,948 人、年間商品販売額は 1,349 億 5 千 6 百万円となっています（図 5-1 参照）。

本市の商業は、青梅街道沿道や都営村山団地周辺などに商店や飲食店が比較的多く立地するほかは、日用品を中心とした小規模な店舗が散在するにとどまっていましたが、平成 18 年に榎地区に大規模商業施設が進出し、市内のみならず市外からも多くの買い物客が訪れ、活況を呈しています。

近年は、国の経済対策などにより国全体の経済は回復基調にあるとされていましたが、地域全体の事業者がその影響を享受する状況には至っておらず、小売・卸売業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等で国内経済の不況が続いており、小売・卸売業の経営環境がより厳しい状況となる可能性があります。

本市では、既存の商店等が多様化する市民ニーズや高齢社会に対応した、個性的な顧客サービスを展開することができるよう、商工会と連携した大型店対策事業に対して支援を行うことにより、大規模商業施設と既存商店との共存を目指しています。

今後も、中小商業者に対する支援を推進するとともに、空き店舗等の活用方法の検討や、創業を考えている市民等の新たな事業者への支援を図り、地域の商業の活性化を図る必要があります。

また、商業者や地域と連携して、身近な商店の閉店等により日々の買い物が難しい、買い物弱者とされる方への支援に努め、身近な地域での消費環境を整備する必要があります。

図 5－1　商業（小売業）における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

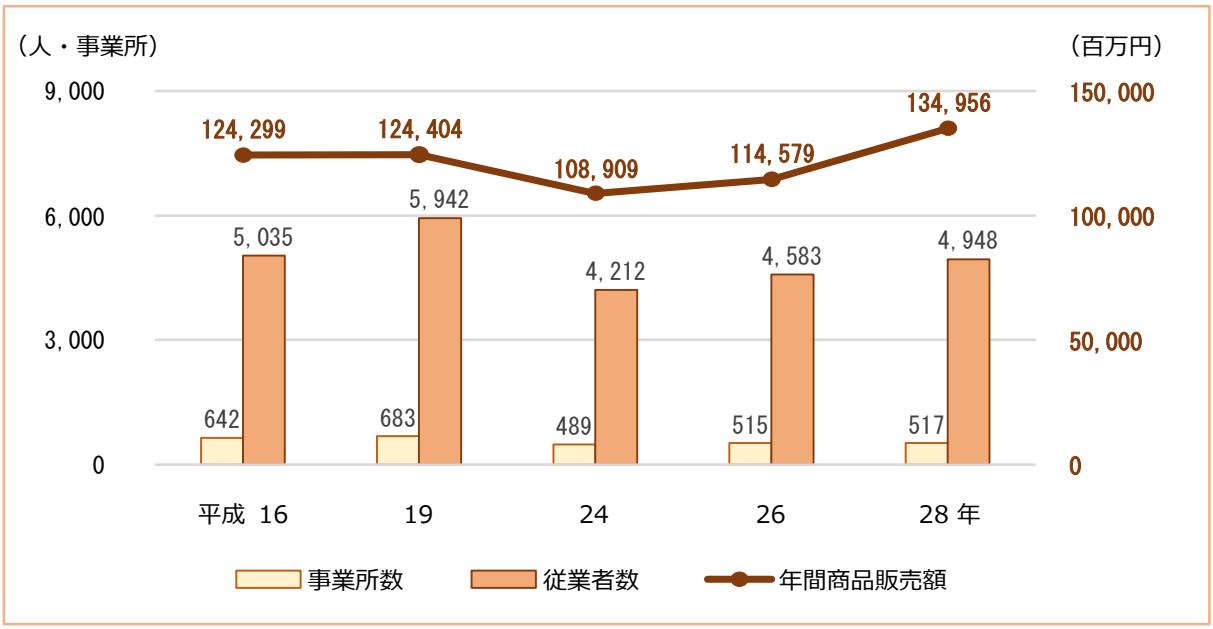

出典　商業統計調査・経済センサス

《工業》

自動車工場の進出に伴い、かつては関連工場が多数立地しましたが、平成 13 年に同工場の一部が閉鎖され、その後平成 16 年に完全閉鎖されたことに伴い、市内の工業をめぐる状況は大きく変容しました。特にこの期間の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の落ち込みが見られましたが、近年では大きな変動はありません（図 5-2 参照）。

また、古くからの地場産業である村山大島紬についても、その優秀性は市外でも高く評価されていますが、事業所は減少しています。

このような状況から、本市では平成 24 年 12 月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進しています。

今後は、創業予定者等への支援など、新たな産業の育成方策や既存の産業への効果的な支援を行い、地域の活性化につなげる必要があります。

図 5－2　工業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

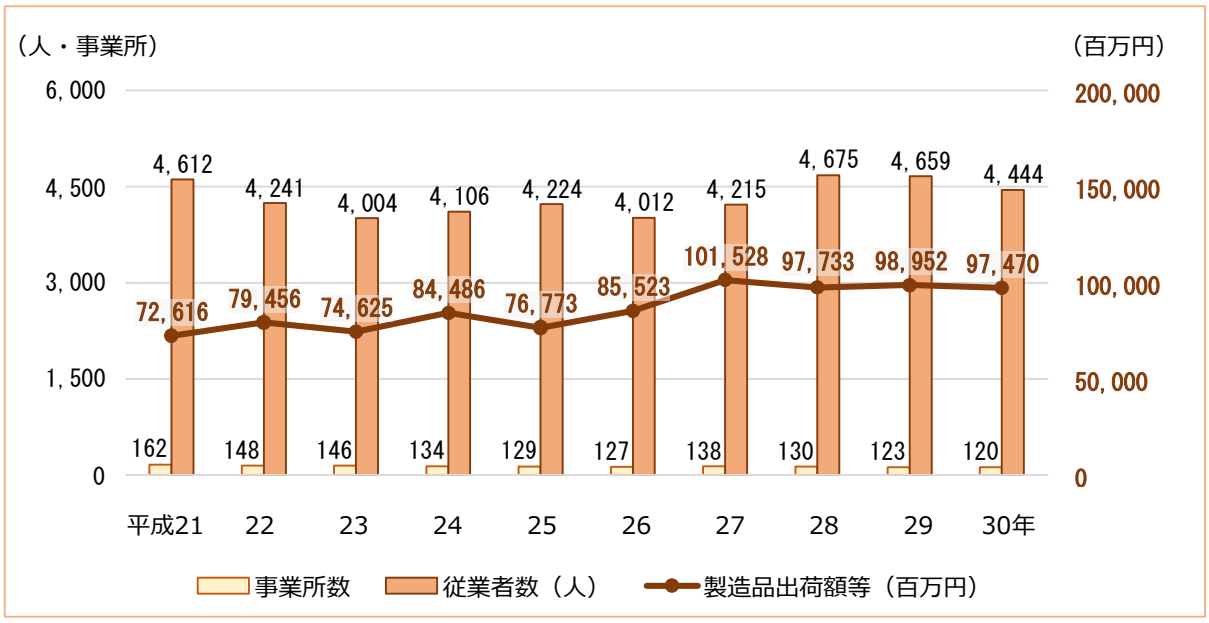

出典　工業統計調査・経済センサス

基本方針

市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成するとともに、企業誘致を積極的に進めることにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。

また、地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。

さらに、事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の商・工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備を推進します。

施策の体系・内容

- 2 商・工業
  - ⑴ 中小企業の体質強化
    - ①資金融資制度の充実
    - ②商工会等との連携
    - ③産業の活性化
    - ④地場産業の振興
    - ⑤創業者への支援
  - ⑵ 商業の振興
    - ①商業地形成に向けた計画的誘導
    - ②商店街活動への支援と地域経済の活性化
    - ③商業者への指導・助言の充実
  - ⑶ 工業の振興
    - ①企業誘致の促進
    - ②異業種間交流の推進
    - ③工業地域の基盤整備

⑴ 中小企業の体質強化

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①資金融資制度の充実	中小企業の経営の安定化を図るため、景気動向に柔軟に対応した資金融資制度の充実に努めるとともに、利用の促進を図ります。		
	○強靱化小口事業資金融資あっせん制度の利用促進	産業観光課	
②商工会等との連携	商工会等関係団体との連携を強化しながら、情報の交換、技術研修、経営コンサルタントの派遣による経営診断など、中小企業の経営近代化に対する支援を行います。 また、大規模商業施設の出店に伴う中小小売業の経営への影響を最小限にするとともに、共存共栄を図ることができるよう、商工会等との連携を強化します。		
	○強靱化商工会等の関係団体が行う経営支援事業の推進 ○強靱化情報交換会等による連携強化	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③産業の活性化	市内全体の産業振興や近隣自治体と連携した振興策、市内事業者の市外への流出抑止策等を検討した上で、これらを計画的に進めるため、「産業振興ビジョン」を策定しその推進を図ります。		
	○「産業振興ビジョン」の策定【再掲】	産業観光課	
④地場産業の振興	伝統文化産業の性格を持つ村山大島紬の周知及び広報に努めるとともに、その他の産業についても地域ブランドの認証の促進を図ります。 また、生涯学習や観光なども新しい視点を持った取組に対する支援を行います。 さらに、村山織物協同組合が行う宣伝活動事業や後継者育成への取組を支援するとともに、少数化した生産業者への直接支援を検討します。		
	○村山大島紬の振興 ○地域ブランド認証事業の実施	産業観光課	
⑤創業者への支援	創業者やその希望者に対する資金の融資や創業相談などを推進します。		
	○創業支援の推進	産業観光課	

⑵ 商業の振興

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①商業地形成に向けた計画的誘導	新青梅街道沿道への商業施設の集積をはじめ、本市の中心となる都市核地区への商業施設の集積について、関係機関と協議・検討を行いながらその促進を図ります。		
	○強靱化新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	都市計画課	
	○強靱化都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課	
②商店街活動への支援と地域経済の活性化	商店関係者等との連携の下、回遊性の高い歩行者動線の確保や歩行者空間の整備など、社会環境の変化に対応した女性や高齢者、障害のある人など多様なニーズに応えられる商業地づくりに努めるほか、商店街の集客と活性化につながる新たなイベント、複数の商店街の共同事業について支援を図るなど、地域経済の活性化を推進します。 また、市内中小小売業と大規模小売店舗との共存共栄のための方策の検討を、商工会・商店会・商店と連携して進めます。		
	○強靱化商店街振興・大型店対策事業への助成 ○強靱化商店街振興事業への助成 ○強靱化空き店舗活用事業への支援 ○商店街の景観対策等への支援 ○市内中小小売業と大規模小売店舗の共存共栄方策の検討	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③商業者への指導・助言の充実	時代に対応した近代的な商業活動を支援するため、商工会など商業関係団体との連携を強化し、経営コンサルタントの派遣による経営診断の実施など、商業者への指導、助言の充実を図ります。		
	○強靭化商業者への指導、助言	産業観光課	

（3）工業の振興

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①企業誘致の促進	地域経済の活性化と市民の地元での就労機会の拡大を図るため、企業誘致の促進を図ります。		
	○企業誘致制度の周知	産業観光課	
②異業種間交流の推進	事業者に、「たま工業交流展」への参加を促し、異業種間交流を推進します。		
	○たま工業交流展出展への支援	産業観光課	
③工業地域の基盤整備	工業地域における産業の振興を図るため、道路整備や工業団地としての基盤整備を推進します。特に、環境に配慮した安全で快適な周辺住環境の整備のため、騒音などの対策として、緩衝帯の役割を担う敷地内緑化や、大型車の通行を考慮した道路整備を推進します。		
	○強靭化工業地域における道路整備の推進	都市計画課 道路下水道課	
	○強靭化工業地域における敷地内緑化	都市計画課 環境課	

成果指標

指標 1
空き店舗を活用した事業数

0 事業 (R1)	→	2 事業 (R7)

指標 2
創業支援制度を利用した創業者数

6 人 (R1)	→	21 人 (R7)

指標 3
「産業振興ビジョン」の策定

― (R2)	→	策定 (R3)

指標 4
地域ブランド認証商品数

10 品目 (R1)	→	15 品目 (R7)

3 観光

現状と課題

社会の成熟に伴う余暇時間の増加や価値観の多様化、交通網の整備等により、観光・レジャーに対する市民ニーズが高まっており、今後もその傾向は続くものと予測されます。市内外の多くの人に利用され、本市の重要な観光資源である村山温泉「かたくりの湯」は、景気動向や周辺類似施設の影響を受け、入場者数は減少傾向にありますが、平成 29 年に行った大規模改修以降は市外の方の利用が増加に転じています（図 5-3 参照）。

また、都立公園最大の面積を誇り、多様な地形・自然を残す狭山丘陵に広がる野山北・六道山公園は、里山民家など様々な体験ができる観光スポットが点在し、広域的な観光資源として幅広い集客性を有しています。

さらに、農産物直売所や観光農園等も観光資源の一部となっています（表 5-6 参照）。

今後は、新たに設立した観光まちづくり協会などと連携し、市内の自然や文化、産業、人材などの地域資源を活用した、観光によるまちづくりを進めるとともに、市外からの来訪者増加のための新たなにぎわいの創出と、魅力的で個性豊かな観光施策に取り組む必要があります。

図 5－3　村山温泉「かたくりの湯」の入場者数の推移　　（各年度 3 月 31 日現在）

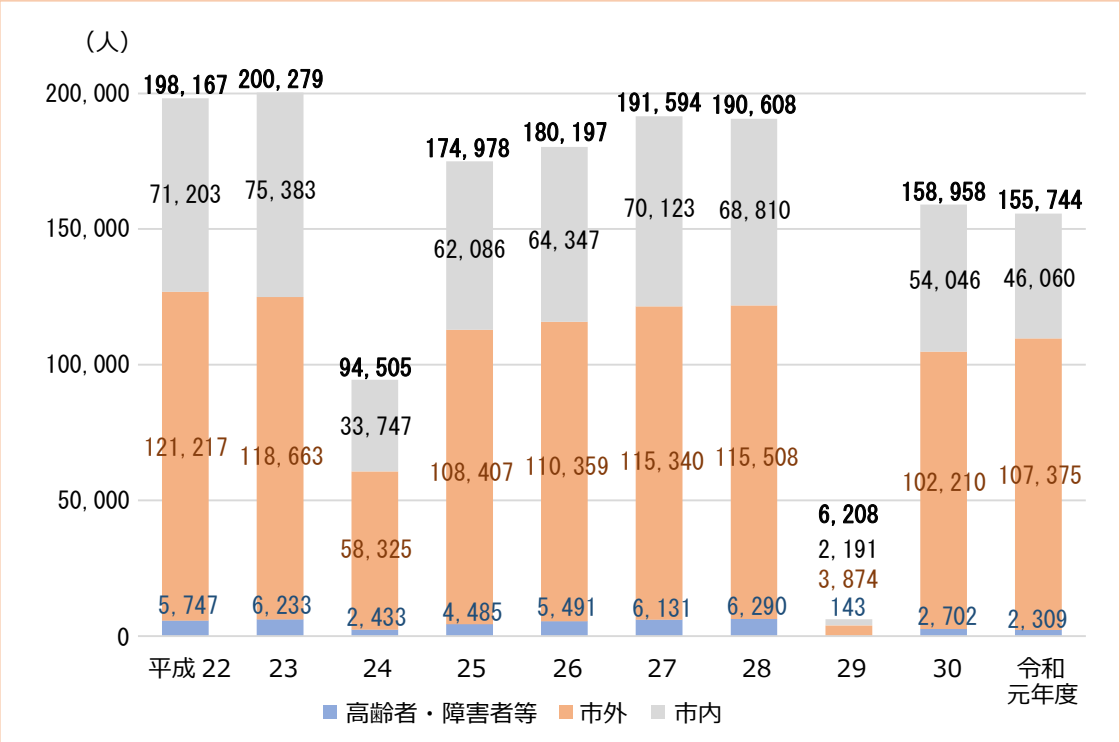

(注 1)入場者区分は料金の区分による
(注 2)平成 24 年度は 4 月から 9 月まで、平成 29 年度は 4 月から 2 月まで、それぞれ大規模改修工事のため休館

出典　産業観光課資料

表５−６　農産物直売所一覧　（令和２年４月１日現在）

販売品種別		件　数	備　考
野菜	東部地区	9	野菜全般
	中部地区	10	野菜全般
	西部地区	15	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・販売
みかん・ぶどう		7	もぎ取り・販売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		6	
花		1	庭園樹・パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

出典　産業観光課資料

基本方針

新たな市のにぎわいの創出を目指して、市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

施策の体系・内容

- 3 観光
  - ⑴ 観光まちづくりの推進
    - ①個性豊かな観光施策の推進
    - ②地域産業との連携
    - ③文化財の活用
    - ④魅力ある観光事業の推進
    - ⑤移動手段の確保
    - ⑥温泉施設の管理運営
    - ⑦狭山丘陵の活用
  - ⑵ 観光情報の発信
    - 観光情報の発信

⑴ 観光まちづくりの推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①個性豊かな観光施策の推進	狭山丘陵の豊かな自然や地場産業などの地域資源をいかし、村山温泉「かたくりの湯」周辺の憩いの核を中心とした交流エリアを形成し、魅力的で個性豊かな観光まちづくりを推進します。 また、来訪者の回遊性を高めるため、狭山丘陵周辺地域との連携を深め、広域的エリアとしての観光ルート設定等の仕掛けづくりに努めます。		
	○村山温泉「かたくりの湯」周辺を核とした観光ルートの設定 ○道の駅の整備に関する研究 ○「産業振興ビジョン」の策定【再掲】	産業観光課	
②地域産業との連携	市内各所で行われている地場産の野菜、お茶等の販売、みかん狩りを中心とした観光農園、村山織物協同組合事務所にある村山大島紬資料室といった地域産業と観光との連携を推進します。		
	○地域ブランド認証事業の実施【再掲】 ○武蔵村山直売マップの作成	産業観光課	
③文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などを紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。		
	◎歴史散策コースの普及・啓発【再掲】	文化振興課	
④魅力ある観光事業の推進	観光事業の一環として、市民まつり等の開催・支援や緑が丘地区暫定管理用地を活用したひまわりガーデンを開園します。 また、観光まちづくり協会と連携し、新たな観光振興のための事業の検討を進めます。		
	◎観光まちづくり協会と連携した事業の検討 ○市民まつり等の開催・支援 ○暫定管理期間中のひまわりガーデンの開園	産業観光課	
⑤移動手段の確保	市外からの観光客を誘致するため、バス交通の充実を図るとともに、多摩都市モノレールの延伸やアクセス道路の整備促進など、移動手段の充実に努めます。		
	○強靱化バス事業者等との調整【再掲】 ○強靱化バス路線等の検討【再掲】 ○多摩都市モノレール延伸の促進【再掲】	交通企画・モノレール推進課	
⑥温泉施設の管理運営	温泉施設の計画的な改修に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力を活用し、イベントの開催などにより利用者に満足いただける運営に努めます。		
	○指定管理者自主事業の支援 ○温泉施設の改修	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑦狭山丘陵の活用	狭山丘陵の豊かな自然を利用して整備された野山北・六道山公園を観光資源として有効に活用するため、引き続き公園整備を東京都に要請します。		
	○強靱化都立公園整備の要請	都市計画課	

⑵ 観光情報の発信

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
観光情報の発信	気軽に出かけられる日帰り型の観光地として知名度の向上を図るとともに、観光対象や催し物の効果的な紹介を行うため、観光まちづくり協会と協力し、積極的な観光情報の発信や提供、観光パンフレットの作成など、観光 PR の充実に努めます。		
	○武蔵村山直売マップの作成【再掲】 ○観光マップの作成 ○観光情報発信手段の充実 ◎SNS 等を活用した観光情報の配信	産業観光課 秘書広報課	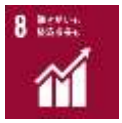

成果指標

指標 1
村山温泉「かたくりの湯」の入場者数

155,744 人/年 (R1) → 205,000 人/年 (R7)

指標 2
歴史散策コースマップ販売冊数【再掲】

70 冊 (R1) → 150 冊 (R7)

<村山温泉「かたくりの湯」>

第２節　景観

１　都市景観

現状と課題

まちづくりにおいては、経済性、効率性だけではなく、成熟した社会にふさわしい良好な景観の形成が重視されています。

本市においても、みどり豊かな狭山丘陵の自然を保全･活用する一方で、商業地や住宅地など、それぞれの地域の個性をいかした魅力ある街並みの形成を市民･事業者との協働により進める必要があります。

基本方針

市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

施策の体系・内容

- １ 都市景観
  - ⑴ 魅力あるまちなみ景観の形成
    - ①市街地の景観整備
    - ②公共施設の景観整備
    - ③狭山丘陵景観重点地区の景観整備

⑴ 魅力あるまちなみ景観の形成

項 目	内　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①市街地の景観整備	道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じたまちなみを形成するようデザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。 電線共同溝整備路線の指定については、歩道の拡幅とあわせて検討を行います。 また、道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、景観の維持を図ります。		
	○強靱化地区計画制度等の活用【再掲】 ○強靱化まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課	
	○強靱化無電柱化の推進【再掲】	都市計画課 道路下水道課 区画整理課	
	○違反広告物撤去の推進【再掲】	道路下水道課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②公共施設の景観整備	地域の拠点となる公共施設の整備に当たっては、まちなみなど周辺環境と調和するよう施設デザインに配慮します。		
	○強靱化周辺環境と調和した公共施設の整備	関係各課	
③狭山丘陵景観重点地区の景観整備	市街地の後背地となる狭山丘陵一帯については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するため、公有地化の推進など風致の維持を図ります。 また、まちづくり条例に基づき、狭山丘陵に隣接する青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。		
	○強靱化狭山丘陵の保全 ○強靱化まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課	

成果指標

指標 1
地区計画及び地区まちづくり計画の策定地区数

10 地区 (R1) → 12 地区 (R7)

<令和２年度多摩都市モノレールフォトコンテスト
市内風景部門　最優秀賞>

2 水とみどりのネットワーク

現状と課題

河川は、多摩川水系の残堀川と荒川水系の空堀川の二つの河川を中心に、それらの支流として横丁川、久保の川、入谷川、谷戸川等が流れています（図 5-4 参照）。

残堀川沿いの空間については、歩道・自転車道や親水緑地広場等が整備されています。

また、空堀川についても美しい水辺環境の形成を図るため、河川や川沿いの遊歩道等の整備を東京都に要請しています。

しかし、流域の市街化の進展による河川への雨水流入量の減少などによって、平常時には流水が枯れてしまうなどといった、豊かな水辺環境の保全に向けた課題があります。

今後も、残堀川、空堀川については、治水上の安全性の確保や市民の身近な親水空間としての緑化の推進や多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川については、水量確保等の対策を検討し、水辺環境の保全に努める必要があります。

図 5－4　河川・残堀川親水緑地広場の位置図

出典　環境課・道路下水道課資料

基本方針

残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

施策の体系・内容

- 2 水とみどりのネットワーク
  - ⑴ 歩道・自転車道の整備
    - 歩道・自転車道の整備
  - ⑵ 水辺空間の緑化
    - ①河川緑化の推進
    - ②親水緑地広場の整備
    - ③多自然川づくりの推進

⑴ 強靱化歩道・自転車道の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
歩道・自転車道の整備	みどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道については、季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持ち、歩行者・自転車道によって緑地相互を結ぶように配置します。		
	○歩行者・自転車道の維持管理	道路下水道課	

⑵ 水辺空間の緑化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①河川緑化の推進	残堀川や空堀川の主要河川については、河川改修にあわせ、沿道の緑化を推進し、みどりあふれる市街地空間の形成を目指します。 市内各地に流れる小河川については、上流部などで自然の河川形態の維持を図るほか、可能な限り緑化を推進します。		
	○強靱化河川の適正な維持管理	環境課 道路下水道課	
②親水緑地広場の整備	空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。		
	○強靱化空堀川の親水広場設置要望	環境課	

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
③多自然川づくりの推進	残堀川や空堀川の主要河川については、生態回廊としての機能を持たせるため、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりによる整備、水辺植生の復元を東京都に要請します。 また、これら以外の河川についても、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然環境の回復を図ります。		
	○残堀川、空堀川におけるビオトープ(*51)化の要望	環境課	

成果指標

指標 1

親水緑地広場の箇所数

7 か所 (R2)	➡	8 か所 (R7)

<残堀川>

<自転車道沿道の樹木>

(*51)ビオトープ：多様な動植物が生息できる環境を整備した場所

第３節　環境

１　自然環境

現状と課題

本市は、みどり豊かな狭山丘陵、農地や樹林地に囲まれた都市として発展してきましたが、急激な市街地開発による宅地の増加に伴い、畑などの減少が見られます。

しかし、狭山丘陵の大部分は「野山北・六道山公園」や「中藤公園」、「観音寺森緑地」等に指定されていることもあり、みどりが確保されています。

また、市内には武蔵野地域特有の平地林である「海道緑地保全地域」をはじめ、社寺林などの樹林地が残っており、地目別土地利用面積の過去 10 年間の変化を見ても山林面積の割合はほとんど変化が見られません（図 5-5、表 5-7 参照）。

これらの貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、今後も東京都等と連携して保全に努めるとともに、市民の狭山丘陵をはじめとした樹林地の重要性の認識を高め、保全意識を醸成する必要があります。

図５－５　地目別土地利用面積の比較　（各年１月１日現在）

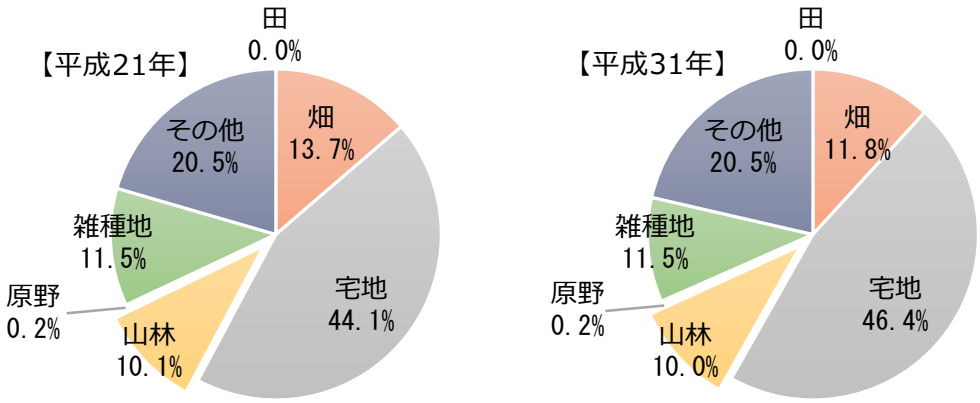

出典　課税課資料

表５－７　広域公園等一覧　（令和２年３月 31 日現在）

区　分	名　称	所在地	面積 (ha)	区域全体(参考) (ha)
広域公園	野山北・六道山公園	本町五丁目他	130.20	260.00
	中藤公園	中藤五丁目他	57.70	
緑地	観音寺緑地	中藤二丁目他	15.75	
	狭山緑地	本町六丁目他	15.52	365.32
首都圏近郊緑地保全区域	狭山近郊緑地保全区域	中藤五丁目他	81.10	1607.00
自然公園	都立狭山自然公園	中藤五丁目他	73.00	775.00
緑地保全地域	海道緑地保全地域	伊奈平五丁目他	8.67	
農地(市街化調整区域)	多摩開墾	中原五丁目他	55.46	

出典　産業観光課・都市計画課資料

図５－６　広域公園等位置図

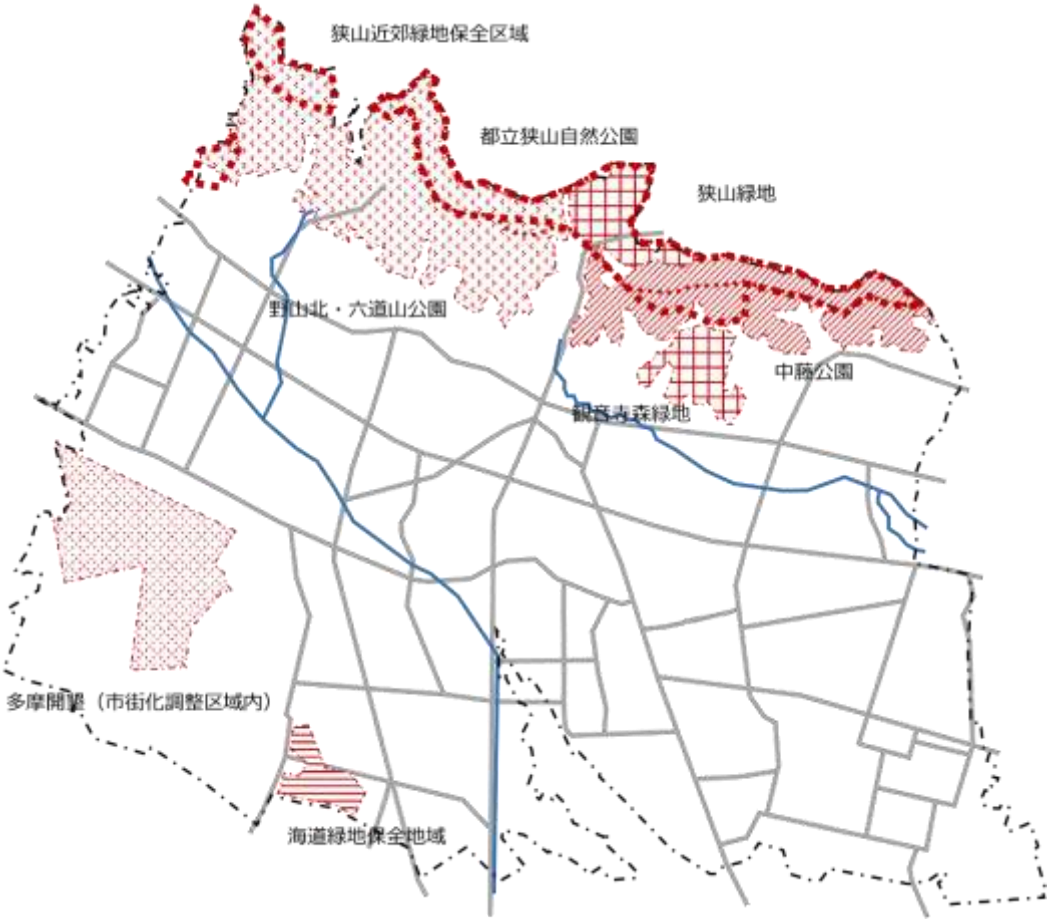

出典　都市計画課資料

基本方針

狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

施策の体系・内容

- 1 自然環境
  - ⑴ 狭山丘陵を中心としたみどりの保全
    - ①郷土のみどりの保全
    - ②農地の保全
    - ③生物多様性の保全

⑴ 狭山丘陵を中心としたみどりの保全

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①郷土のみどりの保全	市民の憩いや自然とのふれあいの場としてだけでなく、防災的な機能など、みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する寺社林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、さらには市街地に分布する生産緑地や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。		
	○強靱化「緑確保の総合的な方針」の推進 ○強靱化樹林等の保全 ○強靱化「第二次みどりの基本計画」の推進【再掲】	環境課	
②農地の保全	保水機能と良好な地域景観の形成などの役割を担う農地については、農業生産との調和を図りながら、保全に努めます。		
	○強靱化都市農地保全支援プロジェクトの推進【再掲】 ○体験型市民農園の推進【再掲】 ○援農ボランティアの育成【再掲】 ○市街化調整区域内農地の利用促進【再掲】	産業観光課	
	○強靱化生産緑地の保全【再掲】	都市計画課	
③生物多様性の保全	人と自然が共生する都市環境の形成に向けて、生物多様性を考慮したみどりの保全を推進します。		
	○生物多様性地域戦略の策定 ◎害獣の防除	環境課	
	○強靱化狭山丘陵の保全【再掲】	都市計画課	
	○自然観察会の実施	文化振興課	

成果指標

指標 1
地目別土地利用面積「山林」の割合

10.0%（R1） → 維持（R7）

指標 2
経営耕地面積【再掲】

128.81ha（R1） → 維持（R7）

2 公園・緑地

現状と課題

公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。

また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気の浄化のための機能などをもつ重要な都市基盤施設です。

本市においては、東京都が野山北・六道山公園及び中藤公園の公有地化を進め、整備を推進しており、観音寺森緑地については一部公有地化が図られています。

本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が 22 か所(124.74ha)で開園されており、市の総面積(1,532ha)に占める公園面積は約 8.1%、人口 1 人当たりの公園面積は、令和 2 年 3 月 1 日現在で約 17.2 ㎡となります（表 5-8、図 5-7 参照)。

緑地の計画決定面積は、狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約 31.27ha であり、その他の広場等は、令和 2 年 4 月 1 日現在で児童遊園 48 か所(約 2.86ha)、運動広場 9 か所(約 1.13ha)、地域運動場 3 か所(約 1.19ha)、残堀川親水緑地広場 7 か所(約 1.52ha)が整備されています。

公園・緑地に対する市民ニーズはますます増大化、多様化していることから、市民の意向を反映しながら、計画的な整備や適切な維持管理、機能の向上を図る必要があります。

表 5－8　公園・緑地一覧　（令和 2 年 4 月 1 日現在）

種別		名　称	計画決定面積(ha)	開園面積(ha)
広域公園	1	野山北・六道山公園	130.20	106.95
	2	中藤公園	57.70	4.54
		計	187.90	111.49
総合公園	3	山王森公園	7.10	0.59
	4	大南公園	7.70	5.49
		計	14.80	6.08
近隣公園	5	御伊勢の森公園	3.30	-
	6	雷塚公園	2.10	2.29
	7	向山公園	1.10	0.15
	8	十二所神社公園	1.40	0.05
	9	峰公園	1.00	-
		計	8.90	2.49
街区公園	10	残堀公園	0.75	-
	11	馬場公園	0.26	-
	12	野山公園	0.55	0.07
	13	オカネ塚公園	0.96	0.96
	14	伊奈平公園	0.28	0.27
	15	経塚向公園	0.25	0.25
	16	中原公園	0.40	0.40
	17	大南東公園	0.29	0.29
		計	3.74	2.24
その他の公園	18	三本榎史跡公園	-	0.11
	19	三ツ藤南公園	-	0.21
	20	プリンスの丘公園	-	0.99
	21	さいかち公園	-	0.95
	22	西大南樹林公園	-	0.18
		計	-	2.44
公園合計			215.34	124.74
緑地	①	観音寺森林地	15.75	-
	②	狭山緑地	15.52	-
		計	31.27	-

(注)計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す
(注)開園面積は実測誤差を考慮

出典　環境課・都市計画課資料

図５－７　公園・緑地位置図

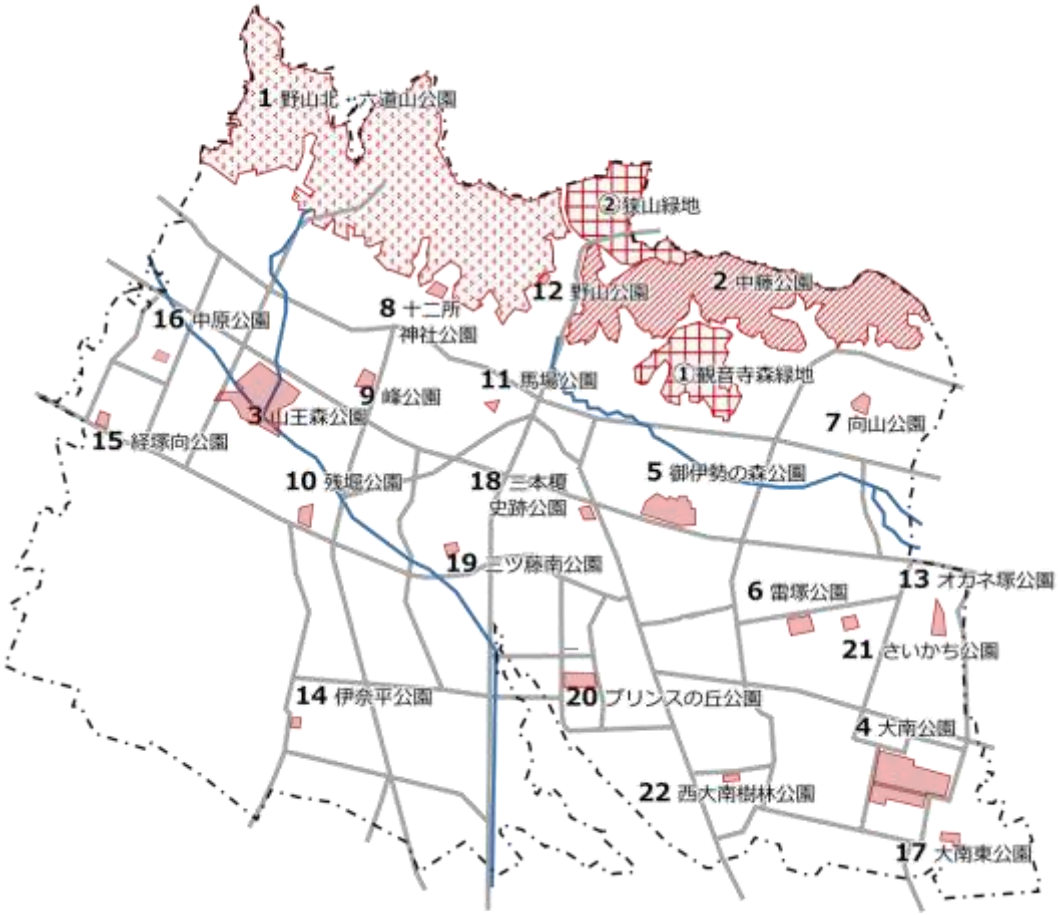

出典：環境課・都市計画課資料

基本方針

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

施策の体系・内容

- 2 公園・緑地
  - ⑴ 公園・緑地の整備及び維持管理
    - ①計画的な公園・緑地の整備
    - ②身近な公園等の整備
    - ③総合運動公園の整備
    - ④既設公園等の機能充実
  - ⑵ 市民・事業者との協働
    - ①協働による公園・緑地の管理
    - ②民有地の緑化推進

⑴ 公園・緑地の整備及び維持管理

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①計画的な公園・緑地の整備	公園・緑地の計画的な整備や地域の緑化に努めます。 また、東京都及び区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、みどりの保全に努めます。 さらに、老朽化が進む遊具等の公園施設の長寿命化を図り、事業費の平準化や維持管理コストの縮減を図ります。		
	○地域の緑化推進 ○強靱化「緑確保の総合的な方針」の推進【再掲】 ○強靱化「公園施設長寿命化計画」の推進 ○強靱化公園・緑地の計画的な管理・整備	環境課	
②身近な公園等の整備	子どもの遊び場、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場など、日常生活圏の中にある身近な公園・緑地として、都市公園、児童遊園、運動広場などの整備推進を図ります。		
	○強靱化身近な公園・緑地の計画的な管理・整備【再掲】	環境課	
③総合運動公園の整備	総合運動公園については、憩いとやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時のオープンスペースの機能を持つ拠点性の高い公園としての整備を検討します。		
	○強靱化野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討【再掲】	都市計画課 スポーツ振興課	
④既設公園等の機能充実	既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安全性の高い施設環境を確保しながら、ユニバーサルデザイン等への対応に配慮した設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。		
	○遊具等の更新	環境課	

⑵ 市民・事業者との協働

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①協働による公園・緑地の管理	公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。		
	○公園・緑地等ボランティア制度の推進	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②民有地の緑化推進	住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進するために、グリーンヘルパー制度の運用により地域の身近なみどりの実践指導を行う等、緑化意識の高揚を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。		
	○強靱化樹林等の保全【再掲】 ○グリーンヘルパー制度の運用 ◎強靱化市民との協働による公園、緑道及び緑地帯の管理	環境課	

成果指標

指標 1
公園・緑地等ボランティア登録者数

148 人 (R1) → 維持 (R7)

指標 2
地目別「山林」面積

154ha (R1) → 維持 (R7)

<大南公園>

<里山民家>

3 地球温暖化対策

現状と課題

本市では、平成 28 年 3 月に策定した「第二次環境基本計画」において、望ましい環境の保全と創出に向けて 5 つの施策の柱を掲げており、計画の推進に当たっては市・市民・事業者がそれぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することとしています。この計画の中で地球温暖化対策については、「みどり等との共生」、「エネルギーの有効利用の推進」、「環境行動・教育の推進」に位置付けています。

また、本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、平成 19 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務及び事業の推進に際して、温暖化を防止する取組を開始しました。現在は「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎内における電気・ガス・水道の使用量の削減に向けた取組や、低公害車・電気自動車の導入などに努め、地球温暖化の防止に取り組んでいます。

今後も、地球温暖化防止に向けた意識啓発を図り、環境行動を促進していくとともに、行政運営における地球温暖化対策を一層進めていく必要があります。

基本方針

低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、行政運営における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

施策の体系・内容

- 3 地球温暖化対策
  - ⑴ 地球温暖化の防止
    - ①省資源･省エネルギー活動の推進
    - ②地球温暖化対策の推進

⑴ 地球温暖化の防止

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①省資源・省エネルギー活動の推進	低炭素社会の実現及び地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、様々な情報提供、啓発活動及び支援を推進します。		
	○省資源・省エネルギー活動の周知・啓発 ○再生可能エネルギー活用の推進 ○エコドライブの普及啓発	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②地球温暖化対策の推進	市の事務事業における地球温暖化対策をより一層推進します。 また、市民・事業者の環境行動の手掛かりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。 さらに、補助制度によって、エコ住宅化への改修工事等を促進するとともに、ごみの排出量の抑制に取り組みます。		
	○「環境行動指針」を通じた意識啓発	環境課	
	○強靱化新エネルギー利用機器等設置費の補助 ◎強靱化エコ住宅化の補助	産業観光課	
	○家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入【再掲】 ◎食品ロス削減の推進【再掲】 ◎事業者への働きかけ【再掲】	ごみ対策課	

成果指標

指標 1
公用車における低公害車の導入割合

47.7%（R1） → 60.0%（R7）

指標 2
新エネルギー利用機器等の助成件数

25 件／年（R1） → 30 件／年（R7）

指標 3
エコ住宅化の助成件数

63 件／年（R1） → 70 件／年（R7）

<庁用電気自動車と急速充電器>

4 公害対策・環境美化

現状と課題

公害対策や環境美化を推進するため各地域で環境調査を実施し、環境指標等を超えていないか、様々な環境指標について監視を行っています（図 5-8 参照）。

大気中の二酸化窒素(*52)濃度は、平成 27 年度から令和元年度にかけていずれの地点も環境基準（0.06ppm）を下回っています。

河川の水質汚濁については、平成 27 年度から令和元年度の残堀川や空堀川の BOD(*53)濃度の推移を見ると、全ての地点において環境基準（残堀川は平成 28 年度までは 3mg/L 以下、平成 29 年度以降は 2mg/L 以下、空堀川は平成 28 年度までは 10mg/L 以下、平成 29 年度以降は 2mg/L 以下）を下回っています。

道路交通騒音については、平成 27 年度から令和元年度の主要幹線道路環境調査の結果、要請限度（昼 75dB 以下、夜 70dB 以下）を下回っています。

航空機騒音については、いずれも環境基準（Lden57dB 以下）を下回っています。

ダイオキシン類に関しては、平成 28 年度までは一般大気と河川水質について調査を実施していましたが、継続して環境基準を下回り上昇傾向も見られないことから、現在は調査を中止しています。

道路や航空機の騒音への対応だけではなく、近年の住宅過密化によって日常生活に密着した生活騒音による近隣問題が顕在化していることから、市民相互の生活を尊重し合うマナーやルールの周知を図る必要があります。

環境美化については、市民との協働により美化運動や清掃活動に取り組んでいますが、依然として狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など人目に付きにくい場所への不法投棄のほか、空き缶・吸い殻等のポイ捨てやペットのふんの放置などが散見されるため、引き続きそれらを防止するための啓発看板の設置・配布や、パトロール等を実施します。

今後も、市民や事業者、関係機関、周辺市町と連携を図り、公害対策や環境美化についての対策を推進するとともに、公害の影響を未然に防ぐため調査・監視体制を充実する必要があります。

図 5－8　環境指標の推移　（各年度平均）

二酸化窒素濃度

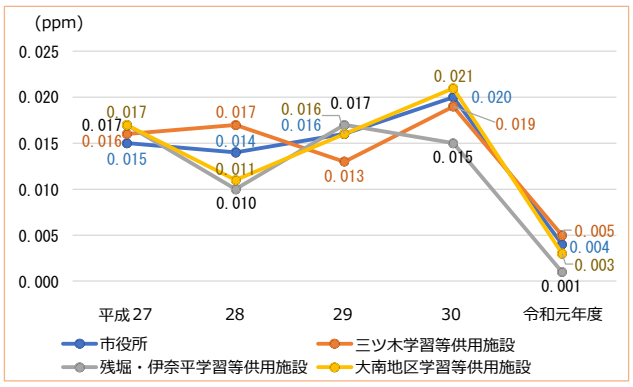

残堀川 BOD 濃度

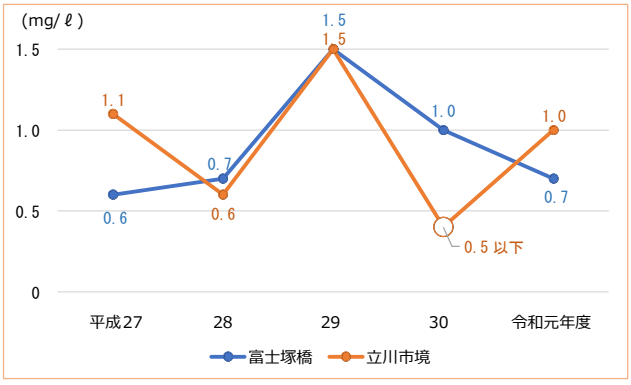

(*52)二酸化窒素：自動車や工場の排出ガスから発生する、呼吸器に影響を与える有害物質
(*53)BOD：水の濁りや悪臭などの原因となる、水中の有機物等の量を示す指標

空堀川 BOD 濃度

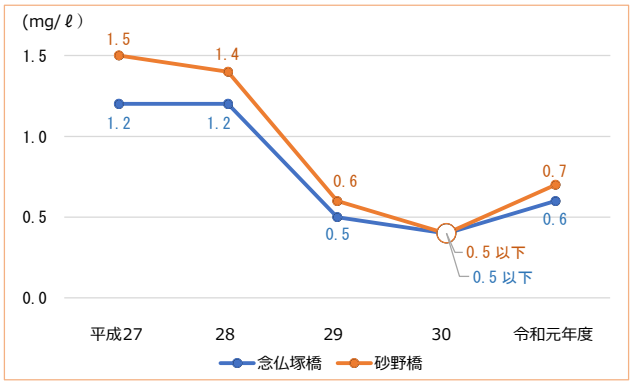

道路交通騒音

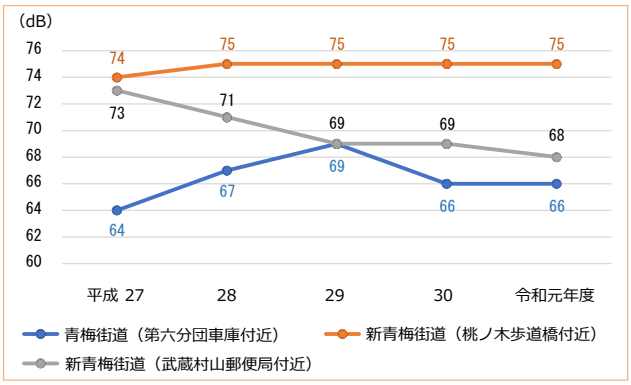

横田基地航空機騒音（第十小学校）

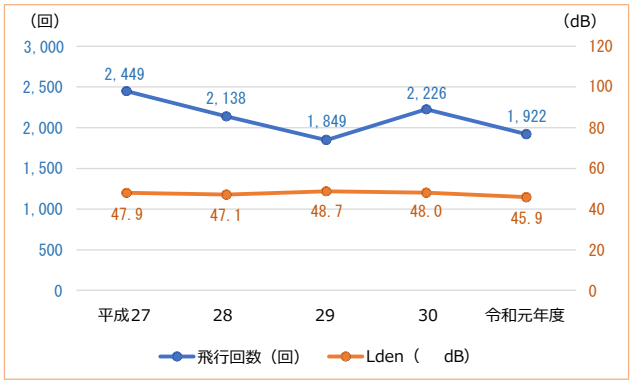

出典：環境課資料

基本方針

環境の悪化を防ぎ、美しいまちづくりを推進するため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等について、関係機関等との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

施策の体系・内容

- 4 公害対策・環境美化
  - (1) 水辺環境の保全
    - ①水量確保対策
    - ②水質浄化対策
    - ③水辺の美化
  - (2) 生活環境の保全
    - ①公害の未然防止
    - ②環境保全施策等の推進
    - ③市民意識の啓発
  - (3) 清潔で美しい環境づくり
    - ①不法投棄防止
    - ②環境美化

(1) 水辺環境の保全

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①水量確保対策	河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働き掛け、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。		
	○湧水の保全	環境課	
	○強靱化関係機関との連携	環境課 都市計画課	
	◎強靱化雨水浸透施設等の設置費用補助	道路下水道課	
②水質浄化対策	河川の水質浄化に伴い、残堀川・空堀川共に環境基準の水域類型指定のＡ類型を維持できるよう、引き続き環境保全に対する意識の向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。		
	○強靱化水質調査の実施	環境課	
③水辺の美化	周辺自治会等と協働して美化活動を実施し、河川愛護意識の高揚を図るとともに河川環境の維持・保全に努めます。		
	○残堀川クリーンアップ作戦の実施	環境課 道路下水道課	

(2) 生活環境の保全

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①公害の未然防止	事業者等に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。 また、地域住民や関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行い、公害の未然防止に努めます。		
	○強靱化環境調査の実施	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②環境保全施策等の推進	人と自然との共生を基本とし、市民、事業者と市が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを推進します。 また、近年問題となっている外来生物をはじめとした害獣への対応に取り組みます。		
	○地球環境保全に係るポスター及び標語コンクールの実施 ○生物多様性地域戦略の策定【再掲】 ◎外来生物等の害獣への対応	環境課	
③市民意識の啓発	空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止するため、モラルの向上を図るとともに、ポイ捨て等の防止に関する取組の強化に取り組みます。 また、広報紙や里山体験施設を活用した環境教育に取り組み、生活に身近な環境を保全する意識啓発と知識の普及に努めます。		
	○環境に関するイベントの開催 ○環境美化に関するパトロールの実施 ◎啓発看板の設置・配布	環境課	
	○自然観察会の実施【再掲】	文化振興課	

⑶ 清潔で美しい環境づくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①不法投棄防止	パトロールなど監視体制の充実を図るとともに、土地所有者に対して適切な管理を働きかけます。 また、警察等の関係機関との連携体制を強化し、不法投棄を防ぐための監視を引き続き実施します。		
	○不法投棄の監視やパトロールの充実 ○不法投棄防止の啓発活動	ごみ対策課 環境課 道路下水道課	
②環境美化	市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進する指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。		
	○自主的な環境活動の支援 ○クリーン作戦の実施 ○指導者育成の支援	ごみ対策課 環境課	

成果指標

指標 1
環境基本計画に基づく環境指標・環境施策に対する評価のうち、A 評価と B 評価の割合

89.2% (H30)	➡	90.0% (R7)

指標 2
環境美化に関するパトロールの実施回数

22 回 (R1)	➡	24 回以上 (R7)

<クリーン作戦>

第６章　計画の推進に向けて

第１節　行政運営
第２節　財政運営
第３節　広域行政

本章の概要

社会経済情勢が変化を続ける中、市民の行政サービスに対する需要は複雑かつ多様化してきており、限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくためには、効率的かつ効果的な行政運営が不可欠です。

自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、限りある財源の有効活用を図るなど、財源の確保に向けた取組を推進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、対面を避けることが可能なインターネットを活用したオンラインによる各種手続の拡充等が求められていることから、新しい日常や生活様式に対応可能な、情報通信技術を活用した市政運営の方策を検討します。

第１節　行政運営

効率的かつ効果的な行政運営を計画的に推進するため、市政への市民の参加を促進し、市民や事業者との連携や協力を進め、市民サービスの向上を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、迅速に対応できるよう国や東京都の動向を注視し、各種施策に取り組みます。

第２節　財政運営

各種施策や事務事業について、行政評価制度等を活用して、計画的かつ効率的な財政運営に取り組みます。

また、市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進し、持続可能な行政運営に努めます。

第３節　広域行政

市民サービスの向上と行政運営の効率化を目的に、他の自治体との広域的な連携を推進します。

また、廃棄物やし尿処理、火葬事業などの一部事務組合方式で取り組んでいる事業については、運営体制の強化等に努めます。

第１節　行政運営

現状と課題

現在、国では地方分権改革が推進されており、国から地方、都道府県から市町村への事務・権限の委譲や、義務付け・枠付けの見直し等が進められてきました。これにより、地方公共団体は自らの判断と責任において、地域の実情に沿った施策を展開しています。

また、社会経済情勢の変化に伴い、行政に求められるサービスは複雑かつ多様化する反面、財政状況は厳しさを増しています。これらに対応し、活力に満ちた地域社会を形成していくためには、市民参加による計画的かつ効率的、効果的な行政運営が不可欠です。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式の実現が求められ、働き方や教育、経済等の様々な分野で変革が進んでいます。

あわせて、ICT の有効活用など、デジタル化への対応が求められています。

地域住民が手を取り合い、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するために、情勢の変化を的確に捉え、計画的に行政運営を推進する必要があります。

基本方針

様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、市民、事業者と市の連携・協力に努め、分権型社会にかなったまちづくりに取り組むほか、計画的な行政運営を推進します。

さらに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図るとともに、多様化する市民ニーズへ対応します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化を的確に捉え、持続可能なまちづくりに取り組みます。

あわせて、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を目的に、ICT の有効活用を検討します。

施策の体系・内容

- 1 行政運営
  - ⑴ 地方分権への対応
    - 地方分権への対応
  - ⑵ 計画行政の推進
    - 計画行政の推進
  - ⑶ 機能的な組織の形成
    - ①新たな行政課題に対応する行政機構の確立
    - ②行政機構の弾力的運用
  - ⑷ 人事管理の適正化
    - 人事管理の適正化
  - ⑸ 職員の資質向上
    - 職員の資質向上
  - ⑹ 施策等の評価
    - 施策等の評価
  - ⑺ ファシリティマネジメント(*54)等の推進
    - ①ファシリティマネジメント等の推進
    - ②公共施設等の有効活用
    - ③大規模普通財産の活用
  - ⑻ 民間活用の推進
    - 民間活用の推進
  - ⑼ 電子自治体の推進
    - 電子自治体の推進

⑴ 地方分権への対応

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
地方分権への対応	地方分権に的確に対応し、地域のことは地域の住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会の構築を目指し、市民が住んでよかったと実感できる、分権型社会にふさわしいまちづくりを進めます。		
	○東京都からの事務権限移譲への対応等	行政経営課 関係各課	

(*54)ファシリティマネジメント：組織が持つ施設とその環境を、総合的に企画、管理、活用する経営活動

⑵ 計画行政の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
計画行政の推進	各種施策や事業を計画的・効率的に執行するため、「基本計画」と「実施計画」の連動及び「実施計画」と予算編成の連動を図ります。 あわせて「行政改革大綱」に基づく事務事業の見直しや、行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図り、多様化する市民ニーズへの対応などに取り組みます。		
	○強靱化「長期総合計画」の推進 ○強靱化「実施計画」の策定・推進 ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進	企画政策課	
	○個別事業計画の策定・推進	関係各課	
	○「行政改革大綱」の推進	行政経営課	
	○主要事業の進行管理	行政経営課 関係各課	

⑶ 強靱化機能的な組織の形成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①新たな行政課題に対応する行政機構の確立	行政需要の変化に応じ、組織の再編や整理統合を図るなど、行政機構の簡素化・効率化を一層推進します。 また、新しい日常や生活様式の実現が求められており、市民の生活やニーズの変化が想定されます。これらの変化に対応し的確な行政運営に努めるため、機能的な行政機構の確立を図ります。		
	○行政組織の見直し ◎新しい日常や生活様式に対応した行政運営	行政経営課 企画政策課	
②行政機構の弾力的運用	市民ニーズの高度化、多様化、複雑化や社会経済情勢の変化、随時発生する行政課題に対し柔軟かつ的確に対応するため、行政機構の弾力的な運用に努めます。		
	○行政課題等に対応した行政機構の弾力的な運用 ○必要に応じた横断的な組織の設置	行政経営課 企画政策課	

⑷ 人事管理の適正化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
人事管理の適正化	効率的な行政運営を推進するため、適材適所の人事及び適正な定数管理に努め、執行体制の充実を目指します。 また、職員が目的意識を持ち、能力を最大限に発揮できるよう、人事考課制度の着実な実行と効果的な活用により人事・給与制度全般の活性化を目指します。 なお、人事考課制度の運用については、考課の公平性を担保し、職員が意欲を持って職務に励むことができるよう、適宜必要な見直しを行います。		
	○人事考課制度の実施 ○「定員適正化計画」の推進	職員課 行政経営課	

⑸ 職員の資質向上

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
職員の資質向上	職員の資質向上のため、職員一人一人のキャリア形成や専門性の向上に留意した計画的な人事異動を行うとともに、他団体への派遣・交流の充実、コスト意識を重視した研修の推進、職員自己啓発助成制度の見直しなど、一層の意識改革と能力開発、そして、個々の能力が十分に発揮される職場環境づくりに努めます。 また、コンプライアンス(*55)や情報セキュリティへの意識の徹底を図り、市民から信頼される市職員・市役所を目指します。		
	○「人材育成基本方針」に基づく人材育成施策の推進 ○各種研修の実施 ○「ハラスメント防止指針」の推進 ◎「職員倫理の指針（改訂版）」の周知・徹底	職員課	
	○情報セキュリティ研修の実施 ○職員提案制度の推進	行政経営課	

⑹ 施策等の評価

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
施策等の評価	市民の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、施策及び事務事業の効果等を分析、検証するため、行政評価制度等の活用により、行政活動の不断の見直しを行います。		
	○行政評価制度を活用した事務事業等の見直し	行政経営課	

(*55)コンプライアンス：法令や規則、社会的倫理等を遵守すること

⑺ 強靱化ファシリティマネジメント等の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①ファシリティマネジメント等の推進	「公共施設等総合管理計画」に基づき個別の施設ごとの具体的な対応方針を定めた「施設保全計画（個別施設計画）」に従い、公共施設等の計画的な維持管理、更新、長寿命化を実施することにより、財政負担の平準化を図ります。 また、公共施設等の集約化・複合化、統廃合により公共施設等の総量を抑制するとともに、最適な配置を実現します。 さらに、適正な市民サービスの提供と防災拠点としての機能を持った施設として、施設や設備の適正な維持管理に努めるとともに、施設が抱える課題を把握し、効率的な運営を推進します。		
	○「公共施設等総合管理計画」の推進	企画政策課	
	◎「施設保全計画」の推進	施設課	
	○公共施設の適正な維持管理と効率的な運営	関係各課	
②公共施設等の有効活用	未利用又は暫定利用中の公有財産を点検し、効率的、効果的な利用方法を検討するとともに、市での活用が見込めない場合には、売却、有償貸付等を行うなど、積極的な有効活用及び財源確保に努めます。		
	○強靱化公有財産の有効活用等	企画政策課	
③大規模普通財産の活用	榎一丁目市有地については「立川都市計画地区計画村山工場跡地地区計画」で、市民サービスの向上に資する行政機能及び防災機能等の導入並びに地域の防災性の向上を図りつつ、潤いのある良好な空間の創出に資するよう、防災機能を持つオープンスペース等として防災空地の導入が定められています。 今後 10 年程度の間に、榎一丁目市有地への市庁舎の移設及び行政サービス機能の集約化を図ります。		
	○行政サービス機能等の内容の検討 ◎市庁舎の移設及び行政サービス機能の集約化の推進	企画政策課	

⑻ 民間活用の推進

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
民間活用の推進	サービスの安定的提供及び行政責任の確保に留意しつつ、民間委託の推進、指定管理者制度の活用等により、積極的に各種事業への民間活用の導入を推進します。 なお、公の施設の指定管理者制度の運用については、適切な管理運営を進めるため、適宜必要な見直しを行います。		
	○「公の施設の指定管理者制度の導入及び運用に関する指針」の推進	行政経営課	
	○小学校及び中学校の学校給食調理等業務の委託【再掲】	学校給食課	

⑼ 電子自治体の推進

項 目	内　　容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
電子自治体の推進	ICT の有効活用により、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を推進し、電子自治体の実現に努めます。 また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の活用により、各種申請における添付書類の省略化の推進など、より効率的な市政運営を目指します。		
	○情報処理システムの全体最適化 ○電子申請サービスの拡充	行政経営課	
	○文書管理システム導入の検討	文書法制課	
	○証明書等コンビニ交付システムの活用	市民課 課税課	
	○地方税電子申告システムの運用	課税課	
	○個人番号カードの利活用の検討	関係各課	

成果指標

指標 1

職員提案制度で採用・趣旨採用となった提案件数

1 件／年（R1） → 5 件／年（R7）

指標 2

電子申請ができる手続の件数

19 件（R1） → 50 件（R7）

第２節　財政運営

現状と課題

本市の財政は新型コロナウイルス感染症がもたらした経済への影響等により、歳入の根幹をなす市税収入を中心とした一般財源の大幅な減少が見込まれる一方、社会構造の変化等による介護や高齢者医療、障害者自立支援等に係る経費が今後とも増大する見込みであり、引き続き厳しい財政環境にあります。

このような情勢を踏まえ、本市では、窓口利用時間の延長などによる市民サービスの向上や、自動電話催告システム、インターネット公売等を活用した各種収納対策を実施し、公平性や市民の利便性のある自主財源の確保に努めています。

少子高齢化の進展により、財政をめぐる環境は更に厳しさを増すことが予測され、歳入の減少が見込まれる中、老朽化する公共施設の長寿命化や再編等に適切に対応する必要があります。

今後も、社会経済状況や地方財政制度の動きを的確に把握するとともに、統一的な基準による財務書類の活用など、持続可能な財政運営の確立に向けて、これを実現し得る組織体制や人材育成の視点を持って財政運営に取り組む必要があります。

基本方針

限りある財源を有効に活用するため、行政評価制度を活用しながら最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行うとともに、経常的な事務経費については施策や事務事業の見直しによる節減に努めるほか、政策的経費についてはスクラップ・アンド・ビルドを基本として、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。

また、自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進していきます。

施策の体系・内容

- 2 財政運営
  - ⑴ 適正な財政運営
    - ①財源の計画的・効率的な運用
    - ②予算執行管理の効率化
  - ⑵ 財政基盤の充実
    - ①自主財源の確保
    - ②依存財源の確保
    - ③受益者負担の適正化
    - ④基金の活用

(1) 適正な財政運営

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①財源の計画的・効率的な運用	限りある財源を有効に活用するため、経常的な事務経費については施策や事務事業の見直しによる節減に努めるとともに、政策的経費については実施計画と連動させた優先度の高い重点事業への財源配分を図り、財源の計画的・効率的な運用に努めます。 また、財政運営の透明性を確保するため、統一的な基準による地方公会計制度の活用を図るとともに、財政状況を分かりやすくまとめた財政白書等を作成し、ホームページや説明会等を活用して市民に公表します。		
	○財政白書等の作成・公表 ○統一的な基準による地方公会計制度の運用	財政課	
	○強靱化固定資産台帳の適正管理	企画政策課 関係各課	
②予算執行管理の効率化	効率的な予算の執行及び会計処理を行います。 また、東京電子自治体共同運営協議会の電子調達システムについては、事務処理の迅速化・効率化を図るとともに、安価で高い技術とセキュリティを保持したシステムとするため、構成団体とのシステムの共同開発、共同運営を行います。		
	○財務会計システムの更新 ○強靱化東京電子自治体共同運営システムの運用	行政経営課 関係各課	

(2) 財政基盤の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①自主財源の確保	市税に対する納税者の信頼確保のため、引き続き納税の啓発や公平性の確保に努めるとともに、安定した財源の確保と納税者の利便性向上に資するため、個人住民税の特別徴収の推進に努めます。 収納対策の強化の一環として、納付書付催告書の導入について検討を行います。 また、文書催告や自動電話催告システムを効率的に活用し、滞納事案の早期解決に努め、市税収入の確保を図ります。 納税者の口座振替に係る手続の負担を軽減するため、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスの周知、活用を推進します。 納付方法の多様化については、納税者の利便性及び収納率の向上を図るため、スマートフォン決済アプリによる納付や、クレジットカードによる納付等の導入について検討を行います。		
	○地方税電子申告システムの運用【再掲】	課税課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
	○収納対策の強化【再掲】 ○口座振替の推進【再掲】	収納課	17
	○個人住民税の特別徴収の推進	課税課 収納課	
	○コンビニエンスストア収納の運用【再掲】 ○納付方法の多様化の検討【再掲】	収納課 会計課	
	○強靱化公有財産の有効活用等【再掲】	企画政策課	11
	○ふるさと寄附（ふるさと納税制度）の推進	財政課	8
	○新たな自主財源確保の調査・研究等	財政課 関係各課	16
②依存財源の確保	国や東京都の補助制度の動向を的確に把握し、依存財源の適正な確保、効率的な活用を図るとともに、制度の改善を関係機関に要請します。 また、地方債については、低利な資金の確保に努めるとともに、後年度負担が過度にならないよう計画的な運用に努めます。		
	○財源措置の関係機関への要請 ○地方債の効率的な運用	財政課	17
	○強靱化補助制度の有効活用	関係各課	
③受益者負担の適正化	市民に行政サービスを提供する機会において、特別の受益関係が生じるときは、受益者負担の原則に立った適正な負担を求め、その確保に努めます。		
	○各種使用料の検討 ○各種自己負担金の検討	関係各課	10
	○各種事務手数料の検討	市民課 関係各課	16
④基金の活用	厳しい財政状況の中、地域の特色をいかしつつ、市民との協働による自主的・主体的なまちづくりを推進するため、基金を充実するとともに、適正な管理と有効活用に努めます。		
	○強靱化基金の充実	関係各課	16
	○強靱化基金の適正な管理、運用	財政課 会計課	

成果指標

指標 1

市税収納率（現年度分+滞納繰越分）

98.0% (R1)	→	98.6% (R7)

第３節　広域行政

現状と課題

本市の市街地は北側の丘陵地を除いては、おおむね隣接市の市街地と接しており、交通機関や情報・通信手段の発達もあって、市民の日常生活や経済活動の範囲は、市域を越えて拡大しています。

今後、行政運営の効率化と市民サービスの更なる充実に取り組むためには、広域的な連携による行政運営などの検討を進める必要があります。

本市では、近隣自治体と図書館の相互利用を実施しているほか、一部事務組合方式により廃棄物、し尿処理、火葬事業などを関係団体と共同で行っていますが、今後は、地方分権の進展により、事務の共同処理などの一層の広域行政を検討・推進する必要があります。

表６－１　図書館相互利用の状況

区分			有効登録者数（人）	延貸出数（冊）	備　考
武蔵村山市民	登録先	立川市	930	9,857	市外の図書館の利用状況
		昭島市	90	756	
		東大和市	1,458	19,231	
		瑞穂町	319	4,912	
	合計		2,797	34,756	
立川市民			64	5,415	市内の図書館の利用状況
昭島市民			13	1,820	
東大和市民			28	9,067	
瑞穂町民			13	923	
市外在住者合計			118	17,225	

(注)登録者数は令和２年４月１日現在、延貸出数は平成30年４月１日から平成31年３月31日までの冊数

出典　図書館資料

基本方針

地方分権の進展に伴い、広域的な対応を迫られる事案が更に増加することが予想されるため、様々な分野において、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。

施策の体系・内容

- ３ 広域行政
  - ⑴ 一部事務組合の運営体制の強化等 ― 一部事務組合の運営体制の強化等
  - ⑵ 近隣自治体との連携 ― 近隣自治体との連携

⑴ 一部事務組合の運営体制の強化等

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
一部事務組合の運営体制の強化等	高度化・多様化する行政課題に対応するため、構成団体と連携して本市が加入する一部事務組合の運営体制の強化に努め、市民ニーズに配慮した適切な措置を講じます。 また、一部事務組合が市民の身近な存在となるように PR に努めます。		
	○3 市共同資源化事業の推進【再掲】	ごみ対策課	
	○強靱化一部事務組合の体制強化	関係各課	

⑵ 近隣自治体との連携

項 目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
近隣自治体との連携	市域を越えて広域的な取組を行っている廃棄物、し尿処理に加え、公共施設や交通機関の整備・利用、観光、生涯学習、各種証明書発行などについて、コスト削減と利便性の向上を図るため、歴史的、経済的、社会的に密接な関係を有する自治体等との連携、協力関係の維持及び発展に努めるとともに、災害発生時の相互応援協定を締結している自治体との応援体制の構築に努めます。 また、地方分権の進展を踏まえ、事務の共同処理について検討を行います。		
	○事務の共同処理の検討 ○多摩・島しょ広域連携活動事業の推進	企画政策課	
	◎強靱化災害時相互応援協定締結自治体との連携訓練【再掲】	防災安全課	
	◎図書館の相互利用の周知・促進	図書館	
	○強靱化文教施設の相互利用の検討	文化振興課	
	◎強靱化関係自治体との連携【再掲】	道路下水道課	
	○強靱化東京電子自治体共同運営システムの運用【再掲】	行政経営課	

成果指標

指標 1

図書館の市外利用者への貸出冊数

17,394 冊 (R1)	➡	20,000 冊 (R7)

第７章　国土強靱化地域計画

第１節　国土強靱化地域計画

1　国土強靱化の概要

2　脆弱性の評価

3　強靱化に向けた取組

第１節　国土強靱化地域計画

１　国土強靱化の概要

国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、我が国は未曽有の大災害を経験しました。

この教訓を踏まえ、国においては、平成 25 年 12 月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

基本法では、地方自治体の責務として「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」と定められています。

これを受けて、東京都は「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針としています。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震や立川断層帯地震に加え、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、本計画の策定にあわせて、本章を「武蔵村山市国土強靱化地域計画」（以下「本地域計画」という。）と位置付け、「前期基本計画」と一体的に策定します。

なお、地方自治体における「国土強靱化地域計画」の策定に当たっては、国や都道府県の国土強靭化関係の計画との調和を図ることとされています。

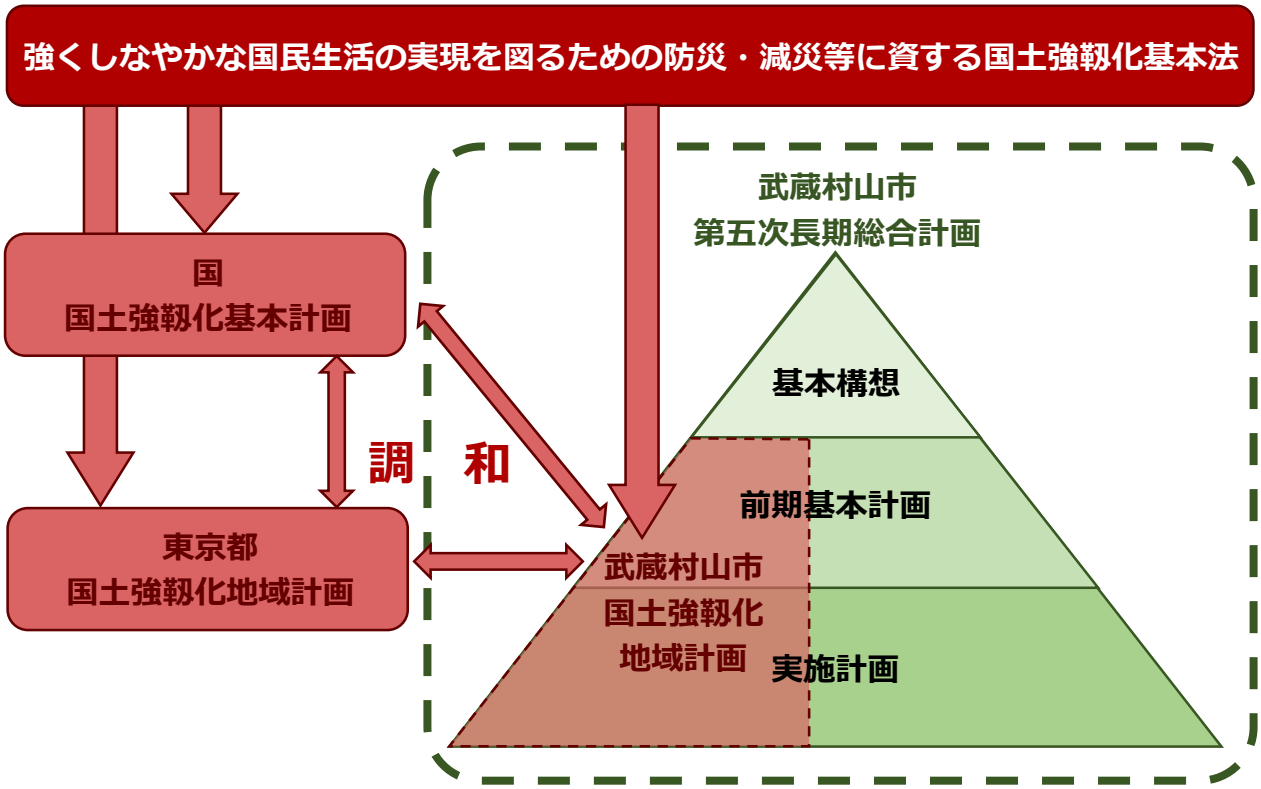

基本目標

「基本構想」で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ　誰もが活躍できるまち　むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組とあわせて、国土強靱化に関係する各施策に取り組む必要があります。

本市では、次の４つの基本目標を設定して、本地域計画を推進します。

◆武蔵村山市国土強靱化地域計画の基本目標

①　人命を最重要事項として最大限の保護が図られること

②　生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③　市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること

④　迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

2　脆弱性評価

脆弱性の考え方

国土強靱化に基づく施策を推進し「基本目標」を達成するには、災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

そのため、本市の市域において被害の発生が懸念される自然災害を想定し、事前に備えるべき目標を設定し、リスクシナリオを作成します。

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」に対する本市の脆弱性を分析・評価し、得られた課題に対して具体施策を設定します。

想定される自然災害

本市の市域で発生が懸念される自然災害は、次のとおりです。

【地　震】

・首都直下地震（東京湾北部地震、多摩直下地震）

・立川断層帯地震

【風水害】

・土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻

推進目標

本地域計画の基本目標の達成のために事前に備えるべき目標として、国土強靱化の推進目標を次の８項目と設定します。

A　直接死を最大限防ぐ

B　迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する

C　必要不可欠な行政機能を確保する

D　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

E　経済活動の致命的な機能不全を回避する

F　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

G　制御不能な複合災害や二次災害の発生を防ぐ

H　社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

それぞれの推進目標の達成に向けて、本市における「起きてはならない最悪の事態」は次の 33 項目とし、リスクシナリオを次のとおり設定します。

推進目標	番　号	起きてはならない最悪の事態 （基本法第 17 条第 3 項）
A　直接死を最大限防ぐ	A－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	A－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	A－3	突発的又は広域かつ長期間にわたる市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	A－4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
B　迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する	B－1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	B－2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	B－3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	B－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻ひ
	B－5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	B－6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
C　必要不可欠な行政機能を確保する	C－1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	C－2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
D　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	D－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻ひ・機能停止
	D－2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
E　経済活動の致命的な機能不全を回避する	E－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	E－2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	E－3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	E－4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	E－5	食料等の安定供給の停滞
	E－6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

推進目標	番　号	起きてはならない最悪の事態 （基本法第 17 条第 3 項）
F　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	F－1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	F－2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	F－3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
G　制御不能な複合災害や二次災害の発生を防ぐ	G－1	地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	G－2	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻ひ
	G－3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	G－4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	G－5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
H　社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する	H－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	H－2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	H－3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	H－4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	H－5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

脆弱性の評価

33 の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析と評価は次のとおりです。

A　直接死を最大限防ぐ

番　号	起きてはならない最悪の事態
A-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚】

・「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本です。市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自ら身の安全を守るよう行動することが求められます。

【地域コミュニティの振興】

・自助に加えて共助も不可欠であり、地域コミュニティやボランティアなど地域における市民活動により、助け合い、減災に努めることが求められます。このため、自治会加入率の向上、地区集会所の整備等を進める必要があります。

【災害対策の総合的推進】

・防災体制の充実・強化、防災まちづくりの推進、防災意識の高揚、治水対策の推進等、災害対策を総合的に推進していく必要があります。

【公共建築物の耐震性等の強化】

・公共建築物（災害対策活動拠点、病院、警察署、消防署、学校、体育館、文化施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する必要があります。なお、整備に当たっては高齢者や障害者等の利用を考慮したユニバーサルデザインへの対応が必要です。

【民間建築物の耐震性の強化】

・東京都及び関係機関等と連携し、建築物の耐震化についての事業者等への普及啓発、耐震アドバイザーの派遣、住宅の診断・改修への補助等を行い、民間建築物の耐震化を促進する必要があります。

【住宅の耐震性等の強化】

・住宅や住宅地の耐震性を高めていくことが重要となります。
また、倒壊のおそれのある空き家等の把握に努め、所有者への注意喚起を行う必要があります。

【災害時の緊急活動を支える施設整備】

・道路（幹線道路だけでなく生活道路を含む。）、公園、河川等の公共の空間は、災害の拡大防止や安全な避難所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める必要があります。新青梅街道をはじめとする緊急交通路や緊急輸送路については、沿道の建物の倒壊等による道路の閉塞を防止する対策が必要です。

【長期総合計画の推進】

・地域の強靭化は、長期総合計画に基づくまちづくり推進により実現されることから、長期総合計画の計画的推進を図る必要があります。

番　号	起きてはならない最悪の事態
A-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【消防・救急・救助体制の整備】

・大規模地震等の発生時には、大小様々な火災が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想され、消防車等の到着が遅くなる可能性が高いことから、火災の拡大防止を目的とした地域住民の初期消火等の防災技術の向上を図る必要があります。

・市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する必要があります。

【消防団の活性化】

・消防団は、災害時においては消防活動だけでなく救急救命、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい火災予防・啓発活動等を実施するなど、地域防災の中心的な役割を果たしていることから、消防団の育成・強化、装備の充実を図るとともに、団員を確保していく必要があります。

【防災まちづくりの推進】

・大規模商業施設等の不特定多数が集まる施設において、災害による火災発生時に消防活動が迅速に行えるような整備を推進する必要があります。
また、避難する場所として公園・緑地等を適切に配置する必要があります。

A-3	突発的又は広域かつ長期間にわたる市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【地域コミュニティの振興】

・浸水被害の発生が予想される際には、地域住民が声を掛け合って避難することが必要です。このため、迅速かつ適切な情報提供に努めるとともに、日頃から地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。

【地球温暖化対策の推進】

・地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的豪雨（ゲリラ豪雨）等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。

A-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【地域コミュニティの振興】

・急傾斜地崩壊危険区域等においてはその周知を図るとともに、土砂災害の発生が予想される際には、地域住民が声を掛け合って避難することが必要です。このため、適切な情報提供に取り組むこととあわせて、日頃からの地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。

【狭山丘陵の保全】

・狭山丘陵については、地球温暖化の予防に資するとともに、開発等による不自然な地形の変化等を抑止するため、保全などの対策を推進する必要があります。

【地球温暖化対策の推進】

・地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的豪雨（ゲリラ豪雨）等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。

B　迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する

番　号	起きてはならない最悪の事態
B-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【物資、資器材等の備蓄、調達体制の整備】

・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。
・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。

【ライフラインの確保】

・水道やガス、電気等が、災害発生後に速やかに復旧できるよう、平常時からライフライン事業者や関係機関等と連携を図る必要があります。

【再生可能エネルギーの利活用】

・再生可能エネルギーは枯渇のおそれがなく災害時にも利用可能なものが多いことから、関係機関と連携し、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する必要があります。

【地下水の確保】

・災害発生時の飲料水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。
・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。

B-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化】

・広範囲にわたる大規模な災害が発生した際は、消防、警察、自衛隊等による救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を確立し、救出・救護体制の構築を図る必要があります。
・避難場所、福祉避難所への避難誘導、搬送についても同様に連携し、体制の確立・強化を図る必要があります。

【住宅・宅地、市街地の整備】

・災害が発生した際でも、被害を最小限に抑えることで、消防や警察等の負担を軽減し、必要な地域に必要な支援ができることから、建物の耐震化等を促進する必要があります。

【周辺自治体、防災協定を締結した自治体等との連携】

・近隣の自治体だけでなく遠隔地の自治体を含む広域的な連携体制を構築し、災害時に相互に応援が可能な関係づくりを推進する必要があります。

B-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【帰宅困難者対策】

・災害が発生した時に危険区域にいる市民や、大型商業施設などの不特定多数の人が集まる施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、避難所等の確保や、避難誘導体制、避難所運営体制の整備、安全に通行できる避難路の確保を進め、帰宅困難者の安全確保に努めるとともに、適切な情報提供を図り、混乱を防ぐ必要があります。

番　号	起きてはならない最悪の事態
B-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻ひ

【医療救護体制の整備】

・大規模災害発生時の救急医療体制を確保するため、医療機関等と緊密な連携により、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制を整備する必要があります。

【支援ルートの確保】

・住宅等の建築物やブロック塀の倒壊などにより、支援ルートを遮断することのないよう、道路や住宅地等の耐震化、強靭化を進める必要があります。

B-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【新型コロナウイルス感染症等への対応】

・感染症等の拡大防止と早期終息に向けた取組を、国や東京都、近隣自治体と連携して推進するとともに、今後新たな感染症が発生した場合に備えた対策に取り組む必要があります。

【災害時における感染症対策】

・被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の維持と衛生環境の確保のため、市は関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する必要があります。

・災害時にはごみ処理や下水処理の停滞が感染症のまん延につながる懸念があることから、下水道の耐震対策、ごみ処理体制の確立を進める必要があります。

B-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【避難所の運営方法の見直し】

・避難所となる学校等については、感染症対策を含めた運営方策を検討し、実災害を想定した訓練を地域コミュニティと連携して実施する必要があります。あわせて、女性や高齢者、障害者等に配慮した避難所の運営についての検討が必要です。

C　必要不可欠な行政機能を確保する

番　号	起きてはならない最悪の事態
C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【日頃からの地域安全運動の実施】

・大規模な災害発生時には、警察機能の大幅な低下が懸念されることから、地域コミュニティにおける防犯活動等の取組が求められます。このため、日常的な地域安全運動を推進するとともに、災害発生時における防犯パトロール、避難所における防犯対策等の取組を想定した訓練を実施する必要があります。

番　号	起きてはならない最悪の事態
C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【職員に対する防災教育】

・災害発生時において迅速に状況を判断し、的確な防災活動と行政機能の維持に向けた行動を遂行できるよう、災害時の行動マニュアルや避難所運営マニュアル等の作成・配布を行うとともに、地域コミュニティと連携した定期的な防災訓練を実施する等、防災教育の徹底が必要です。

【被害の軽減による行政機能の維持】

・災害発生時においても行政機能を維持するため、業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアル等を定め、行政機能への被害の最小限化に取り組む必要があります。
・避難や復興の拠点となる避難所や市庁舎等の公共施設において、耐震化をはじめとした計画的な維持管理が必要です。

D　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

番　号	起きてはならない最悪の事態
D-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻ひ・機能停止

【災害情報等の収集・伝達】

・大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置の実施と災害状況の総合的な把握を図るため、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達体制の整備を図る必要があります。

【情報・通信網の整備】

・大規模災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す必要があります。

D-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【通信インフラ・情報伝達手段の確保】

・災害時等においても通信インフラが確保できるよう、整備を進める必要があります。災害時においても市民サービスの提供は不可欠であり、適切に情報が伝達できるよう体制や施設の整備等を進める必要があります。

E　経済活動の致命的な機能不全を回避する

番　号	起きてはならない最悪の事態
E-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【幹線道路等の計画的整備】

・道路は、避難路や緊急輸送への使用だけでなく、延焼の遮断を果たすなど、災害発生時における重要性は高く、経済活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等でも重要な役割を担うため、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。このため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。

【企業等における災害対策】

・企業、事業者等においては、平常時から災害発生時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。

番　号	起きてはならない最悪の事態
E-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【消防・救急・救助体制の整備】

・大規模地震等の発生時には、重要な産業施設の被災が予想されることから、市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速かつ適切な対応に取り組む体制を整備する必要があります。

【企業等における災害対策】

・企業、事業者等においては、平常時から災害発生時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。

E-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【幹線道路等の計画的整備】

・道路は、避難路や緊急輸送への使用だけでなく、延焼の遮断を果たすなど、災害発生時における重要性は高く、経済活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等でも重要な役割を担うため、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。このため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。

【公共交通の確保】

・発災直後は、主要な道路は応急救助活動等のために使用されることから、人の流れを確保するためには、公共交通機関の早期の復旧が不可欠です。
また、市内循環バス等の、鉄道駅までの人員輸送の手段についても早期に復旧する必要があります。

E-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

【地域経済の循環の維持】

・地域経済の早期復興を推進する上で、金融サービスと郵便等の輸送インフラの早期再開は不可欠です。産業活動だけでなく、消費活動の早期復興を推進するため、金融サービスと輸送インフラの強靭化に事業者等と連携して取り組む必要があります。

E-5	食料等の安定供給の停滞

【食料・飲料水・生活必需品等の備蓄・調達】

・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。
・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。

【食料品の製造販売の維持】

・食品製造業や小売店等においては、被災者に食料品が安定供給されるよう、BCP に基づいた生産販売活動が行われるよう取り組んでいく必要があります。

【学校給食施設の機能維持】

・大規模災害の発生後、復興に向けて早期に学校を再開するために、学校給食の再開が不可欠です。
・発災直後においても学校給食施設の機能を維持することで、避難所等へ食料を供給することが可能なため、学校給食施設の強靭化が必要です。

番　号	起きてはならない最悪の事態
E-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【農業用水の確保】
・農産物の生産活動が安定して行われるよう、農業用水の確保を図る必要があります。このため、農業用水設備等の強靭化を推進するとともに、農業用水源の確保に努めることが求められます。

【地球温暖化対策の推進】
・地球温暖化が原因とみられる異常気象の発生が増加しており、対策が求められています。地球温暖化対策を推進し、異常気象の発生を抑制していく必要があります。

【地下水の確保】
・災害発生時の飲料水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。
・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。

F　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

番　号	起きてはならない最悪の事態
F-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【電力施設・都市ガス施設の予防対策】
・災害時においても、必要な電力・ガスなどが供給可能な体制を確保する必要があります。関係機関や事業者との連携を図るとともに、各施設において災害発生時の機能確保に備えた体制を確保する必要があります。

【道路事業の計画的推進】
・ガソリン等のエネルギー供給のため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。

F-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止

【上水道施設の予防対策】
・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や管路の老朽化対策の促進を、関係機関に要請していく必要があります。
また、水道工事関連事業者による復旧作業がスムーズに進むよう、連携を強化する必要があります。

【下水道施設の予防対策】
・下水道施設の被害を防ぐため、老朽化した管きょ等の設備改修を行う必要があります。
・台風・豪雨時の浸水被害を軽減するために雨水排水施設の整備を推進する必要があります。

【道路事業の計画的推進】
・上下水道の維持のため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。
・復興期における道路の復旧に合わせて、上下水道の復旧工事も進められるよう、事業者との連携を強化する必要があります。

番　号	起きてはならない最悪の事態
F-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止

【道路の整備・維持】

・災害による被害を軽減するために、災害時に通行不可能となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施し、老朽化している箇所については補修等を実施する必要があります。

【公共交通の確保】

・発災直後は、主要な道路は応急救助活動等のために使用されることから、人の流れを確保するためには、公共交通機関の早期の復旧が不可欠です。
また、市内循環バス等の、鉄道駅までの人員輸送の手段についても早期に復旧する必要があります。

G　制御不能な複合災害や二次災害の発生を防ぐ

番　号	起きてはならない最悪の事態
G-1	地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【市街地の不燃化促進】

・大規模火災のリスクの高い市街地については、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等を計画的に整備し、不燃化等を推進していく必要があります。
・住宅の耐震化等の対策を推進し、地震発生等の火災発生防止に努める必要があります。

【道路の整備・維持】

・道路の閉塞が避難や救助・消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、避難路や緊急輸送道路となる道路等の整備を促進するとともに、道路の通行可否についての情報を、的確に収集・発信する必要があります。

G-2	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻ひ

【道路及び沿道の耐震化】

・沿道の住宅・建築物については、耐震化を促進するとともに、適切な管理を促す必要があります。

G-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【土砂災害対策】

・狭山丘陵周辺の適正な管理を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれの高い地域の周辺住民に対し、避難方法や避難の時期等の身を守る対応を周知するとともに、災害のおそれがある場合は早期の情報提供に努める必要があります。

G-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

【公害対策】

・平常時から、市民、企業、行政等の協働により、良好な生活環境の形成や環境保全による公害対策に取り組むことが求められます。特に有害物質を扱う事業者等においては、その管理の徹底が求められます。

番　号	起きてはならない最悪の事態
G-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃

【農地・農業用施設の予防対策】
・災害の発生に際して農業被害を最小限に抑えるため、農家等と連携して予防対策を実施する必要があります。

【狭山丘陵の保全】
・狭山丘陵については、土砂災害等の発生による荒廃を防止するため、開発等による不自然な地形の変化・変更を抑止し、保全などの対策を推進する必要があります。

H　社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

番　号	起きてはならない最悪の事態
H-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理の実施】
・災害により発生した廃棄物を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に運搬・処理する必要があります。
・災害廃棄物の発生量を抑制するため、家具の転倒防止策等の地震対策を徹底する必要があります。

【がれき処理の実施】
・災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理・処分方法を平常時から検討しておくとともに、一時保管場所や最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、処理を図ることにより適正に対応する必要があります。

H-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【ボランティア団体等との連携】
・災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会等と連携した災害ボランティアセンターの設置訓練を行うとともに、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行う NPO 法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する必要があります。

H-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【文化財等の安全対策】
・これまでも取り組んでいる保存・整備を維持し、文化財等の安全対策と次世代への継承が求められます。無形文化財等の伝承文化の維持のためには、地域コミュニティの果たす役割が大きく、日頃からのコミュニティの活性化支援も必要です。

H-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【事業用地の確保】
・復興に向けて、市内の事業活動が継続されるよう、事業用地の確保に向けた支援が必要です。

【仮設住宅等の確保】
・市民生活や産業活動を持続するため、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の速やかな整備ができるよう、事前に建設予定地等について検討しておくとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

番　号	起きてはならない最悪の事態
H-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

【正しい情報発信】

・災害発生時に、デマやフェイクニュース等から市民生活・事業活動を守るとともに、被災状況等を的確に発信し風評被害等を防止するため、正確な情報発信が可能な体制を構築する必要があります。

【地域経済の復興】

・地域産業の担い手の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進など、大規模自然災害による地域経済への影響を抑制する取組を推進する必要があります。

3 強靱化に向けた取組

施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、脆弱性の評価に基づく施策を「前期基本計画」に定める具体施策から抽出し、国土強靱化に資する施策として位置付けます。

施策分野については、「前期基本計画」の施策の体系に順じて設定します。

第１章　市民との協働による地域振興

- 第１節　コミュニティ → １　地域コミュニティ、２　交流
- 第２節　パートナーシップ → １　情報共有、２　市民参加と協働

第２章　健康で明るく暮らせるまちづくり

- 第１節　健康・医療 → １　健康づくり、２　医療・救急、３　社会保障制度
- 第２節　福祉 → １　地域福祉、２　子ども・子育て支援、３　高齢者福祉、４　障害者福祉、５　生活支援
- 第３節　暮らし → １　消費生活、２　雇用

第３章　安全で快適なまちづくり

- 第１節　安全・安心 → １　災害対策、２　消防体制、３　交通安全、４　防犯対策
- 第２節　都市基盤 → １　都市づくり、２　道路、３　住宅・宅地、４　下水道、５　廃棄物処理とリサイクル
- 第３節　地域交通 → １　モノレール推進、２　地域交通

第４章　誰もが学び活躍できるまちづくり

- 第１節　人権 → １　人権・平和、２　男女共同参画
- 第２節　教育 → １　学校教育、２　生涯学習、３　スポーツ・レクリエーション
- 第３節　文化 → １　市民文化、２　伝統文化・文化財

第５章　地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり

- 第１節　産業 → １　農業、２　商・工業、３　観光
- 第２節　景観 → １　都市景観、２　水とみどりのネットワーク
- 第３節　環境 → １　自然環境、２　公園・緑地、３　地球温暖化対策　４　公害対策・環境美化

第６章　計画の推進に向けて

- 第１節　行政運営
- 第２節　財政運営
- 第３節　広域行政

各施策分野における国土強靱化に資する取組

事前に備えるべき目標			A 直接死を最大限防ぐ				B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する						C 必要不可欠な行政機能は確保する		D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	
リスクシナリオ			A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6	C-1	C-2	D-1	D-2
起きてはならない最悪の事態			住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	突発的又は広域かつ長期間にわたる市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻ひ	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻ひ・機能停止	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
1 市民との協働による地域振興																
	(1)コミュニティ	①地域コミュニティ	●	●	●	●		●				●	●	●		
		②交流	●	●	●	●		●			●	●	●			
	(2)パートナーシップ	①情報共有	●		●	●							●	●	●	●
		②市民参加と協働										●	●			●
2 健康で明るく暮らせるまちづくり																
	(1)健康・医療	①健康づくり									●	●				
		②医療・救急		●				●		●	●	●				
		③社会保障制度														
	(2)福祉	①地域福祉	●					●				●	●			
		②子ども・子育て支援	●													
		③高齢者福祉	●									●				
		④障害者福祉	●									●				
		⑤生活支援														
	(3)暮らし	①消費生活														
		②雇用														
3 安全で快適なまちづくり																
	(1)安全・安心	①災害対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●
		②消防体制	●	●	●		●	●						●		●
		③交通安全					●						●			
		④防犯対策											●			
	(2)都市基盤	①都市づくり	●	●	●	●	●			●				●		
		②道路	●	●	●		●		●	●				●		
		③住宅・宅地	●	●		●	●	●		●	●					
		④下水道			●						●			●		
		⑤廃棄物処理とリサイクル														
	(3)地域交通	①モノレール推進	●													
		②地域交通	●				●		●							

E 経済活動の致命的な機能不全を回避する						F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる			G 制御不能な複合災害・二次災害の発生を防ぐ					H 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する				
E-1	E-2	E-3	E-4	E-5	E-6	F-1	F-2	F-3	G-1	G-2	G-3	G-4	G-5	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5
サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	食料等の安定供給の停滞	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	上下水道等の長期間にわたる機能停止	交通インフラの長期間にわたる機能停止	地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻ひ	機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	農地・森林等の被害による国土の荒廃	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
				●							●				●	●		●
											●				●	●		●
									●	●	●							●
															●	●		●
															●			
															●			
																		●
	●			●	●	●	●				●			●	●	●	●	●
	●								●									
				●				●	●	●								
●	●	●		●		●	●	●	●	●	●			●		●	●	●
●		●		●		●	●	●	●	●								
●									●	●				●			●	●
							●											
														●				
		●						●										
		●						●										

事前に備えるべき目標			A 直接死を最大限防ぐ				B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する						C 必要不可欠な行政機能は確保する		D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	
リスクシナリオ			A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6	C-1	C-2	D-1	D-2
起きてはならない最悪の事態			住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	突発的又は広域かつ長期間にわたる市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻ひ	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻ひ・機能停止	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
4 誰もが学び活躍できるまちづくり																
(1)人権	①人権・平和															
	②男女共同参画															
(2)教育	①学校教育		●								●	●		●		
	②生涯学習		●								●	●		●		
	③スポーツ・レクリエーション		●								●	●		●		
(3)文化	①市民文化		●								●	●		●		
	②伝統文化・文化財															
5 地域の特色をいかした自然と調和するまちづく																
(1)産業	①農業						●									
	②商・工業						●									
	③観光															
(2)景観	①都市景観					●										
	②水とみどりのネットワーク			●	●	●										
(3)環境	①自然環境			●		●										
	②公園・緑地			●		●										
	③地球温暖化対策				●	●										
	④公害対策・環境美化						●				●					
6 計画の推進に向けて																
(1)行政運営			●											●		●
(2)財政運営														●		
(3)広域行政						●		●	●			●		●	●	●

E 経済活動の致命的な機能不全を回避する						F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる			G 制御不能な複合災害・二次災害の発生を防ぐ					H 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する				
E-1	E-2	E-3	E-4	E-5	E-6	F-1	F-2	F-3	G-1	G-2	G-3	G-4	G-5	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5
サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	食料等の安定供給の停滞	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	上下水道等の長期間にわたる機能停止	交通インフラの長期間にわたる機能停止	地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻ひ	機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	農地・森林等の被害による国土の荒廃	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
				●												●		
															●	●		●
									●									
															●	●		●
																●		●
				●	●						●		●					●
●	●		●	●		●						●			●		●	●
																		●
																	●	●
					●				●				●					
					●				●		●		●			●		
									●		●		●					
					●													
				●	●						●	●		●				
			●						●						●	●		●
			●														●	●
	●	●				●	●										●	

資 料 編

1 SDGs で定める 169 のターゲット

目標 1．あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.1　2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。

1.2　2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。

1.3　各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。

1.4　2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。

1.5　2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。

1.a　あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や施策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。

1.b　貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2．飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1　2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

2.2　5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。

2.3　2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

2.4　2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。

2.5　2030 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

2.a　開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

2.b　ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。

2.c　食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1　2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。

3.2　すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下までに減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満の予防可能な死亡を根絶する。

3.3　2030 年までにエイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。

3.4　2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

3.5　薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

3.6　2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

3.7　2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。

3.8　すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

3.9　2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

3.a　すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。

3.b　主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。

3.c　開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。

3.d　すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.1　2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

4.2　2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

4.3　2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

4.4　2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

4.5　2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

4.6　2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。

4.7　2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

4.a　子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

4.b　2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。

4.c　2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

目標 5．ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5.1　あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

5.2　人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

5.3　未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

5.4　公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

5.5　政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

5.6　国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

5.a　女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

5.b　女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。

5.c　ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標 6．すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1　2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。

6.2　2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。

6.3　2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加をさせることにより、水質を改善する。

6.4　2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。

6.5　2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。

6.6　2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。

6.a　2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。

6.b　水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7．すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.1　2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

7.2　2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

7.3　2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

7.a　2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

7.b　2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

目標 8．包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.1　各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。

8.2　高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

8.3　生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

8.4　2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

8.5　2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

8.6　2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

8.7　強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

8.8　移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

8.9　2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し実施する。

8.10　国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

8.a　後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。

8.b　2020 年までに、若者雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

目標９．強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1　すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。

9.2　包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。

9.3　特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。

9.4　2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

9.5　2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

9.a　アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。

9.b　産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。

9.c　後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。

10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。

10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。

10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。

10.6 世界規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。

10.7 計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。

10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。

10.c 2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.1 2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

11.7 2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。

12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興、・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる（注）

13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。

13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

（注）国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。

14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。

14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。

14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源へのアクセスを推進する。

15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、更に優先種の駆除または根絶を行う。

15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。

15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。

16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。

16.9 2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。

16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。

16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。

17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。

17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。

17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。

17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。

17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。

17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。

17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地位的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（平成 27 年 9 月 25 日第 40 回国連総会で採択・外務省仮訳）から一部抜粋

2 長期総合計画審議会

⑴　長期総合計画審議会条例

武蔵村山市長期総合計画審議会条例

（平成２１年３月３１日
条例第１５号）

（設置）

第１条　武蔵村山市における総合的かつ計画的な行政運営の礎となる基本構想及び基本計画（以下「長期総合計画」という。）を策定するため、武蔵村山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画の策定に必要な事項を調査審議する。

（組織）

第３条　審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員１０人をもって組織する。

⑴　識見を有する者　２人

⑵　行政委員会の委員　３人

⑶　公共的団体等の代表者　３人

⑷　市民　２人

２　委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則　省略

⑵　長期総合計画条例

武蔵村山市長期総合計画条例

（令和２年１２月２２日
条例第２７号）

（目的）

第１条　この条例は、長期総合計画の位置付けを明らかにするとともに、長期総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な行政運営に資することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　長期総合計画　基本構想、基本計画及び実施計画により構成される本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画をいう。

⑵　基本構想　本市のまちづくりの最上位の方針を示すもので、基本理念及び将来都市像を示した構想をいう。

⑶　基本計画　基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示す計画をいう。

⑷　実施計画　基本計画で体系化した施策を計画的に実施するための計画をいう。

（長期総合計画の位置付け）

第３条　長期総合計画は、本市の最上位の計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

（審議会への諮問）

第４条　市長は、基本構想及び基本計画の策定又は変更に当たっては、次条に規定する武蔵村山市長期総合計画審議会（同条第１項を除き、以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

（武蔵村山市長期総合計画審議会）

第５条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、武蔵村山市長期総合計画審議会を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関し必要な事項について調査及び審議をし、答申する。

３　審議会は、市長が委嘱する委員１０人をもって組織する。

４　前３項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（議会の議決）

第６条　市長は、基本構想の策定又は変更に当たっては、議会の議決を経なければならない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則　省略

⑶　諮問・答申

ア　諮問書

武発第４０３号

武蔵村山市長期総合計画審議会

武蔵村山市長期総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）について諮問します。

令和元年６月６日

武蔵村山市長

藤　野　　勝　印

イ　中間答申書

令和２年３月４日

武蔵村山市長　藤野　勝　様

武蔵村山市長期総合計画審議会
会　長　　和　田　　清　美

武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）について（中間答申）

令和元年６月６日付武発第４０３号をもって諮問のあった武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）について、当審議会において慎重に審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり中間答申します。

記

昨年は明治以降の憲政上初めて、天皇の譲位に伴う改元が行われ、令和の時代が始まりました。

さらに、今年は７月から９月にかけて東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるとともに、本市は１１月３日に市制施行５０周年の節目を迎えます。

新たな時代の到来を予感させる一方で、進行する少子高齢化と、それに伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、本市を取り巻く状況は一層厳しさを増してきています。

このような状況の中で、１０年後の未来を見据えた魅力的なまちづくりを進めていくに当たっては、これまで以上に市民と行政が協力し、全市を挙げて様々な課題に対応していく必要があります。

当審議会では、平成３１年３月に報告があった「武蔵村山市第五次長期総合計画基礎調査報告書」や「武蔵村山市民意識調査報告書」における市民からの意見も参考とし、本市が抱える課題や、それらの解決に向けた、本市にふさわしいまちづくりの方向性などが計画されているか、専門的な知見及び市民としての視点で慎重に審議を進めてきました。

その結果、市から提出された武蔵村山市第五次長期総合計画基本構想素案（以下「基本構想素案」という。）の内容については、おおむね妥当であるとの結論に達しました。

そして、当審議会では、これらのことを踏まえながら、基本構想素案に対して、審議会としての意見を取りまとめました。

市においては、当審議会の意見や今後実施されるパブリックコメントに寄せられた市民の意見などに十分配慮し、対応されるよう要望します。

1　基本構想素案に対する意見

市から提供を受けた基本構想素案についての当審議会の具体的な意見を記述します。なお、記述のないその他の部分についてはおおむね妥当であると考えます。

⑴　多摩都市モノレールの市内延伸に関する検討

多摩都市モノレール延伸の導入空間ともなる、新青梅街道の拡幅整備事業については、東京都により全ての区間で事業認可が取得され、着実に進行しています。

また、令和２年度の東京都の予算案に、多摩都市モノレール延伸関連の予算が計上されたということもあり、延伸を願うという今までのスタンスから一歩踏み込んだ、多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりについての記載が必要ではないかと考えます。

また、多摩都市モノレールのみならず、道路、自転車、歩行者のネットワークを総合的に検討する必要があると考えます。

地域経済の発展は、生活水準を上げて、みんなが幸せな生活を営むためには不可欠であり、それは物流、人の流れがあってこそ初めて実現するものであると考えます。

⑵　将来都市像に関する検討

将来都市像については、次のとおり、本審議会の意見としては１つに絞っていません。

市民協働や都市整備、福祉、教育など、行政の果たす役割は多岐にわたります。本審議会からの将来都市像（案）を基に、市民が未来に希望を持てるような、本市が持つ独自性を表した将来都市像について検討する必要があると考えます。

【将来都市像（案）】

ア　みんなでつくる　緑とにぎわいあふれる　むさしむらやま
イ　伸ばし、つないで　支えあうやさしいまち　むさしむらやま
ウ　人と人との「絆」をつむぐ　誰もが活躍できるまち　むさしむらやま
エ　みんなで学び　支えあう　絆のまち　むさしむらやま
オ　みどりとにぎわいあふれ　みんなで学ぶ　誰もが活躍できる　むさしむらやま

⑶　ＳＤＧｓに関する検討

国際的な目標であり、大きすぎる概念ではあるが、本市の取組の中に盛り込むべき要素があると考えます。

記載が妥当と思われる項目について、慎重に検討し、計画の中に全般的に取り入れる必要があると考えます。

2　その他の意見

基本構想については、本市の今後の１０年のまちづくりの大きな方向性を定めるという性質上、個別の施策や事業については意見を反映できない部分があると考えます。

本中間答申の意見については、基本構想の策定のみならず、今後策定を進める基本計画に記載する各施策等への反映についても、十分配慮し、対応されるよう要望します。

ウ　答申書

令和２年１１月６日

武蔵村山市長　藤野　勝　様

武蔵村山市長期総合計画審議会
会　長　　和　田　　清　美

武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

令和元年６月６日付武発第４０３号をもって諮問のあった武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）（以下「長期総合計画」という。）について、当審議会において慎重に審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会は、武蔵村山市長からの諮問に基づき、長期総合計画について、慎重に審議を重ねてきました。

約２年間、計１０回にわたり審議していく中で、市を取り巻く状勢はめまぐるしく変化してきました。

本年１月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、不要不急の外出や商店等の営業の自粛要請に始まり、新しい日常や生活様式への転換が求められるなど、これまでに誰も経験したことのない、大きな変化をもたらしました。

さらに、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会は延期が決定し、市でも、市制施行５０周年記念の事業をはじめ、様々なイベントの縮小や中止を余儀なくされています。

このような状況の中、市が次の１０年を見据えて取り組む施策を定める、長期総合計画を策定することは、不安定な情勢に左右されず、安定して市政を運営するために必要不可欠なことであると考えます。

当審議会では、本年３月４日に行った基本構想に関する中間答申に続き、前期基本計画について、市が抱える課題の解決や、市民サービスの向上に資する取組が計画されているか、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきました。

その結果、市から提出された長期総合計画素案に対して、審議会としての意見を別紙のとおり取りまとめ、内容についてはおおむね妥当であるとの結論に達しました。

市においては、当審議会の意見や今後実施されるパブリックコメントに寄せられた市民の意見などに十分配慮し、対応した上で、長期総合計画を策定されるよう要望し、ここに答申いたします。

別紙

審　議　会　か　ら　の　意　見

1　基本構想素案に対する当審議会の意見

⑴　中間答申の反映について

令和２年３月４日に行った中間答申の基本構想への反映について、再度確認し対応されるよう要望します。

⑵　本市を取り巻く社会潮流の変化とその対応について

中間答申以降、市を取り巻く状勢は大きく変化していることから、内容もそれに沿ったものとなっているか十分に確認し、検討を行う必要があると考えます。

2　前期基本計画素案に対する当審議会の意見

⑴　全体を通して

それぞれの意見について、長期総合計画への記載ができなかった場合であっても、関連する各施策の個別計画への記載を検討する必要があると考えます。

また、第四次長期総合計画に位置付けていた施策を削除した際は、それに代わる新たな施策を位置付ける必要があると考えます。

なお、ＳＤＧｓについては、基本構想だけでなく基本計画の中でも達成に向けた取組について記載するとともに、市民のＳＤＧｓについての理解を促進する必要があると考えます。

⑵　各章ごとの個別意見

章	意見概要
目次・序章	○ＳＤＧｓの各ゴールの説明ページについて、ここでの記載だけではＳＤＧｓを理解することは困難である。ＱＲコードを記載するなどして、ＳＤＧｓの詳細な説明を記載したホームページ等へ誘導し、市民のＳＤＧｓへの理解を促進するよう取り組むべきである。
第１章 市民との協働による地域振興	○災害時の互助・共助などでも、地域コミュニティの重要性は増しており、地域コミュニティ活性化について重点的に取り組むべきである。 ○コミュニティ関係の専門家を派遣し、助言してもらうなど、新たな支援策を検討すべきである。 ○地域住民が活躍できる場を作る支援を行うべきである。 ○高齢者向け事業の充実などによって、多くの住民が交流できる場の拡大を検討すべきではないか。 ○公共施設の管理等についても、アダプト制度（市が整備した公共空間等を、市民が管理する制度）の導入などによって、市民参加を促進すべきではないか。 ○地域で活動する各団体が、交流できるイベントなどを実施し、活動に関する相談や、情報を共有できるような場づくりをすべきである。 ○地域みんなでまちづくり会議の見直しについて、これまであった問題点を解消した開催方法を期待する。

章	意見概要
第２章 健康で明るく暮らせるまちづくり	○介護予防・認知症対策では、市民の意識啓発が大切であり、各種講座等をもっと利用しやすくするような仕組みを検討すべきである。 ○子どもの貧困対策はとても重要である。個別計画の推進にしっかり取り組んでほしい。 ○子ども食堂は現在の所在位置には偏りがある。利用状況と地域ごとのニーズを把握し、必要な人が利用しやすいように整備してほしい。 ○国立感染症研究所のＢＳＬ４施設については、移転について働きかけていることを明記すべきである。
第３章 安全で快適なまちづくり	○防災施設について、位置等の表示だけでなく災害時に備えてどうするべきか、分かるように記載するべきである。 ○多摩都市モノレールの延伸に向けて、都の予算が計上されるなど前進が見られる。これに合わせて「総合交通計画」の策定の検討をすべきである。この中で市にふさわしいモノレールの駅舎や、周辺環境の整備などを定め、都に提案するくらいの姿勢を期待する。 ○国では、居心地の良く歩きたくなるまちの形成に取り組んでいる。市においても、道路の機能や役割を再考し、新しいストリートデザインのモデル地区を定めるなどして、推進してほしい。 ○ごみ回収有料化の推進に当たっては、戸別収集による費用増などをしっかり勘案し、費用や手間などの面で、不都合が生じないよう取り組んでほしい。
第４章 誰もが学び活躍できるまちづくり	○いじめや虐待の防止に向けての取組はもちろん重要であるが、その実態や傾向を分析し、予防だけでなく発生した際に早期に対応できるような取組が必要である。 ○新型コロナウイルス感染症に対する取組で、オンラインによる学習の重要性が増している。このオンライン学習を、長期入院している子どもや、自宅での環境が整っていない子どもなど、様々な状況の子どもたちについても、平等に学習機会が得られるような環境を整備すべきである。 ○スクールゾーンについて、現在は決して安全が守られているとは言えない状況である。保護者やシルバー人材センターだけでは限界があるため、警察に取締りの強化を働きかけるなど、安全確保に向けた取組を強化すべきである。 ○図書館に関する施策について、読書は人生のパートナーと位置付けることができる素晴らしいものであり、利用促進に向けて指標を設け、達成に向けて施策に取り組んでほしい。 ○本計画では章のタイトルである施策の柱に、「学び」という言葉を追加しているので、この「学び」を強調できるような構成とすべきである。 ○歴史民俗資料館分館について、本市には陸軍少年飛行兵学校などが所在していたこともあり、利用者増に向けた取組を推進する必要がある。 ○食を通じた健康づくりは重要である。食育の推進について、防災食育センターの整備を含め、深く取り組んでほしい。

章	意見概要
第５章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり	○特定生産緑地制度について、農家への周知や、農地の貸借など、関係する取組について、確実に推進してほしい。 ○多摩開墾の環境整備について検討していただきたい。 ○農地の保全に関しては、高齢となった農家の方が、農地を貸すことができるよう、市民農園に関する施策を充実することが有効であると考える。 ○市民農園等の農地の貸し出しについては、貸出障害者の就労支援に活用できれば需要増が見込めると思う。そういった団体での借用も可能となるよう検討が必要ではないか。 ○市の特産物であるみかんは、生産量の落ち込みが見られる。援農ボランティアの充実や、消費増に向けたＰＲを実施して、絶やさないように支援する必要がある。 ○残堀川については、昔より水質が良くなっており、子どもたちの遊び場となっている。水量確保について、しっかり取り組んでほしい。 ○狭山丘陵はまちづくり条例で景観重点地区に指定されてはいるが、あくまでガイドラインであり、所有者による改変等で緑化率などが守られていないという実態がある。これを防ぐ方法を検討すべきではないか。 ○観光施策を推進するには、市内の移動手段の確保が重要となる。レンタサイクルの導入など、市内の回遊性向上に向けた取組を期待したい。 ○公園で、高齢者がゲートボールをしているのに、子どもたちがボールを使って遊ぶのは禁止されているという現状に疑問を感じる。市の未来を担う子どもたちがもっと伸び伸びと遊べるような環境を整備してほしい。
第６章 計画の推進に向けて	○新庁舎の移転や公共施設の再編、モノレール延伸に向けたまちづくりなどの、全庁で取り組むべき大きな事業においても、市民とともに協働で推進し、開かれた行政運営を期待する。 ○限られた経営資源で、効率的で持続可能な市政運営のために、簡素で効率的な組織体制の構築が重要と考えるが、まちづくりなど広範にわたる施策については、プロジェクトチーム等の横断的な組織を作って対応するべきである。 ○職員の資質の向上について、先進的な自治体や民間企業など、外に出て学ぶことができるような環境作りが必要である。 ○公共施設の統合・再編に当たっては、適正な配置や大きさを十分に検討し、一部の地域に不便が生じないよう留意する必要がある。 ○職員の人数について、正規職員とそうでない職員の責任意識に違いがあると感じる。正規職員の増加について検討し、資質の向上を図る必要があるのではないか。 ○民間活用について、学校給食を民間に委託して質が低下することがないよう、契約の内容や、職員の関わり方など、慎重に検討する必要がある。
第７章 国土強靱化地域計画	○災害時における地域コミュニティが担う役割は重要性を増してきており、自治会等の既存のコミュニティの振興を図ることはもちろん重要ではあるが、防災・減災に向けた新たな地域コミュニティの在り方を検討する必要があると考える。

⑷　会議の開催経過等

ア　開催経過

開催年月日	回	議　　題
令和元年 ６月　６日	第１回	１　会長及び副会長の選任 ２　会議の公開等について ３　人口フレームについて ４　その他
７月２４日	第２回	１　基本構想の策定について ２　計画策定に当たっての市の現状等について ３　その他
１１月２５日	第３回	１　基本構想について ２　その他
令和２年 ２月２１日	第４回	１　将来都市像について ２　中間答申（案）について ３　その他
４月１６日	第５回	１　基本計画について ２　その他
６月２６日	第６回	１　基本計画について ２　その他
７月３１日	第７回	１　基本計画について ２　その他
８月１７日	第８回	１　基本計画について ２　第五次長期総合計画前期基本計画（素案）について ３　その他
９月２５日	第９回	１　国土強靭化地域計画について ２　第五次長期総合計画前期基本計画（素案）について ３　武蔵村山市長期総合計画審議会答申（案）について ４　その他
１０月１９日	第 10 回	１　第五次長期総合計画基本構想（素案）について ２　第五次長期総合計画前期基本計画（素案）について ３　武蔵村山市長期総合計画審議会答申（案）について ４　その他

イ　答申

年　月　日	件　名	内　　容
令和２年 ３月　４日	中間答申	武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）について（中間答申）
１１月　６日	答　申	武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

⑸　長期総合計画審議会委員名簿

区　分	氏　　名	選 出 区 分	備　　考
会　長	和　田　清　美	識見を有する者	
副会長	阿　部　慶　一		
委　員	阿　部　和　功	行政委員会の委員	
委　員	杉　原　栄　子		
委　員	石　川　裕　一		令和２年７月２０日～
	田　代　敏　夫		～令和２年７月１９日
委　員	佐　藤　　貢	公共的団体等の代表者	
委　員	髙　橋　　薫		
委　員	平　野　靖　子		
委　員	石　塚　典　久	市　民	
委　員	髙　橋　玲　子		

3 第五次長期総合計画策定委員会

⑴　第五次長期総合計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市第五次長期総合計画策定委員会設置要綱

（平成３１年４月２４日
訓令（乙）第３９号）

（設置）

第１条　武蔵村山市第五次長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市第五次長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、長期総合計画の原案を作成する。

（組織）

第３条　委員会は、次項各号に掲げる委員で組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　副市長

⑵　教育長

⑶　武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和４７年武蔵村山市規則第２８号）第３条第１号に規定する部長

⑷　第６条第２項各号に掲げる部会の部会長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は前条第２項第１号に掲げる委員を、副委員長は同項第２号に掲げる委員をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第６条　委員会に、長期総合計画の策定に当たり専門的事項を調査研究させるため、部会を置く。

２　部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部会員で組織する。

⑴　健康福祉部会　１０人

⑵　教育文化部会　８人

⑶　都市環境部会　９人

⑷　国土強靭化部会　８人

⑸　計画推進部会　１０人

３　部会員は、市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する者をもって充てる。

４　計画推進部会は、部会間の調整、策定事務の進行管理等の事務をつかさどる。

（部会長及び副部会長）

第７条　部会に、部会長及び副部会長１人を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

２　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第８条　部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

２　第５条第２項及び第３項の規定は、部会の会議に準用する。

（報告）

第９条　部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

（意見の聴取等）

第１０条　委員会及び部会は、必要に応じ関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることが出来る。

２　委員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

（委員会及び部会の庶務）

第１１条　委員会及び部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

⑵　第五次長期総合計画策定委員会開催経過等

ア　策定委員会

(ｱ)　開催経過

開催年月日	回	議　　題
平成３１年 ４月２５日	第１回	1　第五次長期総合計画における人口フレームについて 2　その他
令和２年 ３月１８日	第２回	1　基本構想（素案）について 2　将来都市像について 3　前期基本計画の施策の体系について 4　その他
８月１１日	第３回	1　国土強靭化地域計画について 2　基本構想の取扱いについて 3　その他
１１月３０日	第４回	1　基本構想（素案）について 2　前期基本計画（素案）について 3　パブリックコメントの実施について 4　その他
令和３年 １月２５日	第５回	1　第五次長期総合計画（原案）について 2　その他

(ｲ)　報告

年　月　日	内　　容
令和２年 ３月１９日	武蔵村山市第五次長期総合計画基本構想（素案）について（報告）
１２月　８日	武蔵村山市第五次長期総合計画（素案）について（報告）
令和３年 １月２６日	武蔵村山市第五次長期総合計画（原案）について（報告）

イ　部会

(ｱ)　開催経過

【健康福祉部会】

開催年月日	回	議　　題
令和元年 １０月３０日	第１回	1　健康福祉部会長及び副部会長の互選について 2　基本構想について 3　その他
令和２年 ６月１５日	第２回	1　前期基本計画について 2　その他
１１月１６日	第３回	1　基本構想（素案）について 2　前期基本計画（素案）について 3　その他
令和３年 １月１８日	第４回	1　策定委員会への報告について 2　その他

【教育文化部会】

開催年月日	回	議　　題
令和元年 ６月２０日	第１回	1　部会長及び副部会長の互選について 2　その他
１１月　５日	第２回	1　基本構想について 2　その他
令和２年 ７月１４日	第３回	1　副部会長の互選について 2　前期基本計画について 3　その他
１１月１６日	第４回	1　基本構想（素案）について 2　前期基本計画（素案）について 3　その他
令和３年 １月１８日	第５回	1　策定委員会への報告について 2　その他

【都市環境部会】

開催年月日	回	議　　題
令和元年 ６月２０日	第１回	1　部会長及び副部会長の互選について 2　その他
１０月３１日	第２回	1　基本構想について 2　その他
令和２年 ６月１５日	第３回	1　部会長及び副部会長の互選について 2　前期基本計画について 3　その他
７月１６日	第４回	1　前期基本計画について 2　その他
１１月１６日	第５回	1　基本構想（素案）について 2　前期基本計画（素案）について 3　その他
令和３年 １月１８日	第６回	1　策定委員会への報告について 2　その他

【国土強靭化部会】

開催年月日	回	議　　題
令和２年 ９月１５日	第１回	1　部会長及び副部会長の互選について 2　前期基本計画について 3　その他
１１月１６日	第２回	1　基本構想（素案）について 2　前期基本計画（素案）について 3　その他
令和３年 １月１８日	第３回	1　策定委員会への報告について 2　その他

【計画推進部会】

開催年月日	回	議　　題
令和元年 ６月２０日	第１回	1　部会長及び副部会長の互選について 2　その他
１１月６日	第２回	1　部会長の互選について 2　基本構想について 3　その他
令和２年 ４月　６日	第３回	1　副部会長の互選について 2　前期基本計画について 3　その他
１１月１６日	第４回	1　基本構想（素案）について 2　前期基本計画（素案）について 3　その他
令和３年 １月１８日	第５回	1　策定委員会への報告について 2　その他

(ｲ)　報告

年　月　日	内　　容
令和３年 １月２１日	武蔵村山市第五次長期総合計画（案）について（報告）

⑶　第五次長期総合計画策定委員会委員・部会員名簿

ア　策定委員会

区　分	氏　名	職　名	備　考
委員長	山　﨑　泰　大	副市長	
副委員長	池　谷　光　二	教育長	
委　員	神　山　幸　男	企画財政部長	令和２年４月１日～
	高　尾　典　之	企画財務部長	～令和２年３月３１日
委　員	荒　井　一　浩	財政担当部長	～令和２年３月３１日
委　員	石　川　浩　喜	総務部長	令和２年４月１日～
	比留間毅浩		～令和２年３月３１日
委　員	室　賀　和　之	市民部長	令和２年４月１日～
	鈴　田　毅　士		～令和２年３月３１日
委　員	藤　本　昭　彦	協働推進部長	令和２年４月１日～
	山　田　義　高		～令和２年３月３１日
委　員	古　川　　純	環境担当部長	令和２年４月１日～
	藤　本　昭　彦		～令和２年３月３１日
委　員	鈴　木　義　雄	健康福祉部長	令和２年４月１日～
	佐　野　和　実		～令和２年３月３１日
委　員	島　田　　拓	高齢・障害担当部長	令和２年４月１日～
	登　坂　正　美		～令和２年３月３１日
委　員	乙　幡　康　司	子ども家庭部長	令和２年４月１日～
	神　山　幸　男	子ども家庭担当部長	～令和２年３月３１日
	鈴　木　　浩		～令和元年１０月３１日
委　員	竹　市　基　治	都市整備部長	令和２年４月１日～
	桂　健　太　郎		～令和２年３月３１日
委　員	諸　星　　裕	建設管理担当部長	令和２年４月１日～
	神　子　武　己		～令和２年３月３１日
委　員	小　林　　真	議会事務局長	令和２年４月１日～
	石　川　浩　喜		～令和２年３月３１日
委　員	神　子　武　己	教育部長	令和２年４月１日～
	田　代　　篤		～令和２年３月３１日
委　員	高　橋　良　友	学校教育担当部長	
委　員	勝　山　　朗	指導担当参事	～令和２年３月３１日
委　員	高　尾　典　之	会計管理者	令和２年４月１日～
	池　谷　敏　久		～令和２年３月３１日
委　員（部会長）	小　延　明　子	福祉総務課長	令和２年４月１日～
		地域福祉課長	～令和２年３月３１日
	神　山　幸　男	地域福祉課長	～令和元年１０月３１日

区　分	氏　名	職　名	備　考
委　員 (部会長)	井 上 幸 三	教育総務課長	
委　員 (部会長)	大 坪 克 己	交通企画・モノレール推進課長	令和２年４月１日～
	並 木 篤 志	都市計画課長	～令和２年３月３１日
委　員 (部会長)	雨 宮 則 和	総務契約課長	令和元年１１月１日～
	小 延 明 子	秘書広報課長	～令和元年１０月３１日
委　員 (部会長)	石 川　　篤	防災安全課長	令和２年９月１０日～

イ　部会

【健康福祉部会】

区　分	氏　名	職　名	備　考
部会長	小 延 明 子	福祉総務課長	令和２年４月１日～
		地域福祉課長	～令和２年３月３１日
	神 山 幸 男	地域福祉課長	～令和元年１０月３１日
副部会長	松 下 君 江	保険年金課長	
部会員	榎 本 雅 夫	市民課係長	
部会員	稲 葉 義 徳	高齢福祉課係長	
部会員	栗 原 克 明	障害福祉課係長	
部会員	里 見 和 行	子ども青少年課係長	令和２年４月１日～
		子育て支援課係長	～令和２年３月３１日
部会員	深須麻美子	子ども子育て支援課係長	令和２年４月１日～
	荻 野 隆 行	子ども育成課係長	～令和２年３月３１日
部会員	澤 木　　守	生活福祉課係長	
部会員	木 村 修 一	健康推進課係長	
部会員	比留間一晴	子ども青少年課係長	令和２年４月１日～
	齋 藤 恵 子	健康推進課係長	～令和２年３月３１日

【教育文化部会】

区　分	氏　名	職　名	備　考
部会長	井 上 幸 三	教育総務課長	
副部会長	髙 橋 一 磨	文化振興課長	令和２年４月１日～
	中 村 顕 治		～令和２年３月３１日
部会員	金 谷 典 明	施設課係長	令和２年４月１日～
	櫻 井 謙 次		～令和２年３月３１日
部会員	山 﨑 真 由 美	教育指導課係長	令和２年４月１日～
	石 川　　篤		～令和２年３月３１日
部会員	比 留 間 道	学校給食課係長	
部会員	内 野 正 利	文化振興課係長	令和２年４月１日～
	内 野　　昭		～令和２年３月３１日
部会員	鳥 海 純 子	スポーツ振興課係長	令和２年４月１日～
	西 原　　陽		～令和２年３月３１日
部会員	国 分 一 也	図書館係長	

【都市環境部会】

区　分	氏　名	職　名	備　考
部会長	大 坪 克 己	交通企画・モノレール推進課長	令和２年４月１日～
	並 木 篤 志	都市計画課長	～令和２年３月３１日
副部会長	田 村 崇 寛	道路下水道課長	令和２年４月１日～
	川 口　　渉	環境課長	～令和２年３月３１日
部会員	中 川 裕 太	防災安全課係長	
部会員	平 野 兼 一	産業観光課係長	令和２年４月１日～
		観光課係長	～令和２年３月３１日
部会員	本 木　　豊	産業観光課係長	令和２年４月１日～
		産業振興課係長	～令和２年３月３１日
部会員	横 堀 哲 也	環境課係長	令和２年４月１日～
	篠 田 光 宏	道路下水道課係長	～令和２年３月３１日
部会員	天 野 竜 一	ごみ対策課係長	
部会員	藤 野 裕 希	区画整理課係長	
部会員	小 濱 旬 一 郎	都市計画課係長	令和２年４月１日～
	尾 髙 興 紀	交通企画・モノレール推進課係長	～令和２年３月３１日

【国土強靱化部会】

区　分	氏　名	職　名	備　考
部会長	石 川　　篤	防災安全課長	
副部会長	篠 田 光 宏	都市計画課長	
部会員	井 上 展 史	防災安全課係長	
部会員	中 野 育 三	福祉総務課係長	
部会員	須 永 貴 之	都市計画課係長	
部会員	森　　諒	道路下水道課係長	
部会員	根 本 慶 太		
部会員	金 谷 典 明	施設課係長	

【計画推進部会】

区　分	氏　名	職　名	備　考
部会長	雨 宮 則 和	総務契約課長	令和元年１１月１日～
	小 延 明 子	秘書広報課長	～令和元年１０月３１日
副部会長	外 園 元 紀	秘書広報課長	令和２年４月１日～
	増 田 宗 之	協働推進課長	～令和２年３月３１日
	雨 宮 則 和	総務契約課長	～令和元年１０月３１日
部会員	加 藤 幸 代	企画政策課係長	
部会員	並 木 武 司	財政課係長	
部会員	山 本　　伸	文書法制課係長	令和２年４月１日～
		文書情報課係長	～令和２年３月３１日
部会員	小 野 暢 路	職員課係長	
部会員	飯 島 郷 太	課税課係長	
部会員	清 野 稔 光	収納課係長	令和２年４月１日～
	持 田 文 吾		～令和２年３月３１日
部会員	廣 末　　聡	協働推進課係長	
部会員	杉 山 亮 太	行政経営課係長	令和２年４月１日～
	井上ひとえ	会計課係長	～令和２年３月３１日

4 その他の市民参加

(1) 市民意識調査

【実施期間】

平成 30 年 8 月 15 日から 8 月 29 日まで

【対象者】

満 18 歳以上の市民（平成 30 年 5 月 1 日現在）

【調査方法】

偏りが出ないよう性別、地区、年代で区分し，人口割合で案分して抽出した 2,000 人に、郵送配布、郵送回収

【概要】

・設問数　74 問

・有効回答数　450 件

・有効回答率　22.5%

(2) 市民ワークショップ

開催年月日	時　間	場　所	参加人数
平成３１年 ２月１９日	午後６時３０分から 午後９時まで	残堀･伊奈平地区会館	１３人
２月２１日	午後６時３０分から 午後９時まで	大南地区会館	１７人
２月２３日	午前９時３０分から 正午まで	中部地区会館	８人

(3) パブリックコメント

・第 1 回　武蔵村山市第五次長期総合計画　基本構想（素案）について

【実施期間】

令和 2 年 3 月 20 日から令和 2 年 4 月 19 日まで

【意見の件数】

5 件

・第 2 回　武蔵村山市第五次長期総合計画（素案）について

【実施期間】

令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 1 月 14 日まで

【意見の件数】

5 件

武蔵村山市第五次長期総合計画

（令和３年度～令和１２年度）

発行年月／令和３年３月
発　　行／武蔵村山市
編　　集／武蔵村山市 企画財政部 企画政策課
〒208 - 8501
武蔵村山市本町一丁目１番地の１
TEL　042 (565) 1111　（代表）

武蔵村山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。